

# 阿見町議会会議録

平成24年第4回定例会

(平成24年12月11日～12月25日)

阿見町議会

## 平成24年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	37
◎会期日程	38
◎第1号(12月11日)	41
○出席, 欠席議員	41
○出席説明員及び会議書記	41
○議事日程第1号	43
○開 会	44
・会議録署名議員の指名	44
・会期の決定	44
・諸般の報告	45
・常任委員会所管事務調査報告	47
・議員派遣報告	50
・議案第83号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	52
・議案第84号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	56
・議案第85号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	61
・議案第86号から議案第90号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	68
・議案第91号から議案第97号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	70
・議案第98号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	74
・議案第99号(上程, 説明, 採決)	75
○散 会	76
◎第2号(12月12日)	77
○出席, 欠席議員	77
○出席説明員及び会議書記	77
○議事日程第2号	79
○一般質問通告事項一覧	80
○開 議	81
・一般質問	81
野口 雅弘	81
佐藤 幸明	87

永井 義一	9 6
藤平 竜也	1 1 4
藤井 孝幸	1 1 9
○散 会	1 4 0
◎第3号（12月13日）	1 4 1
○出席，欠席議員	1 4 1
○出席説明員及び会議書記	1 4 1
○議事日程第3号	1 4 3
○一般質問通告事項一覧	1 4 4
○開 議	1 4 5
・一般質問	1 4 5
飯野 良治	1 4 5
川畑 秀慈	1 5 7
浅野 栄子	1 8 2
難波 千香子	2 0 1
○散 会	2 1 3
◎第4号（12月14日）	2 1 5
○出席，欠席議員	2 1 5
○出席説明員及び会議書記	2 1 5
○議事日程第4号	2 1 7
○一般質問通告事項一覧	2 1 8
○開 議	2 2 0
・一般質問	2 2 0
柴原 成一	2 2 0
海野 隆	2 2 9
紙井 和美	2 6 0
久保谷 充	2 7 3
・休会の件	2 8 2
○散 会	2 8 3

◎第5号（12月25日）	285
○出席，欠席議員	285
○出席説明員及び会議書記	285
○議事日程第5号	287
○開 議	288
・議案の訂正	288
・議案第84号（委員長報告，討論，採決）	288
・議案第85号（委員長報告，討論，採決）	290
・議案第86号から議案第90号（委員長報告，討論，採決）	291
・議案第91号から議案第97号（委員長報告，討論，採決）	295
・議案第98号（委員長報告，討論，採決）	301
・議員提出議案第4号（上程，説明，質疑，討論，採決）	302
・議員提出議案第5号（上程，説明，質疑，討論，採決）	303
・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について	304
○閉 会	305

## 第 4 回 定例会

阿見町告示第255号

平成24年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年12月4日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成24年12月11日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成24年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	12月11日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	12月12日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第3日	12月13日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第4日	12月14日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第5日	12月15日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	12月16日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	12月17日	(月)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第8日	12月18日	(火)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第9日	12月19日	(水)	休	会	・議案調査
第10日	12月20日	(木)	休	会	・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻		種別
第11日	12月21日	(金)	休 会		・ 議案調査
第12日	12月22日	(土)	休 会		・ 議案調査
第13日	12月23日	(日)	休 会		・ 議案調査
第14日	12月24日	(月)	休 会		・ 議案調査
第15日	12月25日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長報告</li> <li>・ 討論</li> <li>・ 採決</li> <li>・ 閉会</li> </ul>



第 1 号

[ 12 月 11 日 ]

## 平成24年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成24年12月11日（第1日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
総	務	部	長	坪田匡弘君
町	民	部	長	篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
交通防災課長	建石智久君
税務課長	吉田衛君
児童福祉課長	岡田稔君
国保年金課長	野口静男君
農業振興課長	村松利一君
環境政策課長	岡野栄君
水道課長	坪田博君
学校教育課長	黒井寛君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成24年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成24年12月11日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議員派遣報告
- 日程第6 議案第83号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度阿見町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第7 議案第84号 阿見町動物の愛護及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第85号 阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第86号 阿見町防災会議条例の一部改正について  
議案第87号 阿見町災害対策本部条例の一部改正について  
議案第88号 阿見町税条例の一部改正について  
議案第89号 阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について
- 議案第90号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第91号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号）  
議案第92号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第93号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第94号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第95号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第96号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第97号 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第98号 訴えの提起について
- 日程第12 議案第99号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成24年第4回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（倉持松雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

18番 諏訪原 実 君

2番 藤 平 竜 也 君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る12月4日，議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷実君，登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷実君） おはようございます。それでは、会期の決定について御報告申し上げます。

平成24年第4回定例会につきましては、去る12月4日，議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から12月25日までの15日間で、日程につきましては、本日本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

2日目，12月12日は午前10時から本会議で一般質問，5名。

3日目，12月13日は午前10時から本会議で一般質問，4名。

4 日目、12月14日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

5 日目から6 日目までは休会で議案調査。

7 日目、12月17日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

8 日目、12月18日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

9 日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、12月25日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成しました。各議員の御協力をよろしく申し上げまして、報告といたします。

○議長（倉持松雄君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月25日までの15日間といたしたいと思いを。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月25日までの15日間と決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成24年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

諸般の報告でございますが、東京医科大学茨城医療センターの件についてでございます。

去る12月6日に県議会のほうが開会されました。その折にも、県のほうで報告ということで、県知事が非常にこの問題は大事だという、県のほうの報告を少し述べさせていただきたいと思いを。

東京医科大学茨城医療センターの保険医療機関指定取り消しへの対応についてということで報告がございました。東京医科大学茨城医療センターの保健医療機関指定取り消しの対応につ

いてであります。同センターは県南地域の中核医療機関として重要な役割を果たしておりますが、今月——12月1日ですね、今月1日に、診療報酬の不正請求に起因する指定取り消し処分が発行し、現在、保険診療が行えない状況にあります。県では、患者の負担が増加しないよう、各保険者に対し療養費払いの適用について要請を行い、市町村などの保険者に御協力をいただいているところでございます。

また、地域医療の確保の観点から、先月22日に、三井厚生労働大臣に対しまして、できるだけ早く再指定してくれるよう要望してきたところであります。

茨城医療センターにおいては再発防止等に取り組んでいるところであり、県といたしましても、地元市町村等と一体となって、できる限り早期に保険診療が再開できるよう、引き続き国へ働きかけてまいりたいと思います。

ということで、県知事のほうから、やはりこの問題は非常に重要だということで、報告が県議会のほうでなされました。

そこで、私のほうも、やはり町としては非常に大事な地域医療という問題についてでございますので、報告という形で皆さんにお知らせしなければならないなど、そういう思いをしております。

12月1日から保険医療機関の指定取り消し処分が発行したわけでございますが、町といたしましても、ぜひ取り消し期間を短くしてほしいと考えております。町民としましても長期に及ぶことが大変心配なわけですから、できるだけ短くしてほしいということ、今後、県とともに国に働きかけていきたいと思っております。先月の22日には、先ほども県知事の報告にもありましたとおり、厚生労働大臣への要望に同行いたしまして、近隣10市町村の要望書を直接大臣に手渡してまいりました。ぜひ地元の事情をしっかりと勘案していただいて対応していただけたらと思っております。

要望の際には、保険局長から大変厳しい話が出たことは事実であります。やはり外部の目を入れて、東京医大の問題は監視、検証していかなければならないと思っております。実際に、茨城医療センターが設置している診療報酬検証委員会の外部委員として、先月29日に、私も委員の委嘱を受けております。国に対する要望活動につきましては、処分の指定を行うのが関東信越厚生局であることから、副知事が関東信越厚生局長に対し、県と10市町村の要望書を今月5日に提出している状況であります。

また、事務処理として、患者さんへの対応ということにつきましては、県内市町村国民健康保険、後期高齢者医療につきましては療養費払い制度、その他、病院側で作成したガイドラインに沿って対応が始まっております。具体的にどのような形でということにつきましては、まだ協議が必要なものもありますが、患者負担は変わらない原則で対応していただけるものと思

っております。

今後も関係機関と連携しながら、地域医療をしっかりと守っていきたいと考えておりますので、どうか議員各位にもよろしく願いいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第83号から議案第99号の17件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書の2件です。内容はお手元に配布した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成24年9月分から10月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明委員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配布いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配布しました参考資料のとおりです。

次に、平成24年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、12月10日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配布いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 常任委員会所管事務調査報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで委員長より調査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、命によりまして、総務常任委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会は、11月8日から2日間、山形県置賜広域行政事務組合消防本部、埼玉県消防広域化第7ブロック協議会事務局——久喜地区消防組合消防本部内を視察研修してまいりました。出席議員は全員の6名で、議会事務局から青山局長、執行部から川村消防長の出席をいただきました。



1日目は、山形県の米沢市にある置賜広域行政事務組合を視察いたしました。この事務組合は米沢市、南陽市、川西町、高島町の2市2町で構成されており、圏域人口は16万5,000人です。この事務組合が発足したのは24年4月1日で、まだ時間の経過は少ないのですが、しっかりと地元で信頼されている、そんな感じを受けて事務所に入らせていただきました。

質問事項は、前もってまとめていたこと5点について回答がありました。

まず1点目、広域化によって、安全・安心面はどのように向上したのか。

これは、火災発生時の通報後、消防車両到着時間は早ければ早いほどよいわけです。当消防本部は、広域前の署所数、位置及び出動可能な出動隊は踏襲されているので、指令センターから一元的な指令を行えるため、通常の火災時には、現場に最も近い消防署及び隣接する署から6台以上の消防緊急車両を出動させています。今までは出動車両に限界があり、大規模になれば、ほかの消防本部に応援要請をしていたので、車両到着までに時間を要していた。また、緊急発生時には、高規格救急自動車10台で運用しており、現場に最も近いところからの出動としています。同じ町村において重複した場合は、他署の救急車に移動命令を行い待機させることも行っています。今までは救急車の数に限界があり、到着までに時間を要したこともありました。

次、2つ目、人事の交流や広域人事はされているのか。広域化によって、体制や活動にどのような変化があったのか。

現在、消防署員221名、各市町村派遣事務職員4名、再任用1名、合計226名ですが、今後は、年齢の平準化を図りながら、採用、広域人事を検討していきたい。広域当初の人事異動を24年2月1日で行った。まだ若干の異動ですが、今後は人事異動も拡大されていくと思われる。給料については、市よりも町が高く、7年ぐらいかけてならしていきたい。このような答弁でした。

無線と指令センターはすぐに一元化できたのかについては、広域前の2市2町の消防本部においては、活動波の周波数が同波となっているため、問題なく更新できた。また、救急波については、米沢市の周波数に変更を行い、4月1日から2市2町の119番を一括受け付けしています。

次、財政面での負担はどのようにしたのか。

これに対し、各市町村の負担割合は、人口割60%、基準財政需要額20%、平等割20%です。消防緊急無線デジタル化整備事業、高機能消防指令センター事業、消防車両の整備については、広域前より明らかに各市町村の負担が軽減されている。また、本部・指令センターの統合により、人件費の削減ができるとの話でした。

5つ目、消防団の管轄と連携はどのようになっていますか。

これに対して、消防団業務の業務内容を3つに区分した上で、各市町村と広域消防が取り扱いを区分しています。

①、各市町村が行う事務——消防団予算、条例規則等の制定、職務の権限。

②、各市町村から併任辞令発令を受けて広域消防が行う事務——これは各市町村で決定・所管すべき事項のうち常備消防が行ったほうが円滑に遂行できると考えられる消防団施設、消防水利の管理・調査に関する業務など。

③、広域消防受託事務——消防団と常備消防が緊密性を確保して行う業務、業務内容の性格から常備消防でなければ行うことのできない業務。

このような話を聞きまして、実際の指令台、指揮台を見学いたしました。ここでは、大きなナビゲーションがあり、電話をかけてきた場所が瞬時にわかり、どの道路に行くのが一番早いかが判定でき、それと同じものがそれぞれの車にも搭載されており、お互いに無線でやりとりをしながら短時間で現場に行くことのできるすばらしいものでした。ただ、道路工事と冬の間の雪には大変悩むそうです。

続きまして、2日目は、埼玉県久喜市に事務局があります埼玉県消防広域化第7ブロック協議会事務局を視察いたしました。

この協議会は、平成25年4月1日を広域化の期日としており、久喜市、宮代町、加須市、幸手市、白岡町、杉戸町の3市3町で構成され、管轄人口は45万9,000人です。

ここでの質問は、まず1つ目、なぜ消防の広域化を進めようとしたのですか。

これに対し、近年、火災や事故などの災害が大型化、複雑化しており、単独の消防や小規模の消防では対応が難しい。

2つ目、大地震による広域災害や地震における火災など二次災害に対応できる体制の構築が必要なこと。

3つ目、消防団員の確保が難しく、常備消防体制の強化が不可欠であること。

4つ目として、現在の消防サービスの維持・向上には、今以上の財政負担が見込まれ、広域化によるスケールメリットを活かした効率的な財政運営が求められている。

2つ目の質問として、広域化により、安全・安心面はどのように向上したのか。

①、広域化により、消防本部を集約することにより、余剰人員を現場活動要員にすることができ、消防力が向上した。

②、各市町村の境界にとらわれることなく、直近消防署からの出動が可能となり、現場到着時間が短縮される。

③、専門教育を受けられる環境が整い、人材の育成により、隊員の専従化や災害対応力が図られる。

次、3つ目の質問として、広域化による無線や指令センターの一元化はどのようにしていくのか。

指令センターは新消防署に設置し、平成28年1月の消防緊急無線デジタル化運用時期に合わせて一元化する。それまでは、それぞれの署で合計42名の指令要員が対応していく。移行時期までは、現在使用している無線機及び無線周波数を継続使用していく。

4つ目の質問として、消防団の管轄はどこになるのか、また連携はどのようにしていくのか。これに対しまして、

①、消防団事務は今回の広域化との対象外となるため、組合構成市町村の市町長部局で対応する。

5つ目の質問として、財政面での負担はどのようにになりますか。

組合市町の負担金は、広域後5年間は直近3年間の平均消防費決算額を原則として上回らないものとする。6年目以降については、広域後3年以内に定員適正化計画などを策定し、5年をかけて段階的に消防費決算額の5%を目標に削減を図るものとする。11年目以降については、基準財政需要額を基本とし、改めて協議する。

この広域化計画は、県の計画では5市3町となっていましたが、蓮田市においては、消防費の負担が1億円以上増えること、羽生市においては、現在、5時15分以降の死亡・婚姻の電話受け付けを消防署で行っている等事情があり加わらなかったということでした。

その後、活発な質疑応答があり、大変有意義な視察をすることができました。

それから、現在久喜市で使われている指令台を見学いたしました。ここでも置賜と同じようにすばらしいシステムで、安全・安心を守ることの大切さを痛感してまいりました。

今回の常任委員会の視察は、消防組織の広域化という町民の安全・安心な生活を守っていくのにはどのような形が望ましいかというテーマでしたが、大変有意義で充実した視察になったと感じています。

最後に、私たちのためにお忙しい時間を割いて懇切丁寧な説明をしてくださいました置賜広域行政事務組合の村山消防長、鈴木課長、埼玉県消防広域化第7ブロックの白石消防長、小倉局長を初めとする関係職員の皆様に心から感謝を申し上げまして総務常任委員会の視察研修報告とさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

---

#### 議員派遣報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第5、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

副議長柴原成一君、登壇願います。

〔副議長柴原成一君登壇〕

○副議長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

去る11月16日、河内町つつみ会館で開会されました平成24年度県南町村議会議員大会派遣報告をいたします。

町村長4名、議員53名の参加がありました。阿見町からは、議長を初め17名の議員、事務局3名が参加をいたしました。町長も来賓として参加されておりました。

まず、大会宣言を採択いたしました。大会宣言を読み上げます。

我々町村は、国民の生命を支えるため、食糧供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、長引く景気低迷に加え、歴史的な円高やデフレなどの影響から、経済・雇用情勢は悪化し、地域の活力は減退の一途をたどっている。さらに、東日本大震災による社会的・経済的な影響が国全体に及んでおり、町村は以前に増して厳しい立場に立たされている。

このような状況を打開し、地域を再生するためには、東日本大震災の復興を集中的・積極的に実施するとともに、自治能力を高め、都市と農山漁村が「共生」し得る社会を強力に進めていくことが重要である。

国は、地方分権改革を推進するため、昨年、第1次一括法及び第2次一括法を制定しているが、残された課題は多く、これまで以上に全国の町村の声に耳を傾け、真の分権型社会が実現することを、我々は大いに期待するものである。

我々議会人は、本日、県南町村議会議員大会を開催し、一致結束して果敢に行動していくことをここに誓う。

以上、宣言する。

続きまして、決議に移り、15項目の決議を採択いたしました。決議を読み上げます。

- 1つ、東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立を期する。
- 1つ、分権型社会の実現を期する。
- 1つ、町村財政の強化を期する。
- 1つ、議会の機能の強化を期する。
- 1つ、農林水産業振興対策の強化を期する。
- 1つ、中小企業振興対策の強化を期する。
- 1つ、環境保全対策の推進を期する。
- 1つ、情報化施策の推進を期する。
- 1つ、地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する。

1つ、少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する。

1つ、教育・文化の振興を期する。

1つ、交通及び生活環境の整備促進を期する。

1つ、消防体制の強化を期する。

1つ、国土政策の推進を期する。

1つ、特定地域の振興を期する。

以上、決議する。

以上採択し、24年度県南町村議員大会を閉会しました。

続きまして、山梨学院大学法学部の江藤俊昭教授による「地方分権改革の動向と地方議会・議員の課題」と題する講演がありました。

特に印象に残ったのは、議会は住民参加を促進し、首長とも切磋琢磨し、議員の質問に対する執行機関からの反問権も認めるなど、議会の存在意識である議員同士の討議、議決を重視する議会でなければならないという話がありました。大変有意義な講演内容でありました。

以上、議員派遣報告を終了いたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で議員派遣報告を終わります。

---

議案第83号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度阿見町一般会計補正予算（第4号））

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、議案第83号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度阿見町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第83号の平成24年度阿見町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に1,858万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ141億1,885万6,000円とするものであります。

その内容としましては、12月16日の衆議院議員総選挙の実施に当たり、歳入で同選挙費に対する県委託金、歳出では同選挙事業関係経費の計上に係る補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 今回、間もなくですね、16日に投開票が行われる総選挙に関する補正予算だと思いますが、3番の職員手当で時間外勤務手当というのが結構な値段になりますね。これはまあ、やむを得ないと思いますけれども……。それで、選挙に当たる職員の数というのは、一体何名を予定しているのか。各投票所がありますよね。それから開票体制、非常に長いので、深夜に及ぶと思うんですね。各投票所におけるその職員体制がどうなっているのか。それから、その開票体制ですね。この開票体制における職員の体制がどうなっているのか。

それから、開票がおくれる理由は幾つかもうわかっています。そうすると、大体もうなれてるわけですから、ずっと流れがあるんですけども、立会人がね、とめてしまうということがよくあります。その立会人への指導体制はどうなっているかというのが、次。

もう1つは、全額、国、県の10分の10ということになっているようですけども、長くなれば時間外勤務手当も増えると思うんですけども、この10分の10というのは、結構……。こちらのね、一応これ予算になっていますけども、例えばこれを超えた場合でも、この10分の10で出るのかというのを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まず、投票所の投票事務の職員体制ですけれども、投票所が17カ所ございまして、その中でそれぞれの投票所の選挙対象者の人数ですね、その人数によって職員の割り振りが決まるわけですけども、全体では130人の事務の従事者を予定しております。

それと、開票事務ですけども、開票所は全体で80人での体制をとっております。仕分けから票の確認、票数を数えていくというような流れになってきますけれども、全体で80人を予定しております。

それと、3番目の立会人の指導につきましては、いろいろ過去には、立会人も含めて、新聞報道とかで、開票がちょっと乱れているというような報道もされたりしたこともあったんですけども、事前に立会人の方に打ち合わせ等を行いまして、指導も含めてですね、きちんと対応していただくような打ち合わせをしております。

それと、開票ですけども、開票作業が長引きまして、そのために時間外がかかったという場合も、国の補助ということで、全て補助の対象になるということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 総務部長ね、きちんとしてね、やっているのはわかるんですよ。誰でもね、その打ち合わせをしてきちんとしてやってもらうというのはわかるけれども、そのきちんとした内容、内容を聞いてるんですよ。例えば、こういうふうにしてくださいとか、こういうふうにしてくださいとか、ね。それを今、総務部長が言ってるのはね、概略を言ってるんで、そのきちんとしてやってもらうように指導してますと、あんなの当たり前の話ですよ。そのきちんとしたようにやってもらう内容、中身を聞いてるんです。中身をもうちょっと詳しく言ってください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えします。立会人の方は、いろいろ情報をですね——途中の票数とかですね、情報を外部の人に提供したりというようなこともございまして、やっぱり携帯電話で連絡等をとったりですね、そういったことも過去であったんですけども、携帯の持ち込みはしないようにというようなことで、立会人の仕事に集中をしていただくというようなことを重点的にお話ししておりますし、それから、票の確認もですね、早く、できるだけ早くやっていただくというようなこと。また、疑問票等の協議もスムーズにポイントをついていただいて、まだ、こちらの説明もありますけれども、ポイントをきちんとの確に把握していただいて確認作業を進めてもらうというようなことをお話ししております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それもわかる。でもね、総務部長が言っているのは、当たり前のことを言っているのね、当たり前のことを。例えば、開票時間が……。疑問票の話が出ました。疑問票も、なるべくスムーズにと言ってるんだけど、具体的に、その疑問票をね、出たときに、どう対処するのか。例えば、職員がついていて、こうですああですというふうにやるとかやらないとか。そこが非常に大きく開票時間をさようする原因だというのも、はっきりしているわけなんですよ。その辺を、阿見としては、やらなくても大丈夫かなっていうふうに思っております……。というのは、前回だったかな、各投票時間の比較をしたものがあって、町会議員の選挙がこの前ありましたね、3月。これもね、人数、投票者数ですね、それからするとね、だからさっき職員の数を聞いたのもね、一人で一体何票ぐらいさばいてるかという、その参考のために聞いたんだけど、僕が調査したところでは、必ずしもね、阿見が悪いわけじゃないんですよ。だがしかしね、必ずしもいいわけでもないわけ。中間よりちょっと落ちるか落ちないかぐらい。ただ、厳密な比較をしてないんで、なかなかね、その比較ができないというところがつらいとこなんだけれども……。そうすると、結局、どこをつぶしていったら、まあ、選挙管理委員会としては、これでしょうがないよねと、こうなるためには、どこがポイントで、どこを重点的にやるのかと。その分析ができていて、その分析に基づいてそれに対応している

のかっていうことを聞いているわけですよ、中身をね。そのぐらいは、私が言ってることは受けとめてくれないと。それを一般的な話ばかりしていたんでは、議員に対する質問とね、回答になっていないわけですよ。

回答をもう一回、ちょっといいですか。開票時間をいかに正確に短くやるためには、どこがポイントで、そのポイントを阿見町の選挙管理委員会としては、しっかりとつかんで対応するんだと、そういうことですよ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 毎回、いろんな、スピード化を図るための改善点を検討しまして、それで選挙管理委員会の中で改善をしているわけですけども、今ちょっと私も選挙管理委員会の具体的なお話が、十分把握してなかったんで、話を聞いたんですけども、例えば、仕分け作業の台の高低差を調整しまして、非常に作業しやすいようなやり方に変えたと。それから区分箱も工夫しまして、できるだけスムーズに流れるような区分の仕分けをしている。それから選別機も機械を導入しまして、名前の選別もできるような機械も導入しまして、手分けの作業と機械と同時並行しながら、二重確認をしながらやっていくというようなことで、その都度、改善を協議しまして図っているというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 正確に早くやっていただきたいと。後でまた、今度は大体条件一緒なので、比較ができると思うんですよね。その比較の中で、阿見町のね、選挙管理委員会の開票時間がね、非常に県内でも優秀だったと、そういうことを期待したいと思います。

引き続き、13の委託料でね、ポスター掲示板の設置と撤去——これ一体だと思いますが、122カ所で174万4,000円という数字が出てますね。これ1カ所当たり幾らになるんですか。170万の122カ所ですから、1万ちょっとぐらいですか。ちょっと安いなという感じで……。実はその桁数を間違っただけ、いや10万ぐらいするのかなと思ったら、1カ所1万3,600円なんですよ。これは入札でやってるんですか、それとも随意でやってるんですか、それともどこか指名してくるんですか。それちょっとお聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） ポスター掲示を123カ所ですけども、設置と撤去の委託は指名競争入札でやってございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうすると、1社が担当しているということになりますか。ちょっと確認だけ。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。



○総務部長（坪田匡弘君） はい、競争入札で落札した業者1社が担当しています。

○5番（海野隆君） はい、以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第83号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第83号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第83号については、原案どおり承認することに決しました。

---

#### 議案第84号 阿見町動物の愛護及び管理に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、議案第84号、阿見町動物の愛護及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第84号の阿見町動物の愛護及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、人と動物との調和のとれた共生社会の推進の基本となる理念と動物の愛護及び管理に関する必要な事項を定めるとともに、町、町民、飼い主の責務を明らかにすることにより、町民の動物愛護の精神の高揚を図り、人と動物が共生することのできる地域社会の実現に資することを目的として、条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） この動物愛護及び管理に関する条例ですね、犬、猫のことは書いてるんですけども、動物として一括して書いてる部分もありますけども、例えばワニとかね、猿とか、こういう人が飼ってるのは、どこを見れば、その人たちに、こうなさいよというようなことを書いてるのか、それをちょっと教えていただきたい。それと、不法にというのか捨てる人がおりますよね、犬、猫を。その人たちをどう制限……。したらだめだよということを、どこに書いているのか。

そして、これには罰則規定がありませんが、罰則規定は必要ないのか。

その2つをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。環境政策課長岡野栄君。

○環境政策課長（岡野栄君） はい、お答えします。ワニや鳥なども今回の条例の対象になるかということなんですけれども、第2条の定義の中に、動物ということで鳥類または爬虫類というふうに書いてありますので、今回の条例の対象になります。

また、犬や猫を破棄した場合には、動物愛護法——法律の中で罰則等含まれております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いやいやそれは、そこの2条に書いていることは、動物とはね、さっきも言ったように、動物で一括してくくっているけども、犬と猫ははっきり書いてるわけです。条例としては、ワニについて、猿について、そんなことは書くことはできないことはよくわかるんですけども、犬、猫と同じような管理責任を問わせるのを、どこを読めばそれが出てくるかっていう——この条例の中でですよ、どこを読めば、それが読み取れるかということを知っているわけです。

○議長（倉持松雄君） 環境政策課長岡野栄君。

○環境政策課長（岡野栄君） 6条の飼い主等の責務というところに、飼い主の責務が書いてありまして、飼い主は動物が命あるものであることを十分に認識し、またずっと6項目書いてありますので、こちらでお読み取りいただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そうすると、犬、猫だけに限定しなくてもね……。犬、猫だけ限定して抜き出してるという。これは一般的にみんなが飼ってるからという意味だろうと思うんですけども、犬、猫だけ限定しているけども、これを読むと、動物ということで一括してくっつけているから、これで全て飼ってる犬、猫以外、ワニとか猿とかを飼ってる人に、統制ちゅうか制限できますか、犬、猫と同じように、この部分で。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 環境政策課長岡野栄君。

○環境政策課長（岡野栄君） はい、お答えします。先ほどの6条の参考に、「飼い主はその飼養する動物の生態、習性、生理を理解し、それに沿った飼養を行うとともに、当該動物が」ということで書いてありますので、飼うペットの生態等をよく認識した上で飼っていただくということになります。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） あのね、何で私がこんな質問するかというと、よくほらテレビで、自分の家で飼い切れないほどの犬とか猫とかいろんなものを飼って、近所にすごく迷惑かけているわけですよ。かけてるところがあるのね。そういう人たちを、どう、この町の条例で抑制するちゅうのか、できるのかという、これを聞きたいんですよ。これで何とかできますかね。どの条項を適用して、そういう……。確かに、共生をなさないとかね、書いてるんだけども、それは犬、猫だけであって、いろんな動物がおるからね。要はもう、近所迷惑になるようなことは、早く行政が立ち入ってやめさせるということが必要だと思っただけなんです。なかなかこれがね、行政はできないんですよ。で、近所迷惑で5年も10年も泣き寝入りしているという状態が続くから、どの条項を適用すればそれが——罰則がなくてもいいですけども、罰則と等しいような強制的な処置がとれるかということなんです。そこをお伺いします。

○議長（倉持松雄君） 環境政策課長岡野栄君。

○環境政策課長（岡野栄君） 先ほどの飼い主の責務の中で4項にございますが、「飼い主は飼養する動物について近隣住民の理解を得られるよう、周辺の環境に配慮した飼養を日々心がける」ということになっておりますので、この条例に基づいて、近隣の迷惑にならないように飼養していただきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） だから、努めなければならないと書いてるけど、努めない人が出てくるんですよ、現実に。それをどうするかって聞いているんですよ。

○議長（倉持松雄君） 環境政策課長岡野栄君。

○環境政策課長（岡野栄君） この条例が本日提案されましたことは、本会の議会の意見等を

確認していただきまして、町民と職員と一体となってこの条例を守っていくということを確認していただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私がね、通学路で随分危険な思いをしてる——道路の茂みがね、草とか木が繁茂して、それをとりなさい、とりなさい、とる必要はあると言うけども、町として何もできないじゃないですか。建設課の人が出てきて、その木を刈りに行ったら、鎌持って追うて回られるとかね、そういう現状がある。守らない人に対する、町として行政としてどう対応できるかということ、私は聞いてるんですよ。守らない人に対してね。

〔「罰則規定を設けなくていいのか」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） そういうことです。罰則規定をね、必要じゃないかと、こう言っているわけです。

○議長（倉持松雄君） 環境政策課長岡野栄君。

○環境政策課長（岡野栄君） ペット条例を現在上程しているわけですがけれども、この条例の内容につきましては、今後、広報等により町民に広く理解していただきたいということで考えております。

〔「罰則規定を設ける必要があるんじゃないか……」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） しつこく言って悪いんだけど、こういう条例って罰則規定がないのであればね、善良な市民ばかりを相手にしているわけじゃないでしょう。だから必要じゃないかって私言っているんです。必要であるかないかを、ちゃんと答えていただければいいんです。

○議長（倉持松雄君） 環境政策課長岡野栄君。

○環境政策課長（岡野栄君） 罰則につきましては、動物愛護法の中で罰則規定がありますので、そちらのほうにお任せして、町の条例としましては、皆さんの意見統一を図って、この条例を守っていくということで考えておりますので、必要ないということで考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 動物愛護法で罰則規定がある。で、町としては立ち入ったりしたりできるんですか、それで。だって随分苦勞してますよ。5年も10年もかけて、やっと立ち入ったとかちゅうことがあるんで、そういう状況が起こらないんですか。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 環境政策課長岡野栄君。

○環境政策課長（岡野栄君） 町としましては、県の動物指導センターとともに、違反があれば指導していくということでやっております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そういうね、いろんな5年も10年も近隣住民に我慢させないように、厳正なる態度で挑むべきだと思います。これは強く要望しておきます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第84号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 済みません、先ほどの議案第83号ですね、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度阿見町一般会計補正予算（第4号））の質疑に対する答弁について訂正をお願いしたいと思います。

質問はですね、ポスター掲示場の作成、設置、撤去業務が、入札が行われているかという質問に対しまして、指名競争入札で行っているというふうにお答えしましたけども、今回の衆議院の場合は、突然解散が決まって、投票日が決まりましたので、ポスター設置等に間に合わなくなるということで、一者特命の随契で契約をいたしました。訂正をお願いしたいと思います。

通常の任期が決まっている選挙の場合は指名競争でやっているものですから、そのようにお答えしましたけど、今回の場合は、一者特命の随意契約でやりました。訂正をお願いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私もうっかり、今、同僚の永井議員から、普通建設等事業進捗状況ということで入札があったってということで、ここに随意契約で——36ページね、に載ってるということで、今、指摘を受けたんですけど、タナカさんというところですよ。それで、そうすると、これ製造も、作成も含めてなんだこれね。議案書はね、設置、撤去なんですよ。ますます本当にね、これ安いなと思っているんですけど、わかりました。もうちょっと、ひよっとしたらこの議案書もね、こっちの議案書は作成も入ってるので、こっちの議案書も作成まで入れる必要があるのかないのか、私はわかりませんが、どうなんですか。あるんですか、ないん

ですか。それだけ聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 契約の件名はポスター掲示板作成，設置，撤去業務というようなことで，正式に議案書もこのように書けばよかったですけども，ちょっとその表示のスペースの関係でこういったことになったということで御了解をお願いしたいと思います。

○5番（海野隆君） わかりました。

---

#### 議案第85号 阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に，日程第8，議案第85号，阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第85号の阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について，提案理由を申し上げます。

本案は，ペット霊園の設置及び管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより，公衆衛生の向上及び良好な生活環境の確保を図り，町における公共福祉の増進に寄与することを目的として，条例を制定するものであります。

以上，提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まずですね，この件について，二，三，私質問したいんですけども，この条例をつくるきっかけとなった動機ちゅうんですかね，なぜこの条例をつくるようにしたのか，それをまず教えてください。目的はわかります。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい，お答えいたします。議員の皆様方には全員協議会のほうで御説明しましたようにですね，近年，交通網が整備されまして，都心から阿見町は大変近い距離になってまいりまして，こういったことが懸念されたわけなんです，そういったこと

です。まだ正式には、こういった設置の申請は来ておりませんが、そういった話が現に出ておまして、それです。その場所がですね、大変集落地内の既存の施設というようなことなものですから、近隣の町民、住民の方に迷惑がかかるということで、それで急遽ですね、こういった条例を設置するというようなことになったものでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） あそこで現にもう反対の看板とかね、近隣住民が反対をしますよね。設置されるということがわかったから反対してるんだと思うんですけども、それに対する条例のつくったきっかけだというふうに私も理解はしてますけども、ただね、この条例にもね、緩いところがあるんですよ。だから、この条例に基づいて、町としてですよ、つくらせないという意思が強いのか、どうぞ来てください、この条件に合えばいいですよという、そこら辺の大きな考え方を教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 条例の制定はですね、まず第三者的にですね、どちらかの視点ではなくてですね、やはり町民のそういった利益もそうですけども、あと、民間の経済活動にもつながるわけですので、その辺はですね、公平な視点でですね、こういった条例を作成したものでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 当然、中立的な立場でね、条例をつくって、つくらせないとかつくらせるとか、そういう立場ではないことは、私も十分理解しています。これね、町として、設置する業者がですよ、ここに書いている条件を全てクリアしたと。ただ1つ、住民が反対をするということを——ここにも書いてますけどね、関係近隣の方と協議をなさいますとか、理解を得るものと書いてますけども、それが得られないときはどうするんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） いろいろですね、その設置の距離ですとか、そういったものの取り決めがございまして、その中で判断していくこととなります。ですので、例えば具体的にどうのこうのというような、そういったお話の中ではこうだということは、お話しはできますけども、ちょっと今の御質問については、そういったことではないですので、ちょっとお答えにくいというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） じゃあ、視点を変えましょう。ここに第9条に勧告というのを書いてますね。その勧告というのは、どのようなことを——よく環境条例でもありますがね、勧告とか命令とか指導ってありますけども、勧告というのは具体的にどのようなことをいうんで

すか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 9条でですね、うたってますのはですね、その5条から8条までの手続、この中にですね、されていないと認めるときにつきましては、町長はですね、その設置をするものに対して、必要な措置といいますか、ちゃんとその手続がなされるようにというふうな、そういった指導的なことを意味するものでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 指導というのは勧告とは違いますよ。環境条例でもちゃんと違うようにしてますからね、指導と、勧告、命令ちゅうのはね、それぞれ違う、段階的に。じゃあ、この勧告ということが——今、指導って言ってますけど、指導じゃあない。もっと指導より1つきつい話ですよ。で、9条で、何で必要な勧告なんですか。5条から前条までに規定する手続がなされていないと認めるときは、建設を認めない、設置を認めないちゅうほうが正しいんじゃないんですか。勧告するんですか。だって、これだけのものを、条件を町が出して書類を提出しなさい、いろいろなものを提出しなさい。だけどその中に抜けてる分がある。そうすると勧告なんですか。そこは甘いんじゃないかと私は言ってるわけです。勧告じゃなくて、設置を許可しないんですよ。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） こちらの今の9条の勧告はですね、全て新たな設置のほかにはですね、既に設置されているものに対する書類の提出、報告等もございますので、そういったことから勧告というふうなことになるかとおります。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） だから、新たな設置するのと、今既存の施設が島津にありますけどね、そういうところたちは、この後から出た条例には適用されないでしょ。ただ書類を出してくださいとは言うかもしれない。例えばこっちが求める書類に違反したとしてもですよ、例えば100メートルとか300メートルとかね、そういうのは違反したとしても、撤去しろとは言えないでしょ。だから、これは新たな人に対してね、今まである人と新しいのつくる人とじゃなくて、新しくつくる人。今までの既存の施設の人、もう既存の施設で、これは認めざるを得ないでしょう。今から条例に反してるから撤去しろなんて言えないでしょ。だから、勧告ではなくて、書類がそろわないのは、ちゃんと不許可にするべきだと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 既にですね、設置されているものについても、こういった書



類をですね、提出するような条例で定めておりますので、これを出さなければですね、勧告してですね、速やかに出すようにと、そういった意味でございます。ですので、条例の文章のつくり方ですけども、当然、新たなですね、新設の場合にそういったのが出してこなければですね、これは認めることはできませんので、それはそれで終わりますけども、既に設置されているものについては、そういった書類を出しなさいというのは、条例で位置づけますので、そういったことで、出さない場合に対する勧告ということでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 最後に確認します。ここに5条から前条までに規定するちゅうやつに漏れがあったら、申請に漏れがあったら、町としては、これが漏れてるから、この書類を出しなさいというふうにするのが勧告という意味ですね。お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 当然ですね、申請者に対しましてはですね、この条例に基づきまして書類を提出しなさいというようなことがありますので、ないものについては、そういった話になります。それで、ですから、正式な書類が全部そろっていなければ、そういったようなことになろうと思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 町がそうやって一步引いてちゅうのか、書類がそろってなかったら出しなさいと言って出させるという、これはもう当然のことだと思うんですけども、要は、近隣の方々がね、反対をしている。だけど、設置する業者は条件をちゃんと整えた——距離とかね。ただし、努めなければならないという近隣住民の理解を求めなさいということがある。だから近隣住民の理解を求めたいんだけども、業者はですよ、理解をしなかったときには、この条項のどこを適用して町としては判断するんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） その設置するところからですね、110メートル以内においてですね、公共施設とか人家がある場合については、このペット霊園については設置できないとなっております。それから、そこを超えてですね、300メートルの範囲内につきましては、そういった住民の方々、それからこれは土地所有者、建物の所有者、それから管理者、そういうような方々に対して説明会を開催しなさいということになっています。その説明会の中でですね、その地域住民の方々と協議をして、それで円滑に進めるようにということになりますので、反対ですとかそういったことではなくてですね、やはりその設置するためにはですね、やっぱり近隣の住民の方々と、これは円滑に進めなければ、これからの当然設置して営業という形になりますけども、その辺が滞ると思いますので、それは企業努力でですね、その辺

をちゃんと解決するというような、そういった趣旨の内容でございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私が心配するのはね、ある設置業者が来て、近隣住民は反対していると。だけど、一部の住民が賛成だと。これは300メートル以内の範囲の人に全部印鑑をもらって回るとかという行為が必要なんですか。これ近隣住民に協議しなければならないし書いてるからね、その協議の具体的な方法として、区長とか、ほんの一部の人と協議して賛成をとればいいのか、近隣住民に全員許可をもらうのか、そういうところを具体的にお答えいただきたいんですが。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 条例のですね、7条ですね。説明会の開催ということですね、それで近隣住民ということであってまして、その近隣住民の定義がですね、これはですね、土地の所有者、管理者等全部入りますので、その方たちにそういった協議をします。それに基づいて、そういった説明会とか、そういった協議書を報告するというようなことになっております。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員に1つ申し上げます。委員会付託になってますので……。

○14番（藤井孝幸君） 俺、質問できないんだよ。

○議長（倉持松雄君） それはわかりました、わかりました。14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） こういうところでよくあるのは、設置する場所でね、特定の人たちが賛成をして、300メートル以内の人、それから110メートル以内の人の総意がなくてね、特定の人たちが賛成をしたことが、地域住民との協議が成立したということになるかどうかを、私は確認したいんです。私は、一番いいのは、全員が同意しましたと印鑑を押すのが一番いいんですけども、そうもいかない場合もあるでしょうから、どの程度の協議が進めば、町として設置許可を与えるのかどうかと。そこを最後に確認させてください。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） その辺がですね、各自治体でいろいろ問題になっているかと思えます、これはどんな条例におきましても。ですから、協議ですね、全て円満に解決するのが望ましいんですが、やはりその中でですね、今、議員おっしゃるとおり、賛成の方と反対の方というふうに別れるということがなってます。そこにつきましては、あくまでもですね、この条例ではですね、協議をしていただくというようなことでしかないということでございます。でですね、この条例はですね、そういった設置に関する条例ということですけども、これだけではなくて、都市計画法上ですね、大変設置がですね、難しく、そちらのほうでも網がかぶってます。ですので、そこにまた都市計画法、それから建築基準法、それに

プラスしましてこの町の条例でなおかつ網をかけてですね、町民の方々、住民の方々の環境を確保するような、そういったことになっておりますので、相当ですね、この範囲を設置するとなりますと、町内ではですね、難しいかと思えます。一応、念のため申し添えます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） これだけは最後に要望しておきます。例えば2分の1以上賛成すればね、設置を許可するとかっていう、そういう安易なことじゃなくって、そこの近隣住民の総意がね——総意っちゅうのは90%か80%か、ちょっと私なんかは判断できませんけども、近隣住民の多くの方々がね、賛成したとしてもね、一部の意見の人を尊重する必要性もありますのでね、どれぐらい賛成があったら、どれぐらい反対があったら、町は許可しないということだけはね、しっかりと近隣住民のために考えて許可を出していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。

15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 先ほど、部長の答弁で、どんどん阿見町が首都圏に近くなったというか、道路網が整備されたり、それだからいろいろなことが首都圏のほうから——産廃もそうでしたよね。開発というか便利になるということは、常にそういうことにまた脅かされると。今までとは違った阿見町の心配事がたくさん出てくるわけですよ。この小池のあそこの、具体的にあそこだと思んですけども、話によると、牛久には条例があったからできなかったと。だから阿見へ来たんだと。そういう話もちよっと聞いてんですね。で、44市町村のうちにこういう条例があるのは、どれぐらいの市町村なんですか。また、牛久はいつごろできたんですか、この条例は。ちよっとお願いします。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 44市町村中の設置の数はわかりませんが、常磐線沿線ですね、南から牛久まではほぼできてます。取手、龍ヶ崎、牛久まではできてます。そこから北については、まだない状況です。ちよっと設置の時期については、今、牛久市さんののは調べますけども。そういったことで、だんだん南から来てまして、阿見町が設置してなかったというようなことをございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） そうすると、阿見町が一番北だということなんですか、茨城では。この条例ができて一番北は阿見町だと。そういう解釈でいいんですか。仮に水戸市はどうなんですか、じゃあ。阿見が一番北だとすれば、水戸はできてないはずなんだけども。お願いします。

○議長（倉持松雄君） 環境政策課長岡野栄君。

○環境政策課長（岡野栄君） はい、お答えします。茨城県内で条例が設置されているところは、龍ヶ崎市、北茨城市、牛久市、五霞町、取手市、東海村、守谷市、以上でございます。

〔「牛久はいつごろできたの」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 環境政策課長岡野栄君。

○環境政策課長（岡野栄君） 牛久市の設置時期については、現在調べておりません。済みません。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） たまたま今の条例はペットの霊園に関する条例なんですけども、これから阿見町がどんどん市街地になっていくというか、道路網とかいろんな意味でね。そうすると、産廃のときもそうだったんですけども、常に行政側が後手後手に回っちゃうわけですよ。これもそうでしょう。そういう人が来たから急いでつくと。牛久はもう既にできてたと。それは阿見より牛久のほうが、いわゆる都市化されてるからできてたと思うんだよね、どんどん南から来たつうことは。だから、近隣のいろいろな状況を見て、こういうことが予想されることについては、先手先手を打っていくと、行政側が。じゃないと、いかにもつくる人に対する——これつくる人も民間の業者ですから、ある意味で考えたら、つくる権利はあるわけですから。それが出てきたときにやるんじゃないくて、先手先手にそういう条例をつくっていくと。だから44市町村のうちのどれくらいつくったんですかと、牛久市はいつできたんですかということ、今、聞いたんですけども。そんな考えで、牛久、今、調べてくればわかるんでしょうから、そう思いますのでよろしく。それは先手先手にやってかないと、どんどん行政側が後手後手に回ってしまうと。そういうことを要望しておきます。

○議長（倉持松雄君） それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時30分といたします。

午前11時18分休憩

---

午前11時30分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 先ほどの久保谷実議員の牛久市のですね、ペット霊園に関する条例のですね、制定日ですが、平成18年3月20日制定で4月1日施行というようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第85号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第86号 阿見町防災会議条例の一部改正について

議案第87号 阿見町災害対策本部条例の一部改正について

議案第88号 阿見町税条例の一部改正について

議案第89号 阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について

議案第90号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第9、議案第86号、阿見町防災会議条例の一部改正について、議案第87号、阿見町災害対策本部条例の一部改正について、議案第88号、阿見町税条例の一部改正について、議案第89号、阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について、議案第90号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第86号から議案第90号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第86号の阿見町防災会議条例の一部改正について申し上げます。

本案は、災害対策基本法の改正により、同法に定める市町村防災会議の所掌事務及び委員の要件が改められたため、町条例について所要の改正を行うものであります。

議案第87号の阿見町災害対策本部条例の一部改正について申し上げます。

本案は、災害対策基本法の改正により、町条例で引用する条文に変更が生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案第88号の阿見町税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、障害のある方が安心して日常生活を営むことができるよう、身体障害者等に対する軽自動車税の減免基準の拡充を図るため、町条例について所要の改正を行うものであります。

その改正内容としましては、身体障害者に係る減免対象となる軽自動車等において、「18歳未満の身体障害者の方と生計を一にする方が所有する軽自動車等」と規定されているところの年齢制限を撤廃するものであります。

次に、議案第89号の阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正により、平成22年4月1日に家庭的保育事業の実施が法律上位置づけられたことにより、町条例について所要の改正を行うものであります。

現行法で「保育の実施」とは「保育所における保育を行うこと」と「家庭的保育事業による保育を行うこと」を合わせて総称しておりますが、現在、町では保育所における保育事業のみを実施しており、条例につきましては「保育所における保育の実施」と規定しております。そのため、平成25年4月から家庭的保育事業を開始するに当たり、町条例について所要の改正を行い、法令に適合したものとするものであります。

次に、議案第90号の阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、子育て支援対策の一環として、子育て家庭にかかる経済的負担を軽減し、安心して出産し子供が育てられる環境をつくるため、町条例について所要の改正を行うものであります。

その改正内容としましては、平成22年10月から小児医療福祉費助成制度の対象者を小学6年生まで拡大し医療費を無料としておりましたが、平成25年4月から、より一層の子育て支援対策の充実を図るため、対象者を中学3年生まで拡大するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案5件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まず、議案第86号の阿見町防災会議条例の一部改正について質問します。この中で第2条の2項が変わることなんですけれども、現行のやつで、「災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること」というのが、改正後では、「阿見町の地域にかかわる防災に関する重要事項を審議すること」というようになるわけなんですけれども、この情報収集に関しては、どういう状況になるのか、ちょっと説明してください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。これは防災会議条例でございますので、改正した中では、防災会議が阿見町の地域にかかわる防災に関する重要事項を審議するということございまして、従前の災害に対する情報を収集するということに関しましては、災害対策本部等で情報収集しまして、必要なときには防災会議のほうに報告をするというようなことになります。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、要は今までは、この防災会議と対策本部、両方が情報収集していたという形になるわけですかね。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 従来の防災会議条例は、そこら辺がちょっと曖昧になってまして、両方で情報収集するような形で、最終的に防災会議が、災害のときもですね、そこを統括するような形になっていたかと思えますけども、災害の緊急時は、やはり災害対策本部が主になって情報を収集したり対策に当たるというようなことございまして。防災会議は、そのいろんな事項を受けて、事前事後対策を協議するというようなことになるかと思えます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第86号から議案第90号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会、民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第91号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号）

議案第92号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第93号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第94号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第95号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第96号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第97号 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第10、議案第91号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号）、議案第92号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第93号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第94号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第95号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第96号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第97号、平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第91号から議案第97号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

まず、議案第91号の一般会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億5,041万円を増額し、歳入歳出それぞれ142億6,926万6,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正について、歳入から主なものを申し上げます。

第15款国庫支出金では、民生費国庫負担金で、自立支援医療給付費負担金及び障害者自立支援給付費負担金を増額するとともに、障害児施設措置費負担金を新規計上。衛生費国庫補助金で、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金を新規計上。

第16款県支出金では、民生費県負担金で、自立支援医療給付費負担金及び障害者自立支援給付費負担金を増額するとともに、障害児施設措置費負担金を新規計上。民生費県補助金で、障害者自立支援対策臨時特別交付金を新規計上するとともに、医療費補助金及び地域支え合い体制づくり事業補助金を増額。農林水産業費県補助金では、身近なみどり整備推進事業補助金を増額するとともに、戸別所得補償経営安定推進事業補助金を新規計上。

第20款繰越金では、歳出の財源に充てるため、前年度繰越金を増額。

第21款諸収入では、茨城県市町村振興協会から受け入れを行った防災対策事業交付金を新規計上するものであります。

次に、3ページからの歳出について、その主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで、職員給与関係経費の補正を行うほか、第2款総務費では、企画費で、総合計画策定事業の事業費が確定したことにより不用額を減額。

第3款民生費では、社会福祉総務費で、要援護者等に救急医療情報キットを配付するため、



消耗品費を増額するほか、介護給付費繰出金を増額。障害者福祉費で、障害福祉事務費の実績精算に係る国庫支出金等返還金を新規計上するとともに、サービス利用者の増に伴い、自立支援医療給付費、障害者介護給付費、障害児給付費及び障害者訓練等給付費をそれぞれ増額。医療福祉費で、医療給付の増に伴い、医療費助成費を増額。保育所費で、保育士賃金等の確定に伴い不用額を減額する一方、不具合が発生している二区保育所の電話設備更新工事費を新規計上。

第4款衛生費では、塵芥処理費で、電気料金の値上がりに伴い、不足する霞クリーンセンターの電気使用料を増額するとともに、震災で被災した同施設の渡り廊下を改修するため、維持補修工事費を増額。放射能対策費で、事業費が確定した植栽管理委託料等の不用額を減額する一方、施設の老朽化に加え、対策が必要となった総合運動公園テニスコート及びフットサルコートの人工芝改修工事費を新規計上。

第5款農林水産業費では、農業振興費で、平地林保全整備事業の追加に伴い、業務委託料を増額する一方、農地費で、農業基盤整備事業の事業費の確定に伴い、不用額を減額。

第8款消防費では、消防機械力整備事業費及び団員教育訓練費の確定に伴い、不用額をそれぞれ減額。

第9款教育費では、各小中学校、公民館等公共施設の電気料金の値上がりに伴い、不足する電気使用料を増額するほか、小学校管理費で、君原小学校プール等の排水路変更に伴い、建築土木工事費を新規計上。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正については、維持管理委託料、電算システム等の業務が平成25年4月から円滑に進められるよう、3月までに入札等を執行し契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、議案第92号の国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に2億9,878万円を追加し、歳入歳出それぞれ54億993万8,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費の補正を行うほか、給付費の増に伴い、一般被保険者療養給付費及び高額療養費を増額。東京医大茨城医療センターの保険医療機関指定取り消しに伴い、今年度内に支出が見込まれる診療報酬を療養費払いで対応するため、一般被保険者療養費及び退職被保険者等療養費を増額するほか、保険療養給付費等負担金等の実績精算に係る国庫支出金等返還金を増額するもので、その財源としては前年度繰越金を充てるものであります。

3ページの第2表、債務負担行為につきましては、電算システムについて、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第93号の公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から15万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ20億4,182万3,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費の補正を行うもので、その財源については、一般会計繰入金を減額するものであります。

3ページの第2表、債務負担行為につきましては、維持管理委託料ほか2件について、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第94号の農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予定額に129万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億7,296万6,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費の補正を行うほか、各集落排水施設管理費で、電気料金の値上がりに伴い、不足する電気使用料を増額するもので、その財源については、一般管理費繰入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

3ページの第2表、債務負担行為につきましては、維持管理委託料及び業務委託料について、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第95号の介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億3,258万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億3,041万8,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費の補正を行うほか、サービス利用者数の増に伴い、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費等を増額するほか、介護給付費準備基金積立金を増額するもので、その財源としては、第1号被保険者保険料及び保険給付費の法定負担分である、介護給付費負担金、介護給付費交付金、介護給付費繰入金等を充てるものであります。

4ページの第2表、債務負担行為につきましては、電算システム及び業務委託料について、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第96号の後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に2,021万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億8,633万3,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費の補正を行うほか、後期高齢者医療広域連合に係る保険料納付金及び療養給付費等負担金を増額するもので、その財源としては、後期高齢者医療保険料、療養給付費等負担金繰入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

3ページの第2表、債務負担行為につきましては、電算システムについて、期間と限度額を

設定するものであります。

次に、議案第97号の水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ59万2,000円を減額するものであります。

その内容としましては、職員手当、法定福利費を減額するものであります。

また、債務負担行為につきましては、PC機器保守及び機器管理費ほか11件について、期間と限度額を設定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第91号から議案第97号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第98号 訴えの提起について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第11、議案第98号、訴えの提起についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第98号の訴えの提起について、提案理由を申し上げます。

本案は、町の所有地であるうずら野一丁目14番の6に設置されている農業用水利施設を撤去するための提訴に必要な手続を行うものであります。

当該施設は、長年稼働されていないことから老朽化が進み、環境上及び防犯上好ましくない施設として、近隣住民から撤去の要望を受けているところであります。

所有者である鶉野土地改良区は、昭和30年代前半から休止状態であり、理事も全員が死亡しているため、当該施設の対処について協議が行えない状況であります。町としましては、茨城県及び弁護士と協議を重ねた結果、司法の判断を仰ぎ、当該施設の撤去及び町有地の明け渡し請求について訴えの提起を行うことといたしました。

地方自治体が訴えを提起する場合は、地方自治法第96条第1項第12号に基づき議会の議決が必要となるため、本定例会に提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質問は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第98号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第99号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第12、議案第99号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第99号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについて、提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が任命すること、さらに第4条第4項で、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないこととの規定があり、委員の任期は4年で、任期満了後にも再選されることができるとなっております。

本案は、阿見町岡崎在住の酒井一範氏を再任するものであり、酒井氏は、歯科医師でかつ生徒の保護者でもあり、人格・識見ともにすぐれ、地域住民からの信頼も厚く、教育委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会への付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第99号については、原案どおり同意することに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時55分散会

第 2 号

[ 12 月 12 日 ]

## 平成24年第4回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成24年12月12日（第2日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長兼 放射能対策室長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
秘書課長	武井浩君
交通防災課長	建石智久君
町民活動推進課長	湯原勝行君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須徹君
国保年金課長	野口静男君
健康づくり課長	篠山勝弘君
商工観光課長	鹿志村浩行君
環境政策課長	岡野栄君
廃棄物対策課長	榎田友治君
道路公園整備課長	湯原一博君
都市施設管理課長	柳生典昭君
学校教育課長	黒井寛君
生涯学習課長	佐藤吉一君
消防本部消防署長	小野栄一君
消防本部予防課長	糠賀利明君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久



平成24年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成24年12月12日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成24年第4回定例会

一般質問1日目（平成24年12月12日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 野口 雅弘	1. 大室ストックヤードの問題について 2. 消防の立ち入り検査について	町 長 消 防 長
2. 佐藤 幸明	1. 町道整備（舗装）の条件の見直しについて 2. 町有地の有効活用について	町 長 町 長
3. 永井 義一	1. 阿見町における太陽光発電事業について 2. 霞ヶ浦の放射能汚染について	町 長 町 長
4. 藤平 竜也	1. 阿見町地域福祉における東京特別区との連携について	町 長
5. 藤井 孝幸	1. 東京医大茨城医療センターについて 2. ボランティアセンター設立について 3. 通学路の危険箇所整備状況について 4. 防災訓練について	町 長 町 長 教 育 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、3番野口雅弘君の一般質問を行います。

3番野口雅弘君の質問を許します。登壇願います。

〔3番野口雅弘君登壇〕

○3番（野口雅弘君） おはようございます。まず初めに、天田町長が10月29日、私の母校である拓殖大学の大学院で講義をされ、大学院より客員教授に任命されました。まことにおめでたく思います。これからも拓殖大学のため、よろしく申し上げます。

それでは、通告に従い、質問に移ります。

10年来、大室地区の皆さんが一番に問題と考えているのが、7ヘクタールに及ぶ大室ストックヤードの問題です。現在はフラワーコリドール事業で地権者が花を植えていますが、高齢化でその事業自体が大変になってきています。そろそろ解決策を考えてもいいのではないのでしょうか。

例えば、地球温暖化対策としてのメガソーラーをつくるとか、31年国体を見据えて、霞ヶ浦を利用したヨットやセーリングの待機所をつくるとか、何かを考えて町が買い上げたらいいと思いますが、何か考えがあったら教えてください。

よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、野口議員の質問にお答えいたします。

今回のストックヤードの問題は、昨年12月に吉田議員のほうからも質問がございまして、そのときに答弁したのは、今年度中にね、地権者とやはり話し合いを持つと。

で、話し合いを今年の3月に持たせていただきました。そのとき、町長が初めてこの問題に対して地権者と一緒に話してくれたっていうことで、地権者には非常に喜ばれました。その中で出たのは、やはりこの土地を手放したいっていう考えの方が非常に多かったっていうことです。それは、民間にしても、やっぱり行政のほうに売るにしてもですね。

そういう中で、うちの企画財政課長ともいろいろ話してですね、今野口議員が言われたとおり、ストックヤード、これをメガソーラーにしていこうというような話をね、したんですよ。そしてやはり、むしろ買い上げてもね、十分利益につながるんじゃないかっていうことで、そういう考えを持ってました。

そこで、いろいろ企画財政課長が調べたんですけど、なかなかこれを町の財源にしてね、財産にして、目的をきちんとした形の中で買い上げるっていうのは非常に厳しいっていう答えが出ました。

そういう面では本当に、私としてはいつも言ってるんじゃないですけど、大室は第二のふるさどです。うちのおふくろの出たところですし、皆さん本当に大変な思いをしてるっていうことで、何とか解決策を見つけないかと、そういう思いをしていたところであります。

そして、7月にですね、やはり本当の意味で地権者がどのような考えを持っているのかということで、やはり大室の地区転作組合の組合員、地権者の方に、やはり土地利用にかかわる意向調査をしております。やっぱり対象者は31人に対して、回収が21人で、中には農業を継続したいという人も、ごくごくいましたけど、大半の人が、やはりこの農地を活用していただきたいと、民間でも事業者でもいいからいただきたいと、そういう考えが大半でありました。

そういう中で、今後この地権者の意向を踏まえた中で、やはり町が積極的な形でやっていかなきゃいけないと。

企画財政課長も、そういう中でですね、1個2個と、やっぱり農業の工場をするとか、そういうとこにいろいろ声をかけてやってきました。しかし、なかなかそれが実を結ばなかったということです。

私もある事業者に、やはりこれも農業の工場をやっている、その人に声をかけたんですけど、なかなかそこまでは行かないということで、非常に残念な思いをしたんですけど。

今、いろんな話があります。そのなかで、やはり前向きな形でね、地権者にもお願いしていかなければいけないと思うんで、何とかいい話が来たものをね、これを逃さないで、やはりこの土地の、本当に地権者も十分納得できるような土地利用をしていきたい、そう思っています。そのためには、町はそれこそ、もしもそういう事業者があらわれた場合は、積極的に後押

しをしていくということを、やはりやってかなきゃいけないんじゃないかなということを、部内の中でもいろいろ話しております。

そういう意味では、もしもですね、本当にいい話が来ていたら、これは本当にうれしい話であるならばね。

これは、私たちは今は民間じゃないんで、民間の人がやるのをこちらで発表するとか、そういうことはできません。民間が本当に地権者との話し合いの中でね、きちんと決まった中で、民間の人が発表したら、それに対して一生懸命、町はやはり携わっていくということだと思うんで、その点はここでどうのこうのじゃないんで、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） いろいろなうわさが今出てますけども、そのうわさが本当になることを、まだここで言わないってことだったので、私も言うのを控えますけども、できれば、その話が本当にできるんならば、それを、なるべく町としても最大限努力してもらって、無事、本当に大室ストックヤードの問題が解決することを願ってます。

それで、一応私も質問を終わりにします。出てるようなんで。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 2つ目の質問に入ります。

この間、パチンコ店の火事で300人以上の人が煙に巻かれたってということで聞いてますが、現在消防署として立入検査をどのようにしているかをお聞きします。

まず第1としては、現在対象物件は何件ありますか。そのうち毎年検査しているのは何件ですか。残りはどうなっているのですか。

2番目。また、毎年検査しているのはどういう施設になりますか。

3番目としては、検査の仕方はどのように行うのか教えてください。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長川村忠男君、登壇願います。

〔消防長川村忠男君登壇〕

○消防長（川村忠男君） おはようございます。それでは、野口議員2項目め、消防の立入検査についてお答えします。

防火対象物の火災といえば、いまだ記憶にある、2001年の新宿歌舞伎町で起きた雑居ビル火災、死者44名、負傷者3名という、単独施設では戦後5番目の大惨事ということになったわけです。その多くの死傷者を出した原因は、避難通路の確保が不十分であったり、消防用

施設が機能しなかったためとされております。

その火災を経験しまして、翌年、消防法が大幅に改正されました。そして防火意識を高めるきっかけとなりましたが、そのような中で、当町における消防対象物の立入検査につきましては、消防法第4条及び第16条の5により、阿見町火災予防査察等に関する規定に基づき、年間立入検査実施計画を作成し行っております。

まず1点目の質問、現在の対象件数と、そのうち毎年実施している件数ですが、平成24年4月現在、町内には消火器以上の消防用設備の設置が必要な防火対象物が484件あります。ガソリンスタンドを初め、危険物を貯蔵又は取扱う施設が81件、合わせて565件となっております。複数の対象物を持つ事業所もありますので、箇所数とすれば1,110カ所ということになります。

検査の執行回数についてですけれども、建物等の用途や規模に応じまして、原則毎年または3年に1回、あるいは必要に応じて行っております。565件のうち、毎年実施しているところは137件で、あとの残り428件につきましては3年に1回ということで行います。

続きまして、2点目の毎年検査をしているところは、2つの用途がありまして、1つはスーパーマーケット、ホテルや旅館、遊技場、飲食店などの不特定多数の人が出入りする建物、または病院や老人福祉施設、幼稚園など、災害時自力避難困難者を収容している特定防火対象物。2つ目としましては、指定数量以上の燃料を保管している倉庫やタンク等を備えているため、保安監督者を選任しなければならない危険物施設を対象としております。

続きまして、3点目の質問、検査の方法ですけれども、まず事前に施設・設備等、書類での確認を行います。次に事業所等に連絡をしまして、検査日時を決定した上で、立入検査の実施となりますけれども、ただし緊急性がある場合は、連絡もせず直ちに検査を実施する場合もございます。

検査に当たりましては、必ず関係者の立ち会いを求め、用途変更はないか、増改築はないか、防火管理項目では防火管理者の届出、消火・通報及び避難訓練が定期的に行われているかどうか、消防用設備としては消火器、自動火災報知機、誘導灯などの点検が適切に行われているか、避難管理としては避難口の確保、維持管理がされているか、その他多項目にわたり書類や説明を求め、実際に対象物に立ち入り、検査を実施しております。

検査終了後はですね、立入検査結果通知書を交付します。そこで、不備や欠陥事項等があれば、関係者に対し改善計画書の提出を求め、指摘事項につきましては是正及び適切な改善指導を行っております。

以上であります。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） それでは、立入検査を実施したところで、実際違反していたところは

昨年何件ぐらいあり、その中に大きな施設等があったのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防本部消防署長小野栄一君。

○消防本部消防署長（小野栄一君） お答えをいたします。

昨年度は防火対象物182事業所、危険物施設62事業所、合計244事業所を実施しております。その中で不備の指摘でございますが、66事業所にごさいました。既に56事業所、約85%が改修済みでございます。残り10事業所については現在指導中でございます。

その中で大きな施設ということでございますけども、指摘の事項等の内容を見ますと、消防設備等の経年劣化、それから人事異動による防火管理上の変更など軽微なものが多くですね、企業、それから事業所等につきましては、年次計画により改修を行っております。

経年劣化の例示でございますが、誘導のバッテリーの切れとかですね、それからさびの発生とか、そういう類いがございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） そうすると、五十何件が指導して改善されたと言いますが、改善されてないところに関してはどのようにしていくおつもりなんでしょうか。十何件ありましたけど。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防本部消防署長小野栄一君。

○消防本部消防署長（小野栄一君） はい、お答えをいたします。

不備がある施設といいましても、実質的に一部改修が進んでおるところもでございます。全く改修をですね、やる気がないということではないでございますが、改修が遅れている理由といたしましては、予算上の面、それから人員の不足と、これは防火管理者の選任も入ってくるんですが、その辺ですね。

これからの改善に向けて、消防側としても根気よく、粘り強く行政指導をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 先ほど、消防長もお話になりましたが、大きな施設では避難訓練も義務づけられてると言われていますが、その辺はどういうふうな指導で避難訓練を行ってるのかをお聞きしたいんですが。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防本部消防署長小野栄一君。

○消防本部消防署長（小野栄一君） はい、お答えをいたします。

先ほど消防長の答弁の中にございましたが、立入検査時にですね、消火、それから通報、避難路、やってるかっていうような確認をいたしまして、それで指導しております。

特定防火対象物、これはいわゆる不特定多数の人が集まる施設でございますが、これは消防法により年2回以上必ずやるということで義務づけられております。

消防側としてもですね、事業所等からの訓練指導依頼等があれば出向いてですね、そういう指導をですね、行っております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） その中でも今一番気をつけなければならないのは学校だと思いますけども、学校等の避難訓練の指導はどのようにしてるか教えていただければ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防本部消防署長小野栄一君。

○消防本部消防署長（小野栄一君） はい、お答えをいたします。

町内の学校等におきましては、避難訓練が定期的に行われておりまして、また、そのときにはですね、児童たち、生徒たちの消火器訓練を取り入れておりまして、これは町内全学校ですけれども、やられておりますんでね、消防側としても非常に心強く感じております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） じゃあ最後に、これ、今までは立入検査ってのは企業とか施設とかなってますけども、一般的な家庭ではどのような対策をしていったらいいか、ありましたら教えていただきたいんですけど。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防本部予防課長糠賀利明君。

○消防本部予防課長（糠賀利明君） お答えをいたします。

一般家庭への防火対策ということだと思いますけども、まず一般住宅への立入検査ですが、消防法第4条のただし書きによりまして、関係者の承諾を得た場合と、また、火災発生の恐れが著しく大で特に緊急を要する場合でなければ、立ち入ることはできません。

そのためにですね、防火指導ということですけども、まず消火器の設置、それから防災用品の備え等はもちろんのことなんですけども、平成16年に消防法が改正されまして、住宅用火災警報器というのが全家庭に設置義務化されました。阿見町におきましても、新築住宅においては平成18年の6月1日から、また既存住宅におきましても平成23年の6月1日から設置義務



化されたところがございます。それに伴いまして、町の広報紙とか、消防本部のホームページ等掲載しまして、また、さわやかフェア等のイベントですね、それから自治会等より消防訓練の指導の依頼があったとき等、さまざまなきを捉えまして、住宅用火災警報器の設置推進を進めております。また、設置者におきましては、維持管理ですね。維持管理の指導等も行っております。

住宅用火災警報器は、住宅防火の切り札ということではと言われておりますので、今後も設置推進に努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） どうしても、火事だけは起こさないが一番なんですけれども、そのためにも皆さんの努力を、これからもよろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで3番野口雅弘君の質問を終わります。

次に、17番佐藤幸明君の一般質問を行います。

17番佐藤幸明君の質問を許します。登壇願います。

〔17番佐藤幸明君登壇〕

○17番（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。一般質問の前に一言申し上げます。去る10日、ストックホルムにてノーベル生理学医学賞を受賞されました山中伸弥京都大教授。日本人として16人目の受賞者でございます。まことにおめでとうでございます。99年12月初めに自分の研究室を持ち、2006年に受賞業績であるiPS細胞、日本語で人工多能性幹細胞と言うそうです。この細胞の作製を発表され、6年後の受賞は最速と言われております。私も医学のことはよくわからない、いや全くわからないと言ったほうがいいかもしれません。iPS細胞から臓器や組織をつくり移植につなげる再生医療の道が開けたと言われております。自分の細胞からiPS細胞をつくり出すわけで、拒絶反応が全くないと言われております。世界で難病で苦しむ人たちに、一日も早い、再生医療により元気になられますことを願う次第でございます。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。町道整備（舗装）の条件の見直しについて伺います。

この件に関しましては6月定例議会で久保谷充議員が質問されました。また以前にもされております。またほかの方からの質問もあったように記憶しております。執行部の皆様には、またかよと、だめだと言ったらだめだよと、できないと一度言ったらできないんだよと、強く言われそうですが、産業建設常任委員会の長年の要望事項でもあります。つけ加えるならば、多くの町民の願いでもありますので、ぜひとも前向きな、かつ懇切丁寧なる答弁に大きな期待を

寄せ、質問に入るところでございます。

1点目として、幅4メートル未満の町道でも舗装するよう条件の見直しができないか伺います。

当時、町営住宅の土地建物を売却しました。車社会が急発展するとは誰もが予想つかず、高ねの花の乗用車が、今では1軒に何台もある時代になりました。したがって、もともと広くなかった敷地であり、道路敷に提供する余地がないとも伺っております。

払い下げた方々が、住めば都と近隣愛を大切にし、また深めながら、すばらしい人間関係を構築し、地域を築き上げました。その精神をここに受け継がれ、世代交代もし、新築されたうちも多くございます。

住人の方々は、最高の住居地と、地域として生活しております。ある方は、元気な今はよいけれども、先々つえを使用しなければならなくなり、またシルバーカーなどに頼らなければ移動できなくなるかもしれない。足腰が多少弱っても、健康維持のため、幾らかでも動かなくてはならない、身近な距離でも散歩しなければならない。そのとき今の砂利道ではどうにもならないと、切実に訴えておりました。

ここに6月定例議会の議事録でございます。いろいろなやり取りがございました。そういう中でもう一度ですね、本当にそういう人たちがいるんだということを、もう一度考え直していただいて、答弁をいただければありがたいと思うところでございます。

何度も聞いて、なかなかいい答弁をいただけないもんですから、次にですね、2点目として、近隣住民が資金を用意すれば、住民が発注し舗装できるのかということをお伺いします。

6月ごろですね、この地域の人たちが、町で舗装してくれないなら自分たちでお金を出し合って舗装しようと話が持ち上がりました。業者に見積もりの依頼をし、見積書も住民の手元にあります。

町として1円の持ち出しもなく町道が整備され舗装されるというわけですが、このようなことに問題があるのかどうか。住民がそこまでお願いしてんだから、何とかしてね、道路は町のもんですが、許可していただけないものかとお伺いをするわけでございます。

以上お伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） まず答弁の前に、阿見町の緊急情報ネットワークのほうに入ってきましたことを皆さんにお知らせしたいと思います。

先ほど北朝鮮の人工衛星、9時49分に、称するミサイルが、南方向に発射されましたという

ことであります。今日の話ではそういうことは全然ないというような感じで、随分、もう外してるんだなんていうね、そういう話だったんですよね、テレビ等聞いてたときにはね。それがこういう状況になってるのはどういう状況なのか、もう本当に情報ってのはどうなのかなって、本当に、これは非常に疑問に思ってるんですけど。ただ、49分に、そういうことで発射されたということ、それが9時55分59秒にこちらに受信がされているということでもあります。

以上です。まあ、こういうことでもありますので。

それでは、町道整備の条件の見直しについてということで、これはもう何度も何度も、私も議員のときにやりましたよね。確かに議員のときはそういう感じはしてんですけど、こういう立場に立たさせていただくと、なかなかそれができないということで、今日もマイナス思考の形の中で、まずは難しいっていうことを全面的に述べといてもいいのかなと思います。

それでは、町では阿見町道路整備事業に関する要綱において、道路整備の要件として道路幅員は有効4メートル以上を確保するとしております。

道路幅員4メートル確保の大きな目的は、一般車両の通行のしやすさもありますが、緊急時に消防車や救急車等の緊急車両が安全に通行して消火活動ができるために必要最低の道路幅員が4メートルとされているためです。また、火災時においては、道路幅が4メートル以上の場合には、4メートル未満に比べて延焼防止率が大幅に高まるとの実証結果もあります。

道路にはその他にも、上下水道、ガスなどのライフラインの設置スペース、日照、通風、採光などの確保、日常生活に欠かせないごみ収集や福祉サービス活動のためなど大きな役割を担っております。

まず、質問の1点目の、町道整備条件の見直しですが、4メートルの整備基準を緩和し、道路幅員にこだわらず道路整備をするということは、これらの道路に求められている道路機能を十分に発揮できず、結果的には安全で住みやすい良好な住環境をつくり出せなくなります。また、一旦狭い道路のまま整備されますと、それが固定化し、後々の拡幅も困難になると懸念されます。

現在阿見町では、町道の整備要望は約100カ所もの路線があり、それら全てを幅員4メートルの基準を満たす申請となっております。

このようなことから、町といたしましては、これらの要望箇所の整備を中心に、これまで同様最低4メートルの幅員を確保し整備を進めてまいりたいと考えております。

2点目の、近隣住民が資金を用意すれば住民が発注し舗装ができるのかについてですが、道路管理者以外の者が工事を行うには、道路法24条での申請・承認が必要となります。申請があった場合には、内容の審査を行い、町の基準等を満たしていることを確認の上で承認します。よって、4メートル未満の舗装整備を自費で行う場合であっても、承認できないというのが町

の考え方であります。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 住民の方々がね、これ、お金出してまで舗装したい。これは町の道路ですから、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、基準が4メートル以下はできないからできないんだという話ですが、近隣住民がお金を出し合って、そしてまた、その道路の設計内容があるでしょうから、それが町の設計に合っていないっていうのであれば、町の道路の設計基準がこうだよと、例えばそれに合えばいいのかということ、まあ、だめなんでしょうけども、合えばいいのかということ、重ねて1回伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

今町長の答弁にありましたように、原則4メートルを確保していただければ、これは町のほうで舗装するということになりますので、この要綱のように4メートルを確保していただきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） これ、議員何名かが質問してますけどね、どうしても確保できないからこれをお願いしてんですよ。

荒川本郷にもありますように、片方にはマンションがもうできちゃってね、マンションの駐車場がもう道路いっぱいなんです。そこの反対側の人だってもう、何とか広げてほしいという願いもしたそうですが、これできないんですよ。で、その人たちがそのままずっと、ほんじゃあそのままですつたら、これまた、駅からの近くの場合に、市街化区域ですから税金も高いでしょうし、そういう人たちの前にもですね、できないという話。そういう中で、町道整備の基準が4メートルだからできないんだと、それ以下はできないという話ですね。

例えば、そういうことだからだめなんだろうけども、その人たちが施行するには、やはり一般の人が発注するということになる、きちんとした道路ができるのかどうか、そういう不安もあるかもしれません。そういうことであるのならば、例えばその区間が、200万なら200万かかると、町の道路の設計に基づいて200万かかるといった場合に、その人たちが発注することはできないということであれば、その200万を町のほうに寄付すればできるのかどうか、それを伺いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

先ほどから申し上げてますように、4メートル確保できれば町のほうで舗装いたします。で

すから、町のほうに寄付されても、今の基準に合致してないということでございますので、それはできないということになります。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 何名かの方が、そしてまた、委員会のほうでもこれだけお願いしているわけです。これだけお願いしてもできないのならば、議員として、議会として、だめだからしょうがないというわけにもいかない。その中でどうしたらいいかということになりますと、条例のですね、変更を求める議員提案をしたいと考えます。

議員各位の賛同を得、議決を得た場合、町長は条例変更の公布を、そしてまた、予算にその舗装費用を組み入れる考えがあるのかないか伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今のところ、皆さんがどうのこうの言ってみても、やはり一番大事なのは4メートルというのを確保しなければ、先ほども言ったとおり、生活また消防、そういうものに非常に支障を来すってということで、これはまあ無理な話だなと。私がこういう立場にいるうちは無理です。

〔「町長はかわってもらほかないよ、これは」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 議員の皆さんにお話がちょっとございます。

ただいま町長がそのようなことですので、ぜひともこの議会として、4メートル未満でも舗装できるように条例の変更をすべきじゃないかということ、別な機会で議員の皆さんと議論してまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

以上で、この件に関しましては終わります。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 次に、町有地の有効活用についてということでお伺いします。

高齢者の健康づくりに、また生きがいづくりにということで、パークゴルフが大変人気を集めております。愛好者の中には、その近くに練習場がないと、練習するような場所がないということで、遠く、あそこは旧下妻の市ですか、のほうまで練習に行ってるのが実情でございます。

そういう中で、その愛好者たちがですね、町有地にそういうその活用できる場所がないのかなというようなことで、竹来にある、竹来中学校の近くのですね、以前最終処分場として使ってたところ、あそこなんかは適当なんだけどなというようなお話もございました。そしてまた、ごみ焼却場の中の、門から入って右側と左側に桜がずっと植えてありますね。そののところで十二分に利用できるんだと、活用できるんだというようなことで、ぜひとも町のほうです

ね、検討していただけないものかということで、あえて私が今日ここで質問するわけですが、この件に関して、よろしくどうぞ答弁のほうをお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 町有地の有効利用についてをお答えいたします。

御質問のパークゴルフというスポーツですが、これはゴルフと同じで、私も白鷺団地の人がこの中心になってやってるってということで、下妻の河川敷というか、そのやっぱりパークゴルフ場を見に行ったことがあります。大体ゴルフと同じようなルールっていうことになります。

町内の競技人口は、町体育協会に登録されている1団体約40人です。年間活動としては下妻市の専用施設で年4回の大会に参加されているということ把握しております。

パークゴルフ場整備については、本年3月の平成24年第1回定例会において、難波議員からも御質問を受けているところです。

佐藤議員の御質問は、その競技施設としての、竹来地内にある旧最終処分場跡地や、霞クリーンセンター内の敷地を活用しての整備についてです。

まず、旧最終処分場跡地については、これは何度も何度も答弁ではしてるんですけど、平場の面積が約0.7ヘクタールです。竹来中学校の学校行事及び竹来中学校地区町民運動会等臨時駐車場として暫定利用をしているところでございます。また、霞クリーンセンターについては、平場面積が約0.3ヘクタールで不法投棄された廃棄物等の仮置場として利用しているところでございます。いずれもそれぞれにおいて地域のための暫定利用や、施設の目的に沿った利用をしているところであります。

他方、パークゴルフ場の整備となりますと、競技内容から専用施設ということになり、他の利活用ができなくなります。これは難波議員の質問にもお答えしたとおりです。

また、パークゴルフ場の面積としては、大体1.2ヘクタールから1.8ヘクタールぐらい必要ですから、非常に面積等も要りますし、事業費も非常に大変かと。

1つ私が考えていたのは、もう皆さんに否決はされましたけど、ミニゴルフ場がありました。太陽光、これが4.4ヘクタールあるということで、あるパークゴルフ場の愛好者に言ったのは、ここをうまく使ったらできるなど。4分の1という農地もそこに含めた中で、5.4ヘクタールなら1.2、3ヘクタールのパークゴルフ場ができるんじゃないか、そのままできるんじゃないかと、そういう話をした覚えがあります。

なかなか今阿見町がこのパークゴルフ場をつくるということは、まず無理な相談かなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） まず、竹来の最終処分場のところの件なんですけど、竹来中学校の行

事のときに使うからということでございますけども、竹来中学校で、町民運動会とか中学校の運動会とか、そういうときでですね、何回、何日、この処分場を使うのか、伺いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。

その前にですね、ここの竹来処分場を私も見ました。先ほど町長が答弁したように、0.7ヘクタールしかなくて、がけ地なんですよ。パークゴルフをつくるとしたら、そこに、ゴルフと一緒に穴をつくってですね、それがまたコースをつくっちゃって。んだから、そのときに駐車場を使うときに、とるっちゅうわけにいかないみたいなんですよ。

ちなみに、御質問の話なんですけど、1つは運動会1回ですね。それから町民運動会、今年は雨で中止ですが1回になりまして、あとは立志式っちゅうのがあんですよ、中学2年生の立志式。それからPTAの役員会とかそういう総会が何回かあるかと思うんですけど、そのときに処分場もしくは脇に無料で土地借りてる部分を借りているような現況でございまして、その何回っち部分については、確かな度はここでは言えないです。そういう形で、大きなところとしては、そういう形でおります。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 穴をあけるといって、確かに25センチぐらいの穴をあけるそうですが、それはね、駐車場に使うときには、例えば鉄のね、50センチなら50センチ四方のものをふたしてもいいだろうし、本当に、5回か6回なんでしょう。それ以外はいてるわけですから、そういうふうにならね、穴のところはふたをすとか、コースつつたって、そんなコースつくるわけじゃないでしょう。そういう愛好家の人たちが、そういうことは自分たちでもう、場所さえ提供してくれるのであれば、自分たちでもう整備するという話までする方もいるんですよ。

ですから、その場もそうですし、そういうことも含めてね、ほかに別な理由があるのであればしようがないけども、竹来の最終処分場の跡地は、そういうことでできないのかということをおね、ちょっとそういう形で。

だって、穴はこんな穴ですから、何かでもふたすればそれですむわけでしょうよ。で、ゴルフのコースと違って、山あり谷ありでつくるわけじゃないですから。それでも駐車場としては可能かと思えます。

とにかく何日も使わないのであれば、そういうふうにも有効活用するべきじゃないかと思うんですが、そういう点で再度答弁をいただければありがたいです。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） パークゴルフ場を見に行ったときないですか。やっぱりバンカーがあつたりいろいろ起伏がするんですよ。それで、芝生がはって、でね、芝生がはってきちんとしたコースレイアウトをして、そういう形でやってるんです。

それに、そういうものを行った後にね、どんどんどん駐車場、年に、私は十何回かは使ってると思う。剣道の大会があつたり、体育館を使用したりなんだりしたりするときには相当使ってる。剣道のときにもこの間使ってましたから。

そういう中では、やっぱり駐車場に使った中でね、そういうグラウンドがどうなるかってのは、もうわかり切ってますよ。ゴルフ場だって、駐車場に使わせないと同じでね、佐藤議員もゴルフやってるわけですから、やっぱりパークゴルフっていてもゴルフと同じなんですよ。見に行けばわかります。起伏があつてバンカーがあつて、そういうものなんですよ。ただ単につくればいっていいものじゃなくてね、ただやればいっていいものじゃない。グラウンドゴルフとは全然違うんだ、様式が。

だから、そういうことを考えたときに、あそこにね、7反歩とこにつくつたつて、すぐ飽きてしまいます、ただつくつたら。やっぱりきちんとしたコースじゃないとね。ゴルフやってる人が、今、ミニゴルフ場は余り行かないってのは、そうですよ。そういうことなんですよ。

だから、やはりよくパークゴルフのことを考えてもらえばわかると思います。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） ゴルフの話が出ましたけども、では、ゴルフはね、高低差があり、池があり、山があり、そういうところが楽しいわけですけども、このパークゴルフは、それよりも、まずはそこまで希望してないんですね。平らなところで何でもいいんだと。健康づくりに時間があれば行ってやってみたい、やりたいと。そういう本格的なものまで希望してるわけでもないんですよ。

そういうことを申し添えて、竹来の処分場の件に関しましては、そういう町長のお考えですから、その先は言いませんけども。

それで、焼却場の中についてお聞きしますけども、不法投棄の物とかそういうものの仮置き場として使ってるということですけども、植栽の中つっていいのかな、その中にそういう不法投棄の物が今どれくらい仮置きしてあるのか伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

現状は不法投棄物はないです。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） ないんであればね、そういうものがあつたとき、例えば災害のとき



もそうでしょうし、そういうものが数多くあったときには、今使えないですよということで、それはそういう人たちも納得してもらえらると思うんですよ。

そういう中で、今ないんであればね、そういうふうには開放できないのかな。開放してあげたらこれ、年配の方々、パークゴルフのファンの人たちは大喜びですよ、これ。その点で伺います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 佐藤議員，ここ，どれだけの面積があると思うんですか。さっき0.3ヘクタールと。3反歩ですよ。ね，ここに，1つ2つね，パークゴルフのコースをつくって，どうなんですか。あと，また，環境だって，やっぱりよくないじゃないですか。

私は，0.3ヘクタールあたりの中でね，こういうものをつくること自体も，俺はいいと思わないですね。そしてまた環境も。

やはり，パークゴルフにしても何にしても，気持ちがいせいでいう，私たちがゴルフをやるのは，やっぱり気分転換とか，そういうものが非常になされるという中で，ゴルフっていうのは，やってると思うんですよ。やっぱりパークゴルフの人たちも，まあ高齢者ばかりです，大体こう見てると。そういう中でね，やはりそういう面では，せいせいした中で，18ホールのすばらしいコースの中でやりたいと。それも，300円とか500円ぐらいの入場料でできるわけですから，やはりそれは少し遠くへ行ってでもね，今の状況の中で，阿見町が18ホールきちんとしたものはつくれないとなれば，やっぱり下妻に行っていて，やはりやっていたくっていう，これはやはり，今の阿見町の状況を考えたら，しょうがないんじゃないかなと思いますけど。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 下妻のね，パークゴルフのコースがすばらしいといっても，年配の人たちがそこまで車で行けますか。

18ホールをほしがってるわけじゃないんですよ。いつでもいつでもできて，そこで年配の人たちがパークゴルフして，楽しかったって，行った方々が喜んでればそれでいいんじゃないですか。18ホールできなくても。

できるところ，近いところで，そういう，遊べるつつたら怒られますけども，有意義な時間を過ごせる場所があったらいいと思います。

別に18ホールということ望んでおる会の人たちじゃないですよ。あそこにごみ捨てに行つたときに，ああここで遊べたらな，ここで練習できたらなということから，そういうことを伺って，私もここで聞いておるわけです。

そういう意味で，短い距離でも少ないホールでも，あの場所でパークゴルフを楽しませるこ

とができないのか、再度伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

クリーンセンターの施設につきましては、やはりある一定の目的を持っておりますので。今そのパークゴルフとなりますと、私どもが、そういった専用の施設というふうにお思いになると思います。ですので、そうなりますと、当然整備が必要となります。

あと、それと管理の問題等もありますので、ですから、やはりそのクリーンセンターにつきましては、今は目的に沿った使用が望ましいと思いますので、望ましいというか、そういうことになっていますので、パークゴルフということで、専用の施設を整備するっていうことについては、ちょっとできかねるというようなこととございます。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 管理の点でも問題があるというようなお話ですけども、これは時間もそうですし、土日だめでも何でも、それはそれでいいですよ。この日とこの日だけでしたら、こういうふうに使ってもいいよというようなことを、考えられる範囲で、できる範囲の中で考えていただきたいと要望をして、質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで、17番佐藤幸明君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分とします。

午前 10時59分休憩

---

午前 11時10分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） 皆さん、こんにちは。それでは、私の一般質問をさせていただきます。

まず1つ目に、阿見町における太陽光発電事業についてお伺いします。私は10月の臨時議会で、町が行おうとしていた太陽光発電メガソーラーに対して、反対の討論を行いました。理由は臨時議会で述べたとおりです。

しかし、反対討論の冒頭でも、行政として行う太陽光発電事業については、日本共産党としても大賛成で、原発ゼロを目指す、このことは大に行っていただきたいとも述べました。そして最後の部分で、この問題に関して再度仕切り直しをして、町民が納得できるような方法で行うことが必要かと思ひます、3月31日までに契約をしなければ42円の売電価格が変わってし

まいますが、これは現状ではいたし方ないと思います、再度仕切り直しをし、みんなが納得できるような形での太陽光発電事業を行うためにも、再度努力をお願いします、とも言いました。

私たち議員は10月の22日に群馬県太田市に、そして産業建設常任委員会では翌23日に山梨県南アルプス市に、太陽光発電システムの視察に行つてまいりました。そこで得たことは、自治体としてこの事業を行うことは、100%町民に利益の還元ができるということではないでしょうか。太田市では地域の報奨券として発行し、住民に還元していました。また、南アルプス市では一般財源として施設の維持管理に使われています。

これら各地の取り組みを参考にして、よいところは学び、悪いところは改善し、阿見町としての、これからの温暖化対策として、温室効果ガス排出抑制の施策等、いろいろなことができるかと思ひます。

このことを踏まえて、これからの阿見町での太陽光発電事業について質問をいたします。

まず第1に、10月の臨時議会で、この事業が反対多数で否決されたことに対して、町としてどのように総括されているのでしょうか。

2番目に、町の職員があれだけエネルギーを費やして行つてきたこの太陽光発電事業に対して、その総括をもとに、町として今後どのように展開していくのでしょうか。

最後に、町として阿見町環境基本計画をもとに、地球温暖化対策の問題をどのように考え、今後どのように進めていくのでしょうか。

先ほども申しましたとおり、私は、町として、再生可能エネルギーの導入について、大に行つていただきたいと考えています。10月の16日には、茨城大学の小林先生を招いて、再生可能エネルギーの普及推進について、特に太陽光発電を中心に、の議員研修も行われました。その中で、阿見町としては太陽光発電が一番合っているという話もありました。

町としてこれからどのようにこの事業を展開しようとしているのか、また、阿見町環境基本計画や、阿見町第5次総合計画の後期基本計画での地球環境の保全で、地球温暖化対策の問題をどのように進めていくのか、以上3点の質問をいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願ひます。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 阿見町における太陽光発電事業についてということで、非常に、10月の臨時議会で、皆さんのいろいろな意見が出ました。町がそういう売電事業なんてやるべきじゃないということとかね、いろいろな反対討論がありました。

ただ、あの時点では、やはりどうしても尻が決まっていたと。今年の3月31日までにきちんとした認定を受けなければできないと。

そしてまた、地権者もね、やっぱり決まっていたもんですよ。やっぱり地権者にも迷惑をかけてしまうということで、非常に、執行部としては、スピード感を持ってやらないといけないという、そういう考えを持っておりました。

今、2つの土地、うちの生活産業部長が見たときに、あの2つの場所ほかないと。確かにないんです。4ヘクタールと2ヘクタールってのは、あの場所ほかありません。非常に残念なことをしたなという思いはしますけど、ただ私たちは、やはり太陽光発電をどうやって進めていくかということが大事だと思います。

それでは、永井議員はどういう考えを持っているのかっていうのが、今全然、質問の中に出てなかったんで、今後再質問の中でこういう考えを持ってらるっていうことを、よく述べていただきたいなど、そう思います。

そういう中で、やはり今から私たちがどういう形でやればいいのかっていうことは、皆さんからもいろいろ提案をしていただきました。やはり土地は公募にしよう。これは今後進めていく上で非常に大事なかなと思います。

そういう中で、じゃあ、先ほど野口雅弘議員も、あの場所でソーラー事業をやったらいいだろうと。そのためにはリース方式でやるのか、そうじゃなくて、もうこの際、町が全部請け負ってね、町が売電事業をすんだって、そういう新しい手法にするのか、ほかではほとんどリース方式とか、ただ土地を貸したっていうね、形ですから、そういうものを本当にやっていくのか。

そのためには、財源が10億ぐらいいるよと。その財源をどうすんだっていう、そういう話までどんどんどんどん出ていかないと、やはりこの事業は、私はだめだと思うんですよ。

もうやはり今までと違った手法でやろうと。町が売電事業を積極的にやるんだっていう、そういう形のものをつくっていかないと、この事業は進まないと思います。公募しても、やはりその公募の立地条件等を考えたときに、これは町がやるよと。それであれば、こんだけの予算がつくよと。そういうものを作ってかなければ、売電事業にはなっていないのかなと。

非常にリスクでないってことは、皆さんわかったと思うんですよ。そういう面では、まだまだ、阿見町はこの事業をやっていきたいと思っております。

本当に、2番目の、あれだけのエネルギーを費やして行ってきた。本当にそうなんです。職員、部長を初め課長、環境政策課の職員、この人たちは本当に大変な思いをしました。私が最初にこの事業をやるって言ったときには、本当に部長も、これは危ないよっていうような話だったんですけど、徐々に徐々に研究をしていく中でね、これならリスクじゃないなど。やはりそういう意味では、積極的にいろんなところから情報をいただいて、勉強していただきました。

そのために、阿見町が否決された後にも、美浦とかかすみがうら市から、どういう形でやったんだと、そういうことを聞きに来ております。それはやっぱりそれだけの成果を得てるのではないかなと。

その成果をやはり、町はどう取り組んでいくか。それは議員皆さんの一人ひとりの考え方もありますけど、町はやはりこれをやっていくべきだと。この3年の間にやらなければいけない事業として、非常に環境政策、CO<sub>2</sub>削減もそうでしょう。そういうものをやはり積極的にやっていかなければいけない、そう思っております。

メガソーラーに対しては、いろいろな考え方がありますが、まず議員各位がこの問題に対して、やはり真摯な形で、やはり受けとめていただけないかなと、そう思います。

あと、阿見町の環境基本計画をもとに、地球温暖化対策の問題をどのように考えて、今後どのように進めていくのかについてですが、地球温暖化対策につきましては、今年で京都議定書の第一約束期間が期限を迎えます。町としては、先日カタールで行われた、国連気候変動枠組み条約第18回締約国会議——COP18の結果を踏まえ、国や県の今後の対応方針に従い、計画的に地球温暖化対策に取り組むことが重要であると考えております。

今後の進め方としては、平成22年度に策定した阿見町環境基本計画や、平成25年度に策定する3期阿見町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用促進を図り、効果的な対策を実施していきたいと思っております。

最後に述べますが、この事業はあくまでも町民に還元する事業です。それはよく覚えておいていただきたいなど。

今回も阿見町は電気料の増ということで、補正で随分出ております。これは当たり前のように東電が値上がりしてるわけですから、各家庭でも必ず皆さん電気料は高くなってると思います。こういうものに対して、町は売電事業によって、各家庭の、一般家庭のLED化とか、または太陽光発電の設置事業。こういうものをやっぱり積極的にやっていくのは、これは町として当たり前じゃないかなと思うんですね。

そういう観点からも、永井議員の考え方と私の考え方は、決して不一致じゃないです。今の考え方としたら、本当に一致してるんじゃないかなと思うんで、どうかこの事業に対しては、積極的な意見の中で、特に産業建設常任委員会においては、所管の委員会ですから、皆さんでよく考えていただきたい。

そのことをお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 町長の今の答弁の中で、私が今一般質問でそこで述べたこと、また10月の臨時議会で述べたこと、どこまで理解してるのかなと、これは非常に疑問に思います。

再度言うと、ここに書いてあるとおり、行政として行う太陽光発電については賛成していますという話をしましたよね。

ただ、この前の10月議会の中で、どこが悪くて反対が11になったのか。そこをまず町として反省していただきたい、総括していただきたいと思うわけなんですよ。

実際、生活産業部長だとか岡野課長は、かなり今苦勞していろいろやられています。これは全協のときだったかな、配られた、このメガソーラーQアンドAなんかでも、かなり産建のメンバーから出た質問に対して、丁寧にお答えしております。

私もこれを今回ざあっと読んでたんですけども、この前、視察で太田まで行ってまいりましたけども、その中で、メガソーラーがやられているわけなんですけども、やはりその段階で町としてああいった形で売電をするってことはいいことじゃないかなと。なおかつ、また翌日には南アルプス市に行って、これは各施設、学校ですとか公共施設なんかの屋根に乗っけるという形でやってたんですけども、そういった中でも、その売電利益、自分のところで使って、それ以降、売電利益って形でやって、やはりその中で、利益を町民に還元するってことは、非常にいいことだと、私も思います。

ただ、今回、その10月の臨時議会での問題になったところで言いますと、やはり土地の問題があるかと思うんですね、町長。で、ここにQアンドAの中の4ページですけども、この問いの中で、公有地での適当な事業用地はなかったのかという項目があって、いろいろ上がっております。先ほど話が出た竹来の最終処分場跡地も1つの候補地に上がっているわけなんですけども。

やはりここは、いろんな4カ所上がってますけども、ここはだめだ、あれはだめだっていうふうな考え方からスタートしたのでは、なかなか場所が見つからないのじゃないかと思うんですよ。実際、ほかの、今いろんなところでやられている、新潟ですとか福岡、または前橋、佐久、大阪、豊岡、山形、群馬、新潟と、いろいろやられてるんですけども、土地の状況は全て公有地なわけなんですね。ですから、10月のときの中でそういったところがクリアできれば、私は賛成しました。

県の共産党の人たちと話した中で、最初は、永井さんは何で反対したんだと言われました。実はこれこれこういうことが。それじゃあしょうがないねと。やはり私たちは、町民の人にちゃんと説明して、町民の人がああそうだよねっていう形でないと、賛成はできないわけなんですよね。ですから私はあえて反対をしました。その中で、ほかの行政区の議員の人なんかも、なるほどねってなったんですけども。

ですから、そういった形で、この、今町長のほうも、やっぱり町としてはやっていきたいという話がありましたけど、私についてはそれは賛成なんですけども、再度町長にお聞きした

いんですけれども、この前の提案に対して、質問項目でもどのように総括されているのか、という質問項目になっているんですけれども、もう一度お願いします。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 問題点は、やっぱり民地の問題っていうのが1つありましたね。

確かに、先ほども戻はもう決まっていたんで、そういう状況になったということをお話しました。それが1つの問題だったとは思いますが。

ただ、今後ね、この事業をやってくためには、民地を使うっていうことも考えなきゃいけないと私は思ってます。民地は全然だめだっていうんでは、それは話はやっぱりどうしても平行線になってしまう。

確かに、町の公共施設に対してのソーラーをつけるという、太陽光をつけるっていうのは、これは当たり前の話なんですけど、だけど、やはり今後は民地、民地っていうのはやっぱり地域資源なんです。地域資源はやっぱり使っていくっていうことは、私は大事だと思う。

それには、先ほども言ったとおり、公募っていう形をとったっていう話をしたわけですよ、永井さんはね。だから、私たちが公募の中で今後はやっていけたらいいなという、そういうことを総括の中で、ちょっと先ほども話しをさせていただきました。

その他、いろいろな総括の仕方はあると思いますが、ただ、徐々にね、皆さんの中で、売電事業は決して悪い事業じゃないんだっていうことは、みんなわかっていたわけですよ。ある程度の人たちはわかっていたけど、ただ時期が余りにも速い流れの中でやりすぎているっていう。まだ私たちは理解が全然できてないんだよっていう、そういう話も言ってありました。

ありましたよね、そういう面ではね。

○4番（永井義一君） 議会の中ではね。

○町長（天田富司男君） 中でね。だから、そういう面では、今後やはり、これだけもう、それぞれの地域自治体で、いろんな売電事業をやろうとしているわけですから、そういう情報を踏まえながら、これは阿見町が、町がどんどん情報を出すんじゃなくて、やっぱり議員は、それだけ調査権もありますし、自分でやっぱりそれなりに消化をしていくっていう、これは当たり前だと思うんですよ。そういう面で消化をしていただきたいと思ったり、あと、私自身も早急だったっていうことは、反省はしております。それはね。

そこら辺でいいですか。あとはどういう点ですか。

○4番（永井義一君） それでいいですよ。町長の考えをね、自分で言ったん……。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 実際、先ほど町長が述べたように、私の考え方と町の考え方は違はないって話、それはそうだと思います、私も。

ただ、やること自体はいいんだけど、問題点があったから、仕切り直しをなさってください。

ですから、民地を使うってのは、これはもう、最終的に必要なことかもしれません。ただ、そのやり方を、ちゃんと間違えないようにしてもらって、民地を使ったけどこうなんだよ、町民の方にこう説明できるような形でね、うまくできれば。

これは、私自身は、町が売電をやるってことはいいことだと思います。

なおかつ、今度中学校3つのところにソーラーを乗つける。そういったこともやりますけども、ほかの公共施設なんかもありますし、極端に言えば、この役場のところもあります。乗っかるとこ、乗っかんないところ、もちろんね、あるかと思うんで、それはそちらのほうでわかっているかと思うんですけども、南アルプス市なんかで、そういったところでやってるわけなんですよ。

ですから、そこでお伺いしたいんですけども、とりあえずメガソーラーって形では今はちょっとできないって状況になってますけれども、私たちが南アルプス市で学んできたことなんか、岡野課長もね、一緒に行かれたんで、一番わかっていると思うし、後で多分報告なされてるかと思うんですね。ですから、その、南アルプス市でやってるような形での、各いろんな施設等々にやるっていうことに関しては、町としてはどうお考えなんですか。そこ、お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

南アルプス市は、要は公共施設の屋根貸しというようなことでやられてるっていうようなことで、視察に行かれたっていうことでございますが、町の場合にはですね、本年からグリーンニューディールの補助金をもらいまして、3中学校の屋上にですね、ソーラーを設置するっていうようなことで、今設計を進めているところでございます。

これはですね、中学校がですね、災害時の避難所というふうな位置づけになっておりますので、売電ではなくてですね、これは消費して、それで、そういった緊急時の電力にするというようなことで、進めております。

今後ですね、公共施設、いろいろありますけれども、全て耐震化が終わったわけではありません。耐震化が終わったところからですね、そういうふうに行く計画でありますけれども、次は小学校、これは地域の避難所になっておりますので、これも今の中学校と同じように、売電ではなく消費電力の確保、それから避難、非常時の電源の確保というような、そういった方向で行こうかと思っております。

長期的になりますので、今の段階では、小中学校ぐらいの計画でしか、今は持ち合わせていないというようなことでございます。



○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今は、耐震が終わったところで、小学校で今度はやるということなんですけども、これも南アルプスで聞いた話なんですけれども、あそこはやはり広い土地がないということで、いろんなところを合算してって言い方をしてたんですけども、合算してメガソーラーっていうような形としてやっていくということがあったんですけども、町の中にも、大きいところはないけども、小さいところだったらある程度あるかとは思うんですけども。

その辺で、そういった形で、大きくなくても小さい土地を幾つか合わせてソーラーシステムをつくるっていうような考えはありますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 今メガソーラーっていうことで、民間も自治体も、メガメガっていうことで進んでますけども、これは当然スケールメリットがあるからメガということ言ってますんで、小さなものを幾つつくっても、これについては、ちょっとスケールメリットって、それが発生しないと。

パネル自体については、枚数の大小にかかわらずですね、発電能力が落ちるっていうことはありませんけども、ただ、実際にそれを設置価格となりますと、やはり多ければ多いほど、価格が安価になるっていう。

それと、あとパワーコンディショナーですとか、付帯設備ですね。当然防犯上の理由で、周囲にフェンス等回します。そうなりますと、やはり、当然何カ所も分散してるよりは、1カ所でまとめたほうが効率もよく、当然その辺は、コスト的にも大変有利になってまいりますので、そういったことからですね、今議員がおっしゃるような、小さな土地をたくさんソーラーシステムを設置するようなことにつきましては、今は考えは持っておりません。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） はい、わかりました。

その中で改めてお伺いするんですけども、先ほどのQアンドAの中で、環境政策課のほうで出している4つの土地がありますよね。先ほど私が述べたように、この土地はこういう形で使うときがあるからとかいうことが、いろいろ書いてあるんですけども、先ほどの佐藤議員の話じゃないけども、年に何回使うのかっていうのが、かなり少ないところもあるかとは思ってます。ですから、町として、画一的な考え方で、この土地はこういうふうにするからだめなんだではなく、もうちょっと頭を柔らかくした中で、要するに考え方の問題だと思うんですよ。

この中で1番上に上がっている文化会館建設用地。建設は未定だが、まい・あみ・まつり会場や健康診断時の臨時駐車場として利用されており不適と判断。

まい・あみ・まつりは年1回。健康診断は何回やるか、ちょっとごめんなさん、今はわから

ないけども、やはりこういったところを、ここは年1回のまい・あみがあるからだめなんだってという考え方じゃなくて、もっと頭を柔らかくして考えられませんかね。

それをちょっとお伺いします。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 永井さんね、土地の値段ということもよく考えてもらって、いかに値段が安いところであるならば、売電事業は成り立つよってという話なんですよ。そこら辺もよく考えてもらわないとだめですよ。

そこで、町有地である部分をね、メガソーラーに使うっていう考え方は、やっぱり阿見町には全然ありません。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 町長、いつも私が質問すつと、私だけじゃないですけども、はなっからもうだめだつていう考えじゃなくて、ですから、頭を柔らかくしなきゃ、これからの行政はやっていけないでしょうよ。ですから、本郷の小学校の建設予定地もある。ですから、もっとこう、頭を柔らかくした考え方でできないんですかと。

答弁はいいです。これはもう今聞きましたから。

〔「質問したんだから」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） じゃあ聞こうか。

〔「聞いてください」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） じゃあ聞きます。

○議長（倉持松雄君） 永井義一君、どの部分を質問するんですか。

○4番（永井義一君） ですからもっとね、町として、頭をね、柔らかく考えられないものなのかと。町長は、町長としては責任はもちろんありますけれどもね、やっぱりそれは町長の意見だけじゃなくて、ほかの人の部分も、意見も聴収するような形での考えができませんかと。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

〔「町長しか答えられないでしょう、答えは。そんな、部長が答えたらおかしいべ」と呼ぶ者あり〕

○生活産業部長（篠崎慎一君） お答えいたします。

〔「部長は答えられないはずだな、今の質問は」と呼ぶ者あり〕

○生活産業部長（篠崎慎一君） QアンドAのですね、公共用地で適当な事業用地はなかったかというような、そういったことで、皆さんにお配りした中で、4カ所の公共用地が。それにつきまして、もう少し柔軟な頭を持ってつていうことでございますけれども、目的としてこういうようなことで土地を取得しております。ですから、これについては、この目的に沿った最

終目的がありますので。

ただ、その中で、それをうまく活用してですね、そういったソーラーシステムができないかというような、そういったことも考えております。例えば、文化会館用地っていうようなお話がありましたけども、これの駐車場用地となるようなところにつきまして、そのパネルをですね、高く、地上よりもですね、地上ゼロじゃなくて、ある程度2メートルとか、そういった、道路のトンネルと同じようなクリアランスをとといいますか、高さをとってやることは可能かというような、そこまでも計算しましたけれども、今町長から答弁がありましたように、費用対効果といいますか、膨大な費用がかかるということで、これには不向きだということです。

〔「どのぐらい費用対効果を計算したか聞いてみて」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） いいですよ。まず答弁から。

○生活産業部長（篠崎慎一君） それと、それ以外につきましては、やはり1つ1つ言わせていただきますと、本郷小につきましては、当時議員の方々、それから地域の方々から、これだけの人口が増になりますと小学校用地が必要だということから、そういうことから、先行買収してこの用地を確保したというようなことがございますので、これについては、この検討結果になるということでございます。

あと、採取処分場につきましてもそうですし、それから小池城跡につきましても文化財保存地ということで、これもですね、おそらくこれだけの面積ですと数億の調整費がかかるというようなことで、これは大変コストがかかるというようなことからでございます。

議員の、なぜ公共用地ということで、ほかの自治体が公共用地なのに、なぜ阿見町は公共用地を考えないのかというようなことで、その公共用地につきましては、クエスチョンの9で述べてますけども、新潟とか太田とかほかありますけども、こういったところはですね、全て塩漬けにされた工業団地、全てというかほとんどがそういったところです。売れないところをですね、何とか活用するっていうようなことで、今回メガソーラーということで、そういうふうになったと聞いております。

それ以外につきましては、例えば廃校になった高校跡地ですとか、そういったところですので、当町につきましては、工業団地はありますけども、これについては、県の企業局用地ですし、まだまだこれはこれからですね、そういった需要があると思いますので、その辺は検討はしませんでした。

そういったことから、町で考えられる公共用地がなかったということで、民地のほうでメガソーラーのほうを計画した、そういったことでございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今のね、部長の答弁の中で、町長の答弁よりも非常にわかりやすかつ

たとは思うんですけれども。具体的に言っていたいただいてたんでね、もちろん担当部長ということで、かなり具体的になってたと思うんですけれども。

文化会館をね、高くつく、費用は幾らかって話もありましたけれども、これは後日お聞きしたいと思うんですけれども。

なかなか公有地がないというところで、先ほど町長も民地はって話がありましたね。町としても一応こういった形でもやっていきたいと。で、私もそういうことをやることに対しては賛成だよ。ただ、そのやり方の問題が今回はあったんだということで、それをしっかり認識していただいて。

〔「そういう……」「……しないでさ」「議案提案もしないんだよ」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） だから、ちょっと今。そこでちょっと待ってくださいね。

○議長（倉持松雄君） 議長がおりますので。

〔「質問中はそうやって答弁しないで、ちゃんと答弁したらいいじゃないですか。部長に答弁させないで」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） 町長、今私がしゃべってんです。しゃべってんですから、静かにしてください。今もうまとめて次のことに行こうと思ったけど。

実際、町として、今回総括されたのかって私が質問したんですけれども、部長の発言の中ではある程度わかったけど、町長の発言では、はっきり言って総括の形が、正直言って見えてこない部分があります。

ただ、こういったことでやること自体は、私も賛成してます。ですから、もっとそのやり方ですとか、公有地がなかったら民地ということももちろん含めて、ただ、そのときにはやはり、ボタンのかけ違いって言うんですか、何て言うんですかね、やり方の問題をしっかりやって、みんなが納得するような形でやっていただければと思います。

ですから、それをまず1つ言い終えて、次の質問に移ります。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 次の質問に移る前に、ちょっと資料があるんで、ちょっと配ってください。待ってたほうがいいですか、少し。

○議長（倉持松雄君） 永井義一君。

○4番（永井義一君） 2番目の質問に移らせてもらいます。霞ヶ浦の放射能汚染についてです。

9月議会でも質問いたしました。霞ヶ浦の放射能汚染について再度質問をいたします。

政府は5月7日に、霞ヶ浦の天然うなぎから基準値を超える放射性セシウムが検出されたとして出荷制限を指示しました。年間約40トンを出荷していたこの霞ヶ浦一帯は、日本有数の天

然うなぎの産地で、地元業者には大きな打撃となっています。

水産庁の水産物放射性物質調査の結果を見ますと、霞ヶ浦のうなぎについてのデータでは、平成23年6月16日に出された数値が21ベクレルで、それ以降出されておらず、次に平成24年の4月17日に180ベクレル、5月7日に80ベクレル、5月11日には110ベクレルと、5月18日に120ベクレル、5月29日には200ベクレルと続いています。ちなみにワカサギは平成23年6月16日の数値で77ベクレル。それ以降ほとんど横ばいで、平成24年の5月7日には38ベクレルとなっております。

この数値から言えることは、6月議会でも述べたように、霞ヶ浦に流れ込む56の河川にしみ込んだ放射性物質が、時間を置いて霞ヶ浦に流れ込んでいる、いや、流れ込んできたのです。それも、河川の水だけではなく、放射性物質が含まれている泥とともにです。

このことから考えますと、昨年3月に降った放射性セシウムが、年月をかけて河川から霞ヶ浦に流れ込み、特に大雨や梅雨の時期に、河川の泥と一緒に流れ込んで沈滞したことが、うなぎの数値の調査結果からもうかがわれます。その泥の中に住んでいないワカサギの結果との比較対照でもわかると思います。

阿見町のかまちづくりの中でも、霞ヶ浦湖岸のサイクリングロードの計画もあります。また、阿見町の環境基本計画についても大いに関係してくるかと思います。

6月議会での答弁で、霞ヶ浦問題協議会で県に申し入れているという回答がありました。今回の質問では、その協議会の申し入れの内容や、放射能汚染に対して、今後町としてどのように対処していくのかをお伺いします。

具体的には1番として霞ヶ浦問題協議会での協議内容を教えてください。

2番目に、霞ヶ浦の放射能汚染について、町として今後どのように対処していくのか。

以上2点、お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、霞ヶ浦の放射能汚染についてということで、まず1点目の霞ヶ浦問題協議会の協議内容についてであります。

霞ヶ浦問題協議会では、環境省及び茨城県が実施した霞ヶ浦流入河川等の放射性物質モニタリング調査結果や、環境保護団体等からの要望書に基づき、総会及び幹事会を開催して霞ヶ浦の放射能汚染問題についての協議を行ってまいりました。これらの協議を経て、10月16日に協議会の委員である21市町村長全員の連名により県知事宛てに要望書を提出しております。協議内容の総括したものが要望書でありますので、要望書の内容をお伝えいたしたいと思います。

要望書は2点ほどあります。

まず、モニタリング調査の実施に関して、霞ヶ浦流入全河川及び湖内での調査を継続するこ

と、調査地点を増やすことなど、さらに詳細な調査を実施すること、調査地点の選定については、地元自治体の意見を聞いて実施することです。

さらに、除染対策に関しては、国に対し、河の底に堆積した放射性物質の除染技術の開発を含めた除染対策の実施について検討するように働きかけていくこととなっております。

次に、2点目の、霞ヶ浦放射能汚染について、町として今後どのように対処していくのかという質問にお答えします。

霞ヶ浦については、国の管理となっているとともに、放射能汚染問題に対しても、町単独で対処できるものではありません。町としては、前述したように、霞ヶ浦問題協議会を通して国県に要望したり、霞ヶ浦に関係する国・県・周辺市町村等と連携し、従来から推進している水質浄化を含め、イメージアップを図りたいというような、近隣自治体の広域連携のもとに、今後対処していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、協議会として県知事に要望書を出しているということなんですけど、その要望書の回答というのはどういうものなんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

10月の16日に、茨城県知事のほうに要望書を出したわけなんですけど、現在のところまだ回答は来ておりません。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 来てないということで、聞くことはできないわけですが、この霞ヶ浦の汚染に関しては、NPO法人なんかはですね、橋本県知事に要望書をいろいろ出しているんですけれども、その中で、多分ごらんになったことがあるかとは思いますが、ほとんど環境省の……。1つちょっと例を挙げて言いますと、霞ヶ浦を放射能から守るための緊急の取り組みに対する要望書。

質問としましては、流入河川の放射性物質の調査を詳細に実施し、霞ヶ浦に放射性物質が移動しないよう、必要な対策を早急に講じていただきたい。

実際、先ほど言ったように、河川から霞ヶ浦に入ってくる水——皆さんに今お配りした資料がありますけれども、その資料の1枚目は、うなぎとワカサギを比較した例なんですけれども、こういった形で、コピーだからあれかな。濃い網がかかっているところは、国の基準の100ベクレルを超えているところと。

2枚目、3枚目、4枚目に関しましては、2枚目の水産物放射性物質の実施状況その1です

ね。4月からと。その次が1月からとあるんですけれども、この、まず1月からのほうを見ていただくとわかるんですけれども、ちょうど茨城県の下のところに、丸がぐちゅぐちゅとあって、ここが霞ヶ浦ということで思ってください。それが、4月の部分では色が濃くなっていると。

具体的に見るのは、この横長の水産庁のホームページ。ちょっとこれ、ぼやっとしちやってるんで見づらいかと思うんですけれども、その霞ヶ浦でとれた魚に含まれる放射性セシウムが、どういう形で霞ヶ浦に堆積したか。ですから、御承知のとおり、2011年3月の震災から水素爆発を起こしたわけなんですけれども、その中で、その年はそんなに高くなく、今年の2月から4月、5月、ちょうど大雨が降ったり、梅雨の長雨のときと、そういった時期に重なってるわけなんですけれども。

ですから、私も、前回の9月議会の中でも質問しましたし、霞ヶ浦の放射能の問題はこれからの問題だということで、実際のところ、河川にたまった放射性物質というのは、周りの土地から川に流れ込んで、放射能は泥にたまりますから、普通の流れではそんなには霞ヶ浦に流入しないんですけど、やはり大雨が降ったり、最近、ゲリラ豪雨と言われている、かなりの集中豪雨があるわけなんですけれども、その中で、河川の泥が霞ヶ浦に入っていくと。そういったところが、泥の中に住んでるうなぎなんかに影響を及ぼして、こういった2012年の中で、多くなっているということが言えるんですけれども。

やはり、その中で、県のほうにいろんな要望書を出しているわけなんですけれども、県のほうの回答としましては、引き続き環境省モニタリング調査を注視し、放射性物質汚染対策特措法に基づく対応をしてまいりますと、この文章が圧倒的に多いわけなんです。

ですから、今県のほうから回答がまだ来てないっていう話がありましたけれども、協議会のほうとして、県に対して、このような今みたいな特措法に基づいて対応していますっていうような回答がもし来たら、町として、町としてというか協議会としてというんですかね。具体的に、こういった、今うなぎとか、なまずそうですけれども、出荷停止になっている状況に際して、協議会としてというか。協議会の副会長でしたか、町長は。ですから、町としてという言い方もいいのかもしれませんが、具体的にどのような対応を考えていますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

それではですね、霞ヶ浦の問題協議会がこれまでどのような協議とかをしてきたか、まず御報告申し上げます。

霞ヶ浦は沿岸21市町村の自治体の首長の組織でございますけれども、沿岸の市町村のみなら

ず、霞ヶ浦は茨城県、さらには首都圏の水道水源、あるいは水資源の安定供給のために必要な、重要な役割を果たしているわけでございます。そのようなことから、霞ヶ浦問題協議会では、今回の原発の事故に伴いまして、環境保護団体からの要望書の協議、それから環境省の放射性物質モニタリング結果の報告等に基づきまして、協議をしてまいりました。

その協議の結果ですね、先ほど町長が申しあげましたように、10月の16日に、茨城県知事に要望書を出したということでございますけれども、その協議の中でですね、県からモニタリングの結果の報告がございましたので、これを報告申し上げます。

国ではですね、環境省ですけれども、平成23年度8月以降、これまでの霞ヶ浦を、これまで2回行いまして、流入河川24地点及び霞ヶ浦湖内の8点、県でもですね、3河川及び29水路で32地点の公共水域の放射性物質モニタリングを調査してございます。

その結果をですね、霞ヶ浦問題協議会の中で報告したものをまとめたものがございますので、それを御紹介いたします。

霞ヶ浦の水質に、霞ヶ浦及び流入河川について、水質共にですね、3回のモニタリングの結果、霞ヶ浦及び流入河川とも、放射性ヨウ素、これはもちろん、半減期が少ないんで、もうないんですけども、放射性セシウムは、不検出でありました。不検出というのは、1ベクレルリットル以下ということでございます。

それから、河床のですね、河床と言いますと底の砂等でございますけれども、2回目に一部の地点で比較的高い放射性セシウムが検出されました。これはですね、平成23年度水稻の作付制限の5,000ベクレルの基準と同等でありましたので、特に今のところ問題はないということかと思えます。

それから、3回目にはですね、清明川の勝橋で調査をした結果がございまして、これが2,130ベクレルキログラムでございます。それから、霞ヶ浦の掛馬沖の河床の放射性セシウムの濃度が610ベクレルキログラムと、3回目には減衰をしてしてございます。

そこで、これは県のまとめたものでございましてけれども、河床のセシウムは砂や土に強く保持される特徴がございまして、そのために、再び雨水に溶出するということはほとんどないと考えられるという報告でございます。

それから、霞ヶ浦のですね、河床につきましては、先ほど議員さんがおっしゃったように、河川のほうからの流入があったと思われまして、これは、1回目、2回目、3回目に、徐々に濃度が上昇してるということがあります。

それからですね、町内の、先ほど申し上げました勝橋のところですけども、右岸左岸とも、空間線量は0.19マイクロシーベルトでございました。それから土のセシウム濃度でございますが、左岸で110ベクレルキログラム、右岸で920ベクレルキログラムでございます。



一応、国の基準とかですね、研究者の助言から申し上げまして、今のところ、健康への被害を考慮するまでの濃度ではないのかなと思ってございます。

それから、県のですね、霞ヶ浦北浦水産事務所では、霞ヶ浦北浦流入河川の、16種類の関係水産物の放射性物質検査を行ってございます。そのうち、国の出荷制限の基準を上回った3魚種については出荷制限、1魚種については出荷自粛というような、万全の対策をとっているという状況でございます。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、水の放射性物質は不検出でありましたし、空間線量も大分下がってきておりますので、霞ヶ浦問題協議会を通して提出した要望書の確認、町としてはそのような対応とですね、それから21市町村連携のもと、これまでの水質浄化あるいは霞ヶ浦のイメージアップ等々に努めてまいりたいと思いますし、そういう情報につきましても、広報紙あるいはホームページ等で、町民の皆様の不安払拭のために努力していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 霞ヶ浦に流入する河川で24地点とさっきおっしゃったかと思うんですけども、56河川もある中で、ポイントが少な過ぎんじゃないかって意見もあります。

ですから、そこはもっとしっかり見ていただきたいし、水に溶けないから泥に沈着しちゃう、たまる。ですからうなぎの問題が、今出てくるわけですね。

それで、先ほどかわまちづくりの話もちょっとしましたけれども、サイクリングロードから霞ヶ浦におりるところを今考えてますよね。その中で、やっぱり子供が水で遊ぶ、水辺で遊ぶ、または中に入る。または先ほど、国体なんかも控えてる中で、あれは31年でかなり先は先なんですけども、やはり子供たちが霞ヶ浦で遊ぶってことを考えて、町としてはその辺、どういう対応を考えておりますか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

先ほど町長の答弁にもありましたし、私の先ほどの御回答にもありましたように、水についてはですね、1ベクレルリットル以下でございますので、それについては問題はないだろうと思ってございます。

それから、霞ヶ浦問題協議会では、年に2回、霞ヶ浦清掃大作戦というのをやってございます。これにつきましてはですね、年に2回、霞ヶ浦北浦地域清掃大作戦を行ってございまして、2回の参加人数が約10万人を超えてございます。その回収したごみがですね、15万2,000トンというような、回収したこともあります。そのような対応をですね、これからしていきたいと

思っておりますし、それから霞ヶ浦問題協議会、あるいは阿見町の環境政策課としても、さわやかフェア、まい・あみ・まつり等々の水質浄化のキャンペーンの中で、皆さんにいろいろお知らせしていきたく思っております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の話の中で、霞ヶ浦清掃大作戦をやられているということなんですけれども、私が今質問したのは、この前全協の説明の中で、かわまちづくりの中で、サイクリングロードからおりて、子供たちが霞ヶ浦で遊べるようなイメージがあったかと思うんですけれども、そういった中で、町として、泥が、やっぱりさわると湖底もさわりますよね。そんな先には行かないにしても。そういったことを、直接子供たちがさわることに対してどうなのかというのを質問したんですけど、もう一度お願いします。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、水のですね、放射性セシウムの検査はね、もう1ベクレルリットル以下でございましたので、それについてはまず問題はないんじゃないかと思っております。

それから、掛馬沖のですね、河床の土のですね、放射性セシウムも、若干上がっておりますけれども、5,000ベクレル以下でございますので、それについては国の基準にのっとりまして、比較すると、さほど健康に影響があるような数字じゃないというように判断してございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） もうちょっと質問をちゃんと聞いてください。

泥に関してはどうですか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） 泥というのは、土手の泥とか、そういうことでしょうか。

河床でしたら、先ほど申し上げましたように、さほどセシウムは高くございませんので、今のところ泥については問題ないんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっと質問と回答がかみ合わないというか、町のほうでどこまで放射能に関して問題意識を持っているのか。

この間、私は放射能に関しては多分3回目かな。この問題に関しては、私もずっとやっていくよっていう話を、前したかと思うんですけども、認識の不一致が、こういったところの答弁のずれにあらわれているのかと思うんですけども。

はっきり言って、かわまちづくりの中で、サイクリングロードでうって、サイクリングした人、または子供なんかが、ちょっと霞ヶ浦にね、さわる、または穴を掘るって言い方はおかしいけども、そういったことをやるわけなんで、やはり観光資源として霞ヶ浦を活用しようということ言われているわけなんで、その中で、やはり来た人が安心してそこで遊べる。霞ヶ浦全域じゃないわけですよ、あれはね。ポイントポイントで折り合うような形になってるかと思うんですけども。最低でもですね、町として、そういったところの放射性物質を除染する、除去するですとか、またはしっかりそれを測定して、最低でも阿見町のその部分だけでもしっかりやってこない、やはり県外から来る人も安心してそこで遊べないんじゃないかと思うわけなんですよ。

ですから、水質云々かんぬん、もちろんあります。先ほど言ったように、ワカサギとの比較の中で、やはり今、霞ヶ浦の泥に放射性物質がたまってるっていうのは、皆さんも認識できるかと思います。

その中で、私が今言ってることに関して、これは最後の答弁でいいですけども、今私が言ったように、観光資源として霞ヶ浦をこれから活用していくっていうことを観点として、阿見町として、霞ヶ浦を安全に子供たちが遊べるような施策っていうのは考えておられますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） かわまちづくりについてちょっとお答えしますが、全員協議会で、議員の皆様にご説明しましたように、霞ヶ浦を管理しております国交省の霞ヶ浦工事事務所と阿見町とタイアップしまして、湖岸の中につきましては国のほうで整備していただいて、外については町のほうで整備するっていうようなことで、そのかわまちづくりを登録して、国のほうが今年から設計に入っていただいて、町のほうも来年から予算化してですね、進めていくっていうことで。

今、永井議員がおっしゃっていますのは、今コンクリート護岸になっているところをですね、霞ヶ浦と親しむために、緩やかな砂場の、そういった護岸にしていこうというような、緩傾斜護岸というようなことなんですけども。そこにつきましては、国がこれから整備していてもありますが、当然子供たちの安心のためにはですね、放射能のほうを測定してですね、安心だっていることですね、これPRしていかないと、当然、県外から訪れてくれた方につきましては、その辺は、大変慎重に対応されると思いますので、町のほうについても、ぜひそういった、取り組んでいきたいと思っております。

ただ、問題の、全体的な、今、湖底ですか、河床の泥の処理だと思うんですけども、それについては、膨大なボリュームと、なおかつそれをどこに処理するか。地上の、今、学校の校庭の表土を削った、その処理につきましても、やはり置き場がないというようなことで、いろいろ問題になっております。あと、仮設置き場につきましても、県内では高萩とか、いろいろなことになっておりますが、そういった大きな問題がある中で、余りにも、天文学的な数字の泥をですね、今後どのように処理していくかというのですね、とても私ども霞ヶ浦の22分の1の阿見町だけでは対応できませんので、今まで、町長それから放射能対策室長が申し上げたようにですね、やっぱりこれは、周辺自治体と一丸となってですね、国に要望していくしかないというふうに考えてます。できれば、本当にきれいにですね、全てしゅんせつしていただきたいですけども、それが現実的に大変難しいというような、そういった状況ですので、これにつきましてはですね、行政と、それから議員の皆様のお力を借りてですね、これから進めていかざるを得ないと考えております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、部長のほうからのお話で、やはり、最低限でも、かわまちづくりの関係のところをね、町としてできる範囲内でぜひともやっていただきたいし、霞ヶ浦の湖底の泥に関しても、霞ヶ浦問題協議会、そこを通して、県と国ですか、そこにしっかり、やっぱり、22分の1とはいえ、やっぱり霞ヶ浦に面している町としては、ぜひともそこを強く、国とか県にアピールをしていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（倉持松雄君） これで、4番永井義一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時15分といたします。

午後 0時13分休憩

---

午後 1時15分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、16番吉田憲市君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

2番藤平竜也君の一般質問を行います。

2番藤平竜也君の質問を許します。登壇願います。

〔2番藤平竜也君登壇〕

○2番（藤平竜也君） 皆さん、改めましてこんにちは。

通告に従いまして、阿見町の福祉事業における東京特別区との連携について、一般質問させ

ていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

平成24年10月1日現在、当町の人口は4万7,729人。そのうち、65歳以上の人口は、1万と695人で、高齢化率は22.4%となっております。この数字は今後さらに上昇し、当町においても高齢化は加速していくものと思ひられます。また、介護を必要とされる方につきましても上昇傾向にあります。実際、町民の方々からも、健康に関する心配や老後の生活、介護についての心配など、そういった意見を数多く聞くことができ、関心の高さが感じられます。

地域福祉計画では、その視点について、子供からお年寄りまで、住民の誰もが住みなれた地域で心豊かに安心して暮らせる基盤づくりとし、町民と関係機関、行政が、自助、共助、公助を組み合わせた地域ぐるみの福祉を推進することが重要であるとしております。大変すばらしい趣旨で、高く評価していると同時に、大きな期待をしております。

ここで、高齢者の生活環境について注目させていただきます。

まず、高齢者の増加に伴い、一人でお住まいの、いわゆる単身世帯が増加しております。また、お年寄りがお年寄りを介護する老老介護も、明らかに増加しております。さらに、近所の商店が閉店してしまい、遠くへ行きたくても交通手段のない、買い物難民なども発生しており、このような現象は、この町で暮らす高齢者にとって、生活の不便や不安を感じさせ、時には人間関係にも影響を与えるようなことさえ考えられます。

また、高齢者が自立して生活できる状況から要介護状態への変化の中で、遠隔地への施設の移住や、その都度発生する資金面での問題など、生涯設計が見えてこない、そのような不安も広がっております。

そんな中、高齢者の生活スタイルも大きく変わってまいりました。多くの高齢者は健康で元気があります。しかも、大変な知識と、経験から来る見識を持っておられます。また、就業意欲も高く、生涯活動やボランティア活動など、趣味や生きがいも多様化しております。団塊と言われる世代の方々には特にこのことが顕著であるというふうに聞いております。

これらの変化を考えますと、医療福祉政策だけでは、高齢者の生活を保障する根本的な解決にはならないのではないのでしょうか。

そこで、このような多様性に対応が可能な、従来の行政の枠にとられない新しい仕組みの創設が必要であると思ひますが、いかがでしょうか。

第5次総合計画後期基本計画の第8章第3節では、周辺自治体との連携について、広域的な市町村連携が重要とされ、多様なネットワークの構築に言及しておりますが、この場合、自治体相互の過不足を補完するという意味合いからは、近隣の自治体だけではなく、東京特別区との連携やネットワークの構築も考えられるのではないのでしょうか。

東京23区においては、高齢者対策事業において、予算面でゆとりがある反面、用地の問題等

多くの不足があります。こうした過不足の部分を当町で補完することができれば、新たな雇用の創出なども期待できるのではないのでしょうか。

町長が以前から港区と締結に向け努力されている、思いやり協定を進めるとともに、そのほかの区とも、同様のネットワークの構築を目指すことも必要なのではないのでしょうか。

その上で、防災も含めた、もっと突っ込んだ形での、幅広い連携もできるのではないかと考えます。既に、厚生労働省内では、自治体間の介護福祉事業の連携について、検討が始まっております。これは高齢者の地方移住促進であり、送り出す自治体側が費用を負担する仕組みの検討です。

こうした点を踏まえ、福祉を中心とした土地利用やまちづくりも必要ではないかと考えます。

千葉県松戸市などでも、そのようなまちづくりの社会実験が進行しているようです。

また、アメリカにおけるCCRC、これはアルファベット4文字で、continuing care retirement communityの略になります。このCCRCなどは、高齢者のためのまちづくりでありながら、世代を越えたコミュニティーが形成されております。CCRCとは、住みなれた同一のコミュニティーにおいて、自立して生活できる時期から、要介護状態、そして終末を迎えるときまで、質の高い生活を計算できる生活設計のもとで保証するコミュニティーモデルの1つです。

以上の点を踏まえ、高齢者対策事業の東京特別区との連携について、町長の考えをお聞かせください。

また、CCRCをモデルとするような、福祉を中心としたまちづくりの必要性についても、あわせて町長の考えをお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 阿見町地域福祉における東京特別区との連携についてということであります。

今、ほとんど藤平議員が、特別区との連携に対してのメリット等をいろいろしゃべられておりましたので、大体同じような答弁になってしまいますけど、よろしく願いいたします。

議員の御指摘のとおり、東京都を初め都市部においては、用地確保の問題等により、高齢者施設の整備が進まず、入所待機者の増加が大きな問題となっております。また、テーマともなっております。

このような中、厚労省や内閣府などが有識者を集めた検討会を今年度10月に設置し、高齢者

の地方移住を促す総合対策の検討が始まっております。

この仕組みの中で、医療や介護などの財政負担は都市部の自治体が行うため、移住した先の自治体の負担が過重になることがなく、雇用創出なども期待できるとされております。

こういう面では、阿見町という地域の財産として、圏央道がありますから、非常にそういう面での立地的な問題は、非常にいいのではないかなと、そういうことを考えております。

当町でも、住民レベルで交流が始まった、先ほどの東京都の特別区でもあることから、今後、交流の幅を広げていきたいと考えを持っておりますので、例えば、先ほども申されましたが、防災関係や高齢者対策関係などについても、相互の情報交換を図ってまいりたいと思います。

これは、先ほども港区っていうような、1つ限定されておりますが、やはり特別区であるならば、いろんな方向で考えていくということが大事なのかなと、そう思います。

次に、アメリカのCCRCについてですが、このシステムは、高齢者が老化するにつれて変わっていくニーズに応じて、住宅、生活支援、健康支援、介護・看護・医療などの様々なサービスを1つの敷地内で総合的に提供していくシステムとされています。

現在、わが国では、このCCRCのシステムは、導入には至っておりませんが、ご存知のとおり、わが国の介護保険制度は世界でも先進的な制度として認知されており、在宅系のサービスから、施設サービスまで、様々なニーズに応えることのできる制度として定着しておりますので、今後とも、町の介護保険サービス及び、高齢者向けサービスの更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 今町長の答弁の中で、今後充実を図るとのことと、あと、都内との協定の話についてもありましたけれども、今現在、その港区に関して、町長、思いやり協定ということで、前からおっしゃられておりますけれども、具体的に話には進展はあるのでしょうか。

また、そのほかの都市部と地域との連携。具体的に何か考えていることというのを、あるんでしょうか、お聞かせください。

○町長（天田富司男君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

港区とはですね、民間の交流が、今は続いている。以前からありまして、その中で、行政のほうもですね、ぜひ協定とかですね、防災関係、またはその他協定できないかというように考えておりますけれども、町長も港区のほうに行きまして、そういった具体的な話もしたわけなんですけれども、まだまだ、機が熟していないというか、もう少し交流を幅を広げたいですね。進化させて、その上でというお話がありましたので、もう少し時間がかかるんじゃないかというふう

に思いますけども。

この民間の交流のほうは、さらに幅を広げてですね、いろんな方面で交流を進めていきたいというふうな町の考えでございます。

それと、ほかの地区との、他の東京都の特別区とか他の都市とは、現在のところまだ進めておりませんが、東部工業団地に進出する予定の雪印の関係で、北海道の別海町という、やっぱり雪印の工場があるんですけども、そちらのほうに町長が視察に行ったときに、別海町のトップの方ともお会いしまして、今後どんどん交流を深めていこうというようなことで、向こうで特産品の乳製品が、特産品をどんどん全国に売りたいというようなことがありますので、阿見町でもそちらのほうを、この前のまちのイベント、青空市ですか、で販売したりですね、そういった協力もさせてもらってですね、どんどん交流を深めていこうというようなことでやっております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 今のところ民間の交流が主体ということで、町としては進展がないというお話だったんですけども、やはり民間からとりあえず広がっていくという形も重要だと思いますので、そういった形で、いろんな方向に枝葉を広げて交流を図っていただき、ネットワークをつくっていただきたいなというふうに思います。

あと、今まで東京特別区との連携について述べさせていただいたんですけども、阿見町には茨城大学、医療大学という大学がありますので、そういった大学とも連携していただく。そして特別区ともネットワークをつくっていただく。さらに言うのであれば、県南の近隣の市町村とも連携する。そういった中で、もっと大きく広げた形で計画を立てていただければ、ほかの東京都内との連携というのもさらにうまくいくのではないかと思いますんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） じゃあ1点だけ。細かいことはちょっとあれなんですけど。

やはり、この問題は、各1つの地方自治体で高齢者受け入れとか特別養護老人ホームとかっていう問題をすると、なかなかまとまらないっていう状況じゃないかなと思うんです。こういう話は、美浦の中島村長と、また、かすみがうら市ですね、宮嶋市長ともいろいろ話してるんですけど、やはり県南できちんとした受け入れ態勢をとれるような、そういうシステムにしていくっていうことを、やっぱり考えないといけないんじゃないかと。

いろんな人、その関係者をそろえた中でね、どういう協議会とか、そういうものにしていくかわからないんですけど、1つのものをきちんとつくることによって、特別区の23区のほうか



ら来ていただけるというか、そういうものが、結構できてくるんじゃないかなと。1つの町では、やっぱり信頼度とか、そういうものも、なかなか難しいだろうから、そういう面では、やはりもう少し幅広い中でね、行政区がタイアップしながら、みんなでこの地域にそういうものを持ってきていただきたいという、そういう1つの協議会をつくっていきたい。

そういう思いを、今、3市町村の話の中で、トップの話ですよ。下はまだおりてないんですけど、そういう話をちょっとしているところです。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。

今もう、その3町長さんで、そういうふうに協議会を立ち上げることを考えているというふうにおっしゃられてたんで、非常に前向きな意見ですばらしいと思います。ぜひともプロジェクト化するような形で、どんどん先に進めていただけたらというふうに思っております。

とりあえず、これ以上ありませんので終わりにします。

今後、本当にこういった高齢化社会というのはどんどん進んでいくと思いますので、阿見町に住む高齢者の方々が安心して楽しく暮らせる、そんな阿見町になるように、町を上げて努力していただきたいというふうに要望しまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、2番藤平竜也君の質問を終わります。

次に、14番藤井孝幸君の一般質問を行います。

14番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔14番藤井孝幸君登壇〕

○14番（藤井孝幸君） こんにちは。

通告に従い、質問をいたします。

まず初めに、東京医大茨城医療センターの医療費不正受給に伴う処分についてお尋ねいたします。

以下ですね、東京医大茨城医療センターを医大というふうに言わせていただきます。

医大が地域医療の中核であることは、皆さん御存じのとおりであります。阿見町民のみでなく、阿見町周辺市町村民の命を預かる、重要な医療機関であります。

その、重要な医療機関という認識もなく、医療費の不正受給、故意の過大請求が許されるものではないということは、十分に承知をしております。

不正請求は、当時の院長の指示であったかどうかはわかりませんが、院内の勇気ある人の内部告発であろうと思いますが、不正が発覚したわけであります。

しかし、許されない行為ではありますが、阿見町民及び近隣市町村民の医療、命を思うと、

何とか一日でも早く、正常な医療行為ができるよう働きかける必要があると思うわけでありませう。町長は国に太いパイプがあるというふうに言われておりましたので、いかなる手段を使っても、処分の期間を短くなるような働きかけを行うことが必要だというふうに思います。

そこで質問いたします。

医大の処分の内容について、どのような内容なのか。そして、正常な医療行為ができるのはいつなのか。処分が判明して、町としてどのような対応をしたのか。県に対し、病院に対し、町民に対し。そして、町としての被害額は幾らか。また、その返還方法と時期はいつか。今後町としてどのように対応するのか、するべきか、をお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 東京医大茨城医療センターについてお答えいたします。

先ほど、藤井議員が言われたとおりです。この行為に対しては、非常に腹立たしい。

しかし、やはり今かかっているね、患者さんには何のともないっていうことで、そういう面では町自身も、関係10市町村等も県も苦慮しているということで、昨日ですか、私もここで皆さんにお知らせをしたところであります。

そこで、まず処分の内容ですが、保険医療機関の指定の取消であり、指定の取消年月日は12月1日とするものです。

処分に至った経緯ですが、病院側で施設基準の要件を満たさないことを承知の上で届出を行い、誤って過大請求を行ったのではなく、不正に診療報酬を請求していたことが関東信越厚生局の監査で確認されたことから処分が行われたものです。

期間につきましては、健康保険法第65条3項第1号の、取り消しの日から5年を経過しないものであるときには指定しないことができると明記されていますので、最長で5年ということになります。

次に2つ目の質問、処分が判明してからの対応ですが、県に対しまして、9月27日に稲敷市、美浦村と三市町村で県知事に、国に早期の再指定、患者負担の配慮、地域医療体制の維持について要望書を提出いたしました。このときは、これ以上に早くやりたかったですけど、どうしても県知事の用が、この日じゃないと会えないということで、この日にならさせていただきます。

以降、担当部局へ対応をお願いしました。その後、市町村対策会議等において、市町村国保や後期高齢者医療で、療養費払いの制度を活用し、患者負担が増えないよう対応することが合意され、12月1日より始まりました。

次に、茨城医療センターに対しましては、不正請求に関して再発防止、町民からの信頼の回復に努めるとともに、12月1日以降の診療について、患者に不利益が生じることのないよう対応するよう、県を通して要請しました。

茨城医療センターでは、法令遵守のため、新たに4人の外部委員を招いた、15人の保険診療検証委員会を設置し、外部のチェックを入れることで透明性を高めた審査体制を整えました。

また、患者の自己負担では、茨城医療センター側で、患者が加入する各健康保険組合に対して療養費払い制度の利用について協議しているところです。あわせて、利用する患者に対しまして、12月の診療体制について周知するよう協議し、先月中旬から患者へ個別に対応が行われております。

次に、町民に対しましては、広報活動ということになると思いますが、患者が広範囲になるため、周辺市町村に同一の情報提供ということで、茨城医療センターから7大新聞茨城版紙面広告への掲載、患者の多い市町村へは新聞折り込み広告への掲載をお願いいたしました。新聞折り込みにつきましては、11月30日に配布されました。

次に、町としての被害額は幾らかにお答えいたします。

今回の不正請求に関わる診療報酬等の返還金額は、総額で1,051万8,306円。その内訳は、国民健康保険885万2,989円、老人保健119万8,688円、医療福祉費46万6,629円となります。

返還方法につきましては、県からの指導及び茨城医療センターより提出された返還同意書に基づき、先月26日付で茨城医療センターに対しまして返還請求を行ったところであります。

次に、今後の町としての対応ですが、11月22日に県知事による県の大臣要望に同行し、周辺10市町村による保険医療機関の早期の再指定についての要望書を三井厚生労働大臣へ直接提出してまいりました。地域医療を守るため、今後も県と歩調を合わせて早期再指定に向けて協力していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） どうも、いろんなアクションを起こして、町民に広報するとかですね、御努力はされているようには、感じはいたします。

町長は県知事のほうに何回ぐらい陳情に行きましたか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 県知事とは、11月の27日がまず最初で、その他、陳情というわけじゃないですけど、会うたびにね、やっぱり知事にはいろいろお願いしてまいりました。知事とその後、3回、4回は会ってますね。

それで、やはり知事のほうも非常に気にかけてるっていうことでありますんで、やはりそれは、県のほうも地域医療がなくなるっていうことは大変なことだという考えを持っておられま

す。

だから、陳情に行った、要望書を手渡したのはその1回だかわかりませんが、知事に会ったり、ほかの人たち、部長級に会っても、そういう話をさせていただいております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私が知り得る限りは、公式にはですね、稲敷市とか美浦村長と3人で知事のところに要望に行ったということが公式で1回だけだというふうに思いますが、やはりこれは阿見町にあるんですからね。済んだことですから、私だったら、頻繁に県知事に言ってですね、県に行って、県知事に何とかしてくれという熱意を、私は態度として見せます。私であればですね。

そのように、お忙しいでしょうけども、今後、これは5年間を超えないという範囲ですから、まだ縮まる可能性としてはあろうかと思うんですが、それはどうですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） こちらから時間をとってもらってどうのこうのじゃなくて、県知事と会う機会は相当あるんでね、そういう機会を踏まえて、県知事もね、そんなに忙しいんですよ。この間の厚生労働大臣に会うにしても、その日の午前中に決まって、私たちも用があっても、いや、ほんじゃやっぱり行かなくてはいけないということで、3市長はね、他のものをキャンセルしても、みんな行ってるんです。だから、こちらからどうのこうのじゃなくて、やっぱり会ったときにはきちんとした話をしたいと。それで十分だと私は思ってます。それは思ってる気持ちはみんなあるわけですから。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私は十分だとは言わないで、しつこくですね、機会を見てお願いをしたいと思いますが。

縮まるかどうかの可能性の言及は、今話がなかったんで。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これは国のね、厚生局が決めることであって、保険局長の言い回しが非常に厳しかったということが知事談話でも出てて、私も何度も何度も話しております。

だから、期間がどうなるかっていうのは、今のところ私たちにはわかりません。これは誰にもわかんないと思うんですよ。どんな人に言ってもね、これはわかんないと思うし、非常に厳しい裁定がなされるんじゃないかっていう、そういう感じは、保険局長の話の中で伝わってくるなっていう、そういう思いはしてます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 要はですね、これからですね。今までのことはいいんですけども、

これから、やはり町として、近隣の市町村と合体してでもいいですけども、しつこく、期間を短くするような努力をしていただきたいというふうに、私は思います。こうするべきだと思います。

やった行為はね、これはもう許されないことは誰も承知していますけども、町民の命を守る中核の病院ですから、ぜひ熱意を持って、陳情なりですね、しかるべき人をお願いをしていただきたいと思います。

というのは、今度は選挙でですね、誰が政権をとるかわかりませんが、そこにひょっとしたら町長のパイプ役になるかもしれませんのでね、そういうときにはもう頻繁に行って、何とかしてくれというふうなことを言えば、相手も人間ですからね、しっかりとした対応はしてくれると思いますので。

それはぜひ要望しておきます。お願いします。

以上で、第1問目は終わりです。

○議長（倉持松雄君） 第2問目に移ってください。

○14番（藤井孝幸君） では、2番目に入ります。

2番目はですね、ボランティアセンターの設立についてお尋ねをいたします。

今回事業仕分けで、町民活動センターはですね、事業仕分けで不要というふうな結論が出ましたですね。町民の判定員20名は再検討という結論ですけども、要はですね、それぞれの理由はたくさんあるみたいですが、結論はですね、今までの10年間の、このセンターの活動が、費用対効果で大変無駄だったと言われているのと私は感じました。

その理由はですね、ちょっと簡単に仕分け人の意見を述べさせていただきますと、人の配置について、町とのかかわりを少なくしたいという思いがあって、ショッピングセンターに人を配置したと、こういうふうに、町の仕分け人に対して、町の担当者が答えてるわけですね。

そして、町の担当者はそう言いましたが、結局ですね、現実には課長の下に配置をしてですよ、住民課長の下に配置をして、職員は全員町のお金で雇用していると。そして、それなら、町がもっとしっかりして、目的意識を持って、町の立場としてどのようにNPO等に支援していくかを、しっかりと伝えなければならないと。この設置目的と実際に役割に乖離があるという表現を使ってるんですね。それと、要は町がしっかりしろと、しっかりすべきだというふうに言われてるわけです。

それで、場所の問題についてもですね、なぜショッピングセンターなのかと。この程度の仕事であれば、ショッピングセンターじゃないでもいいんじゃないかと。ボランティアの育成に当たって、例えばさわやかセンターのような立派な施設があるじゃないかと、このようにも言われてますね。

なぜこの箱を借りてまで、年間180万から185万ぐらいですよ、借家料がね。そのぐらいのお金を払ってまでやる仕事なのかと、こういうことなんですよ。それで、センターを借りてまでやっている必然性がよくわからないと、こういう意見ですよ。

それで、場所的にはですね、誰が答弁したか知りませんが、非常に利便性を重んじたとして、こういうふうに答えてますが、あれは利便性はよくないですよ。特定な人間しか集まらないような場所なんですよ。だから、利便性は決していいとは私は思えません。集まる人間も少ないし。

そして、まして、その回答した人がですよ、仕分け人の方がどれぐらいの相談があるんですかって聞いたら、全体は把握してませんと、こういう回答をしてるわけですね。だから、いよいよ仕分け人も不信感を持ったかもしれませんね。

要は、この施設を、場所的にはですよ、この施設を使うことは不要だと。この施設は不要だというふうに言われてるんです。これはもう、私も、一言一句やりとりを、議事録を読んでおきますからね。

そしてまたですね、協働のまちづくりを実現する手法としては不適切と、これまでも言われてます。行政のあり方を再考すべきだというふうにも言われてます。

さらにですね、これ以上は、概略の、仕分け人の意見ですが、結論を出す意見ですね。不要とする結論を出す意見ですが、20人おられます町の仕分け人ですか、町の判定員ですか、この方々の意見はですね、たくさんありますけど、大きく言うと3つぐらいあります。公民館やさわやかセンター、役場で窓口を持てばいいと。それから、2番目にですね、マイアミショッピングセンターを借りることによるメリットが薄い。NPO支援は社会福祉協議会だけでも十分機能すると。3番目に、これはちょっとどうかと思いますけども、町に恩恵をもたらすNPO法人の設立の支援でなければ、町に恩恵があるようなNPO法人の支援でなければですよ、税金を使う意味がないと、このようなことも言ってますね。

要は、いろんな町民の判定員の中では、いろんな意見が出てですね、町民判定員の20人中、事業仕分け人と結論は違いますけれども、不要は4名、再検討が7名、要改善が7名、現行どおりが1名、これは国がやるべきだというのが1名ということで20名、こういう結果ですね。

今、仕分け人は4名が不要、1名が再検討と、こういう結論ですね。

要は、私はですね、事業仕分け人の言うことが全て正しいというふうには思っていないですよ。なぜならば、事業仕分け人というのは、いろんなところでいろんな経験をしてる方ですね、その町に来て、そして、切るために、無駄を省くために来てると思いますからね、そういう活動をするのが事業仕分け人だというふうに私は認識しておりますので、全てがいいとは思

えませんが、私もですね、過去ですね、何度かこの町民活動センターのあり方とかですね、いうのは、質問をしてるんですよ。それで、仕分け人の言うことが、御無理ごもつともというところが、非常に共感するところがたくさんあるわけですね。

そういうことですね、これを機会に、町としてですね、ボランティアセンターなるものを、もう一度仕切り直しをして、ボランティアセンターなるものをつくったらどうかと。ボランティアセンターのあるべき姿はどんなんだということをもう一度検討していただきたいという願いでございます。

したがいまして、次の質問をいたします。

1つですね。町のボランティアの一元化を図ったらどうかということでございます。町長も一元化を図る必要があるということを確認しているという発言をして、私も聞いております。

要はですね、町に存在するボランティアの教育、環境、福祉、防災、いろんなボランティアがあります。国際交流。ボランティアがあるのを全部まとめる。誰かの一人がですね。全部まとめるというような組織をつくったらどうかということ、まず私は提案をしながら、執行部の意見を聞きたいと思えます。

そして、それを統合するためにはですよ、いろんな組織を統合するためにはですね、本当の意味で統合できるボランティアセンターという箱物、使用する場所が必要ではないかと。要はボランティアセンターを設立するということですね。ヒト・モノ・カネをつけて。

それと、最後にですね、こんなところでやる必要はないという、185万も出して、この程度の活動なら185万出す必要はないということでありましたが、センターとなりますとちょっと規模が大きくなりますのでね。阿見町の施設、どこかそのような適当な施設があるのではなかろうかということをお考えいただいて、回答をお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それではお答えいたします。

ボランティアセンターの設立についてにお答えいたします。

1点目の、町ボランティアの一元化を図ってはどうかについてですが、町民のボランティア活動、市民活動を支援し、町民と行政の協働のまちづくりをさらに進めるためには、ボランティア活動や市民活動団体情報を1カ所に集約し、効率よく発信していくことが重要であると考えております。

町では、町民のボランティア活動、市民活動等の社会貢献活動を支援する場として、平成15年度に町民活動センターを開設し、活動の場の提供やボランティア活動、市民活動の相談や情報の提供などの活動を行ってまいりました。

したがいまして、町としては、ボランティアや市民活動団体情報を一元化する拠点として、

町民活動センターを設置しているところでございます。

次に2点目の、真に統合されたボランティアセンターを設立してはどうかについてお答えいたします。

町では、町民のボランティア活動、市民活動等を一元化する町民活動センターを設置しております。しかしながら、町内では社会福祉協議会において、ボランティアコーディネーターを配置するなど、ボランティア活動の支援を行っているという現状もあります。

町としては、町民活動センターと社会福祉協議会は、町民のボランティア活動、市民活動を推進していく両輪であり、今後も連携と協力のもと活動していくことが、必要と考えているところでございます。

したがって、現在の町民活動センターの充実、強化を図っていくことが、先決課題であると考えております。

次に3点目の、センター設置場所にふさわしいところはないのかについてですが、町民活動センターは、現在マイアミショッピングセンター内に設置されていますが、これを他の場所に移転するとなると、現在の町公共施設では、事業に必要なスペースの確保等、現実的に難しい状況となっております。

先般の事業仕分では、町民判定委員は再検討、仕分人は不要という結果になりました。その主な要因は、相談やコーディネートといった業務よりも、講座等への場の提供により、その講座へ参加する利用者の方が多く、本来のセンター業務からかけ離れてしまっているのではないかと、そういう考えが多かったのではないかなど。

この結果を踏まえ、本来の目的が達成できるよう、今後、ショッピングセンター内にある現在の立地条件を活かしながら、町民活動センターが市民活動の拠点となるよう努めていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） この回答書を書いたのは誰か知りませんが、全くこの意義というものを理解をしていないですね。

この町民活動センターが、10年間やってきて、だめだと言われてるんですよ。いろんな意味でね。目的からして。だから、だめだと言われてるのを、それをさらに拡充をするつたって、そんなもの、拡充するって無駄なことでしょう。

〔「誰が事業仕分けやったんだって言ってやれ」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） ねえ。事業仕分けをどのように読んだんですか、これ。

私はですね、この事業仕分けを読んでですよ……。

〔「私は反対してたんですよ」と呼ぶ者あり〕



○14番（藤井孝幸君） ちょっとそこでいろいろ言わないでくれ。

事務所で意見書を読んでですよ、本当に御無理ごもつともだと思いましたよ。

ちょっとね、過去にさかのぼって申し訳ないんですけども、平成14年の3月にですね、紙井議員が、私はそのときにはまだ議員になっておりませんが、ボランティアセンターのことについて質問してんですよ。設立したらどうかと。それで何て書いてあるか、ちょっと読んでみてください。

わかんねえなら俺が言うぞ。

〔「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 14年の当時にどういう答弁をしたかということですか。

○14番（藤井孝幸君） そうです、はい。ボランティアセンターの設立について議員が質問してるんですよ。14年の3月の定例会です。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。

町としましてはというところから読みます。

町としましては、こうした多方面のボランティア活動に対する要望に応えられ、ボランティア活動の相談や紹介、情報の提供などを一元化した組織であるボランティアセンターをつくらなければならないと考えております。

とりあえずこの辺。

○14番（藤井孝幸君） 了解です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） つくらないといけないと思ってるっ言ってるじゃないですか、町長は。ね。一元化したボランティアセンターをつくりましょう、つくります。

それだけじゃないんですよ。町としてね、住民が互いに助け合うことにより、高齢者や障害者の方も安心して暮らせるまちづくりを目指して、現在のところ、各担当部署に分散しているボランティア活動を一元化して、町民の方々が利用しやすい組織をつくる必要性を認識しておりますと。それが、ボランティア活動は福祉関係ばかりではなく、環境問題、それから国際交流、防災も重要ですよ。だからセンターは必要ですって答えてるじゃないですか。

それを、14年の3月に答えてるのに、15年に設立した町民活動センターが、一応そのつもりでつくったんでしょう。だけど、全く違うセンターじゃないですか。一元化はされてない、防災は入ってない、環境も入ってない。環境はちょっと入ったかな、後でな。そういう一元化されてるセンターじゃないじゃないですか。

これ、社会福祉協議会がですよ、2年間かけて検討した、ボランティアのあるべき姿の検討

資料。これ読みましたか。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） ええ、読ませていただきました。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） で、あなたが今読んでもしようがないんですね。もうずっと後の人だから。

そのときに、あなたが読んだボランティアの提言書ね。ボランティアセンターのあるべき姿の提言書をつくったのは、そこにおる総務部長でしょう。それと、大竹さんもおられましたよ、生涯学習課長。

〔「いなかったですよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 検討委員の話。検討委員の話な。

〔「なんで……」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） まぜくったらだめだよ。

検討委員がだよ、あなたやらそれからその横田部長やら飯野さんがおったんだよ。それで、社協のそれを見ながらできたのが、今の町民活動センターなのよ。

これは全然似ても非なるもんだよ。ね。だから町長にですよ、今後なるべく早い時期にボランティアセンターを設立し、町民の方々の要望に応じていきたいと考えております、町長にこれまで言わせて、全然違うものつくってるじゃないですか。

だから、この15年にできた町民活動センターが無駄というふうな結論になっちゃうわけですよ。ね。

その点のあなたたちの姿勢が——ずっとおるんだもん、ここに。もうみんな卒業してないっていうんだったら、俺も言いようがないけども、当時の人がいっぱいおるんだもん。だから、私はあえて、このボランティアセンターを新たに仕切り直しをしましょうと言ってるわけですよ。どうですか。

だから、今の答えではね、町民活動センターを今のまをちょっと拡充しますとか、そう言ってるだけなのね。だからセンターの意味がほとんどわかってない。

もうこれ以上討論しても、わかってない人と話したってしようがないんだけど、要はもう一度、今の町民活動センターじゃなくて、もう一度一元化した——今の町長に質問してもしようがない話だけでもね、前町長がこういうことを言ってる。だから、継続性も必要なんですよ。

私が間違ってること言ってるかどうか、ちょっと教えてください。

〔「もう一回町長がしっかりとね、それは」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。

誤解がないように、ちょっと基本的なところだけお話をさせていただきたいと思いますが、この間の仕分けのときに、仕分け人の意見の中で、町民活動センターの必要性というのは理解しているという発言が前提としてあります。ただ、現在の活用のされ方というのは考え直した方がいいんじゃないかというような指摘だというふうに認識しています。

話がちょっと飛びますが、14年当時の考え方と。設立された現在の町民活動センターというのが、趣旨に合っていないかどうかという話につきましてなんですが、基本的には、考え方はボランティアセンターの検討委員会のほうが出した構想という、その考え方と違ったものができたということではないというふうに、私は理解しています。

ただ、現実としてですね、不十分な点とか至らない点があったかとは思いますが、ただ、根底にある考え方は、その検討委員会がまとめた考え方というものは、今も引き継いでいるところでは。

その現実が、なかなか思うようにというか、町民の皆さん方、ボランティア活動されてる方、いろいろな社会貢献活動されてる方にとって不十分だという問題点があるということは、私も、いろいろ話を聞いたり過去の書類を見ると、そういうことは認識はしているつもりであります。

それから、今後の、この際だから全てを見直したらどうかということに関してなんですけども、今ですね、今年度、協働の指針という、協働のまちづくりを進めるための指針づくりを今しております。先ほど拡充という話がありましたけれども、その14年当時に目指していた業務を目指して充実強化していくという考え方ですけれども、そこへさらにですね、協働のまちづくりのための拠点となる、キーポイントになるような役割も、町民活動センターには持つようなスタイルを今考えております。

そういうこと全般にわたって、再検討といいますか、町民活動センターのあり方全般について、その協働の指針の中で考え方を整理して、そのためにはどのようにしていったらいいかというようなことを整理することは予定しております。

ですので、今藤井議員さんが言われた、もう一回よく原点に立ち戻って考えてみたらどうかというようなことについては、検討を進めていきたいという現状でございます。

○14番（藤井孝幸君） 俺の言うことが間違ってるのか正しいのか。

〔「正しい」と呼ぶ者あり〕

○町民部長（篠原尚彦君） 批評するのはおこがましいので。

○14番（藤井孝幸君） 間違いか正しいかって、正しいかち言えるでしょうもう。

〔「同じこと言ってる」と呼ぶ者あり〕

○町民部長（篠原尚彦君） まあ、そういうことです。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、立場上正しいとは言いづらいとは思いますが。心の中では正しいと思ってるでしょう。言葉では出せないんだけどね。

ただね、協働のまちづくりと言うけども、この意見書にあるように、目的と乖離してるっち書かれてんのよ。設立した目的と。だから、提言書を読んだとは言ってもね、全く防災も入ってない、環境も入ってない、それから福祉も入ってない。ただ、今やってるのはNPOだけでしょう。おもちゃを修理するとかね。それでほとんど特定の人しか出入りしてないという。

そういうのがずうっと続いてきて、私が21年に、これでいいんですかというふうに質問してんですよ。そしたら、よくありませんと。そして、よくありませんが、もっと集約したボランティアセンターにしなければなりませんというふうに答えてるわけですよ。それを、全然、町長に言わしとってですよ、どうせ誰かが書いたんでしょ、その案文は。町長に言わしとって、その書いた人が何も実行しなければ意味ないじゃないですか。だから、町長に言わせて、それで検討しますと言うけども、検討するっちゃうのは何回も聞いてんだ、俺。検討は当てにならない。本当に当てにならない、検討は。

もっとやっぱり真剣に考えて、阿見町の、本当にボランティアと協働して、連携をして、町がまちづくりをするのであればですよ、本当の意味で、センターなるものを根本的に見直して、今の町民活動センターではなくて、もっと、もっと、もっとですよ、本当の意味で充実したセンターを——金がかからないんですよ。今の使ってる金の半分でも済みますよ。

場所、適当なのがないって言いましたっけ。あるじゃないですか。さわやかセンターのあそこ、一画あるでしょう、いいところが。週に1回しか使っていない、障害者の機能訓練室。前は福祉作業所が使ってたところ。それとか町の図書館。今、教育委員会のね、中央公民館の図書館の1階。昔の図書室。あの並び。あいてるじゃないですか。それで、今はどうですか、その教育委員会の部屋を町が使ったらいいませんか。どうですか。使っていいようになってるでしょう。

質問、なかったけども。ちゃんとわかっているでしょう。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 中央公民館の多目的、昔の図書館ということでね、あれ、昭和56年に建てたんですね。そのときに、防衛庁の補助金もらってんですよ。そのときに補助金の適正化っていうような法律改正しなくてですね、おおむね10年を過ぎたら、補助の目的は達成したんで、いかようにも使ってもいいですよ、補助金の返還はしなくていいですよっていうことなんですけど、ただ、当然、事後報告っちゃう形で、今は神奈川県ですか、防衛庁の防衛施設局。前は横浜だったんですけど、そちらには報告する。

ただ、公民館は、もう既に30年たってますんで、今ごろこういうことにしましたよつったら、何のことぞやちゅう部分があるちゅうことだけで、ただ、今の、勝手に中央公民館のあそこがあいてるからどうのこうのちゅうのは、ちょっとないと思いますけど、それは。

例としてあれなんでしょうけども。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） どうのこうのじゃなくて、ちゃんと、教育施設であっても、今は、教育施設はそれだけに使う——文部科学省からの流れでね、お金なんか予算がついた部分があるんでしょけども、それは経年変化で、ちゃんともう、何に使ってもいいですよ。町がだよ、個人的に使うんじゃないで。いいですよ。先ほど言ったその防衛庁なんかっていうのは最たるもんですよ。だから自由に使えるわけでしょう、あそこも。多目的室も。それで、その多目的室の向こう側には、合併のときの事務所にしてたでしょう、合併協議会の事務所に。あそこも使えるじゃないですか。あそこは事務局の事務所にして、こっちの多目的室をボランティアの会議室なり活動の場所にすればいいんです。

場所は幾らでも探したらあるっていうの。185万も払わなくて。もう少し町民のためにね、自分たちの考え方をがっちり固めて、先ほどの話じゃないけど、柔軟に対応してくださいよ。ね。俺は無理に言ってるんじゃないんだから。無理を言ってるんだったら別けども、金はかからないし、もっと組織なりボランティア活動が充実するっていうんだったらいいじゃないですか。

町長、どうですかね。今のやりとり聞いてて。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 要するに、あその場所を借りる経緯っていうのは、ここの議員で何人か、全ては知ってないですけど、やっぱり借りる経緯っていうのはみんな知ってると思うんですよ。あその場所を借りたっていうその経緯は、皆さん知ってると思います。それは、藤井議員もよく聞いてください、経緯は。藤井議員はそのときいなかったかいたかわからないですけど。

○14番（藤井孝幸君） 知ってますよ。

○町長（天田富司男君） 経緯は知ってますよね。知ってるんなら、そういうことです。経緯はね。藤井議員は……。

〔「わかるように説明して、……から。全然わからないよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 静かにしなさいよ。

藤井議員ね、藤井議員はほら、社会福祉協議会の局長やってて、この一元化に対して非常にそれなりのものを持ってたっていうことを聞いてます。私はそういうところに携わってなかつ

たからわかんないけど。

やはり社会福祉協議会のボランティアの人たちと、本当にこれを大同団結をさせるのは、藤井さんのほかいんじゃないんですか。藤井さんが大同団結すればなあ、みんな一緒になっちゃうよな。だって、それをずうっとやってきたんだから。自分、局長で。ボランティアをずうっと育成してきたんでしょ。全ていい話ばかりじゃないですけど。話を聞くとね。だけど、やっぱりそうやって育成してきたんだから、そういう面での大同団結を、藤井さんがやばりやる。そういう役割を、俺は担ってると思うな。

○14番（藤井孝幸君） いや、何の話してるの。

〔「我々にもわかるように、ちゃんと質問と回答やってよね」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 今の町長の話は何の話かわかりません。

要はね、私がしろとか何とかという話じゃないのよ。町として、町長として、今私とこの執行部のやりとりを聞いてて、こういうボランティアセンターは必要ではないかということはどう感じたかということを知りたいんですよ。

私がやれなんて、私がセンター長になるわけじゃないでしょう、そんなもの。

だから、その担当者がね、町長にまでボランティアセンターを一元化して、ボランティアセンターをおつくりしますっっちゃうまで、回答書まで書いた人がだよ、全く似て非なるものをつくって、それでしゃあしゃあとしている。その顔を俺は見たくないのよ。ね。ちゃんと町長に答弁させてるんだもん、やるつつって。それから何もしてないという。ね。そういうあなたたちの姿勢がよくないよ。

だから、いいものはいいとちゃんと認めて、藤井が言うから、これは何が何でもやらねえぞっていうことで、それをしないでね、言わないで、ちゃんと柔軟に対応して、いいものはいいというようにしないと、町はよくなるよ。

町長よりも、それぞれの部課長、あなたたちが町を背負うんだよ。ね。町長が無理難題言ったら、だめだと断ることも必要だし、いいものはどんどん進めないかんし。そういうことをちゃんとしないと、町長があっち行ったりこっち行ったりなるわけ。ね。

ちゃんといいものをそろえたセンター構想があったじゃないですか。皆さんが検討した。ね。だから、そういうところを、それで町長にまでやるって言わせてよ、それで何も知らんふりしてるという、そういうことではだめです。

だからもう一度ね、本当に仕切り直しをして、考えて、町にはいっぱいある。学校の空き教室を使うこともできるでしょうし、公民館もある、さわやかセンターもある。これだけ私が言ってるじゃないですか、場所は。ただで。今までは185万かかったのを。ただでできるじゃな

いですか。

ボランティアセンターのイメージがわからないんだったら、私がもう一度ちょっと担当者と  
お話ししましょう。

要は、町長はもう少しね、こういうセンター構想については、俺にやれとか、藤井にやれと  
か言わないで、ちゃんと町としてどうすべきかを、やっぱり、協働していくんであればですよ、  
どうするかということをもう一度考えて、前向きに取り組んでほしい。町長がまた前向きに取  
り組めって言わないとできないしね、部下もね。

だから、ちゃんとリーダーシップを発揮して、町長、よろしくをお願いします。

で、終わります。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員の質問は途中でございますけれども、ここで暫時休憩といた  
します。会議の再開は2時30分といたします。

午後 2時21分休憩

---

午後 2時30分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤井議員、質問を。

○14番（藤井孝幸君） はい。では、3番目の質問をします。

通学路の危険箇所の整備状況について御質問をいたします。

通学路の危険除去について、私はこれで過去4回してます。これで5回目です。で、進展が  
余り見られません。

前回、6月、この質問に対してですね、通学路の危険の除去とかつちゅうのを、前回6月に  
やってるんですけども、この質問に対して、教育長の答弁で、今後関係機関と連携し、危険箇  
所除去対策を進めるというふうに、明快に答えております。

そのときにですね、平成24年度通学路緊急点検票というものをいただきました。これね。こ  
れ、なんかタイミングよく出てきたんですよ、これが。後でこれは話をしましょう。その、  
点検票なるものを提出しましてですね、このとき初めて私はですね、ああ、町内全域に、これ  
だけ危険箇所が具体的に書かれたものがあったのかというふうに思ったんですが、これは前々  
からあったわけでもないというふうに認識をしております。

具体的にですね、活字で確認はできませんでした。それまでは口頭で、あそこは危険、ここ  
は危ないとかいう話は聞いておりましたけれども。点検票で、危険箇所の具体的場所及び現状  
と措置方針が、これでわかりました。これでね。あとは、誰がいつ実現に向かって行動するか。  
問題はそこにあるんです。誰がいつこれを実現させるかということです。

そこで質問いたします。

まず（１）のですね、通学路緊急点検調査票に書かれている、対応予定内の調整中と書かれている項目がございます。その進捗状況をお伺いいたします。どのようになってますかね。

それで、（２）番目の質問ですが、時期未定と書かれている部分があります。この時期未定の早期実現する——子供の危険のことですからね。時期未定とかそんなこと言わないで、早期に実現する可能性を追求してほしいんですが、その可能性があるのかないのか。

この２つについてお尋ねします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 通学路の危険箇所整備状況についてお答えします。

９月の議会でお配りしました、平成24年度通学路緊急点検調査票をもとに、危険箇所の早期改善に向け、関係機関と連携、協力の上、対策案を検討して参りました。

まず１点目の、対策内容調整中と記載した項目の進捗状況は、についてお答えします。

調整中とした箇所は６カ所ですが、その中で、以前から議会等でも取り上げられております、阿見中央一郵便局前から吉田ガソリンスタンド前までの、町道0102号線に関しましては、児童の安全確保に向け、警察及び茨城県と協議を重ね、対策を検討して参りました。

その結果、安全な歩行スペースを確保するため、路側帯を設けることが有効であるとの結論に達しました。

今後、学校、ＰＴＡ、地元行政区と調整を図った上で、来年度に整備を実施する予定であります。

また、残りの５カ所につきましては、ＰＴＡや民間会社等の協力、及び用地買収、改良工事が必要となり、早期の改善は困難ではありますが、引き続き、関係機関と協議を進め、安全確保を図って参りたいと考えております。

次に、対策時期未定とした項目の早期実現の可能性は、についてお答えします。

対策時期未定は６カ所８項目があり、主に事業者が警察及び茨城県となります。

対策にあたっては、信号機の設置、及び歩道をつくるなど、多額の費用や、地権者との交渉が必要となることから、早期の実現は難しい状況であります。

今後も引き続き関係部局と連携をとり、警察及び茨城県に対応を要望してまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 何となく、やる気があるのかないのかわからないね。



まず、そしたらね、ちょっと視点を変えます。

24年度中にやるという箇所が何か所かありますね。24年度中にやります。これ、もう予算づけとか、いつやる——24年度中だから。来年の3月31日までだよ。これ、いつやるか、もう予算づけしてんのか、それをお伺いしましょう。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

今年度整備っていうのは、横断歩道の引き直しとか、それからセンターラインの引き直し、それから、カーブ危険とかいう標示、そういう設置等が今年度予定しているということで、ほぼ発注しております。

○14番（藤井孝幸君） ほぼですか。

○都市整備部長（横田充新君） ええ。ですから、今年度中にはセンターラインの引き直しとか、そういう危険の標示は実施する予定でおります。大体もう発注しておりますので、今年度中には完成すると思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） ほぼというのは、もう全部ということですね。できてない部分がありますか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。

町道部分については、これは全て発注しております。

中には県道部分がございますので、これは県のほうが発注する予定だということで、連絡は受けております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 町でやれることは、そうやってすぐにできるわけですよ。やろうと思えばね。こうやって、24年度中にやるって言ってるから、それはそれで、ぜひ実現をするということで、これはいいことだと思います。ぜひそうしてください。

まずこっちですね。調整中、それから時期未定。これについてね、調整中、調整中ちゅうのがね、これ担当者は誰ですかね、教育委員会では。窓口というのか、誰に聞けばこれが一番よくわかるかちゅう話ですよ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。

担当者はですね、学校教育課でございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。担当者、窓口は学校教育課ですね。で、調整中、この点検票、これ、誰がつくったんですか。どういう指示のもとに誰がつくったんですか、これ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。

6月の議会にもきっと答弁したかと思うんですけど、学校教育課の職員と、それから都市施設管理課の職員、それから交通防災課の職員が一緒に歩いて、それで作成しております。

よろしいでしょうか。

○14番（藤井孝幸君） はい、いいですよ。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） これは町独自のものですか。それとも、全国共通な、ある程度様式があつて、点検をしろというふうに言われたのか。

教えてください。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） お答えします。

これは県でこういう様式を定めたということでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そうなんですよね。私ね、町独自でつくったから、いや、これすごいスピーディーにやってくれたなと、本当に感心してたんですよ。

実はこれ、国土交通省とね、文部科学省が——要は車の事故とかたくさんあったでしょう。だから一斉に全国の小中学校に点検を命じてるんですよ。そして、この新聞にも出てますけどもね、全く弱者への配慮が欠けてるというふうに結論を出してるわけですよ、この国土交通省がね。だから、早急に整備を要求するというふうに、国土交通省も文部科学省も言ってるわけですよ。

それで、自治体でやれるところ、国でやるところ、それから県でやるところね、市町村でやるところと。それはいろいろあるでしょうけども、要は子供の命にかかわるってんだから、調整中とか、それは県がやることだからね、あなたたちはできないかもしれないけれども、県がやる、国がやるということになるとね、それはなかなかできないんだろうけども、それにかまけて、後にずらさないようにしてほしいわけ。どんどん働きかけられるでしょう。こんなもう、数字が全国的に出てるんだから。どこの箇所が危ないって言って。

これ、今までありましたか、どうかこれ。ちょっとお伺いしましょう。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 通学路の危険箇所というのは、それぞれ学校のほうで把握してたかと思います。こういう様式につきましては、私も今回初めてでございます。

それとあと、県のほうには当然、県道部分については、基本的には県が管理者でございます。それから信号設置につきましては警察ということになっておりますので、ここにありますように、必要な部分については、当然県なり警察なりには今後も働きかけていきたいと。今までも信号等につきましては町のほうからも要望してまいったところでございます。ただ、信号につきましても、警察のほうでも年度の予算等があるんで、なかなかという部分がありましたが、当然これからも信号が必要なところ、それから県でそういうライン、それから道路標示が必要なところは今後も引き続き働きかけていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 要はね、こういう通学路の危険箇所が、具体的にどこの小学校のどの部分が危険だというのは、学校側だけが知ってたかもしんないよね。そして、この部分は何をしなければならぬんだというようなことをこれに書いてるからね。これはすごいなと私は思ったんですけども、結果的にはですよ、今までこういう資料が関係者に渡ってないわけですよ。実際に教育委員会が把握した危険箇所の、ここをこうします、こうしてほしいというようなことは、こちらの側に、道路管理者なんかにはわからないわけですよ。わからなかったわけですよ。これで初めて道路管理者も担当者もわかったわけです。ね。それで具体的に動き始めるわけですよ。

だから、危険箇所がありありで、点検します点検しますで、これは私なんかちょっと追及不足だったんだけど、どこが危険なのか、それをどうするつもりなのか、いつやるつもりなのかちゅうのが、さっぱし、私なんかは理解できなかったんだけど、これがあるから、どんどんこれからはこれに基づいて、どうしましたか、どうなりましたかっていうことは、質問はしていくんですが、要はこういう資料は今までなかったということも、また問題ありだと思います。それは国土交通省が一斉点検しろって、6万カ所ぐらいやったらしいんだけど。

要は、こういうものがないと、担当部署のほうも、何をどうしていいかわからないわけですよ。教育関係者じゃないと。

それで、やろうと思えばね、金のかからない、町道も方法があるわけですよ。例えば、他県の市町村がやってんですけどね、子供が通る道路は、スピードを出さないように道路に凸部分をつくるちゅうのかな。何ちゅうの、スピードを出さないように、あれ何て言ったかね、あるんですよ。その、ぼこっと凸部分をつくる。何か所かね。それはそんなに金もかからないと思うんですよ、町道でやればね。県道では簡単にはいかないでしょうけど。

それとか、白線をね、白線をゆがんで描いて、そうすると、人間の視野でスピードが緩むと

かね。そんなもんも金がかからないと思います。それとか、白線の描き方でも、人間の目の錯覚を感じて狭く見えるように白線を描くように。これもあるんですよ、やり方が。

だから、とりあえず金がないのであればね、そういう方法も他県ではやってるわけですよ。それで、事故も半減したとかそういうこともありますのでね、これはもう道路管理者のほうが、しっかりと勉強していただいてやってほしい。

要は、私は調整中とか時期未定とかってというのがね、教育関係者だけじゃなくてこちらにも伝わったということが、非常に私は進展が速くなると思いますので、こちらのほうも早く、学校の子供のことですからね。子供の危険のことで、これだけ危険箇所があるんだもん。それでどうするかちゅうのもわかってんだもん。だから優先順位をつけて、予算をしっかりとつけてやってくださいよ。

これはまた、いずれ私、ある時期が来たらまた質問しますので。教育委員会も、しつこく担当者に話すように。これどうになりましたか、どうになりましたかって。子供の命ですからね。

よろしくをお願いします。

これで、3つ目の質問は終わります。

○議長（倉持松雄君） 4番目の質問に移ってください。

○14番（藤井孝幸君） はい。次は防災訓練です。

防災訓練についてはですね、平成12年に制定されたものを見直してですね、23年の何月だったですかね、6月に、新しい地域防災計画を、議員我々は配付をされました。

その中でですね、本計画に基づき防災体制の充実を図ってまいりますと書かれておりますが、これ、当然のことですが、この防災計画というのは生きてますよね。

それで、生きてるんであれば、なぜ防災訓練をやめたのかを質問いたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、今日最後の質問ということで、防災訓練について。

これまで、町が行ってきました総合防災訓練は、茨城県南部を震源とする地震に対して、町民のとるべき行動、自主防災組織、町災害対策本部の動きなどを確認するとともに、防災に対する意識を高めていただく目的で、初期消火訓練や応急救護等を行ってまいりました。

しかし、東日本大震災の反省や教訓から、発災時に確実に初期対応ができるよう、地域に密着した防災訓練を実施する必要があることから、総合訓練につきましては、地域防災計画の改定後に、計画に沿った総合訓練を実施する予定に変更いたしました。その内容につきましては、区長会役員会に説明し、了承を得ております。

今年度は、総合訓練にかわるものとして、独立行政法人防災科学研究所の協力をいただき、モデル事業として、12月2日に中央北区において、まちあるきワークショップを開催し、地域

における地震災害のシナリオによる災害対応の検討を行いました。

また、平成25年2月には、第一小学校区を対象に避難所訓練等を開催し、地域の防災力向上に努めてまいります。

さらに来年度以降は、図上訓練等を通して防災リーダーを育成する防災訓練を、年次計画により実施する予定であります。

その他、今年度モデル事業として実施しました、まちあるきワークショップや、その他の訓練手法につきましても、防災科学研究所と連携しながら、実施してまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） これね、災害というのはいつ来るかわからないんですよ。

この防災計画というのは、今我々が23年度にもらった防災計画は当然生きてるわけでしょう。新しく見直していることもよくわかります。だけど、見直しがまだ2年かかると言ってますよ、担当者がね。もっと早めるべきだと私は言ってますけども。

この今のある防災計画に基づいて、総合防災訓練をするようになってるでしょう。どうですか。なってませんか。お伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 現在の防災計画では、総合防災訓練を実施するというふうになってございます。

実施しなかった理由は、今町長が答弁したとおりでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それは、そのワークショップのワーキング何とかでね、防災訓練のうちに入らないですよ、それは。

総合訓練は、ここの第2部のほうにですね、風水害等対策計画編の中に、防災訓練、おおむね次により、毎年だよ、毎年防災会議が主催し、関係機関が合同して実践的な防災訓練を実施する。書いてあるじゃないですか。毎年するっち書いてるんですよ。それをいろんな理由をつけてやめるってことは、言語道断ですよ、それは。これがあるんだから。防災計画があるんだもん。

これはね、訓練というのは積み重ねなんですよ、積み重ね。いきなりぼんってやったってできないし、また、新しい防災計画ができるまで待つなんていう、そういうことはとんでもないですよ。

あるもので最大限やれるものはやる。そうでしょう。書いてることはやらない、さっきの話じゃないけど、わざわざ町長に言わせて、やりますちゅうことをやらない。書いてることもや

らないって、これって、あなたたちは本当にどういう考え方でこの行政に携わってるのか、私は疑問に思いますよ。

やるべきことはきちっとやってください。

終わります。

○議長（倉持松雄君） これで、14番藤井孝幸君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時53分散会

第 3 号

[ 12 月 13 日 ]

## 平成24年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成24年12月13日（第3日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君



保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
町民活動推進課長	湯原勝行君
児童福祉課長	岡田 稔君
健康づくり課長	篠山勝弘君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長	鹿志村浩行君
環境政策課長	岡野 栄君
廃棄物対策課長	櫛田友治君
生涯学習課長	佐藤吉一君
指 導 室 長	根本 正君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	青山公雄
書 記	大竹 久

平成24年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成24年12月13日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成24年第4回定例会

一般質問2日目（平成24年12月13日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 飯野 良治	1. 地域と都市の交流について 2. 人材登録制度について 3. 阿見・道の駅整備について	町 長 教 育 長 町 長
2. 川畑 秀慈	1. 道の駅構想について 2. 通信機器拡充について 3. 自然エネルギーの取り組みについて 4. 小学校における運動会の開催時期について	町 長 町 長 町 長 教 育 長
3. 浅野 栄子	1. 男女共同参画社会の実現に向けて 2. 各種審議会・委員会の充実を	町長・教育長 町 長
4. 難波千香子	1. 子ども・子育て関連3法の成立に伴う子育て環境の整備について 2. 地域医療と健康増進策について 3. 小型家電リサイクルについて	町 長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔6番飯野良治君登壇〕

○6番（飯野良治君） 皆さん、おはようございます。野口議員、一番目は気持ちいいですね。

昨日の5名の議員の一般質問は、大変参考になりました。中でも印象に残ったのは、藤井議員のね、チェックの鋭さに、私も早くああいう能力を身につけたいというふうに思っています。なかなかできませんと思いますけども……。

私は今回で3回目の一般質問をいたします。6月の議会で、議員の仕事は決定者、監視者、提案者、集約者の4つの役目があるということを心得て、肝に銘じて議員の活動をしてきました。今回は、提案者、集約者の立場から、次の3つの点について、町長、教育長の所見をお伺いいたします。

1つ目は、地域と都市の交流についてであります。

阿見町が元気になるのは、やり方が2つあると思います。1つは、アウトレットやメグミルクのような企業を誘致することです。もう1つは、そういった他力本願ではなく、地元にある資源を宝として捉え、それを磨いていくことです。昨日の一般質問でもありましたように、永井議員の質問にもありましたように、地元にある自然再生エネルギーの活用もまたその1つだと思っています。

私は、9月の議会で、阿見町の豊かな自然を活かした取り組みで都市との交流を進め、全国にその取り組みを発信すると、阿見町を発信することができるということを提案してきました。

そうした観点から、藤平議員の質問は大変参考になりました。都市との交流を進める上で大切なのは、お互いの信頼関係を深めることです。その信頼関係は、なかなか一気に信頼関係を持つというのは、どういう人間関係でも、そういうことはそんなにありません。やはり、積み重ねが必要です。お互いにあるものを補い合うこと。地域にあつて当たり前の風景が、都市の人にとっては、本当に感激する場所であつたり、ただそこにいるだけで満足をする、そういう風景が、都市の人が来たときに阿見町にはそれがあるということを聞かされて、私は、あ、阿見っていいなということを、すごく確信を持ちました。

その1つが、小学館発行のアウトドア専門誌「ビーパル」の酒井編集長が9月に阿見町に来られて、そのときに町長とかアウトレットの支配人との意見交換もしましたけども、阿見はすごく風景がよくて、静かで、自然が残ってていいとこだな、そういうことを言われました。そして、阿見を舞台に、ビーパルが何か企画を持てたらいいねっていう話をしていました。しかし、しばらく何の返答もなかったんで、これはこの企画は流れてしまったのかなということを思ってましたら、電話がありました。

それは、上長地区にあるうら谷津の休耕田を活用して、無農薬の米づくりを地域と都市の人たちの交流で行うものです。栽培指導にはですね、「奇跡のリンゴ」——皆さん、多分、これはあんまり著名なんで、誰も御存じだと思いますが、「奇跡のリンゴ」で著名な木村秋則さんが、その指導に来てくれることになりました。「奇跡のリンゴ」はですね、現在、青森県弘前で映画の撮影中であります。菅野美穂、阿部サダヲの主演で、現在、収録されております。来年が上映の予定になってます。木村さんは、来年1月に阿見に来られ、打ち合わせをして、田植えの時期は、多分ね、ちょっと一般よりも遅くなって、5月下旬から6月の中旬になる予定だと思います。当然、このときにはですね、菅野美穂、阿部サダヲさんの二人にも田植えに参加していただいて、話題をね、盛り上げてもらおうと。これは映画と同時進行の企画なんで、当然、栽培過程をビーパルが月刊誌で連載をしていくことになっています。この企画でですね、阿見の自然が全国に毎月ですね、発信され、多くの人が阿見町を訪れてくることを期待しています。

この企画はですね、阿見町ばかりではなく、茨城県にとっても大きな意義があると思います。茨城の自然、茨城の安全な食料のアピールにも一役買っていただけるものと確信をしています。今月ですね、12月の27日に、橋本知事とこの件でお会いし、この企画を県として活用していただくこととお話する予定になっております。

この際ですね、知事とせっかく会う機会ができたんで、昨日藤井議員が一般質問の中にも言われてましたけど、東京医科大のね、保険の期間を短縮していただくようお願いですね、私からの議員としての要望も、せっかくの機会なんで、ぜひね、議員の立場で、こういう住民の

要望があるんだと、ぜひよろしくお願ひしたいということも申し添えておきたいというふうに思っています。

そういうことを踏まえた上で、この企画に対し、阿見町行政として何ができるのか、町長の所見をお尋ねいたします。

もう1つですね、この「奇跡のリンゴ」の本なんですけれども、読まれた方はね、多分わかると思いますけども、ちょっと最初に書かれている詩の一文を読ませていただきます。

危険から守り給えと祈るのではなく、危険と勇敢に立ち向かえますように。

痛みが鎮まることを乞うのではなく、痛みを打ち克つ心を乞えますように。

人生という戦場で味方をさがすのではなく、自分自身の力を見いだせますように。

不安と恐れの下で救済を切望するのではなく、

自由を勝ち取るために耐える心を願えますように。

成功のなかにのみあなたの恵みを感じるような卑怯者ではなく、

失意のときにこそあなたの御手に握られていることに気づけますように。

という文章が載せられています。まあ、絶対不可能を覆した農家ということで、リンゴをね、8年間収入がなくて、無農薬の栽培を成功させたということで、世界的に有名になっています。このことは、ぜひね、阿見のほうでも活用していただきたいということで、この本を町長に読んでいただいて、後で活かしていただきたいというふうに思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。地域と都市との交流という質問なんでしょうけども、今の話の中で、特に、「ビーパル」の編集長の話がありました。そしてまた、「奇跡のリンゴ」の映画化ということでのお話がありました。やはり、飯野議員の人脈というのは非常に広い。この間も食事ボランティアということで、中村シェフと多くのシェフの人たちが、震災をやはり忘れてはならないということで、何度も何度も食事ボランティアをしております。そういう中で、私も3度ほど行かしていただき、この間は、石岡の市長さんも来ていただいたりしておりました。特に民間の交流というのを——町が行政が主体になってやることも、これも大事ですけど、やはり民間が主体になってやる、これを町がどう手助けできるかっていうこと、このことはやっぱり非常に大事かなと思います。

そういう中で、今回、1月には木村さんが来て、5月か6月にやる田植えの予定とか、どういう形でやるかとか、そういうものを皆さんで話し合いたい。そしてまた、その田植え時期には、やはり、阿部サダヲ、菅野美穂さん、こういう人たちをもしも呼んで、やはり田植えがで

きたら、これは非常に阿見町にとっては大きな宣伝になるのかなあとと思います。

そういう中で、私は、そういうものに対しては積極的な形ですね、携わっていきたいと思いますし、そういうそれぞれの人が持っている人間の資源、人と人とのつながりをやはり大事にしていかなければいけないなど、そう思っております。そういう中で、一般質問はあくまでも地域と都市との交流についてということなんで、その1点に絞るということではないと思いますので、前段で言ったとおり、行政が積極的に携わらなければならないものと、やはり民間主導でやるということは、これは民間は特にそういう面でね、交流をしていただきたいと、そう思います。

そういう中で、町内では、のらっくす農園で野菜の収穫を体験するワンデープランや、君島地区で行われている東京都港区との農業体験交流のほか、上長うら谷津地区においても以前から谷津田で都市との交流が行われており、今回、飯野議員の御提案のように、雑誌媒体も巻き込んで阿見町の農業や豊かな自然が全国に発信されれば、町のPRにつながるものと大いに期待するものであります。

うら谷津の祭りがあったときに、茨大の中南米の音楽の人たちが来ていましたけど、非常にそういう面での交流もよかったなど。そういうものも阿見町では、音楽で元気にするまちづくりで使わせていただきました。そういう面でもありがたく思っております。

町としましても、企画内容の詳細をぜひ伺いたいと思います。やはり、まだまだその内容がわかりませんので、それにどうやったら私たちが協力できるかということ、もう少し、飯野議員また関係者と話し合っていきたいなと思います。そういう中で、やはり交流人口が増加し、町が元気になるということは、これはもうすばらしいことだと思っております。

あみ観光協会では、阿見町の魅力向上と宣伝誘致、受け入れ態勢を充実強化するための事業を実施しており、特にグリーンツーリズムに力を入れているところですので、阿見町が有する豊かな自然環境を保全・活用した体験型観光を推進するとともに、地域の人々とのかかわりによる体験・交流プログラムの開発を初めとする、地域資源を活かした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

どうか、今後ともですね、飯野議員の人脈を、いかにこの町が元気になる、そういう人的資源というか、そういうものをよく活用していただいて、それが阿見町にプラスになるような状況をつくっていただきたい、このことをまずお願いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 非常にね、この都市との交流の中で、しかも民間が主導の交流というのは、町の財政をね、それほど支出しなくても、いろんな交流が促進されて、人と物が動いていくというね、そういう中で、最初は人だけだけでも、だんだんやっぱり経済的なメリットも、

そういう中でできてくると、そういうふうな流れだと、私は、今の町長の答弁の中から、ちょっと伺いました。

私は、ぜひこの機会に、茨大農学部と町との連携は、もうしているんで、若い人たちに、本当にね、木村さんのような、現場で苦勞して、しかも不可能だと言われていた無農薬のリンゴ栽培を成功させた、それをじかに生徒たちにも聞かせてあげたりね、町の人にもそういう機会を持っていただきたいということで、講演会なんかは、これは町がやるか茨大の農学部がやるか、まだわかってませんが、これからの1つの動きとして、そういうこともやっていただきたいということを、1つまたここで要望しておきます。

それで、もう1つは、今、町長が東北のボランティア、食事会のことを言いましたけども、非常にね、あのところで多くの著名な人と出会うことができます。1つは、私は、TBSの杉尾さん、制作部長ですね、お会いして、何度もお会いしているんで、大分親しくなりました。このお話をしたときに、ぜひTBSでも、その木村さんが来たときには取材をしたいと、知らせてくれという申し入れもしてました。ぜひですね、これは非常にお金をかけないで、阿見が全国に発信できる有効な機会なんで、そこを活用していただきたいということを最後にお願いして、1番目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） この木村さんが来たときにね、どういう対応をするかというのは、やはり、町と、今言った茨大との連携もありますから、よく町と茨大と、その中に入って連携をしながら、どういう講演会が、もしもできるかということを目に模索していったらいいのかなと、そう思います。

そして、杉尾さんの話なんですけど、今日、もう出てました。この間、やはり先ほども石岡の市長があそこに行くと、そして杉尾さんと挨拶をしたと。それでも石岡の商工会が、今回杉尾さんと呼んで講演会をするという。そういうものを、すぐやっていただけだったので、やっぱり、そういう面でも人脈というのは非常に大事だなと、そう思いました。

そういう感想です。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それでは、次に、2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目は、人材登録制度についてであります。

人材登録制度という名前は、まだ阿見にはありませんので、この場合、仮にですね、創設と活用についての質問ということで、質問通告にはしておきました。

私は、3月の町議選の選挙のときにですね、選挙活動で、本当に多くの、今まで接したことがなかった人たちとも接する機会を持ちました。それで感じたことは、本当にね、阿見町でも



こんなにね、いろんな人がいたのかと、こんなにすぐれた人がいたのかという、本当に驚きの連続の選挙戦でした。町民の中にはですね、生活の知恵や技術、専門的な知識ですね、そういう経験を有する人材がね、たくさん、まだね、表面に出ないで、埋もれてるって言うのはなんですけど、自己申告しないもので、やはり、いることは確かです。

阿見町ではですね、達人バンクがあつて、それにおいて教育・文化の面では、多くの方をですね、登録して、いろんなイベントや何かで活用されているのを、私は知っています。私もですね、達人バンクを活用して、うら谷津でのイベントなんかに、先ほど教育長からいただいたこのチラシにもあるように、お琴の演奏の我妻さんとお知り合いになって、それ以後ですね、非常に我妻さんと、いろいろイベントのときに、無料でですね、ボランティアでももちろん弾いていただいて、雰囲気盛り上げてもらっているということで、本当にね、達人バンクをうまく活用すれば、いろんなことができるなっていうことを感じています。

ただですね、達人バンクでは、まだ網羅されていない分野がすごくあると思うんですね。その分野を、新設してもいいんだけど、昨日、藤井議員の中で、一元化っていう話もありましたよね。そういうことであるならば、私は、達人バンクの分野をですね、もうちょっと拡大していただいて、住民参加っていうかな、新しい公共のキーワードをね、もっと実現するようにやっていただきたいということで、質問をいたします。

いろんなことの需要があつてもですね、その供給に應えることができなくては、せっかくのバンクがもったいないわけですね、そこで、今回の拡大分野については、生活伝承文化、教養、技術、学習、そういったものを新たに達人バンクの中に加えていただいて、人材をもっと幅広げてもらふということができればですね、供給体制が整備されて充実度がもっともっと増すというふうに思います。こういう施策はですね、それほどお金をかけないでも、生活を豊かにするというので、これからですね、ますます町の財政が、交付金は減る、法人税は減る、そういう減っていく中で、要求だけが増えていく。その要求に應えるために、もちろん財源も必要ですけども、やっぱり先ほど言った、人的な面での供給も必要だというふうに思いますので、ぜひですね、こういうことを早急に実現してもらいたいということで、教育長、所見をですね、ちょっと伺いたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） おはようございます。人材登録制度についてお答えします。

阿見町の人材登録制度である達人バンクでは、現在82名が登録されており、平成23年度の実績では239件の活用報告があります。

分野別では、趣味・芸能・生活文化に関する登録者が最も多く56名で、次いでスポーツ・レクリエーション分野の21名、学術・教養に関する分野では5名となっています。

達人バンク登録者の活用につきましては、先ほど飯野議員からお話がありましたように、教育委員会で主催する公民館やふれあい地区事業などでの講座・教室の講師として活躍していただいております。

しかしながら、町内には達人バンクに登録していない卓越した技術を持った人材もまだまだいるものと考えております。そのため、今後は登録分野の拡大や、新たな人材の発掘、PRなどに取り組み、さらなる達人バンクの拡充を図ってまいりたいと考えております。

飯野議員の貴重な御提案、真摯に受けとめて頑張ってみようと思います。ありがとうございます。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今、教育長のほうからお話があったんですけども、非常に活用件数もね、239件が活用があって、有効にその人材がね、町のいろんな形で活かされているっていうのは心強いとこなんですけども、今、登録も自主登録なんです。自分から申し出て、私が達人ですよっていうか、こういう特技を持ってますよということで登録してあるんですけども、先ほど、発掘ということも言われましたけども、意外とね、技術を持ってたり卓越した人って、俺が俺がっていうことよりも、意外と控え目な方も大勢いらっしやるんですね。だから、発掘っていうことが非常に大切になってきます。だから、いろんな形で情報を得たり、あそこにああいう人がいるよとか、そういうことは町のほうからぜひね、こういうことで人材バンクに登録してくださいということで、逆に働きかけていくということがまずないと、これからの広がりはね、なかなか難しいんじゃないかなということを思ってますんで、ぜひ、発掘する努力をですね、町挙げてやっていただけたらなというふうに思います。

もう1つはですね、地域のそういう、伝承文化なんかは特にそうなんですけども、口頭で伝えている部分が非常に多いんですよ。そういうものを、できる限りマニュアル化っていうか、例えば上長なんかでも、神社の祭礼のことなんかについて、しめ縄のこととか神主さんとの対応とかね、いろんなことが長老から受け継がれて、世代交代のときにスムーズにいけばいいんですけども、なかなかね、そういうことがスムーズにいかない地区もあると聞いています。だから、そういうことをできる限りマニュアル化して残しておくということが、これからね、必要になってくる時代が来ると思うんで、ぜひ、そういった伝承文化なんかのマニュアル化なんかもね、教育委員会のほうでやっていただけたらなというふうに思います。

マニュアル化は、それに限らず、主婦ですね、いわゆる一般生活の中でも、片づけとか料理とか、当たり前なのが、やっぱりきちっとね、人と違ったやり方でやったら、こんなふうに

うまくいったよとかね、そういうささいな事例もね、多くやっぱり積み重ねていって、そうすることによって一冊の本ができると思うんですね。そういうことも、将来ですね、今すぐじゃなくても、積み重ねの中で、ぜひ、やっていただいて、皆さんにその知恵をね、広めていただけたらなあというふうに思います。その提案をしておきます。

もう1つの提案なんですけども、どこに誰がいるのかっていうのは、あの名簿を見れば、もちろん電話もわかるし住所も書いてあるからわかるんですけども、地図があったらね、そういう絵地図的なものがあるって、どこにどういうものがあるって、どういう人がいるよとかっていうのがね、一目瞭然でわかるような資料もあったらいいなというふうに感じましたので、そのことを要望して、2つ目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） それでは、3番目の質問に。

○6番（飯野良治君） それでは、3番目の質問に入ります。

3番目は、阿見・道の駅の整備についてであります。

私は、推進委員にならせてほしいということ、ちょっとね、議員の中で話をしたことがあるんですけども、一応、推進委員は、各委員長がね、総務委員長、民生委員長、産業建設委員長の3人が推進委員としてなるということで、私は毎回ね、傍聴の席から道の駅の会議の様子を聞いてきました。

そのことをもとに、今回ね、質問をしたいんですけども、まずですね、会議見て、20名の推進委員の構成メンバーがいるんですけども、年齢的にですね、20代、30代のような若い委員がね、推進委員の中に一人もいないんですね。これはね、ちょっと私も見て、これから事業をね、やってく世代が、こういう会議に一人も構成メンバーとして入っていないというのは、ちょっと違うんじゃないかなというふうに思ったんですね。道の駅の基本構想の中で、準備委員会のことも、もちろん知っています。準備委員会のときは若い人も入ってました。だったら、なぜね、継続して推進委員の中にもその若いメンバーを入れてね、これから実現しようと思うコンセプトの中に、そういう人たちの意見を入れていかないのかなっていうことを1つ質問をいたします。世代間のね、幅がないと、内容に厚みが出てこないというのは、皆さんの共通したところだと思います。

推進委員会は3回やって、4回ということなんで、あと1回しか残されていないんですけども、当然、来年はまた形を変えてね、委員さんも多分メンバー交代のもあるでしょうし、留任して進める人もいるでしょうけども、やっぱりそのときには、ぜひですね、若い人も入れていただいて、活発な議論でね、本当にすばらしい、ほかにない道の駅を、阿見町だけの道の駅をね、つくっていただくために、そういうことを加えていただきたいというふうに思っています。

次にですね、会議の進行の中で、ほかにない阿見町らしい道の駅の構想は、本当にね、1回

目より2回目、2回目より3回目のほうが、当然練られてきて、ちょっとイメージがぼやけるけども、少しずつ見えてきたっていう感じは持っていると思うんですね。ただね、20名いても、委員さんのね、意見がね、意外と見えてこないんですよ。だから、20人、貴重な時間集まって、各団体や、そっからね、代表として集まっている委員さんなんだから、それなりの所見を持って、意見を持って集まってきているんでしょうけども、なかなかね、その意見が十分見えてこないっていうのは、会議に際してのね、調査や準備がね、十分できていないんじゃないかというふうに感じるんです。

その中で、前回の会議です。渡辺委員さんの所見は、道の駅の基本構想の具体化をわかりやすく説明されていたように思います。この会議でまとめられたコンセプトをね、実現するにはね、感性の本当に鋭いね、都市型のプロデューサーの実現がね、成功の鍵を握ると思っています。これについて、町長の決意です。実現に向けての、決意と所見をお尋ねしておきます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 審議会等の委員の選出というのは、非常に硬直化しているということは、前々から言われているんですよ。じゃあ、その人を抜かすとどうなるのかということ、またそちらのほうから文句があったりなんだからして、非常に職員のほうも苦慮してるのかな。けどやはり、今から違った視点でやっぱり考えていかないとまずいなと。ただただ、その代表だから審議員にするっていう、そういう状況をもう少し考えていかないといけないのかなっていう気はしております。そういう面での構成をね、もう少し変えていくということが大事かなと、そのことは重々感じています。

今回の経過としては、平成22年度に道の駅に関する基礎調査を実施し、それをもとに平成23年度には、町の関係部署のほか、JAや商工会の実務者、公募の町民等を加えた阿見町道の駅準備検討委員会を組織し、さまざまな意見やアイデアを出していただき、その成果を阿見町道の駅基本構想（案）としてまとめました。

今年度は、その次の段階として、JA、商工会の代表者、議会の代表、県の関係者等を含め、阿見町道の駅整備推進会議を組織し、さまざまな方面から課題を出していただき、基本構想の策定を行っているところです。

議員が言われたとおり、20代、30代の若者は、その推進会議にはいないんですけど、準備検討委員会においては、茨大の大学生等を2名、その検討委員会に入っていて、いろんな意見をいただいたところでございます。

やはり、感性の鋭いプロデューサーというか、今やはり、道の駅等の考え方が非常に変わってきている。ただ、基本的にはね、町のやはり商業とか農業の活性化というのは、やはり一番

のもとになるものだと思いますが、そういう中で、やはり考えていかなければならないのは、あくまでも商業という観点からすれば、利益を生むものでなければなりません。利益を生むためには、どういう手法をとって、今後、この道の駅構想の中に入れていくかということが大事かなと。そういう面では、専門的な知識を持った人たちが3名ほど入っておりますから、その中で皆さんにもんでいただくと、いい方向が出てくるのかなという気はしております。こちらのほうの新聞にも、北関東の日経の新聞ですけど、もう今までと違ったね、やっぱり進化した道の駅でなければ、今後は商売にならないよっていう、そういう結論づけた形で出ておりました。そういう面で、やはりこのことは重々皆さんわかっているのかなと思うのでね、そういう面での総合プロデュースができるような人を、やはり今後考えていかないといけないんじゃないかなと思います。

茨城と千葉でね、メロンと落花生のシフォンケーキをっていうようなね、これあたりもね、県をまたいだ中でね、シフォンケーキをつくって行って特産品にしたいなんていう、そういうものも、やはり日経のほうにも出てましたし、まだまだ、阿見町にとってみてはね、やっぱり道の駅構想は、やっぱりアウトレット、また、私はもう今から、あの街道を阿見町夢街道、まい・あみ夢街道っていうような形のものでね、下まで、やっぱり霞ヶ浦湖畔までの環境また観光というね、そういうものを1つのラインにしていきたいなっていう思いをしておりますので、この構想は、是が非とも実現していきたい、そう思っています。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今の町長の答弁で、構成メンバーのね、配置の難しさとか、その運営についてのね、これからの持っていく方についてお話がありました。

でもね、一般的に、私もこの間、シクラメンを買いに行って、シクラメンのことから道の駅の話まで行ったんですけども、言われたことは、道の駅って本当にできるのと。県も何か補助金が出せないから道の駅はできないんじゃないのっていう話も受けたりね、まだ意外と身近な人からも、そういう話をちょっとされたりすることあるんですね。だから、そのところで、今も町長は決意も多少交えましたが、本当に最初のね、推進会議のとき、私は、ほかがどうであっても、阿見に道の駅をつくるんだと、そういう決意のもとに今の会議を開いてるんですということで、非常にね、あれが印象に残ったんだけど、そのことが全体にまだ、阿見町全体に……。じゃあ、そういうことでつくるんなら、阿見の地元のね、JAとか商工会も含めて、その辺が最後は基幹にならないと、ほかから有名なシェフやパティシエを連れてきて、1つは特産物をつくるっていうことも、最初はできるんだけど、それを続けていくのは、やっぱり地元の団体がメインにならなければいけない。農産物も含めてだし、加工も。だから、そこをもうちょっとアピールをね、強くしていく必要があるんだなということを感じました。後で、

最後に所見を伺います。

あと2つなんですけども、アウトレットのチェルシージャパンの親会社である三菱地所がね、この間の渡辺さんの私見の中にも、その参加がね、ちょっと触れられていましたけども、「日本の田舎は宝の山」っていうこの本の中でも、三菱地所がいかにかに田舎でね、接してるかっていうのが書かれています。三菱地所グループが2008年から始めた「都市と農山村をつなぐ『空と土プロジェクト』」では、開墾ツアー、間伐体験ツアー、農業体験ツアー、親子体験ツアー、空土ツアー、みそづくりツアー、こういうものが、意外とね、三菱地所がやってるんですね。ましてや酒米を田植えをして、それを地元の酒屋に仕込んでもらって、「丸の内」っていう銘柄で東京で売りに出したら、それがすごい売れちゃったと。そういう事例も含めて、田舎のね、資産を、日本全体でいけば10兆円ぐらいあると。そういう試算まで出しているんですね。だから、活用しなければ非常に邪魔者だけど、活用すれば、それがこれだけね、財源にもなってくるといい事例だと思うんで、三菱地所に限らず、そういった地域との連携を望む会社があれば、大いにこれからもね、活用して、民間の力を活用しながら、そういう目的達成のためにね、活かしてもらいたいということを要望しておきます。

もう1つ要望なんですけども、阿見町には福田工業団地、あるいは筑南、今度新しいメグミルクのところですか、追原とね、3カ所も工業団地があるわけですね。その工業団地に、いろいろ配送段階で大型トラックがいっぱい来るんですね。朝行くと、ピジョンなんかの前には、相当何台もトラックが門のあくのを待っている状況が見られますよね。これはね、工業団地にとっても非常にね、今、課題としてあるという話を聞きました。これは、トラックが休む場所っていうか、そういうね、トラックステーションみたいなやつがあれば、そこで時間を調整して、時間になったら工業団地のほうに荷を届ける、とりに行くっていうこともできるんだけど、それがいい中では、なかなかね、もう順番待ちみたいな形で並んじゃうわけですね。それを、ぜひね、この道の駅とリンクさせた形でやっていただけたら、工業団地にとっても、運転手さんにとってもですね、非常に有効な場所になるのかなというふうに思っております。

ぜひ、その2つの要望の所見を、町長の、お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ、どうにしろ一番のものは、やっぱりこの阿見町の、先ほども言った、農業とか商業の活性化に大きくつながらなければいけないということですよ。やっぱりそのためには、町の商工会、JA、直売所、農業者——やはり農業者あたりも、1つのグループをつくって物をつくっていくとかね、そういうことをやっぱり進めていくっていうのが大事なんだと。特にやっぱりここにも商工関係の人もいるし、あと農業者もいるんですけど、非常に阿見町の商工関係も農業も弱い、本当に弱い。町が協力しないからって言われれば、そ

れもあるかわかんないけど、やはり自助努力もなかなかできてないっていうのが現状なんですよね。町が押しても、なかなかそれに乗ってこないっていうね、そういう面もあるんで、そういう面で、やっぱりもう少し、町もそういうものに携わっていきながら活性化させていって、やはり品物を、いいものをつくっていくっていうことは大事かなと思います。

トラック等、または、どうしてもそういう駐車場っていうのはね、1つの大きなのになってるわけですから、街道沿いにつくって、そういう場所、また防災の場所とか、そういういろんなコンセプトとか目的がある道の駅になるわけですから、そういう面では、そういうトラックがね、十分寝られるようなトラックステーションと。それもやっぱり今はね、お金を取っているんですよ、そういう場所は。だから、そういうことも1つね、やっている道の駅があります。だから、そういうものをよく研究しながらね、やはりやっていければ、また町が、この阿見町自体が持っているものっていうのは、ほかの地方自治体とは違うんだっていうね、そういうものを、自分で自信があるんで、何としてもこの阿見町はそのものをやっていくべきだっていう、そういう考えなんです。よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私の質問はこれで終わるんですけども、町長にもう少しね、先ほど言った決意の点を、本当につくるんだと、できるんだということを、町民の方やいろんな関係者にね、周知徹底させないと。疑問の中で物事を進めていくと、本当にできるのかなってさ、疑心暗鬼の中で進めていってもうまくできないんで、もう必ずこれは、何年後かにはね、形になって、阿見町に多大な貢献をしていく施設に、1つになるんだということを、きちっとね、伝えていくということを、最後にね、お願いしておきます。

この後、川畑議員のほうから引き続いて多分ね、道の駅についての質問があるんで、深めていただきたいんで、よろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（倉持松雄君） これで6番飯野良治君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時からといたします。

午前10時49分休憩

---

午前11時01分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔9番川畑秀慈君登壇〕

○9番(川畑秀慈君) 皆様、こんにちは。それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

先ほど、飯野議員のほうから道の駅の質問がありました。それに引き続き、私は道の駅から質問させていただきます。

初めに、基調論文がありまして、大阪市立大学の大学院、創造都市研究科の准教授松永桂子さんという方の基調論文があります。ここには、道の駅の現在の状況、過去からの推移、これからどのような形になって発展していくかという概略が、まず初めに出ております。これをまず、読ませていただきます。

現在、全国977カ所に道の駅が設置されている。地域活性化の拠点として新たな活動を展開する道の駅も増えてきた。道の駅に足を踏み入れると、地域の食を通じて地元の人々との会話も弾む。そこからその地域の姿をかいま見ることができる。道の駅は地域の顔のような存在となってきた。道の駅は、国土交通省道路局の管轄のもと、1993年に103カ所からスタートした。道の駅の機能は、休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能の3つとされるが、およそ20年を経て、地域の連携機能が次第に重要な役割を果たすようになってきた。ここに、それぞれ地域の特性があらわれることから、各道の駅は新たな商品開発、ツーリズムの提案などに力を入れ、独自色を打ち出しつつある。地域の人々のアイデアにあふれる道の駅を訪れた人々は、その地域に引きつけられることになっていく。まさに道の駅は、地域産業振興と交流の拠点として機能しているようである。

他方、道の駅は、地域問題の解決を担う存在ともなってきた。2011年3月11日に発生した東日本大震災では、道の駅が防災拠点としてその機能を発揮した。例えば、本報告書第3章で取り上げている宮城県石巻市の道の駅、ここでは、被災した地元商店から商品を買上げ、販売している。これにより、被災者は道の駅で食料品初め日用品を購入することができたとともに、地元商店の損失をできるだけ抑え、商店にとって利益となる方策を講じたのであった。支援物資が石巻に来るまでの空白の1週間、道の駅の直売所やレストランから食材を集め、行政に無償提供している。さらに、上下水道がストップする中、トイレも開放し、スタッフが手作業で対応に当たっていた。

緊急時の迅速な決断と動きは、平時の対応により裏づけされている。地域の事情に精通し、常日頃から地域の人々と接点がある道の駅ほど、こうした災害時対応にすぐれていることが明らかになった。東北の大震災時における道の駅の対応を受け、全国の道の駅では、防災拠点としての道の駅のあり方を模索しているところであろう。道の駅は、産業振興と交流の拠点ばかりか、人々の安心・安全を支えるインフラとしても機能しつつある。

これが冒頭の1文なんですけれども、まさに道の駅それ自体が、非常にこの時代の変化の経



年の中で、どんどんと発展していております。

その中で、今回の質問に入る前に、いろんなところでいろんな勉強をしにまいりますと、いろんな地域の議員と会います。茨城県の阿見町から来ましたと言って、わかる人は誰もいません。阿見町ってどこですか。予科練って言っても、誰もわかりません。霞ヶ浦の下のほうにある沿岸部の町ですと言って、初めて霞ヶ浦が頭に入ってる。非常に全国的に知名度は低い。そういう部分からしますと、この道の駅を通じて、新たな阿見町の情報発信を、ぜひこれは進めていくべきでありますし、この道の駅をやるからには、成功させるのにはどうするか、それが非常に大事になってくる。その部分で、今日は質問させていただきます。

質問、まず、1点目としまして、完成までどのようなスケジュールを立てているのか。

2点目、どのようなものをつくろうとしているのか。

3点目としまして、町民にはどのように知らせていくのか。

4点目、町民から意見を聞く予定はあるのか。

この4点に対して、初め、質問いたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 道の駅構想について、川畑議員の質問にお答えいたします。

まず、本当に川畑議員には、道の駅に対して、いろんな意味で、資料等もいただいたり、また人的な人の紹介をしていただいて、いろんな話を聞かせていただきました。まず、ありがとうございます。

まず初めに、完成までどのようなスケジュールを立てているのかについてであります。

飯野議員への答弁でも述べたとおり、今年度は、阿見町道の駅整備推進会議を開催し、委員の方々から様々な課題を出していただき、それを踏まえて基本構想を策定する予定であります。

その後の道の駅オープンまでのスケジュールとしましては、まず基本計画の策定、次に実施計画及び実施設計、そして用地の確保及び建設というプロセスが必要になります。今後は、今年度の道の駅整備推進会議で挙げられている諸々の課題や、町の財源等についての見通しが立ち次第、次の段階に進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、どのようなものを造ろうとしているのかについてであります。

先ほども、川畑議員のほうからるる述べられています。道の駅の、やはりコンセプトとか目的というものを述べられているんですけど、また同じように繰り返しになりますが、道の駅の基本機能としては、駐車場やトイレなどの休憩機能、情報を発信する情報発信機能、交流

を促進する地域の連携機能，先ほども東日本大震災という中での，やはり防災機能も本当に非常に必要になってきたということで，そういう中でも，私ももう1つ考えているのは，やっぱりイベントができるような状況の，そういう施設であってもいいのではないかなという思いをしております。

具体的な中身については，整備推進会議での議論や，実際に運営に当たる事業者の考え方も踏まえた上で決めていくこととなりますが，私が考えておりますのは，道の駅自体が目的地になるような，魅力のある，やはり来てもらえば，ああよかったなという，そういう道の駅にしていきたい，そう思っています。

3点目の，町民にはどのように知らせていくのか，また4点目の，町民からの意見を聞く予定はあるのかについてであります。

道の駅は，町としても大きな事業となることから，町民を挙げて議論が必要であると考えております。現在の整備推進会議は公開として開催しており，議事の概要についても町ホームページに掲載しております。今後も，段階的に応じたさらなる広報周知と町民からの意見聴取に努めて参りたいと考えております。

特に，私も，広聴会またいろんなところに行く機会があるので，ここ，やはりどうしても雪印の関係が話をするのが多かったものですから，先ほども飯野議員が言われたとおり，やはり周知徹底するためには，自分の意思を町民に知らせなければいけない。そういう中で，やはり今後ね，そういう集まりがあったときには，道の駅というものに対しての思いというものを町民に話していきたい，そう思っております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。今，道の駅，審議会でいろいろ議論されていると思うんですが，担当課の皆さんは，さまざまな情報を得て，また研究した上で，この事業を推進しているのではないかと，私は思っております。どういうデータ，どういう資料，またどういうものをそろえた上で，この事業を今，進めているのか。まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい，お答えいたします。紙ベースとかですね，今はインターネット等の資料を情報収集できますので，そういったものを収集する。そのほか，町の職員で国土交通省にも派遣して，その中で職員が勉強して，さまざまな情報を持ってきておりますし，それと，昨年は準備検討委員会を行いましたし，今年は整備推進会議を行って，その中でさまざまな委員の方が御出席いただきまして，御意見そのほか資料もいただいておりますので，そういったことを，もろもろ集めた情報としております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 道の駅に関して、今年の3月ですね、茨城県の県の政策審議室といったところで、「道の駅の活性化に係る実践的政策課題研究事業報告書」というのが出ています。これはお読みになっていますか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今、川畑議員がおっしゃられたものは、まだ読んでおりません。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 国土交通省のホームページに「道の駅の整備」、また国土技術研究センターのホームページで研究報告書で「道の駅の機能に関する研究」——これは主任研究員の秋山さんという方が書いています。そしてまた「進化する道の駅」——これも株式会社共立総合研究所で道の駅をテーマとした論文を書かれています。国土交通省のほうでもまた「道の駅の災害時における活用について」、そして独立行政法人のほうでも「地域支援の現状と地域連携の重要性」、こういうものがもろもろ出ております。ここに全部あります。ありますが、ちょっと道の駅を進める上において、まず町の担当する側のほうが、ある程度のところは知識として、また、そういう資料を集めてこの審議を進めていかないと、なかなか思うように進まないんじゃないかと、私はこう感じますが、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 川畑議員が言われるとおり、我々担当の者がですね、まずさまざまな情報、それから勉強しまして、知識を加えるということが重要かと思えます。

それで、あくまで我々町の職員ですので、不足する部分が多々あるかと思えますけれども、そういった面につきましては、今の整備推進会議等々の、実践で、実際の民間の会社で経営、運営されている方の意見をいただくというのが、その次に重要になってくるかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。ぜひ、しっかりと研究し学びつつ、その中で実りある、この道の駅、成功させていただきたい、こう私は思います。

次にですね、道の駅に関して、今、審議会やっている途中だと思うんですが、これは、まず、いつ終了するのか。また、次、スタートするのはいつからいつなのか。それをちょっとわかれば聞かせてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今の整備推進会議は、当初から会議4回というふうに予定しておりまして、1回視察を加えますけれども、その4回で議論をいただいて、それで終了と。基本構想がそれで固まるということでございます。その次の、来年からのスケジュールですけれども、

まずさまざまな御意見をいただいて、これから進めるための課題が幾つか浮かんできているか抽出されてきております。まずその課題について内部で——外部の方も御意見伺いますけども、それで検討をしていきまして、課題をどういうふうクリアしていくかというふうなことがございます。そこら辺の課題のクリア、検討等を踏まえた上で、次の段階で基本計画などの段階に入っていくと、基本計画の策定、実施計画の段階に入っていくと。その間には、茨城県との調整というのも入ってくると思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 具体的なタイムスケジュールはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） ほかのですね、既にオープンしている自治体さん、道の駅等をお伺いしてますと、構想から5年ぐらいかかっているというようなことを聞いてございます。それで、各年度別にですね、こういった作業で主に5年かかっているというようなことで、参考にさせてもらってますので、そこら辺の5年ぐらいの中でのスケジュールは、大体考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 自治体が行うと5年ぐらいかかる。これ民間でやると、かなりスピードアップしてやると思います。やはり、自治体の今の進め方、各市町村の進め方の5年が1つのベースになるというのは、ちょっと私は遅過ぎるのではないかなと、こう思います。やるのであれば、きちんと研究し、資料を集め、集中的に討議を行って、そこで深みのある議論を重ねていけば、もっと短い期間でこれは進めていくことができるのではないかと思います。

今、行っている審議会、これは非常に多くの意見が出てるのではないかと、私は想像しております。1回だけ出ました、3回のうち。審議会の内容、その辺の議論の状況、議事録を見れば確かにわかるんですけども、その辺は客観的に、この審議会、運営してって、どのようにお感じになっているか。多くの意見が出てるのか、なかなかそうじゃないのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 私の感想になりますけども、さまざまな御意見はいただいております。ただ、委員の方、十数名いらっしゃいますけども、全員の方が活発な議論ということではなくて、一部の方、民間で経験されている方が中心になって、いろいろ参考になる意見、たくさんいただいております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 私、1回出たときに、あの中で活発な意見が出る雰囲気には、なかなか

かできてないのかなと、非常に難しいのではないかと……。あそこにいる人たちがみんな顔見知り知っている人であれば、もっと打ち解けて活発な意見になるんじゃないかと思いますが、なかなかそうではない。はじめましてから始まって、懇親会があるわけでもなければ、寝食をともにして何日間か一緒にいたこともない中での話し合いになりますと、相手の方がどういうものの考え方、どういう人なのか、なかなかわからないので、皆さん、余り意見として活発にいろんな方から上がってくるっていう形にはならない。どうしてもごく一部の人が話をして進めていくという形になるのではないかと、こう思います。

これは1点、これからいろんな協議をする審議会のあり方としまして、よくいろんな勉強会に行きますと、大勢いたるところで何かのテーマについてやるとなったときに、ワークショップ的に、小グループに分けていろんな議論を交わしていく。要は、1つのテーブルに5名から七、八名ぐらいまでのメンバーで、そこでそのテーマに沿ってみんなで意見交換をしていく。で、それを集約していくっていう形のほうが、私は、見ている、非常に活発な意見になっていくのではないかと……。そうなりますと、誰も意見を言わない、また、どっちかっていうと、初めてあその会場に行きますと、重々しい雰囲気の中で、一人ひとり椅子があり、目の前にマイクがあり、その中でしゃべって、しゃべったことが全部議事録に載っていくということになりますので、非常に自由闊達な思う存分意見交換ができるかっていうと、少し抵抗を感じ、また、なれなければ、なかなかそこで意見を述べるということは難しい。ですから、そういう今の審議会のあり方もそうでしょうし、これから、いろんな意見を伺う、また町民の方が公募で入ってきたときにも、そういうこともちょっと考えていただいて、本当の意味で活発な、さまざまな意見が、そこで出るような形で推進していただければと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長湯原幸徳君。

○企画財政課長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。確かに川畑議員の言われるとおりの、活発な意見が審議会の中では、一部の方は活発にお話をいただいているというふうなところがあって、そうじゃない部分については、例えば県の職員は、県の立場の中ですので、なかなか町の事業について積極的に意見を言えないというようなところもあるんだろうと思います。

今、言われたようなワークショップなんですけれども、実は、その道の駅の構想をつくるに当たっては、先ほど町長が説明しましたように、23年度に実務者レベルの方を集めていただいて、より実践的な部分で、やっぱり議論をしていただくということで準備検討委員会を立ち上げたわけなんですけど、その中では、やはりワークショップ的なものも含めまして、道の駅の構想案のたたき台をつくっていただくということで、活発な意見の中で、この構想案ができたということなんです。で、構想の部分については、やはりどうしても識見を持っている方

に議論をいただくというふうなところですのでね、ワークショップ的な考え方よりも、まず自分たちの常日頃、携わっている業務の中で、やっぱり感じていること、課題について意見をを出していただくというのが趣旨なものですから、そういう形で、今回は審議会という、よりランクの上のレベルの中で議論を進めていただければというふうなことで進めてはきたわけでございます。ですから、活発な意見というふうな形では、やはり前年度、その準備検討委員会の中で、活発な意見の中で、こういうたたき台が出てきたということだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。ただ、あそこに出てきて、時間をとってせっかく出てきていただいて、一言も話さないで帰られる方もいる。非常にこれは残念なことだと思いますね。ですから、やはり来たからには、司会進行の方からも、一人ひとり、要は全員にきちんと話をさせていただくように、これは司会進行、またそういう運営を、ぜひ、これはお願いしたいと思います。

この審議会参加者、具体的ないろんな案が出てきづらいというのは、何となく、行ってて私も思ったんですが、この参加者の皆さんに、どのような資料を提供しているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長湯原幸徳君。

○企画財政課長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。昨年度、たたき台としてつくった道の駅の基本構想案は、これが基本のベースになります。そのほかですね、昨年度、道路交通調査というのを阿見町の中でした。それは10カ所の地点の道路交通量の調査と、それと予科練平和記念館、アウトレット、それと臨時観光物産館的なところに来た方の意見を聞くためのアンケート調査をやった。そういった資料もお渡ししておりますし、それから、いろいろと近隣の道の駅の状況を調べてもらいたいんですとか、そういった意見もございますので、その都度、委員から提出されたその資料については、次のステップの段階で資料を提示しているというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 具体的な、先ほど、論文ちょっと読みました。そしてまた、基調論文もありますし、そのホームページの中に。茨城県の政策審議会のこういうものも、ある程度、非常にわかりやすくまとめられていて、茨城県は全国で道の駅は何番目なのかっていうと、下から数えたほうが早い、40番目なんですね。幾つあるのかというのと9つ。じゃあ、北関東の道の駅のベスト30の中に何箇所入っているかというのと、2つ入っている。じゃあ、一番はどこで、何番と何番が入っているのか、そういうことも基本的には全部入っております。ある程度のデ

一タとして、県として、非常にまとめてわかりやすく出てるんで、こういうものはぜひ……。今年の3月にとりまとめなんで、審議会には調べて置いておけば、間違いなく間に合ったと思うんで、こういうものを、今からでも遅くはないと思います。やはり見ていただいて、せっかくなっていたいたんですから、後々、またいろんなところで意見を発表したり述べたりしてもらうこともあるかと思うんで、ぜひ資料の配布……。私も、いっぱい今、持ってはおります。これを全部渡す必要はないかと思いますが、でも、その中で、この部分は必要だろうという資料は、ぜひ、審議会の皆さんに渡していただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今、御指摘いただいたような、整備推進会議の委員の方に参考になる資料は、どんどん御提供したいと思います。

それと、今言われたような道の駅の状況ですけども、事前に資料としまして、全国の道の駅の設定状況、北関東の立地状況等は、会議の中で御説明はしております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 今回のこの審議会のまとめに関して、ちょっとお伺いします。どのような形で、この審議会の会議を終了し、まとめていくのか。また、その内容はどんな形で公表していくのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） この議論のたたき台となっております道の駅の基本構想の案なんですけれども、まずこの案に基づいて意見をいただいておりますので、これをいただいたもので集約して基本構想という形で、まず取りまとめていきたいというふうに考えています。それと、そのほかにさまざまな御意見、課題等も提示いただいておりますので、そういったものも別に御提案いただいたものを整理して、1つの取りまとめとしていきたいと思います。また、会議録は会議録で別にまとめはしております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。その取りまとめのときに、やはり審議会のメンバー一人ひとりがみんな自分の言葉で発表するのでしょうか、それとも文書だけで取りまとめをするのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今年は4回の会議というふうに先ほど申し上げましたけれども、3回終了しております。3回目の最後にですね、それぞれの委員の皆様にご意見をいただきたいと、それをペーパーで事前に御提示いただきたいというふうをお願いしておりますので、

会長がお願いして回ったんですけども、そういった形で今、進めておりますので、紙ベースで、それぞれ皆さんの意見をいただきまして、それで4回目の会議に、それぞれ資料をもとに意見を言っていたくというようなことになっております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。その件は、ちょっと後でまた提案したいと思います。

現在もそうなんですけど、過去の審議会の、ちょっと世代別、また性別の構成はどのようになっているか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。わかれば。わかる範囲内でいいです。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 審議会は総合計画審議会等、いろいろございますけども、それぞれ審議会は条例等で委員の構成というのは決めてございます。ただ、その年代別とかですね、そういったもの、ちょっと今、手元に資料がございません。まあ、まとめてないというのが現状でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ほとんどの方が……。男性が多いですか、女性が多いですか。若い人が多いですか、お年を召した方が多いか。その辺、ちょっと、どういう方が多いか、構成を占めている……。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） ほぼ充て職が中心でございますので、やっぱりそれなりの団体の代表の方でございますので、男性が中心で、しかも年代は高い方が多いというのが現状でございます。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） すいません、追加です、女性委員の割合の部分がございます。平成24年4月1日現在の審議会・委員会の数は43ございまして、そのうち女性委員の占める割合は25.4%でございます。あと、もう質問に事前に答えてしまうんですけども、43審議会中に女性委員がいらっしゃらないところは3委員会——不在のところが3つあるということでございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。次にですね、設計、運営、これどんどんどんどん進めていくと、どこかに依頼をして、どこかにつくってもらう、そういう形になってくるかと思えます。そのときは、どのような形で決めていくのか、選定していくのか。そのような基準はあるのか、ないのか。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。



○総務部長（坪田匡弘君） 通常のこういった設計をお願いする場合は、専門の業者の方をお願いをいたします。やり方としましては、まず指名という形で、それぞれの実績等を担当課で調べまして、まずは資格審査——町のほうに出していただいている業者の中から、実績のある業者を選んでですね、指名をしていくというやり方と、それとプロポーザル方式で、提案をいただいて、その提案を町のほうで審議をいたしまして、一番いい提案の業者の方をお願いしていくというようなやり方もございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。その2種類があると。町長としては、どういう形でこれを選定していったらいいかとお考えでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） あんまり私がばつと言っちゃうと、それで決まっちゃうような状況になっちゃうんで、まあ、なるべくいいものをつくるためにはどうしたらいいかっていうことを一番の視点に考えて、やはり業者選定はしていきたいと思います。それだけやっぱり大事な、本当に大きな事業ですので、その点は、よく職員とも話ししながら決めていきたいなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。あと、この道の駅計画を進めていく上において、町民の皆さんからいろんな形で意見を伺ったりする、こういうこともどこかでオープンにしてやっていくのかなと思うんですが、そういうやり方、アンケート等で行うのか、また、直接いろんな形で聞くのか、その辺は考えてらっしゃいますか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えします。まだ具体的にこういった形というふうには決めてございませんけども、いろんなさまざまな機会、まずは町のホームページでお伺いしたりですね、いろんな会議とかでもお伺いする機会、それから町長が広聴会で伺うというようなこともございます。それと、計画を詰めていく段階で、パブリックコメントということで、事前に計画案をお示ししまして、広く町民の方から意見をいただくというようなことも考えてございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。道の駅、確かにいろんな遠方から目的にして来る部分もありますし、また、地域の人たちの交流の場にもなっていかなくては、やはりこれはいけない。そうやってまいりますと、地域の人々の意見もやはりしっかりと吸い上げて、これは進めていただきたいと思うんですね。そのときに、アンケート形式でやったりしますと、非

常にこれは難しい問題が出てきます。これはちょっと後でお話しますが……。

先ほどちょっと、男性と女性の割合、審議会の、あれをちょっとお聞きしました。なぜ聞いたのか、道の駅を進める上でなぜ聞いたのかといいますと、一般の企業、これもそうですし自治体もそうです。さまざまなものを計画してこれを提供していく、その側っていうのは、大体、先ほどもありましたが、中高年の男性なんです。大体、中高年の男性が決めるんです。ここで大きな問題があるんですね。じゃあ、その提供して使う人たちは誰なのか。女性と若者なんです。そこに一步間違えると、大きなギャップがこれはできるんですね。提供する側とされる側と、やはりそこで価値観が違ったりしますと、やってもこれはうまくいかない。ですから、一般の企業でいきますと、いかに消費者であり、お客様であり、それを使っただく方の意見をどう集約して情報として集めるか、これが成功するか失敗するか、分かれ目になってきます。これは自治体のいろんなサービス事業っていいですか、こういう事業、道の駅事業なんかもそうだと思うんです。使う人は誰なのか、利用する人は誰なのか、その人たちの意見をいかにして吸い上げていくかといったところが、大きな、これは成功させるか失敗させるかの、ある意味での基準を決めていくわけなんですね。ですから、専門家で専門的にやってくことも当然大事なんですけども、やはり、その中に若い方そしてまた女性をしっかりと、ある一定の割合は入れて、そこで審議をして進めていく中で、きちんと意見を吸い上げていくことも、私は大事ではないか、このように……。地域活性であるとか、地域の再生の専門家の方も、そう言うておりますし、確かに、一般のマーケット調査やってみましても、実際にお客さん商売やっているところなんか、みんなそうだと思うんで、その点はいかがでしょうか。今後、審議会、また構成の中に、今回はこうだから男性だけだという形で、男性がどうしても多いんだというのではなくて、ぜひ、女性をある一定の割合をきちんと入れてもらう、またそこに地域の若者もきちんと代表として入れていく。このように、私まずこの1点、提案したいんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今、川畑議員がおっしゃられたような形で、町のほうもこれから進めていきたいということで、考えています。現在も、男女共同参画関係の事業の中で、審議会・委員会等で女性の委員の方を増やしていこうというようなこともやってございますし、それから、大学との連携、茨城大学、県立医療大学等との大学との連携の一環としまして、大学からの学生の方、大学院で勉強している方も、できるだけ参加していただくということで進めておりますので、これからもどんどん拡大していきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ、幅広く、そして1回1回、また1つ1

つの審議会が実りあるように、この道の駅だけではなくて、お願いしたいと思います。

次に、このような大きなプロジェクトになりますと、先ほども飯野議員のほうからありましたが、多くの町民に、やっぱり知ってもらい、で、そこに参加してもらい、いろんな意見をいただくということが非常に大事になってくるかと思えます。こういう会議も、町の本当の地域の人たちがいろいろこれからかかわって進めていかなきゃいけないものに関しては、私は、会議そのものも、傍聴しに来るにしても、やはりそこに多くの人に来て、集まりやすいような場所を選定して会議を開いてもらう。また、ポイントポイントはそういうところを設定してもらって、その会議の内容を、やはりもっと多くの人に生で見ていただいたり、聞いていただいたり、そしてまた、終わったときには、いろんな意見をお聞きしたりということができると、私はいいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 企画財政課長湯原幸徳君。

○企画財政課長（湯原幸徳君） すいません、私のほうからお答えさせていただきます。まさに、川畑議員が言われるとおりでと思います。実は、道の駅の構想をつくり上げる課題の中で、やはりそういった部分がうたわれてございます。つまり、住民参画と協働の推進というふうな形の中で、やはりこの道の駅を推進していかなければならないということなので、まず住民の理解と支持を得た中で、多くの方の住民に参画をしていただいて道の駅をつくる必要性があるというふうなことを、まさにこの構想の中で課題として盛り込んでおりますので、そういったものは、この構想の中で踏まえて、今後進めていくという形になろうかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。それと、これからいろんなことをやり、また町でもこれからさまざまなアンケートもとるかと思うんです。道の駅も当然その中でやるかもしれない、私はこう思いますけども、1点は、地域再生の、久繁さんという方、プランナーなんですけど、この方の話も聞いてきて、ちょっと本もいろいろ読んでみたんですが、大体3割の自治体がいろんなことをやるときに、地域住民の意向を全く把握してないでスタートする、やってしまう。7割が簡単なアンケートっていうんですね。それで住民の意向を大体把握したつもりになっている。その中で、専門家が言うには、このアンケートを含む市場調査の8割以上は、消費者またはそういうお客様に対して、恣意的に動かすために使われている。この自治体のアンケートの対応どうなのかっていう、これ間違ってたら言ってください。大体この人がこういうふうに書いてます。大体アンケートを市民に実施すると、多くのアンケートの回答と作成と集計の作業に忙殺されます。大変なことになる、確かに、何千というものをまとめようとすると。そうすると、自治体のアンケートへの対応はどうかと。アンケートの作成には高度なスキルとセンスが問われ、かつ集計作業も煩雑なため、自治

体はこれを外部のコンサルタントなどに丸投げすることが多い。その辺はどうでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） いろんな部署でですね、アンケート等をとる場合があるかと思えますけども、総合計画とかですね、大きな計画をやる場合には、町民の方のアンケートをとりますけども、それは委託をしてやっております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） だと思うんですね。そうしますと、コンサルタント会社がどうするか。この裏側です。請け負った調査と似たものを前例から探してくるんです。そして、同じようなアンケートや習性分析を、表紙だけかえて自治体に提供することが多い。ちょっとこれを聞いてどうでしょうか。どう思われますか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） ちょっと今の意見は、ちょっと私も疑問に思うんですけども、町民の方のアンケート等を実施した場合はですね、それなりに町民の方の意見をですね、集約して、きちんとした形でアンケートの結果というのは、業者に委託した場合は、取りまとめてもらっています。途中の経過とかですね、集計の内部のものとかも、職員と協議の中で、内部は掘り下げていきますし、結果としてそれなりに町民の方の意見は反映されている結果になっているかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） そう答えざるを得ないかと思うんですが、現実はどういうことが多々行われているんだ、ほとんどこうだという……。私はそのアンケートの会社にいたんじゃ……。何とも言えませんが、そういうこともあります。要は、アンケートっていうのは、意図的にある答えを導くために、中身の文面を変えれば幾らでも操作はできるっていうのは、これは確かだと思うんですね。この道の駅に関してもそうなんですけども、ちょっとここで1つ提案をしたいと思うんですね。阿見町の職員、臨時職員、合わせて何名おられるでしょうか。概略でいいです。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） ちょっとまた訂正が入ると申しわけないので。

○9番（川畑秀慈君） 訂正が入ってもいいです。

○総務部長（坪田匡弘君） 確認をしますので、ちょっとお時間をいただきたいと思えます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 訂正が入ってもいいんで、雑駁な数でも結構だったんですが。ここで言ってるのは、要は、業者に頼んでトータルでやるのではなくて、やっぱり生きた声をいかに

つかむかといったところが、本当の市場調査であり、マーケットリサーチなんですね。ですから、例えば、臨時職員の方も含めて、議員も含めてでもいいと思うんです。全部で、例えば500名いたとして、1人に5人ずつ生の声でアンケートの聞き取り調査をやってもらえば、2,500人集まるわけです。これが子供であったり、おじいちゃん、おばあちゃんであったり、御主人であったり、奥さんであったり、お友達であったり、その中には、男女、年齢、いろんな方が今度は含まれてくると思うんで、その辺もきっちり仕分けをして、いろんなアンケートをとってみますと、非常に生きた情報が……。道の駅に関しましても、こういうものがあつたら行きたいねとかっていうのは、わざわざお金をかけなくても、町の中で、ざっと輪転機をかけて、そういう項目をいろいろつくってみて、生きた声を生で聞き取ってみると、おもしろい情報が、また生きた情報が得られるのではないかと、こう思いますけども、こういう案に関して、どうでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 非常に参考になる御意見として伺わせていただきます。ただ、職員の場合はですね、そのアンケートに使う労力をですね、別の仕事——職員は職員のやるべき仕事がございますので、それはそれで限られた時間をそちらのほうに投入していきたいと。アンケート集計は、それなりに別な、委託等で処理をしていきたいというふうには考えておりません。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） これは、各課とか各係で、3人、5人ずつのをまとめてもしやるとすると、非常に協働参加でおもしろいものが、私はでき上がると思うんですね。そういうものを集積してやってみて、この事業をみんなでやっぱり考えて、みんなで進めていくということも、私は大事なのではないかと、今、ちょっと提案をいたしました。

先ほどですね、審議会の取りまとめは文書にして出すという話がありました。各委員の皆さんには、それを出して、それを発表してもらおうということもありましたが、これはですね、できれば……。文書にして最後は取りまとめはやるにしても、そういう形でやるのがいいのか、そしてまた、その審議会の内容にもよると思うんですが、なるべく生きた言葉であり、絵であり、写真であり、表でありっていう、そういう目で見えるものを、これからぜひ使っていただきたいなと思います。なぜこういう話をするかっていいますと、先日、吉本興業の竹中功さんという専務取締役で、ずっと広報を担当している方の話をちょっと聞いたんですね。会ってもきました。これはちょっとその内容の中、書きとめたやつの前文のほうをちょっと読んでみますね。

吉本では、芸人は商品である。この竹中さんは、入ったときに、この人身売買の会社と言

われ、非常にすごいところに入ってきてしまったなど。商品だと、芸人さんを。それを社長から聞いた。新人研修のときに、部長に、芸人は商品だということはどういう意味なんだと聞いたそうなんです。そうしたら、芸人は商品であるから、大事にし、丁寧に扱い、磨いていく。そして、お客様に高く買っていただく。これが吉本興業の話なんですね。まず1点、この芸人をあらゆるものに変えていく。私は、道の駅構想を進めていく中で、阿見町のいろんな特産であり特色であり、いいものがたくさんあります。これをやっぱり大事にして、丁寧に扱って、磨き込んでいく。これはみんなでやっぱり参加していかないと無理だと思うんです。ですから、ぜひ、これも1つ頭の中に入れて、多くの意見を聞いていただき、そしてまた、成功のほうへ導いていただきたいと思います。

その中で、1つこういうことを言われました、竹中さん。感じることを大事だと言うんです。いろんなものを感じる。わくわくとかどきどきとかはらはらとか、いろんなことを感じることを伝えるのに、話をすると、それが10分の1になると言うんです。感じたことを相手に言葉で伝えると10分の1。そして、それをまた文章にしていくと、また10分の1になってしまう。思いとか感動とか感じとか、そのものの全体の1つのもんっていうのは、非常に伝わりにくくなる。要するに、自分の感じたことの100分の1くらいしか、書面にして出すと、出てこないということなんです。ですから、それを皆さんに大きく感じてもらう、要するに受けとめてもらうには、人にそういう感動を与え、また何らかの心に残すようなものっていうものをつくるのには千では足りない。1万ぐらい感じないと、100っていうものをその人の心の中に残していかない。ですから、いろんなものを伝える手法っていうものも、いろんなものを駆使して、なるべくその方が感じたものを皆さんに伝えやすい伝え方——文章とか書面ではなくて、言葉であったり、また映像であったり、写真であったり、いろんな具体例を引きながら伝えていただく、そういう機会をぜひ設けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） これから道の駅を整備していく過程です、道の駅について、広く町民の方にPRをしていかなければいけない、広報をしていかなければいけないということは感じております。その手法としまして、今、川畑議員が言われたようないろんなやり方があるかと思いますが、なるべく皆さんに訴えかけられるような手法をですね、我々も頭をひねって、考えていきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） そろそろお昼が近くなりましたが、ちょっと道の駅の最後のこれは質問で、この地域再生の久繁さん、プランナーなんです、この方がいろいろ言っていて、この人は道の駅は取り上げてませんが、地方で高齢化で人口減少の中で、地域の活性化そして経

济効果等を求めて、道の駅もつくられてきた部分があります。それで、全国で今977。経営の収支決算が非常にいいところっていうのは、これは少ない。少ないですね。道の駅事業としては、トータルとしては、コンセプト成功はしておりますが、じゃあ、収支決算がどうなのかというと、なかなかそんな大きな利益の出るところは少ない。10年間で出資金の7割は配当として返したという、そういう経営状況のいい道の駅もございますが、それはまれです。じゃあ、なぜなのかと。皆さんも当然、学校で勉強し、役場に入るときも試験を受けて、私たちもみんなそれぞれ勉強してきたと思うんですけども、この学校の勉強、これは全て足し算なんですね。やったらやった分だけ足し算なんです。この事業であったり、ビジネスであったり、またこういう1つの企画であったりすると、成功させるということは、何が必要かということ、まず知識、これが重要です。その考える考え方、これが大事になってきます。それをどう使うか、どう運用していくか。この3つが必要になってくるんですね。ここが、「知識」足す「考える」足す「使う」と思われますが、そうじゃないんです。ここの間が足し算じゃないんです。掛け算なんです。ですから、「知識」掛ける「考え方」——どう考えるか、掛ける「使い方」なんです。ですから、知識があっても、どこか1つがゼロであったりマイナスであったりすると失敗するんです。ということは、この道の駅構想を成功させるかさせないかっていうのは、資料、知識、これは大事だと思います、まずベースになって。これは提供できるからいいんですが、その後は、どう考えて、それをどう運用していくか、そこが非常に重要になってくる。ですから、この運営をし、管理をし、やっていくところ——第三セクターでもいろいろあって、収益のいいところ悪いところありますが、そのものの考え方、そしてその使い方、運用の仕方で大きく開いてしまう。ですから、その辺のところを、ぜひ、民間に委託するなり、第三セクターになるのかどうなのか、まだ先のことはわかりませんが、提案制度で提案がすばらしいところにお任せするのか、入札でやるのか、それはわかりませんが、そういう中で、どのような考え方で取り組むのか。その考え方がこの時代の流れに合ってるのか、合ってないのか。そしてまた、それがプラスなのか、マイナスなのか、ゼロなのか。使い方はどうなのか。ですから、この中にも道の駅の決算書も5つ、6つ入ってます。どこの経費がかかって、なぜここが収益が上がらないのかという分析もちょっとしました。ですから、そういうものも見た上で、運営はどうか、またそのものの考え方がどうじゃなきゃいけないのか。そういう基本的なコンセプトは、推進する担当課、町のほうとしても、しっかりとやっぱりこれは勉強して、ものの考え方をしっかりこれは持っていたかないと、これは業者選定であったり、また委託して頼むにしても、そこで失敗してしまうと思うんですね。これは町の町民の大事な税金を使って進めていく事業でもありますし、成功させれば、まさに地域産業の拠点ともなっていく、雇用も生まれる。そしてまた、地域の人たちの交流の場にもなっていく。そういう非常にプラスになる

部分も大きいことでもありますので、ぜひ、その辺のところをしっかりとまた研究し、また担当で進めていらっしゃる方がしっかりと勉強して深めていただきたいなど、私は思います。

そして、もう1点、いろんな地域活性であったり何だりやあって、大事なのはリアリティー、本物じゃなきゃだめだと。どっかからまねをして、どっかから持ってきたものっていうのは、全部失敗してます。形だけまねをして失敗する。ですから、この物も——売る物にしても見せる物にしても、そこに来てもらう物にしても、人も——そこで働く人も、そこで運営していく人たちも、トータルでバランスよく、やっぱり一流の本物志向を目指して、ぜひ、つくるのであれば、阿見町っていったら道の駅があるよね、すごいね。また、あそこにあるから行ってみよう。アウトレットがあるから来るのではなくて、道の駅があるから、阿見町に来てみよう。そこで滞在してみよう。いろんなおもしろいものがある。そういう情報発信もしていけるような、そういう道の駅もつくっていただきたいと、私はこう願って、1つ目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時59分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川畑議員の第2問目。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

現在、通信機器、IT機器も非常に日進月歩で進化しております。その中で、今、コンビニであるとか、またレストランであるとか、駅中であるとか、いろんなところでインターネットのそういう環境が整備されつつあります。

阿見町として、1点目、公共施設において、Wi-Fi等の設置による通信機器拡充を推進することを、一点でも考えているかどうか。

2点目としまして、最新の通信機器は、職員の業務にどのような変化をもたらすと考えられるか。

この2点を、まずお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 通信機器拡充についてということで、本当に職員がいつも見てるのはパソコンをずっとにらめてて、昔の職員だったら、本当にこれ我慢できんのかなぐらいのね、つらいんじゃないかなと、そのような思いを、私自身はね、じっとしてるタイプじゃないので、



します。

それで、1点目の、公共施設においてWi-Fi等の設置による通信機器拡充を推進することを考えているのかについてお答えいたします。

近年、Wi-Fi等の無線LANの技術が進歩し、セキュリティ機能や通信速度のレベルの向上を受け、コンピューターだけでなく、スマートフォン、タブレット、ゲーム機、デジカメにまでWi-Fi機能が標準装備されるようになったこともあり、一般家庭でも広く普及するようになりました。民間の店舗等でも、有料、無料の無線LANスポットを整備し、集客手段とするところがあるようです。

また、他の自治体においても、庁舎や図書館、公民館、運動公園など、人が多く集まる公共施設などにWi-Fi等の無線LANを整備しているようです。身近なところでは、美浦の村長がタブレットを使っておりまして、非常に有効だというような話をしております。

当町としては、設置について、その目的を初め、要望の有無、設置場所、セキュリティ対策など、さまざまな課題を解決しながら進めていく必要があります。社会情勢や技術の進歩を考慮しながら検討したいと考えています。

次に、2点目の、最新の通信機器は、職員の業務にどのような変化をもたらすと考えられるかについてお答えいたします。

コンピューターの活用や通信技術の格段の進歩に伴い、自治体職員の業務も電子化が当然の時代になりました。町でも、1人1台パソコンの整備を目標に導入を進めているところでございます。

現在の業務用システムは、大量のデータを高速で安定的に送受信できること、セキュリティ機能がすぐれていること、経費が安価ということなどの理由で有線を基本に構築されています。

スマートフォンやタブレット等の最新の携帯端末は、無線LANの技術が進歩し、セキュリティ機能や通信速度のレベルの向上、低価格化が進んだため、自治体で業務に活用する動きが見られるようになりました。それらを利用する大きなメリットとしては、機器やデータの持ち運びができることや、ペーパーレス化などが考えられます。民間では、出張や移動中の通信を目的に導入している例もありますが、持ち運ぶことにより機器の破損、紛失、盗難といった問題や、個人情報漏えいなどのリスクを生じることが考えられます。

現在はパソコン中心の業務システムとなっておりますが、将来的には携帯端末などを有効活用できる環境になっていくことが予想されますので、目的やリスクを検討した上で対応していきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 将来に向けて、時代の流れの中で整備されてくるだろうと、こう私も

思います。その方向で町長も検討していくと。やるのであれば、いろんな意味で、一步も二歩も先は行く必要はないと思うんですが、やはり半歩くらいは先を進んで取り組んでいただければ、いろんな部分でのメリットがあるのかなと思います。

今、るる回答がありました。実際、今、例えばW i - F i を庁舎の人の集まる場所、また町長室等に、もしあるとどうなるかという点、1点は、持ってらっしゃる方は、ネットアクセスがタブレットはできます。携帯のスマートフォンであるとか、また普通の携帯電話であれば、非常に電波の通りがよくなる。その中で、どういうことができるかという点、1つは、セキュリティの問題がありますが、ある会社のものであると、非常にセキュリティは高く、その辺のところは、非常に強過ぎるくらい強いついていうくらいで、安心して使えるのではないかと、私は思っております。多分、ほかの自治体でも使っているのは、そういうセキュリティ関係の非常にレベルの高いところのものだと思います。

何ができるかの1つ。今、例えば私が使っているパソコンであると、自分がタブレットを持って歩くことによって、起動してネット環境にあれば、どこからでも中の共有ファイルを使って、中のデータを幾らでも書きかえたり、またそれを加工したり、またいろんなことが外で、パソコンを持って歩かなくても、そのタブレット1枚で幾らでも操作ができます。外でやったものを持って帰ってきて、パソコンの脇に置いておくと、自動でその中のデータを書きかえて更新をして同期をしてくれます。そういうシステムがまず1つあります。

もう1つが、会議に出席するとき、これを持って歩きますと、今日は出張でないけれども、この時間のここで会議をやるという点、タブレット持ってますと、そのタブレットでテレビ会議ができます。そこでデータも一緒に見たりすることも、当然、今のはできます。そういうアプリケーションを購入することによって。ですから、人がその時間にその場所にいなくても会議はできる。そういう機能もついております。ですから、ネット回線がつながっているところであれば、これからは多分、携帯電話で通話するのではなくて、タブレットを持っていると、今はもうできますけれども、そのタブレットを使ってテレビ電話で会話ができます。相手の顔を見ながら。周りの状況なんかも、カメラを使ってぐるっと回すと、今、自分のいるところの周りの状況……。ですから、業務で視察に行ったり、またいろんなところでいろんなものを、町のこういうところがちょっと困っているといたときに、現地に行ったときに、現地の人から直接、担当課の責任者の方は、お話を聞くこともできますし、その状況も、そのタブレットを使って、どういう状況なのか、すぐ確認することができる。非常にそういう部分からすると、連絡にしても報告にしても早くなり、決断も早くなるのかなと、そういう部分がまたあります。

あとは、何ができるかと言いますと、メモをとることができます。音声を全部その場で文章化してくれるアプリも入ってますんで、多少の最後の手直しは要りますが、それを起動させる

ことによって、話をしたことが全部その場で文章になっちゃいます。議事録として残ってくる。これがどんどん精度が高くなっていくと、かなりな利用の仕方になっていく。こういうふうにとどんどん進化してます。ですから、今ここでしゃべったことが、近い将来、議事録屋さんに出して編集しなくても、ちょこちょこっと手直しをすると、それで仕上がってしまう。会議が終わった後に議事録も一緒に作成し終わるぐらいのスピード感になってくるかと思います。こういうことも今、でき上がってきています。

それと、1つのファイルを使って、みんなでそこで仕事を共有して、その画面でいろんなことをすることも、当然、ビジネスの中ではやっております。その仕事で使う方は、それを使ってそれだけで書類を持たずに、全部プレゼンテーションをそれによって行う。ですから、今の町の自治体でできることは何なのかといったところも、使い方が、だんだんだんだんなれてきて習熟していくことによって、かなりの部分で、これは非常に使いやすい電子機器になるのかなと思いますので、ぜひ、Wi-Fiのアンテナの設置、実験的に、例えば町長室につけるとか、図書館につけるとか、ちょっとそういう形で使ってみていただくと、またこれはおもしろいかな。また、そういう推進も進むと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今、川畑議員がいろいろ御提案いただきましたので、これからいろいろ研究をしていきたいと思えます。それで、近隣の自治体でもですね、既に1階のフロアに無線LANの設備、公衆無線LANの設備をしているところもあるようですので、そこら辺も視察等いたしまして、町民の方にも使っていただけるように、また職員も有効に使えるようにということで、セキュリティを含めると、かなりの投資になると思えますので、投資に見合うような効果が出るように研究していきたいと思えます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） それと、今、タブレットPCのおもしろいのは、同期している携帯を持っていますと、例えば職員の管理職の方が自分の部下に持たせてどっか行かせると、そうすると、今どこにいるというのも全部わかります、地図上で、残念ながら。何をやっているのか、今どこにいるのかっていったときに、全部これは掌握できるようになっています。ですから、非常にある意味においては、利便性が高く、いいものであると、私は思います。そういう点からしましても、ぜひこれは使ってみていただきたいな、そして職員の方も使ってみていただいて、利便性の高いものであれば、これはどんどんどんどん広めていただきたい。私、議会の議員の皆さんにも持っていただいて、事務局の皆さんが、会議の連絡であるとかいろんなもので走らなくても、それ1つで全部連絡が行って、書面がぱっとメールで届くようになると、非常にこれも時間のロスも少なく、職員の労力も省けるとも思えますので、ぜひ、前向きな検討の

中で早期実現をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

これで2つ目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 3つ目、自然エネルギーの取り組みについて。3.11の原発の事故以降、今、選挙、間もなく投票日になりますけども、原発を再稼働するしない、そしてまた将来どうするんだって話の中で、エネルギー問題も非常に大きく捉えられてきております。

先日、新聞にも載ってましたが、潮来にメガソーラーが、来年の12月に完成して事業が始まると。17ヘクタールに1万4,000キロワット、14メガ、非常に大きなものができ上がっていきます。そういう各自治体の流れの中で、先日、阿見町もメガソーラー、残念ながら議会の否決によって進みませんでしたけども、これはエネルギー問題は、自治体が主体となって、将来的には間違いなく取り組んでいかなきゃいけない事業の大きな1つに、これはもう直近でなってくると思いますし、地域の雇用活性化、そしてまた経済効果、また自然に対するそういうCO<sub>2</sub>の削減、いろんなものをもってみても、間違いなくこちらの方向に行く。その中で、町として、このエネルギー問題、将来的にどのようにまず捉えているのか。

2点目としては、将来、この阿見町は自然エネルギーをどのように取り入れていくのか。

この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 昨日も永井議員と野口議員の質問等にも話して答弁したとおりなんですけど、やはり今からは、減量経済になって、少子高齢化で人口が減っていくという、この状況の中で、電力の使用量というのは必ず減っていくことは、もう目に見えているという状況の中で、やはり、いかに原子力発電所の需要というか負担、そういうものの負担をなくしていく、そういうのがやっぱり今、問われているとこだと思うんですよね。それがまあ、全て原発をなくすとかなんとかっていう話には、まだ私もいろんな面でわからないんで、そこまでは行かないんですけど、ただ、この減量経済の中で、やはり自然エネルギーを、どれを使っていくかというのは、これは当たり前の議論になってくると思うんですよね。

そういう中で、1点目の、エネルギー問題をどのように考えているかについてですが、エネルギー問題については、やはり東日本大震災と福島第一原子力発電所事故を契機に、原子力の安全性についての課題が明らかになり、日本のエネルギー政策について、さまざまな議論が行われております。今日あたりも、大熊町はほとんどの人たちが、もう移動だと、そういう状況の新聞もありました。やはり自分のふるさとがなくなってしまうというような、そういう状況をつくっていいのかっていうのが、非常にこれもまた心配なところです。

新たな政策の前提となるのは、中長期的な原子力発電への依存をできる限り、やはり減らし

ていくということだと思えます。

町としまして、今後も国等を中心に議論がされているエネルギー政策の動向を踏まえながら、省エネ・再生可能エネルギーの普及促進に努めていく考えでおります。

2点目に、将来町は、自然エネルギーをどのように取り入れていくのかについてお答えいたします。

阿見町にとっての適地、いろんな自然エネルギーがあります。太陽光、風力、バイオ、水力。しかし、やはり、この町は太陽光発電が一番適しているんじゃないかなと。小林教授にも、前に、小水力の問題で、ちょっとお話を伺ってたんですけど、やはりちょっと難しいだろうと、これだけ平地では、というような、そういう話がありました。阿見町においても、今年度、香澄の里工業団地には、740キロワットが設置されるという予定であります。今年度から始まった住宅用太陽光発電システム設置補助事業では、もう100件を補助し、町民の太陽光発電の普及促進をやはり推進していく。

公共施設への太陽光発電においてもですね、来年度、耐震化ができた中学校に、グリーンニューデール基金をやはり活用して太陽光発電をする。また、新しく今年度給食センターができます。この給食センターにも設置をしていくということでもあります。

やはり、将来、新しい技術も期待されているわけでありまして。東部工業団地へは、藻類を使ったバイオ燃料、こういうベンチャー企業が進出をしております。

町としましては、太陽光を中心とした自然エネルギーの導入を進めながら、新しい技術の進歩に注視して、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

今日の新聞にも出てましたけど、やはり、一般家庭の電気料というか、これはもうどんどんどんどん加速的にもう本当に高いというような状況。昨日もお話しましたが、今回の補正予算においても、電気料の増額ということで補正ということなんで、そういうものを、どうやって町はね、吸収していくかとなったときに、やはり太陽光発電の設置は、町がね、実際事業者としてやれるような状況を、議員の皆さんに理解をしていただきながら、やっぱりつくっていくということが大事なのかなと思えます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ積極的に、これは進めていっていただきたい、こう思います。

なぜこの話をしたのかといいますと、先日、太陽光の視察に行く前に、茨大の先生から話を聞き、今、年間、日本で化石燃料を輸入しているその金額が20兆円から25兆円、一人頭に換算しますと、大体年間20万弱、阿見町で一人頭——工業用もあるんで、そっくりそのまんまいきませんが、人口当たりで換算したときに、大体90億から100億っていうお金が、極論言うと外

に出て行く。国民一人当たり、電気のエネルギーというこの問題を、もしそれが外国に流れなくて、その地域で、国で、町の中で回転していったら、地域産業はどう変わっていくのか。非常にこれは大きな経済効果になっていくのかなと、こう思います。ですから、今言われているのは、この電気の問題、原発の問題もそうなんですが、このエネルギー問題、これを解決することによって、その地域が非常に活性化していく、農業問題も一緒にセットで変わっていくって言われております。

この潮来の件を見て、私ちょっとエクセルで係数入れて、はじいたんですね。潮来で、この発電量14.7メガで4,000世帯の年間の電気量を賄う。じゃあ、阿見町の1万8,377世帯の年間の電気量を賄うには、どのくらいの量が必要なんだろう。潮来のこの例を引き合いに出すと、大体80ヘクタールのメガソーラーをやると、阿見町の一般家庭の電気代は全部賄えるんですね。80ヘクタールってどのくらいなんだろうというと、あんまりぴんと来ないと思うんですが、この前、ちょっといろいろと放射能問題で被災を受けたある牧場の話をしました。あそこが20ヘクタールあるんです。あそこが4つ集まると——まとまってですよ、集まると、阿見町の年間の家庭の消費電力は賄えるって計算に、大体なってくるんです。それ以上、もし発電できるようになると、それを売電して収益に上がってくる。ですから、これからの地域、地方、過疎地も含めまして、農村部、山間部、この自然エネルギーで、やはりうまく取り組んで、それを産業化することによって、非常に豊かになっていく可能性を秘めている。ですから、この80ヘクタールをやるかやらないかというのを1つの目安として見たときに、非常に非現実的な話でもないのかなと、この広大な土地のある阿見町では。

1点は、これ、私、提案なんですけど、工業団地の周辺であるとか、民間の土地を借り上げて、そういうことを進めていく中で、民間のそういう土地の提供者に、何らかの税制面での負担を軽減してあげるとか、いろんな形を考えて、その地域の中で、要するにどっかの企業が入ってきて、どっかの企業がそれを売電して収益を、例えば東京に本社のある企業が投資をして、そこで発電をして、収益は全部東京の本社に持ってくってという形ではなくて、自治体が事業主、主体者となって、その中で雇用を生み、産業を生み、そしてその地域の活性化の中でエネルギーの問題が自立をしていくと、非常にこれはおもしろいなと思うんです。

今、東電に毎月毎月、電気料を、みんな阿見町の人払っていると思います。それが東電に行くんじゃないで、町の中でお金が回転してくるようになると、これは非常に大きな経済波及効果になっていく。その目安が、ある程度のまとまった形になると、80ヘクタール。そのCO<sub>2</sub>の削減、環境問題がありますが、これは年間で2万4,060トン、これが削減できる。非常にこれは大きなことだなと思います。ぜひ、話はかなり大きくなってまいりましたけども、町として見たときに、そんなに不可能ではないな、ちょっとそうだったら、どこよりも早くそうい

う取り組みをして、ある意味では、周りの人たちが、どんどん町に来客して見に来るぐらい先進的にやっても、私はいいのかなと思っていますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 川畑議員の言われるとおりでと思います。特に50キロ以内とかね、そういう面では、民間の人たちがやれるような状況を、やっぱり町が手助けしたり、そういう小さいものを幾つもつくるということも大事だと思うんですね。それが、本当にこの阿見町で住んでる人がそういう事業主になると、そういうこともやっぱり進めていく。また、国においても、やはり休耕地であっても、農地もね、やはりもう少し開放して、こういう事業に進んでいていただきたい。そしてまた、私がいつも言ってるのは、政府は5億、まあ10億ぐらいのお金はね、10年間無利子で各地方自治体にお金を貸すと、そしてこの事業を推進していくと、そのぐらいのことをやっていくと、いろんな意味でね、パイが大きくなって、そして、確かに電気料の問題ありますけど、この3年間はそういう形でね、ある程度金額は高目に設定されるでしょうけど、ここ5年、10年ってなるたびにね、将来に向けて、非常にモジュールっていうか、太陽光のパネル自体の能力っていうのは、相当上がっていくと思うのでね、そういう面では随分違ってくるのかなと、私は思っております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ積極的にこのエネルギー問題、環境問題にもつながり、そしてまた、地域産業、雇用にもつながっていきますので、積極的にこれは研究し、取り組んでいただきたいと思います。

これで3つ目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 4つ目の質問に移ります。これは、小学校における運動会の開催時期について、ちょっとお尋ねをしたい。

2年前にもちょっと話ししました。夏場の暑さ、その暑さが9月になってもそのまま今、温暖化の問題で、非常に猛暑が続く時期が続いている。その中で、特に小学生のお子さんたちは、夏休みが終わった直後からすぐ練習を始めて、9月の終わりごろ、実際に運動会が行われる。非常に練習の期間が、昔の私たちのときと比べると、非常に過酷な中で、ちょっとやるのかな。また、過酷な中での運動会の開催となっているのかなと、実際に思っております。

そこでちょっとお尋ねしたいんですが、来年度、小学校の運動会の開催時期を変更するところは、まずあるのかどうか。それが1点目。

2点目としまして、運動会の開催時期について、保護者の方の意見は聞いているか、把握しているのかどうか。

その2点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君，登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 1点目の，来年度，小学校の運動会の開催時期を変更するところはあるのかについてお答えします。

来年度，運動会の開催時期を変更する予定の学校は，君原小学校と阿見第一小学校の2校です。学校耐震化の工事のために，例年9月下旬に行っていた運動会を，1学期に予定しています。

次に，2点目の，運動会の開催時期について保護者の意見は把握しているのかについてお答えします。

各学校においては，PTAの役員会や保護者会等で意見を把握しております。各小学校では，来年度1学期に運動会を開催する学校の状況を参考にしながら検討したいという考えを持っています。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。今年からですか，土浦がかなりの学校が1学期に運動会を行っております。そのいきさつもちよっと聞いたんですね。やはり，スタートは，校舎の改修により数校が1学期に運動会を行ったと。それが非常に保護者の皆さんから好評で，それで校長会のほうで検討して，最終的にはPTAの皆さん，当然地域の皆様とも相談したんでしょうけども，それで，20校中15校が1学期に変わったと，このように聞いております。あとは，市民運動会を一緒にやっている小学校に関しては，そのまんま10月に行ってるとか，地域の行事の関係で，どうしても2学期に行っている。地域との兼ね合い，その地域の中での皆さんと小学校との深いかかわりの中で，時期が2学期だということがある以外は，ほとんど1学期に変わった。

この9月の運動会の練習期間，非常に暑い中で，特に小学校の低学年のお子さんたちにおいては，体力の消耗も激しく，非常に熱中症であるとか，体調の不良であるとか，保護者の皆様からも，歩いてるといろいろな御意見を伺ってございました。

ぜひこれは，来年度，この2つの小学校が実施された折には，ぜひ，全小学校，現場の保護者の皆さん，地域の皆さんの御意見も伺っていく中での変更にはなるかと思うんですが，ぜひ，保護者の皆様，また小学校の児童の皆さんの健康，また安全面を考えて，これは速やかに検討して，変更できるところは変更していただきたい，こう思いますけども，いかがでございましょうか。



○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほど教育長が答弁したとおりですね、来年度は2校。で、当然、その結果を見てなんですが、とにかくこれは教育委員会ちゅうことではなくて、あくまでも学校行事でありまして、当然、学校のほうの意向を踏まえた形になろうかと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ぜひ、保護者の皆様の意見、そしてまた児童の皆さんの、やっぱりそういうことも考慮をした上で、学校のほうで賢明なる判断をしていただけるように、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで9番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、13番浅野栄子君の一般質問を行います。

13番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番浅野栄子君登壇〕

○13番（浅野栄子君） 皆様、こんにちは。今日の昼食は給食の時間でありました。とってもおいしくいただきまして、ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして、男女共同参画社会の実現に向けてを質問させていただきます。

私は、昭和42年、大学卒業の年、運転免許をとりたいと言いました。父は「そういうものは女に必要ない」、母は「学校を卒業したら、よい相手と結婚しなさい。それが女性の生き方です」と、どちらも反対されました。女だから必要ないと言われたとき、どうしても反発しました。当時の小学校時代はドッジボール全盛。男の子も女の子も同じように、夕方遅くまで運動場で遊んでいましたし、体育の時間、男の子が6段の跳び箱を跳んだのを見て、私も何度も練習をし、跳び越しました。空中回転は、家の床が抜けると言われるほど練習し、成功しました。びよーんとして、こう、くるっとするやつね。今の私の体型では、スポーツウーマンという影もありませんけれども、当時はスポーツウーマンでございました。男の子の能力の違いに気づきつつ、負けないぞと意識をしていたのだと思います。重いマットを運ぶとき、男の子が手伝ってくれて、「どうもありがとう。さすが男の子だ」と思いました。男の子は女の子と違った面があっても、仲よしで、みんな助け合っていて、とても楽しい小中学校生活でした。

免許は取得しましたが、車を運転する女性はほとんどいません。女性は社会におくれているなど感じたのを覚えています。あれから何十年たったのでしょうか。現在でも、女性はいろいろな分野で不利な立場に立たされていると感じるときがあります。いや、常に感じます。団塊

の世代の先駆けとして生まれ、多面なところで団塊の世代が取り上げられる過程の中で、当時は、女性とストッキングは強くなったと世相されましたが、1つも女性は強くなく、ストッキングはすぐ破れ伝線しました。

そんなとき、昭和50年、1975年、国際婦人年の年が提唱され、国際婦人年世界会議がメキシコシティで開かれ、平等、発展、平和をテーマとして、女性地位向上のための世界行動計画が採択され、昭和51年から昭和60年までの10年間に国際婦人の10年とし、目標達成に向けて世界的な取り組みが始まりました。日本はこれを契機に、女性の地位向上のための機構として、婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52年に、国内行動計画を策定しました。その後、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、育児休業法が公布され、平成6年、1994年、総理府に男女共同参画室が新設され、初めて男女共同参画という名称が出現されたわけであります。男女雇用機会均等法の改正があり、男女共同参画社会の実現に向けて、全国的に取り組みが始まりました。

阿見町では、平成17年に、阿見町男女共同参画プランを策定し、現在は、第2次男女共同参画プランを平成24年3月に策定し、実現に向けての行動をしているという状況です。

実は、阿見町は、男女共同参画を推進する施策の1つとして、女性模擬議会を開きました。平成14年に第1回目、平成15年に第2回目を開きましたが、それ以来、閉廷されたままで開かれません。私は、第2回の模擬議会に参加いたしました。各団体からの代表者が20名、グループ討論し、グループで質問事項を考え、代表として質問する形式です。そこで私たちのグループは、行政役職における女性管理職の割合と管理職登用についての質問をしました。男女共同参画社会基本法が制定され、その機運が高まっていたということで、このテーマになったのだと思います。当時調べた近隣市町村の登用率は、牛久市43分の7、16.3%、土浦135分の14、10.6%、つくば134分の29、21.6%、阿見町42分の4、9.5%でした。現在を調べますと、牛久市16.3%から18.7%、土浦市10.6%から14.4%、つくば市21.6%から21.7%、阿見町9.5%から0.19%。比較してみると、阿見町はパーセントが下がり、ほかは上がっています。この結果はどうか。理解しがたい事実であります。

模擬議会時の答弁を要約すると、一人ひとりが固定的な男女の役割、分担意識を改め、男女が政治の場にも職場にも家庭でも、ともに参画するための環境をつくっていくことが、その結果として女性の管理職登用の増加につながっていくと考えられるという答弁でした。あれから9年がたちました。男女共同参画社会の目指す環境になったのでしょうか。ノーであります。現在も過去も余り変わりありません。すばらしい計画書ができているのに、その実践がなされていないと言われたら、何と答えるのでしょうか。

共同参画が促進されている龍ヶ崎で、興味深い施策がありました。ぜひ、参考にさせていただ

きたい。それは、イクメン川柳です。イクメンとは、現在最も先端に行く男子で、育児をする男性のことです。このイクメン——イケメンではありません、イクメン川柳は、平成21年度から毎年募集して、優秀作品をホームページなどで紹介しています。昨年の作品では、1つは「性別の 違いが互いの 良さを生む」。2つ目、「盆踊り 男（ひと）と女（ひと）とが大きな輪 弾む手足に 綻ぶ笑顔」「男と女」と書いて「ひととひと」と読んでいます。3つ目、「車椅子 押して二人の 花見かな」。また、短歌、俳句の募集は平成20年度から行い、1つ目、「子育ては 家族で職場で地域で支援 共同参画進めよう」。2つ目、「男と女のつき合いは 見たり聞いたり話したり ぬくもり心とささえあい」など、まさにぴったり男女共同参画社会のあり方を歌っております。

公募することによって、市民の方々が考え、行動することを前提としているわけですから、浸透していくことは確実であり、グッドなアイデアであると思います。ありきたりの固定的な会議や冊子、広報誌、ホームページではなく、町民が興味、関心を持って、目を向けていただけるようにしてはいかかと思うのであります。

次に、重要な学校教育です。教育や学習の場は、男女共同参画の正しい理解と意識づくりにとって、大変重要な機会であると思います。幼小中学校の、まだ固定観念が形成されていないときから、男女平等や人権尊重、相互理解、協力、助け合いの重要性について、発達に対応した教育を行うことによって、自然に男女共同参画意識が育成され、行動も伴っていくことは確かであります。そして、保護者、家族に対しても、機会あるごとに男女共同参画づくりの理念を浸透させていけば、町の約3分の1、小中学生3,829人、その家族を合わせると、まあ町として1万5,000人。これまでの数年間に確実に実績を積み上げていたら、その効果は多大であるに違いありません。鉄は熱いうちに打てと言われるように、まだ若い世代の子供たちへ、正しい男女共同参画社会づくりの一員として進んでいく指標を持たせるためにも、学校教育には一層の研究と努力の必要性を感じます。

最後に、やはり女性の拠点となる女性センターの設置でありましょう。団体や個人で、女性が気軽に集い、話し合い、相談する場所が必要です。これも話題が出てから数年を経っていますが、どのような状態になっているのでしょうか。

以上、まとめると、男女共同参画政策の認知度は。

女性管理職の登用率は。

審議会・委員会における女性委員の割合。

町男性職員の育児休業取得率。

DV被害の状況・保護体制。

男女共同参画支援事業。

学校教育における男女共同参画。

女性センターの設置について質問させていただきます。

男性としてのよさを認め、女性としてのよさを認め、お互いに尊敬し感謝し合う気持ちと、お互いの能力を発揮できる環境こそが、大切な男女共同参画社会への推進力であります。

基本の姿勢は、1つ、男女共同参画の意識づくり。

2つ、女性の負担軽減の促進。

3つ、女性の就労環境改善と男性の家事・育児参加促進。

4つ目、人材育成や能力向上の支援。

5つ目、あらゆる人権侵害の防止であります。

町長さんには、まず町役場を、職員の意識を変えていただきたい。役所からの発信は、各団体、企業へ大きな影響を及ぼすことはもちろんですが、町全体も大きく変わる要素を持っています。女性がさまざまな職域に配置され、女性の視点で意見の反映を促し、目に見える女性参画をあらわしてほしいと思います。

町長さんの前向きな御答弁をお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、浅野議員の男女共同参画社会の実現に向けてについて答弁をさせていただきます。ただ、女性が弱い弱いつていう、随分弱い弱いつていう言葉を述べますが、やっぱり世の中は女性でもってるっていうことは、これはもう歴史の事実であります。男をつくるのは女性ですから。世の中をつくるのは男かもわかりませんが、やっぱり最終的には女性にはかなわないっていうことを、まあ、各家庭の人たちはみんなわかっていると思えますよ。浅野議員のどこもそうでしょう。

○13番（浅野栄子君） 地位的には全然強くありません。

○町長（天田富司男君） そうですか。相当強そうな感じしますけど。

それでは、浅野議員の男女共同参画社会の実現に向けてをお答えします。

町では、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、阿見町男女共同参画社会基本条例を平成22年3月に制定するとともに、平成24年3月に阿見町第2次男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいるところであります。この共同参画も、後ろにずらっと並んで私をにらんでいますけど、皆さん方が本当に自分たちの力でつくり上げたんですよ。先ほどもね、いろんな問題が出ましたけど、やはり自分たちでつくり上げた。ここにも、やはり、女性の職員、1人一生懸命やってくれた人が、ずっとやってるわけ

ですよ。だから、やっぱりそれなりに町もこの問題に対しては力を入れてきたということは御理解をいただけるんじゃないかなと、そう思います。そういうことですね。

まず、1点目の、男女共同参画政策の認知度についてですが、町では、第2次男女共同参画プランの策定過程において、町民2,000名を対象に意識調査を行いました。その意識調査において、「あなたは、阿見町男女共同参画社会基本条例を知っていますか」の問いに対して、聞いたことはあるが内容は知らないが9割、内容まで知っているが1割でした。要するに、やはり……。もしかすると、男女共同参画基本条例を知っているっていう人は9割っていうのは、ちょっとまやかしのようになりますね。

〔「知らないが9割でしょう」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） そしたら10割っていうことになっちゃうんでね。だから、やっぱり9対1ってことは、10割全て知ってるってことですから、そういうことになると、何かこう、おかしいなっていう感じの数字かなと思いますけど、まあそういう話が出ております。

町民全体の男女共同参画政策の認知率については、ほぼ同様なものと推察されますので、今後、認知度を高めていく活動を進めていかなければならないと考えております。来年度には大きな事業があるということで、大きく、この阿見町の認知度、男女共同参画に対する認知度を高めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目の、町における女性管理職の登用率についてですが、現在、女性管理職は、管理職51名中3名で、率でいうと5.9%となります。そういう中で、やはり管理職が少ないということは、非常に感じております。今後、若い人たちが上ってくるにつれてね、能力のある人たちが相当入ってますんで、大きく期待をしていただきたいなという思いをしております。

3点目の、審議会・委員会における女性委員の占める割合についてですが、平成24年4月1日現在、43審議会・委員会のうち女性委員の占める割合は25.4%であります。今後、女性委員の比率を30%以上とするよう努めていきたいと考えております。

4点目の、女性委員不在の審議会等の数についてですが、43審議会・委員会の中で3つの委員会で女性の委員が今、おりません。今後、やっぱり委員会改選時に見直しを行い、女性のいない審議会・委員会の解消を図っていききたいと考えております。

5点目の、町男性職員の育児休業取得人数についてですが、町男性職員で育児休業を取得した職員はありません。育児休暇はありますが、育児休業はありません。今後、男性も育児を担うものであるという認識を浸透させるため、啓発に取り組んでまいります。

6点目の、DV被害の相談状況と保護活動の体制についてですが、平成23年度の相談件数は16件で、一時保護所への送致は3件であります。今年度12月6日現在の相談件数は14件で、一時保護所への送致はございません。

また、体制であります。現在、町民活動推進課において、女性行政担当者を中心に、必ず2名で相談を受けるようにし、一時保護所への送致も2名で行っています。また、内容においてDVだけにとどまらない場合は、関係課担当者とともに相談に当たっております。事例が複数課にまたがる困難な事案については、随時ケース検討会を開催し、事案に当たっているところです。その他、DV、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待の担当者による連絡会議を年3回開催し、意見交換、事例検討を行い、相談能力の向上と連携強化を図っております。

7点目の、男女共同参画支援事業についてですが、町では、男女共同参画を推進していくために、町内で18地区に設立されている女性団体に支援を行い、資質の向上を図っております。

支援内容としましては、意見交換の場としての合同連絡会の開催、合同研修会の開催、各地区で行う出前講座の講師料の助成を行っています。また、茨城大学生涯学習教育研究センターの長谷川先生を講師とする講演会を、今年度は3回実施し、男女共同参画の促進を図っております。

9点目の、女性参画活動の拠点設置の計画についてですが、拠点設置施設については、男女共同参画社会基本条例第10条に、「町は、町民及び事業者が男女共同参画社会の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供、総合的な拠点施設の整備を図るものとする。」となっているとともに、男女共同参画プランでは、17重点課題の1つとなっております。今後は、やはり設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 8点目の、学校教育における男女共同参画社会構築思考の育て方についてお答えします。

小中学校では、男子も女子も同じ教室で一緒に学習し、ともに生きるための人間性や豊かな社会を目指す態度を育てております。

阿見町の学校では、名前を呼ぶときに男女の別なく「さん」づけで呼ぶようにしています。道徳の授業では、男女の協力や助け合いを学びます。

小学校の社会科の授業では、基本的人権の尊重や選挙における女性の参政権と地位の向上について学びます。保健の授業では、第二次性徴の学習を通して、偏見を持つことのないように指導しています。その際には、男性らしさ、女性らしさにも触れて、それらを理解した上で互いに認め合うことの大切さを指導しています。

中学校では、社会科の公民の授業で、男女共同参画社会の実現について学びます。技術家庭科では、男女一緒に同じ内容の授業を行っています。学級活動や生徒会活動等でも、話し合い

やささまざまな活動を通して、互いに尊重し合う態度を育成しています。さらに、キャリア教育を通して、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できるよう将来を見据えた指導をしています。

保護者にも、各種たより等で学校での取り組みや考え方をお伝えしております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 先ほど、町長さんは、9割を知っているとおっしゃいましたがですね、この阿見町男女共同参画プランのアンケートの中にですね、男女共同参画社会に関する情報提供ということで、「あなたは、阿見町男女共同参画社会基本条例を知っていますか」「聞いたことはあるが、内容は知らない」「知らない」が91.6%でございます。「内容を知っている」というのがね、3.4%。

○町長（天田富司男君） 3.4%。1割にもならない。

○13番（浅野栄子君） でもそれ、反対ですよ。知っているのが9割とおっしゃいましたじゃないですか。

○町長（天田富司男君） 知っているけど、内容は知らないというのが9割。

〔「聞いたことがあると知ってるは大分違うでしょ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） そうそう、聞いたことがあるというので。

○13番（浅野栄子君） ああ、そうですか。じゃあ、知らないというのが多いんですね。まあ、知っているというのは……。実際は知らないというほうが多いんですね。そして、またですね、後期基本計画のこの政策の中で、町はね、今後の重要性を考えているという、その重要性の施行の中でですね、その男女共同参画の実現、これがどこにあるんですか。このね、施策の中の上が大変重要、下は余り重要でない。重要でないところに男女共同参画があるんですけど、これはどういうわけですか。お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長湯原幸徳君。

○企画財政課長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。浅野議員、それは第6次総合計画を策定するに当たっての町民の意向調査のことだと思んですけども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 町民の意向調査ということはですね、町民がそれを知らないから、ここが低いということですよ。つまり認知度が低いということですよ。そしたら、その認知度を高めるために、これからどのような施策を講じますか。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。今まではですね、女性団体等への支援

等を通じて啓発を図るですとか、広報あみ、それからホームページといったところに啓発記事を掲載していたと。それで、今年はですね、さらになんですけれども、男女共同参画社会推進会議の下部組織という、実際にいろいろ骨折りをいただく検討部会のメンバーのほうですね、出前講座というのを、今、準備しております。これは、町長が町民の声を聞くときに、改めてそういう場を設けるのではなくて、地区の集まりを活用して、そういうときに住民の方の声を聞くというような手法でやっていますけれども、この出前講座もイメージとしてはそういうもので、各地区、各団体、ちょっとした集まりでも、もう2人集まれば集まりというような受けとめ方の中で、出前講座をどんどんやっっていこうと、そういったことで、要請をされればもちろん行くんですけれども、その要請をただ待つだけではなく、積極的に呼びかけながら、そういった出前講座を実施していこうという考えでおります。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 先ほど、認知度が低いと、それがこの結果に出ているということを言いましたけれども、この男女共同参画計画というのは、第2次なんですよ。第1次の初めてというんでしたらね、認知度が低いのも、まあこれはわかると思うんですが、かかわっている方が一生懸命やっているにもかかわらず、町のほうとして、この認知度が低いというのは、やっぱり一生懸命やっている方にも張り合いがないじゃないですか。今までやっていらっしゃった方ね。ですから、認知度を上げるために、今おっしゃいましたように、出前講座、こちらに来てくださいという方は、きっと少ないと思いますけれども、1人でも2人でもいれば来てくださるということでしたよね。来てくださるということですよ、1人でも2人でも要請があれば。

〔「2人以上」と呼ぶ者あり〕

○13番（浅野栄子君） 2人以上。はい、じゃあ来ていただいて、もう認知度を上げていただきたいと思います。第3次計画のときに、もう一度ね、質問して、男女共同参画がどれぐらい上がっているか、それをもう一度ね、確認したいと思います。

それからですね、管理職の登用、今5.9%ですよ。これはこれからどのようにアップしていくわけですか。2020年に30%というのは、管理職もそうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 30%というのは、審議会と委員会でしょ。

○13番（浅野栄子君） はい。管理職はどうですか。

○町長（天田富司男君） 管理職、何で30%。できます？ 今の……。

〔「それぐらい目標に頑張ると」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） そういうことは、私はまず無理だと思いますよ。今の職員の関係の



中で、女性の管理職を30%にするなんていうのは、とてもまず無理でしょう。

〔「できる」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） できません。そして、今ね、認知度を高める高めると。私もいろんなところに行って、なかなか男女共同参画って話ししないんですよ。さっきも、道の駅のことも余りしゃべりません。しゃべらなかつた。だけど、今後はしゃべって。そういうものは、浅野議員はどういう形で本当にやってるのか。皆さんもどういうふうな形でね、認知度を高める。自分たちがどういう形でやってるのかも何もね、言わないではだめなんだよ。自分たちがこうやってやってんだ。だから、こうやってやってんだから、あなたたちは何でそういうことをもう少し推進しないんだって言うんならわかるけど、自分たちはどうやってるのかっていうのを、私は聞きたいですね。本当に。どこ行ってもこういう話をしてるのかと、そういうことを聞きたいんですよ。意外とやってないんですよ。これはなかなかできないんですよ、やれるようで。ぱっと、いつもそのね、男女共同参画っていうのがずっと頭にあれば、そのときいろんなことで言えるんですよ。私も広聴会何回も行ってます。本当に、道の駅なんてのは非常に大事な政策なんだけど、今どうしても雪印とか、今現在に進行しているものを、どうしても皆さんにお知らせするという、そういう形がね、どうしても出ちゃうんですよ。正直に言ってるんですよ。皆さんはどうなのかなと。何か集まるときは、すぐ男女共同参画って言って、こういうことだよって、なかなか言えるものじゃない。けど今後は、今意識づけされたから、今後はそういう形で言っていきましょう、私も。そういうことです。

〔「議会に責任転嫁しない」「町長、こっちに言わないで、自分たちがどうするかを言わないと、だめだよそんな」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 自分でやっていくってことを言ってるじゃないですか。

〔「議会の……」「議会は関係ないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） すいません、先ほど私、答弁した中で、ちょっと補足というか、誤解がないようにつけ加えさせていただきたいんですが、2人でも集まりがあれば行くと言った部分なんですけど、これ、今年から始める事業なんで、まず考えていることっていうのは、ある程度の団体に呼びかけて行って、そういったところから入っていくという考え方でいますんで、例えば、こっちの2人のグループ、こっちの5人のグループからって呼びがかかったときに、なかなか要望に応えられないっていうこともあるかと思えますんで、その辺はちょっとお含みおきをいただければと思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、町長さんは、審議会・委員会のほうは2020年までに30%

は到達できるように努力すると。

〔「努力でいいの」「必ずやります」と呼ぶ者あり〕

○13番（浅野栄子君） 必ずやりますね、ありがとうございます。

もう1つです。ここのいらっしゃる執行部の皆様、女性は教育長さんだけなんですよ。じゃあ、執行部はどのぐらいの割合で、何年ぐらいでどのぐらいの割合、最高何人ぐらいを、町長さんはお考えなんですか。いつまでも真っ黒ですか。

〔「真っ黒でもない……」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今の御質問は、町の女性管理職の数が少ないという、真っ黒という意味はそういう意味だというふうに思ってお答えします。何度も過去の男女共同参画の御質問でお答えしてますけども、我々の年代ですね、50以上ぐらいなんですけども、当時、採用課がですね、男女の平等な形で採用がされてなかったという、結果としてそういうこと、男が多いということになっています。それで、その年代の人は、女性も年齢的にはばらつきもありますし、なかなか若いころは時代も古かったので、男のほうの育成に力を入れて、女の人はまあ、簡単な事務やればいよいよというような経過もありまして、なかなかそういったことで管理職が育ってこなかったということがあります。ただ、これから40代半ばぐらいから以下の職員の方は、採用時点からもう男女の差がなくてですね、競争の中でちゃんと育成、研修もやっておりますので、そういった方が力をつけてくれば、平等な形で管理職の登用もできてくるというふうに思います。ただ、どのぐらい増えていくかというのは、ちょっと目標もつくっておりませんので、そこら辺はまだ申し上げられませんが、そういった形で、仕事に対しても、評価に対しても、同じような立場でやっておりますので、管理職の実現は図られるんじゃないかというふうに考えています。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） ただ管理職をつくれつくれっていうね、パーセンテージ、パーセンテージじゃないんですよね。やっぱりその人のね、能力があるわけだから、その能力以上のことをやらせたら、その人、本当にリタイアしてしまうんですよ。これ本当にそうですよ。今、みんな上に上がって悩んでるっていうのは、そういう点が非常にあるんですよ。やっぱり実力っていうものを兼ね備えて、やはりそこに上がっていくっていう形じゃないと、いいやパーセンテージ30%するためにはこうだという、そういうものではないっていうことだけは、皆さんに御理解いただかないといけないなと。やはり、その人の能力をやはりきちんと見きわめた中で、やっぱり上げていかないと、それにつぶされてしまうっていうね、それで心身症になる人、結構多いんですから。だから、そういうこともよく考えていただきたいなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 町長さんは、じゃあ、大体何人ぐらいまではね。

〔「聞きたい……」と呼ぶ者あり〕

○13番（浅野栄子君） 言いますよ。でも、町長さんは今ね、女性の能力が低いようなことをおっしゃったじゃないですか。ではね、これからね、その女性が、今50、60ではね、今総務部長さんがおっしゃいましたように、今までの経験がなかったわけですよ。だって研修会にも出してもらえない、そういう企画委員会にも出してもらえない。急に、はいあなた係長になりなさいって言ったって、それは無理じゃないですか。もう入った時点から男性と同じように研修会、それから企画委員会、そういうのに出していただいて、それで役職をつけると。企業では、もう役職をやったら、あなたね、私だめですよなんて言いませんよね。もう役職が人をつくる。その役職になれば、その人はその役職に合ったように行動できるのではないかと思うんですね。そういう意味では、やはり、幾らですね、それは何パーセントとか何人とは言えないといっても、まあ3人から5人は今から入れていただきたい。計画を立てていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう同じなんですよ。それは今の年代から、ほら先ほども総務部長が言ったとおり、40前半ぐらいの人たちは、それなりの競争の中でね、入ってきているから、いろんなどこに入って、いろいろやってる。だから、そういう人たちが上がってきて、それだけの実力があれば、そこに登用するのは当たり前じゃないですかね。でないと、何人何人なんていう話は、それは計画的に女性の管理職をつくるなんていう、そういうことはできないと思いますよ。

○5番（海野隆君） 計画的につくらなかったらできないよ。

○町長（天田富司男君） いやいや。ちょっと海野議員、黙ってよ、あんた。でめえで年中黙ってろって言うてくせに。

そういうね、計画的に職員の管理職をつくるっていう、そういうものじゃないじゃないですか。その人がどんだんどん実力を備えてつけて、みんなが、あ、この人なら、やはり課長に大丈夫だよ、部長にも大丈夫だよと、そういう人がやっぱり生まれてくるのを、やはり上の人たちが一生懸命教育していくと、そういう段階を踏まえて……。

○13番（浅野栄子君） 育てる意識がないんですよ、それでは。人材育成ですよ。

○町長（天田富司男君） 人材育成、今やってるじゃないですか。

○13番（浅野栄子君） そうですか。

○町長（天田富司男君） もう女性頑張ってますよ。今回の話しすれば、本当に今回もすばら

しい女性が入ります。これ本当にすごい。聞いてびっくりするぐらい。

〔「聞いてみないとわからんぞ町長」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） いや、本当なの。これはもうみんなびっくりしてるんだから。だから、そういう人が入ってくれば、どんどんどんどん能力が女性が上がってくるんですから、これは自然と女性の管理職は出てくるんですよ。

〔「そうはならないんだよね」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） これを何パーセント何パーセントだって、それは無理な話です。

〔「そうならない」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 第三者は口を慎んでください。それから、浅野議員に申し上げます。町長の答弁が終わってからにしてください。

13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 町長さん、優秀な方が来てくれるって言いましたね。学歴偏重ではいけませんよ。いかにこのね、役場入って、やる気だと思うんですよ、ね。おまえはこの大学だからちょっとなんて、そういう偏見はいけないと思いますね。やっぱりここに来て、やる気のあるときが一番なんじゃないんですか。その優秀なとかね、それは……。そして、入社したときから、ちゃんと男性と同じように研修を積み、将来にですね、管理職となるようなコースじゃないですけど、ちゃんと計画を立てて、人材育成をしていただきたいと思いますが、そこはいかがでしょうか。やっていただけますか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 職員の人材育成につきましては、計画的に取り組んでいるところで、今の若い人たちは、最近では国土交通省、国のほうまで勉強に行ける職員もいるわけですから、我々の時代と比べて、格段に研修の内容も充実していますので、そういった中で育成をしていくということでございます。それで、新しい人事評価制度も導入してまして、これも職員の育成の一環もあるんですけれども、客観的なところで、男女の差別はもちろんないように評価をしていって、その中で上に昇格する者は昇格させるというふうにしておりますので、男だから女だから、何パーセントとか、そういうことは全然全くなくて、平等に……。それから学歴も関係ないと町長言ってますとおり、特に今年の採用試験の中では、女性の方が非常に能力のある方——能力というのは勉強、学歴じゃなくてですね、我々が面接とかで受けた印象の中で、これなら町の職員として、町民の方と接触しても、議員の方と接触しても、十分能力を発揮してくれるんだという職員が多かったということでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 大変ありがたく思います。では、将来ですね、女性の管理職の方を、

入社のおきからですね、人材育成をしていただいて、管理職登用のほうによろしくお願ひしたいと思ひます。

それではあと、女性センターのことなんですけれども、これもやはりですね、15年、私が言ったおきからですね。女性の方から、やっぱりみんなに気兼ねしないで相談したり話し合ったりする場所が欲しいねと。それから、その女性の方たちが話し合うおきにですね、講演会を開くといつても、公民館に電話をかけて、「この日はどうですか」「この日はだめです」「この日はどうですか」と、一々ですね、その場所を確保してやっているんですね。一生懸命やっている意欲がそがれますよ、それではね。やはり女性センターなるものがきちんとできて、女性がそこで相談をする、気軽に話し合う、育児の問題、そういう問題を話し合えるセンターがほしい、拠点してほしい。このことについては、進捗はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、ただいまの質問にお答をいたします。結論から言ひますと、なかなか難しい現状だということをおわざるを得ない。経過としましては、職業訓練校の跡地とか、検討した経緯もありますけれども、現時点において、なかなか新築というようなことは考えにくいと。それで、町の機構の見直しだとか、事務事業の見直しだとか、そういうことを行う中で、スペースが確保できれば、極力確保していくということをお頭に、今すぐ新築するという、新たな場所を確保するというのではなく、そういう考え方で今は取り組もうとしています。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） この問題も、随分もう何年も何年もそのようなお答をいただいているんですね。昨日、ボランティアセンターの設立とかいって、言っているところが全部女性センターで言っているところとダブっていたんですね。やはり、そのさわやかセンターもだめだし、図書室のところもだめだし、それから訓練校も汚くて何とかだとか、みんなこうやってね。ところが、阿見の近くのその文房具屋さん、今度お店閉まったんですね。だから、その跡はどうなのかなあって、私も何回かお電話したんですけど、今のところ全然反応というからお出にならないので……。あの若栗屋さん。あそこ、とてもね、場所的にもいい。そしたら、その鮮魚屋さんですね、カルケットのこちら。あそこもお店を閉めたというお話があったので、そういう役場にも近くていいのかなというので、もしできましたら、ちょっとお声をかけてみて、いかがなものかなという感じがするんですけどもね。もしできましたら、お声をかけて様子を見て、聞いていただきたいと思ひます。私もちょっと声をかけてみたいとは思ひうんですけども。でも、計画性がなくね、今はだめですよだめですよって、これもう5年前から同じようなことなんです。だから、やっぱり踏み出さないと。で、空き家がいいかな

といっても、空き家って遠いところですよ。ですから、遠いとやっぱりお子様連れや高齢の方はちょっと無理ですよ。ですから、役場に近いところで、もしあいてるところがあれば思っ  
てね、そう思いますので、もしできましたら、お声をかけて、ちょっと様子を聞いていただ  
きたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、学校なんですけれども、学校では一人ひとりを大切にす  
る人権教育ということをやっていると。わかりました。

私たちが小さいときには、近所の子供たち、小学校1年生から6年生までがみんな仲よく一  
緒に遊んだんですね。遊びの中から餓鬼大将がやって、遊びのルールなども覚えました。やは  
り、お医者さんごっこなんかもやったんですよ。おなか出してこんなことやって、今やっ  
たらセクハラで6年生の男の子がつかまっちゃうぐらいですよ。でも、6年生はね、人と人  
かかわるというよりも、やっぱり女の子、男の子という、そういう意識も出てくるんです  
ね。それを、女の子はどんな体してんだろうなって、それは興味があると思いますが、そこ  
でやっぱりね、人権教育のほかに性教育というのは、かなり大きなね、ウエイトを示す  
のではないかなと思うのでありますので、男女共同参画の中で、やはりその性教育をど  
のように捉えて指導されるのか。そのところをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。小学校のほうでは、  
保健の授業を3、4年生で8時間、5、6年生で16時間学習するというようになっており  
ますが、3、4年生の保健の学習の中で、第二次性徴について触れて学習をするようになって  
おります。これがそこで使う教科書なんですけれども、この中にそういった内容が全て含  
まれておりまして、必ず学習するようになっております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） あと、そうですね、やはり、その子をよく知るためには、家庭の環  
境なども知る必要があると思うんですが、家庭訪問をしない学校というのがあるというお話を  
聞いたんですけど、この点はいかがですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 家庭訪問という形で行っていない学校は、ひょっとするとあるかも  
しれませんが、家庭確認ということで、おうちのところまで行って、玄関先でというような訪  
問は、必ず各学校やっていると。思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 学校教育の中で、行き過ぎた、または男女共同参画を単純に——単純にとというのはおかしいんですが、そういう考えで実施している学校もあると。この阿見町ではどうか、あるかどうかはわかりませんが、出席簿を男女混合でつくり、それを無神経というかね、宿泊学習に同じように合宿所に同じように寝泊りさせる、身体検査で同じように測定させる、運動会を男女100メートル走を同じようにさせると。それね、男女共同参画、男女平等、その履き違えじゃないかな。やっぱり男は男らしさ、身体検査のときは、やっぱり女の子は女の子、やはり生理的にこれは違うわけですから、そのところをちゃんと酌まないといけないのではないかと思いますけど、このことについてはいかがでしょうか。阿見町の学校の状況はどうなのでしょう。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。阿見町の学校におきましては、そのようなことはなく、今、浅野議員のお話を聞いてびっくりしているところです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ありがとうございます。阿見の教育が健全であるということでございますね。

それでは、教員もですね、やっぱり男女共同参画社会に向けてのいろいろな研修をしなければ、やっぱり資質向上でね、しなければならぬと思うんですけども、職員のそのような研修は行っているのか。また、どのような形で参加しているのか。それをお聞きいたします。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい、お答えします。教育者として、男性も女性も教育ということに関しては同じですので、同じように研修しております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、その全員の先生が順番に1年間に必ず行くとか、何年間に一遍とか、その形態はどのようにしているんですか。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 希望研修という分野がありまして、自主的に国語の勉強をもっと詳しくしたいとか、英語の勉強をもっとやりたいというような、希望研修というのがあります。それは希望した方だけが、友部の教育研修センターに行って研修します。そのほか、ノルマ研修——ノルマとは言いませんが、教員は研修しなければならないという義務がありますので、これは学校などでグループをつかって研修したり、学年ごとに研修したり、国語科の人が集ま

って研修したりというように、まあ、悪い表現では、義務的な研修は全員することになっております。その2種類です。それから、職務研修というのがありまして、初めて学年主任になった人が研修するとか、初めて教務主任になった人が研修するとか、初めて特別支援学級を担任した人が研修するとか、そういう職務研修というのもございます。それは教員としての義務の一環で、友部の研修センターで研修することになっております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 先生方も人間ですから、ストレスが高じるとどんな行動に出るかね、わからないと思うんですが、日本全国の中には、先生が鏡を持って、こうね、わいせつな行為をしたとか、そういう行為をするような、新聞によく出ますよね。そういうことがないように、阿見町ではそういう先生が出ないように、よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は2時40分といたします。

午後 2時27分休憩

---

午後 2時40分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅野議員の質問を継続します。

○13番（浅野栄子君） それでは、1問目の質問を終わらせていただきます。

2問目に移らせていただきます。

町には、課ごと分野ごとにいろいろな審議会や委員会が数多く存在しています。町の方針や計画を作成し、時には重要な方向性をも審査する場合も生じてきます。企画や計画には新しい斬新な考え、アイデアが必要なときがあります。委員の構成は多年代層を取り入れ、特に若い年代の参加を促し、新しい施策、アイデア、発想を導入していただきたい。参加すると、同じ顔ぶれがそろっていて、「あら、またね」と変化に乏しい感じがします。ですから、ぜひ若い世代を取り込み、女性の参加も促し、そしてまた必要に応じて企業の経営者、プロを導入させるなどして工夫をしていただきたい。

そういう観点から、1、若い世代の導入はどうか。

2、女性の登用率を向上させていただきたい。

3、開催時間の検討をしていただきたい。

4、時には企業管理者の導入についてであります。

審議会・委員会の活性化を図るため、この件につきまして、お考えをお伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。



○町長（天田富司男君） 各種審議会・委員会の充実をについてお答えします。

1点目の、若い世代の導入についてですが、若い世代が審議会等に参加し、その感性により新たな発想を提案することは、町といたしましても非常に歓迎すべきものと考えております。この要綱においても、18歳以上の方が応募することができますので、参加を呼びかけてまいりたいと思います。

2点目の、女性の登用率の向上についてですが、先ほども、もう何度も答弁等でお話はしているんですけど、今現在の審議会等委員の女性委員の比率は25.4%であり、これを30%以上にするよう、プラン進捗状況ヒアリングの際、役場担当部署に対応を要請する等、取り組んでいるところです。

3点目の、開催時間については、審議会等を所管する課において、業務時間と調整しながら、委員が参集できる時間を配慮し開催しているところです。今後、それぞれの会議によりいろいろな事情はありますが、より望ましい時間の設定に配慮してまいりたいと思います。

4点目の、町企業管理者の導入についてです。

現在、審議会等の特性を踏まえ、町内企業の御理解と御協力のもとに選任をしております。今後も、町内企業と連携しながら、より多くの機会をつくっていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 先ほど、18歳以上の方の応募を促していると、若い年代を入れるためにそのようにしているというお話でしたけれどもですね、じゃあ、若い人はどんな感じをしてるのかと。このアンケートを見ますとですね、町政へのかかわり方は、「町民として意見や要望を述べたい」が20.8%、「課題の解決を行政と一緒に考えてたい」16.5%で、年代が若いほど、「町政に対し提案・提言したい」これが3.3%、「課題の解決策を行政と一緒に考えてたい」16.5%と、若い年代が町政に関心があるということが、このアンケートからうかがわれます。ですから、この結果を見てですね、導入を促したいというお話でしたけれども、やはり若い方は仕事を持っている。そういうことですね。参加できないというのは、開催時間のネックがあるということですが、この開催時間についての検討はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えをいたします。時間もそうなんですけれども、若い人がなかなかこういった審議会等のメンバーとしてなかなか参画していないという現状を考えたときに、これあんまり正しい例になるかどうかわからないんですが、私自身が自分がその年代のころどうだったかというようなことで、ちょっと振り返ってみますと、やっぱり学生の時代って、それほど勉強したとは言いませんが、学生であれば学校中心。その後、就職すれば、早く職場になれよう。結婚すれば、子供が小さくてというようなことで、なかなかその環境の

難しさっていうのもあるかと思うんです。そうはいっても、町政にいろいろ意見を述べる機会がもちろんあっていいと思うし、どんどん出してほしいというふうに考えていますので、今、町長の答弁の中にもありましたが、今年の5月に要綱をつくりました。阿見町審議会等委員公募要綱という要綱なんですけども、これの中で、18歳以上の町民ならば応募できるというような要綱になっていまして、各役場の中の部署にはですね、こういった要綱の周知をしているところですよ。今後、その辺の働きかけを積極的にしていくということを、まず考えています。

そういった中で、時間がネックになっているという要素がかなり大きい場合には、開催時間を考えていかなければならないと思いますが、現行の中でですね、その集まるメンバーの、例えば平日の日中は難しいというような委員会であれば、夜に開いている委員会もありますし、土曜、日曜に開いている委員会もあるということで、現状としては臨機応変にやっているという状況かと思えます。その時間が平日の日中だから参加できないということがかなり大きな要素であるならば、もう土日とか夜間とかの開催に移行していかなければならないと思いますが、現状においては臨機応変な対応の中で対応していると、そういったことでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） そのアンケートから見ると、若い年代が、若いほど町政に対して提言したいと。それから、課題の解決策を行政と一緒に考えたいと、そんなふうに言っているわけですから、時間がネックになっているということは確かなことじゃないですか。で、今、日曜日、今までは固定的な観念で、日曜開庁なんかは本当に考えられなかった。でもこれを考えて、180度転回して日曜開庁した。そう思えばですね、フレックスタイムとして日曜開庁も、これは考えていただかなければいけないのではないかと思います。そしてやはり、この阿見町にある3つの大学の英知を持った学生がいるわけですから、そういう学生のね、若い英知、アイデア、そういうものをぜひですね、委員として入っていただいて、阿見町のためにですね、その英知を使っていただきたいと思うんですね。ですから、もしこのアンケートをとるならば、土曜日、日曜日、その委員会の開催をですね、検討していただきたいと思いますが、それはいかがなんでしょうか。それはできるということですか、こちらの要望があれば。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えします。先ほど申し上げました審議会等委員の公募要綱を担当したのが町民活動推進課なものですから、私ここでお答えをさせていただいてますが、審議会というと全庁にわたりますので、この場で私だけの一存で、できるとかできないかというのは、ちょっと決定的なことは言えないんですけれども、今、浅野議員さんが言われたようなことは、庁内に周知をしていきたいというふうに思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ありがとうございます。それではですね、私もいろいろな委員会に出た経験がありますが、いつ行っても、同じ顔、同じ顔が出てるんですね。やはり団体の会長さんが出るというのを要綱にうたっているのかどうか。会長さんだと、やっぱり同じ方なんですよね。だから、その会の代表といえば会長さんではない方も出ますよね。そういう方を出していただく。その団体の会長ではなく、団体の代表という形には、していただけないのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えをいたします。団体の代表者の方を選出して任命をしているものについては、その各団体の代表としての意見を求めているということが前提にあると思います。なので、その母体になっている団体の代表の意見ということで審議会、委員会等に反映させたいという考え方が前提にあると思いますので、その委員を出す団体の中で代表した意見が述べられるのであれば、その辺は多少柔軟に考えてもいいのかなというふうには思いますが、メンバーならどなたでもということになると、その母体になっている団体の代表している意見なのかどうかということで、必ずしも代表した意見ではないということになってしまうと、これは問題かと思しますので、その辺は状況に応じて考えていくということになるかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、やはり委員会・審議会が活発にできるようにですね、例えば、その委員会、代表ももちろんですが、そのほかの人もたくさん来ています。その委員会が開催されて、発言なし、欠席が多い。そして委員について次年度もまたお願いしますよと、同じ人が来る状況が何度かありますね。やはり、発言なし、欠席が多い、そういうことを記録していらっしゃるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えします。これもそれぞれの審議会・委員会を所管している部署の話になりますが、それぞれ議事録等、会議記録は作成していると思いますので、そういったところで整理はされているというふうには考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはり委員会でしたら、また審議会でしたら、町のために方向を決める、決定するところでございますので、ただただ出席しているだけ、または欠席が半分以上ですね、多い方は、やはり少し考えなければならぬと思うのですけれども、それはどうなんでしょうかね。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） お答えします。今、私の受けとめ方が、もし違っちゃったら、大変失礼な話なんですけど、今、浅野議員さんが言われたような事例っていうのは、あんまり責任感がないような事例ですよ。

○13番（浅野栄子君） そうですね。はい、はい。

○町民部長（篠原尚彦君） そういった方は、今、阿見の審議会とか委員会の委員さんにはいないと確信しております。

〔「何言ってるんだよ、そんなことはないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、審議会・委員会が活性化して活発にですね、町のために審議していただけるように御配慮をいただきまして、第2問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで13番浅野栄子君の質問を終わります。

ただいま7番平岡博君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。次に、10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） それでは、通告に従いまして、子ども・子育て関連3法に伴う環境の整備についてお伺いいたします。

さきの国会では、社会保障と税の一体改革の一環として、子育て環境の充実を図る子ども・子育て関連3法——認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法、関連整備法が成立しました。今回の改正では、認定こども園を単一の施設として扱い、財政支援を強化し、幼稚園と保育所が連携し、一体的な運営を行う幼保連携型にし、拡充していくことになりました。また、待機児童の解消へ向け、国の許可基準に満たず十分な公的支援を得られなかった、利用定員6人以上から19人以下の小規模保育や、保育ママなどによる利用定員5人以下の家庭的保育、事業所内保育など、多様な保育を推進することになりました。さらに、今まで基準に適合しながら、自治体が財政難を理由に許可しない事例があることから、保育所の許可は基準を満たせば原則として許可するよう改められ、あわせて保育の担い手である保育士などの待遇改善や、復職支援による人材確保などが盛り込まれました。これらの施策を実現するため、子育て予算が1兆円超増額され、新たな財政支援制度が創設されます。具体的には、認定こども園、幼稚園、保育所は施設型給付、小規模保育や保育ママなどは地域型保育給付の対象となります。このほか、地域子ども・子育て支援事業として、病後児保育や放課後児童クラブなどの事業にも助成し、総合的に子育て支援を進めていくことになりました。

大事なことは、この財源を活用して、地域で子育て支援策を実施する主体は自治体だということです。以前にも増して主体性が求められることとなります。自治体は今後、新たな支援策を実施するに当たり、時代の変化に伴う地域の子供や子育てに関するニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画をつくる必要があります。計画立案には、認定こども園や幼稚園、保育所の事業者、利用者など現場の声を反映させる必要があります。関連法では、自治体に対して、地方版子ども・子育て会議の設置が努力義務として定められています。今後、本格施行に向けての、この会議による早期の議論が重要です。各種支援策の本格実施は、消費税が10%に引き上げられる2015年とされています。それまでに計画策定に向けた調査や子育て会議の設置を来年度から実施するとなると、予算の確保が必要です。来年度予算編成の時期でもあり、子育て3法の具体化に向け、どのように取り組んで、子供や子育ての施策を拡充していくのか、3点お伺いいたします。

1点目、子育て環境の整備について。

2点目、子ども・子育て会議の設置について。

3点目、子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、今後のスケジュールとニーズ調査の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 子ども・子育て関連3法の成立に伴う子育て環境の整備についての質問にお答えをいたします。

まず1点目の、子育て環境の整備について・現状からの施策についてであります。

平成24年8月10日の子ども・子育て関連3法の成立に伴い、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「認定こども園制度の改善」、「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設」、「地域の子ども・子育て支援の充実」等を柱とした、新たな制度が計画されました。

現在、町では、阿見町次世代育成支援対策行動計画、後期計画に基づき、子育て環境の質・量の充実を図っておりますが、新制度が施行された場合、子ども・子育て関連3法に計画されている内容に基づき、新たに子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て環境の充実を図っていくこととなります。

2点目の、子ども・子育て会議の設置についてお答えいたします。

現時点では、子ども・子育て会議の設置についての内容に不確実な要素があるため、今後、詳細な基本指針が打ち出された時点で判断してまいりたいと思います。

3点目の、今後のスケジュールとニーズ調査についてお答えいたします。

今後のスケジュールに関しましては、国の詳細な基本指針が示された時点で、子ども・子育て支援事業計画の検討を開始する予定です。

ニーズ調査の実施については、平成25年度の後半を想定しており、平成26年度前半に県との協議を行い、事業計画を作成し、平成26年度末に事業計画を確定し、県に提出することになっております。

いずれにしましても、現段階では国からの基本指針が示されていないため、事業計画の検討につきましても、国の動向を注視していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。何点か御質問させていただきたいと思っております。質問の中の一部なんですけれども、現在の待機児童数は、現在、教えていただけますでしょうか。1点目の現状の施策から。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長岡田稔君。

○児童福祉課長（岡田稔君） それでは、お答えさせていただきます。10月1日現在で48名となっております。そうなんですけれども、来年さくら保育園等ができますので、改善には向かっていくと思っておりますが、10月1日現在では48名の待機児童となっております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 今度の子ども・子育て関連3法というのは、こういった待機児童の対策の1つとしても、今回はしっかりと施策をやっていくということで聞かせていただきました。

また、もう1つ、今回、幼保ということで、定員割れしている阿見町の私立幼稚園というのはあるのかもお尋ねしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。まことに申しわけないんですけど、手持ちがないので、ちょっと後ほど……。今、調べさせますので、お願いします。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 今、そういった問題がかなり全国でも出ておりますので、そういった中で、子ども・子育て3法というのもできてきております。それが移行しまして認定こども園なり、そういう状況に今、変化してきておりますので、ぜひその辺もお調べになっていただきたいと思っております。

3点目なんですけれども、現在見ますと、非正規雇用が大変増大しております。子供の数は

減ってはおりますけれども、依然、先ほどの待機児童の数字も出ている、そのとおりでございますけれども、今後は保育所増設は、まだまだ阿見としても需要があるのかなと思いますけれども、問題は10年後、このままポスト待機児童問題、そういったことも考えていく必要があるのかなと思います。そういった意味で、先ほどの幼保連携型認定こども園、認証保育園やこれからの小規模保育といった——6から19人ぐらいの、そういうのを広げていかないと、非常に大きな問題になると思います。そういうこともあるのではないかなと思いますけれども、そういったことは何か考えていらっしゃるのかどうか。それとも、全然先のことは考えずに、今なのか。きつい言い方ですけども、お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これまで子育て支援、待機児童対策については、先ほど町長の答弁にも申しましたとおり、現在の次世代育成支援対策行動計画、これに基づいて実施しているところでございます。保育所の確保、保育所の整備についても、そういう中で計画的に、今、推進してきたところでございます。それで、今度、新法が制定されまして、この新たな子育て支援事業を計画していくというようなこととなります。そういう中で、今後のそういう待機児童の推移とか、そういうものをアンケート調査、そういうものを踏まえて、その事業の計画の中に盛り込んで考えていきたいというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 先ほど、子ども・子育て会議は、ちょっと不確実性があるというような答弁だったのでしょうか。その前に、次世代育成支援対策推進法というのはいただいてありますけれども、これは10年ということで、26年度で当然終わるわけですけども、ここに審議会、これも子育て会議ということで、名前は変わっておりますけれども、名前が14名、審議された方が載っておりますけれども、こういった形で新たに子ども会議——名称はあれですけども、チェック、ニーズ、そういった意味で子ども会議を設置する、審議会を設置していくという、事業計画、子育て支援事業計画をするに当たっては、そのメンバーが企画・立案していくっていう、そういうことになってますので、その不確実性というのは、ちょっとまた調べていただきたいなあと思います。

それですね、これは26年度の時限で終わりますので、その後、この子ども・子育て関連3法に変わっていくわけですけども、その中の、先ほど26年末には事業計画をつくり、25年までにはニーズ調査をしていくという御答弁でありましたので、その中で、25年においては、当然、こういった審議会もつくっていかねばならないと思いますので、そういった中で、また来年度の25年度の経費に上げていく必要があるかと思うんです。その辺は認識されてますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど、町長が子ども・子育て会議の設置について不確実というようなことでしたが、これは不確定な要素があると。いずれにしても、今の国会で制定された内容が、今回担当課ですね、県内の市町村の担当課を集めた説明が11月に開催されたというようなことで、まだその内容を市町村の職員が今ようやく概要を示されたと。それに基づいているんな市町村の取り組みの内容が示されておりますが、それに対する国の基本指針、これが具体的に示されていないので、具体的にどういうふうにつくっていくのかとか、そういうものが示されていない中で、新年度予算にどういうふうに反映していくかという部分については、まだ詳細がわからない段階では予算も今の段階では組めないというようなところがございますので、今のところ当初予算のほうには、今のところでは取り組んでないというような状況でございます。そういうところで、国のそういう基本的な指針が示された時点で、本当に25年度策定していくというようなことになれば、当然、補正とかそういうことで考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） よろしく願いいたします。

それで、要望なんですけれども、当然、国の指針が出たときに、そういった審議会もつくっていかれると思いますけれども、先ほどから上がっておりますけれども、今回は、幼稚園、保育所の事業者も一緒に入れて審議の中に入れていくというのがあります。また、地域型保育事業主、そういったこともきっと国のほうから指針が当然あるかと思っておりますけれども、それでぜひしっかり入れていただきたいのと、あとは、父兄、親御さんをぜひ入れていただきたい。かなり次世代育成対策行動計画を見ましても、公募ですね、そういったものも入っておりませんので、そういった親御さんもぜひ、入れていくようになっておりますので、その分野もぜひまた御検討していただきたいなと思います。早いところはね、横浜でも子ども・子育て支援関連法の施行準備検討プロジェクトというのも設置されているところもできておりますけれども、ぜひしっかりつくっていただきたいと思います。

最後に言いたいことは、この子ども・子育て関連3法によって、保育業界は本当に大きく変わっていく。制度の変わり目に合わせて、新たな保育に関するビジョンをつくり上げて、今回はいかなければならない、そういった大事な計画になるし、そういう時期に来ているのではないかと考えております。ぜひ、万全に準備をお願いするものでございます。

それとですね、あとは、阿見町は子ども、子育てに関しまして、非常に力を注いでいておりますので、それには敬意を表するものでありますけれども、何せ今回、かなりの中で変わってきますので、やはりニーズに合わせたしっかりと阿見独自の、またそういった計画をつ



くっていただくことを要望いたしまして、子ども・子育て関連3法に関する質問は終了させていただきます。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほど、難波議員から御質問あった件なんでございますが、阿見町には4つの幼稚園がありまして、2つの幼稚園が定数割れということで、定数の人数については、ここでは控えさせていただきます。

以上です。

○10番（難波千香子君） 名前もですか。

○教育次長（竿留一美君） これは……。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。結構です。

○教育次長（竿留一美君） 後で……。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 続きまして、地域医療と健康増進策について伺います。

初めに、町内の医療施設は、平成22年度現在、大学病院が2カ所、精神病院が1カ所、一般診療所が26カ所、歯科診療所が26カ所となっており、この恵まれた医療環境を活かし、町民の生活習慣の改善や健康づくり支援を一層積極的に推進していくことが重要であるとともに、また今回、医師を育成し、医療をリードする東京医科大学茨城医療センターが保険医療機関指定を取り消されるのは異例の事態であり、不祥事は当然厳しく責められるべきですが、早期再指定を求める署名も多く集まり、地域医療環境を維持・継続していくためにも、町の適時、的確な情報提供を切に願います。

それでは、1点目、町の健康づくりとして、阿見町では平成16年3月に、あみ健康づくりプラン21を健康長寿のまちづくりとして作成されたと認識しておりますが、当町においては、大学関係機関や団体、地域との連携を図り、積極的に取り組んでおられることには敬意を表するものでございます。この推進に欠かせない方が保健師・看護師・管理栄養士・理学療法士・作業療法士等々の専門職種の方々と考えます。今後ますます高齢化が増え、健康に関する仕事は増えると考えます。どのような体制で担当しているのか。現状と活用について伺います。

2点目、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種への早期助成についてですが、肺炎は日本人の死因の第4位であり、年間10万人以上が亡くなっています。中でも、高齢者がかかると重症化しやすく、大変怖い病気です。特に、各種インフルエンザが流行すると、二次感染による肺炎リスクも高いことから、その予防はますます重要になってきます。県内の高齢者肺炎球菌ワク

チンの公費助成事業を実施しているのは18市町村。このうち7市町村は、平成24年度から新規に事業を開始。土浦市では、今年度10月から高齢者のインフルエンザワクチン接種助成にあわせて開始しております。対象年齢を65歳以上としているのは11市町村、70以上は4、75歳以上は3市町村でございます。また、助成額は3,000円以上、12,300円未満は6市町村となっております。町民からは、町の助成はないのですかと問われます。1回の費用は8,000円前後の高価なもので、65歳以上の高齢者の接種率はいまだ12%前後と低い。助成制度を確立し、特に後期高齢者への一部助成はできないか、お伺いいたします。

また、発病を約8割程度予防でき、さらに1回の接種で5年以上の予防効果を期待できると言われていることから、この費用対効果も含め、また予防ワクチンの重要性を踏まえ、さらなる活用と普及への取り組みについてお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、地域医療と健康増進策についてお答えいたします。

特に、先ほども出ましたけど、地域医療の中核病院である東京医大茨城医療センターに対しては、本当に再指定に向けて、やはり皆さんと一緒に努力していきたい、そう思います。よろしくお伺いいたします。

初めに、町民の健康づくりへの専門職の現状と活用はについてであります。

健康づくり課では、乳幼児の健康診査や成人のがん検診・食生活改善事業・運動普及事業など、さまざまな健康づくり事業を実施しております。職員には、専門職として保健師・栄養士・理学療法士が配属されております。保健師は家庭訪問や健診での相談、疾病予防に関する保健指導を、栄養士は食生活改善についての栄養指導、理学療法士は身体能力の維持向上についての運動指導を中心に活動しております。

また、臨時職員として、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士、保育士、歯科衛生師、作業療法士、臨床検査技師を雇用しております。その他、健康教育、相談事業など実施内容に応じて健康運動指導士、心理相談員など適宜講師依頼をしております。

このようにさまざまな専門職を配置して健康づくり事業に取り組んでおりますが、平成25年度には、第2次の健康づくりプラン21の実施計画を策定する予定になっておりますので、町民の健康づくりを促進する事業実施に向けて、専門職の知識の活用に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の後期高齢者への助成についてであります。

高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、3月の議会で答弁した内容と重複しますが、肺炎は日本人の死因の第4位、10%を占める病気で、死亡者の95%は65歳以上の高齢者となっております。肺炎の原因は肺炎球菌のような細菌性肺炎、ウイルス性肺炎など感染性のものと、間

質性肺炎のような非感染性のものの2種類に分かれております。肺炎球菌は健康な人の口の中に常在していることが多い細菌ですが、体力の低下や高齢化により免疫力が弱くなってくると肺炎を引き起こします。

最近の予防接種に関する動向といたしまして、先月の11月14日開催の国の予防接種に関する審議会において、法に基づかない任意予防接種のうち子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌については、予防接種法への位置づけについて提言されていますが、高齢者の肺炎球菌についての位置づけについては、今回見送られております。

このような状況ですので、肺炎の予防としてふだんの生活で取り入れられる内容等について、インフルエンザのシーズンにあわせて公共機関にポスターを掲示し、肺炎の予防について引き続き周知活動を行うとともに、後期高齢者への肺炎球菌ワクチンの助成の実施については、国の、やはり動向を見ながら検討していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。まず、1点目の、町民の健康づくりということで、非常にたくさんの専門職の方が、この阿見町の健康づくりに携わっているんだなと、改めて感謝の念にたえないんですけども、ここで、臨時職員がかなりいらっしゃるっていうふうに御答弁から受けたんですけども、正職と臨時職員の人数はわかりますでしょうか。どういった比率でしょうか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） お答えいたします。健康づくり課の事業に関して、正職員は13名でございます。それで、臨時職員につきましては、その都度の事業に応じて臨時職員で対応しているということで、それぞれ職種があります。先ほど申しましたような職種に対しまして、合計で35名の臨時職員を使っております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 合計で35名、正と臨時で。大勢の方に来て、お手伝いしていただいているんだなと思うんですけども、このあみ健康づくりプラン21も、いよいよまた来年から新しいものにつくるということで、また検証していただきながら、またぜひ、さらに皆さんの健康づくりに邁進していただきたいと思いますと思いますけれども、目標達成のために、この専門職が、当然適材適所で勤務するのは必要不可欠ではありますけれども、この専門的な職種であるがゆえに、現在職員数が少ない、そういったような問題はないのでしょうか。また、専門職以外の、これだけ人数がかなり、30人という中で、事業もたくさんされておりますので、職種以外に専門職以外の職に必然的につかざるを得ない、そういったことがあるのかどうか、

内情をお聞かせ願えますか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） お答えいたします。今、難波議員が指摘されたことにつきましては、当町においては、やはり懸念されているところでございます。確かに、この専門職の数は、町としては確保はしているわけでございますが、町の職員数の限られた定数の中での職員数ということで、健康づくり課の職員が全体で13名という中で専門職が11名というようなことでございます。それで事務職は2名というようなことでございます。したがって、専門職は当然専門の仕事をするのが理想であります。そういう中で、通常の役場のいろんな庶務的な事務とか、そういうものも保健師が担わなければならない部分も、これは出てきているわけでございます。そういう中で、本来の専門である仕事をどれだけ専門的にやっていただくというのは、そういう職員の配置、職務分担というようなことにも関連してくるかと思いますが、そういう中で、今、できる限り、この限られた職員の中で日々の仕事をこなしているというのが状況でございます。ですから、この辺については、各市町村、それぞれ専門職の配置の考え方というのは、いろいろあるかと思いますが、町においては、今の職員の体制で推進しているというのが現状でございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。この専門職をとられるというのは、大変に御努力されて、国家試験をとって専門的にやっていらっしゃると思いますので、できましたら、こういった中で、ぜひ人材として、ここの職場に入ったときには、そういう思いで来ていると思いますので、ぜひその職が活かせるように……。持ちながらもね、ニーズが少ないということで、そういう苦情、そういうことも聞いておりますけれども、ぜひ、そういう職種が活かされるような御配慮を、ぜひここでお願いしておきたいと思います。

次に、高齢者の肺炎球菌ワクチンについてでございますけれども、答弁で、国の予防接種に関する審議会で、予防接種への位置づけについて審議されているという御答弁でございましたけれども、多くの自治体が助成を開始している背景には、高齢者の健康はさることながら、高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期化を見据えてやっているのが現状です。具体的には、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会のワクチン評価に関する委員会での報告書で、生ワクチン中唯一5,115億円の医療費削減効果を示していると言われております。国が認めた医療費削減効果を持っているので定期化も議論されているというところだそうです。茨城県の助成金額の平均は2,000円から4,000円ということで、一部助成することで、今のうちに接種率を上げておくことは、町としてもメリットが大きいと思われま。

国の動向をとということですが、仮に接種した場合も想定して、財源も設定されてお

ましたら、大体どのくらいになるのか、答弁を示していただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど、町長の答弁の中で、今回、定期接種という、予防接種法に位置づけということが見送られたということでございます。そういうことですので、あくまでも任意接種というようなことで、町としては考えていきたいというようなことでございます。

それで、今、仮にそれを助成していくと、県内では3,000円程度の助成をしているところが多いというようなことで、そういうところで検討した場合ですね、75歳以上、後期高齢者を対象に接種——高齢者のインフルエンザの接種率、これが大体54%ぐらいでございます。それを見込みますと、大体対象者としては3,200人ぐらいになろうかと思えます。それに対して3,000円の補助ということになると960万ぐらいの財源が必要になってくるのではないかとというようには想定はしております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 960万ということは、それだけ逆を返せば、費用対効果を考えると、それだけ費用対効果も得られるという、そういったことも思えるんですけども、私は今、12%前後ということで、実際は接種率が低い現状でありまして、接種率は現実には2割にした場合には186万円、インフルエンザの接種の阿見町の助成金は、今2,000円いただいておりますけれども、それと合わせた場合は、そういった合わせて試算した場合でも186万と。まあ、最初はそういう予算でできるのかなと思います。でも、町の試算では960万円ということで、今後、ぜひ検討していただきたいと思うわけですけども、全国的には、県の広域連合の特別調整交付金を活用して、一部予算を補填して、高齢者肺炎球菌ワクチンの助成事業を実施しているところもあると聞いておりますけれども、調べている情報について、ありましたら伺いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） お答えいたします。今、難波議員がおっしゃったことについては、町のほうでは、今、把握はしていないというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 後期高齢者広域連合が実施しております後期高齢者医療制度特別対策補助金交付事業を活用して、県内でも大子とか常陸太田とか、そういった高齢者肺炎球菌ワクチンの公費助成を実施しているところが現にあります。阿見町といたしましても、交付事業の内容等について、ぜひ調査していただいて、利用できるものだったら、ぜひしていただいて、どうか精査していただいて、これだけ高齢化社会にありまして、ぜひ前向きに考えて、導

入を強く要望して、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） あと1問ございます。次に、小型家電リサイクルについてお伺いいたします。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を進める小型家電リサイクル法が本年8月に成立し、来年2013年4月に施行となります。現在、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は、多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルされずにごみとして埋め立て処分されております。同法により、市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取って、レアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることとなります。新制度では、消費者や事業者に新たな負担や義務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携して、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することとなります。

阿見町では、小型家電は指定袋に入れられるものは燃えないごみとして、また粗大ごみとして廃棄してきました。制度導入は市町村の任意であり、回収業務の中心的役割を担う市町村がどれだけ参加できるかがリサイクル推進の鍵となり、阿見町の循環型社会の構築に向けた環境政策が問われます。積極的な取り組みを期待し、3点お伺いいたします。

1点目、国が認定するリサイクル業者に引き渡す努力義務を課すというものでありますが、制度導入に対する認識と対応についてお伺いいたします。

2点目、制度を導入した場合、各市町村の特性に合わせて、ボックス回収、ステーション回収等々、回収方法を選択することになりますが、今後の回収方法の選択についてお伺いいたします。

3点目、新たなビジネスの創出も期待できる認定事業者の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、今日最後の質問ということで、小型家電リサイクル法、この法律ですが、消費者や事業者に義務や負担を課す制度ではなく、自発的に回収方法及び実施方法を工夫し、実情に合わせた形でリサイクルに取り組む促進型の制度となっております。施行は平成25年4月1日からですが、処理事業者となる再資源化事業者の認定手続も法律施行と同時に開始されることとなります。よって、実際の運用開始時期は、認定業者の選定や町民への周知期間を考慮すると、半年から1年程度はおくれるものと予定しております。

質問の1ですが、制度導入に対する対応についてですが、茨城県では、制度導入後スムーズに業務を遂行できることを目的に、県内全自治体と小型電子機器等の再資源化に係る研究会を、

法律公布と同時に発足させております。当町の対応については、現在この研究会の中で情報収集やモデル事業化の調査・研究を行っているところであり、研究会での調査結果を踏まえた上で、費用対効果等も考慮しながら対応してまいります。

質問2の、回収方法の選択についてですが、回収方法については4つの回収方式が考えられます。現行のシステムで集められたごみの中から使用済み小型家電を抜き出すピックアップ回収方式、各所に回収ボックスを常設し回収を行うボックス回収方式、イベント時に回収するイベント回収方式、新規に小型家電の日等のごみ区分を設定しステーション方式にて回収するステーション回収方式です。

町として回収方式は未定ですが、研究会での調査結果や町民の利便性を考慮した上で、当町の実情に適した回収方式を採用してまいりたいと考えております。

質問3の認定事業者の取り組みについてですが、法律施行後に国が再資源化事業者を認定します。認定された事業者は、使用済み小型家電の引き取りを市町村と契約し、中間処理の工程において、鉄やアルミのみならず、レアメタルなどの希少資源についても回収し、また認定事業者は得られた利益を用いて技術開発等を行うことで、レアメタルリサイクルを促進させる取り組みを行うこととしています。

小型家電リサイクル法は、現時点では、多くの小型家電のうち約270品目が対象品目となる見込みであり、その分別方法などさまざまな検討課題が山積しております。

今後は、研究会を中心に情報収集に努めるとともに、近隣自治体との連携も図り、モデル事業として行っている市町村の動向も踏まえ、当町にとって最善の対策を整えていく所存であります。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。今、研究会でしっかりと聞いてやっていきたいということと、あと、モデル事業的に県内でやっているところが、そこを参考にといいうことですが、県内では、幾つそういったモデル事業をやられているのか教えていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。県内では6市が実施しております。日立市、高萩市、北茨城市、取手市、守谷市、水戸市でございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ、今の6市ですね、モデル地域でかなり実績を上げて、何キロということで報告、多分、国のほうにして、その報告したことによって、初期投資とか、国の補助を受けてやっている事業だと思っておりますので、ぜひ参考にして、おくれることなく、阿見

町の循環型社会に、ぜひ先頭切って、当然やっていただけるものと期待するものです。

それですね、ごみの減量化ということで、もちろんやっていただくわけですが、先ほどの認定業者ですね、あるんですけども、こういったところがあります。新潟市では今年6月から小型家電の回収を実施しまして、回収するものは、この4月からと、その前でありますので、前倒しで、携帯電話、リモコン、デジタルカメラ、CDプレーヤー、ゲーム機、あとは電話機など、回収箱を資源再生センター、生涯学習センター、図書館、西区役所、大型スーパーなど市内12カ所に設置したと。出された小型家電は、リサイクル業者と障害福祉サービス事業所が回収し、市から買い取る。その後、解体などの作業をして専門業者に売却する。その事業所の所長は、施設の賃金が安く仕事も余りないので、お互いに町と事業者にとってメリットがあると、そのようにお聞きしているところでもありますけれども、阿見町もこういったことも拡大できるのではないかなと思うんですけども、そういったことは、どうでしょうか。何かお答えあれば。先々……。お答え願えますか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） こちらの認定事業者が福祉事業所というような形で、そういった福祉に寄与するというのは一石二鳥を狙ったというような、そういったことかと思いますが、事業所はですね、国が認定しますので、そういった、ぜひ町内ですね、業者ですとか、そういった福祉事業所についても、ぜひ手を挙げていただいてやっていただきますと、町としても、また違った角度でですね、支援ができますので、ぜひそうなりますと、支援していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 早いうちは今年の中旬、遅ければ1年という御答弁でしたけれども、阿見町を見ても、不法投棄、小型電気家電がある、かなりよく見かけるわけでもありますけれども、そういったことも、そういうリサイクル法で、資源にリサイクルにつながれば、こんないいことはないと思いますので、本当に気持ちがよくなって、また資源になる、そういった事業を、ぜひ町、町長を筆頭にしっかりと取り組んでいただきたいと願いまして、以上で質問は終わらせていただきます。

○議長（倉持松雄君） これで10番難波千香子君の質問を終わります。

---

## 散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。



午後 3時52分散会

第 4 号

[ 12 月 14 日 ]

## 平成24年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成24年12月14日（第4日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

16番	吉田憲市君
-----	-------

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	坪田匡弘君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	横田健一君

生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長兼 放射能対策室長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
秘書課長	武井浩君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須徹君
健康づくり課長	篠山勝弘君
商工観光課長	鹿志村浩行君
廃棄物対策課長	櫛田友治君
都市計画課長	大塚芳夫君
道路公園整備課長	湯原一博君
都市施設管理課長	柳生典昭君
学校教育課長	黒井寛君
生涯学習課長	佐藤吉一君
中央公民館長	浅野耕一君
消防本部総務課長	湯原清和君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成24年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成24年12月14日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

平成24年第4回定例会

一般質問3日目（平成24年12月14日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 柴原 成一	1. 民主党推薦で当選した町長の今の立ち位置は？ 2. 阿見町の生活保護受給の実態と今後の調査強化について	町 長 町 長
2. 海野 隆	1. 地方自治体は「議会」と「長を代表とする執行部」とがそれぞれ民意を反映する二元代表制によって特徴づけられた仕組みとなっています。議会と長の関係について町長の基本的な認識・姿勢を伺います。 2. 美浦村と阿見町との町村合併が破談となって以降の、広域行政・県南都市戦略についてどのような構想のもとに進んでいるか伺います。 3. 都市計画道路や幹線道路は集落と集落をつなぎ、公共交通体系やまちづくりの基盤となる必要不可欠な社会資本です。町内の骨格道路体系の整備進捗状況と今後の整備計画について伺います。 4. 阿見町内に存する自然的、歴史的、文化的資源を発見・発掘し、その利活用を図ることにより、町の内発的発展を促すことについて伺います。 5. JRひたち野うしく駅に隣接した中根地区及び荒川本郷地区整備は稲敷台地に自立する阿見市実現の最も重要な要素であり、地区計画の将来像をどのように構想しているのか執行部の考えを伺います。 6. 公有空間の利活用を図ることは町活性化の大きなテーマになり財政的にも寄与することになります。公用車やバス、封筒、未活用公有地を今後どのように利活用する計画があるのか伺います。	町 長 町 長 町 長 教 育 長 町 長 町 長

3. 紙井 和美	1. 阿見町の文化芸術振興基本条例を制定し，心豊かな生活の向上を 2. 本郷ふれあいセンターの利用基準を町独自で緩和し，文化施設の役割を担えないか。	教育長 教育長
4. 久保谷 充	1. ピロリ菌検査の公費助成について 2. 国体のセーリング競技等の誘致進捗状況・総合体育館及び全天候型温水プール施設の整備について	町長 町長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、12番柴原成一君の一般質問を行います。

12番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔12番柴原成一君登壇〕

○12番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。通告に従い、一般質問させていただきます。

私の質問の趣旨は、民主党推薦で当選した町長の今の立ち位置は、ということでございます。そのうちの1つが、ホームページとマニフェストはどうされましたか。2つ目が、今の民主党との関係を明らかにしていただきたいということでございます。

この質問をするかどうかは、最後の最後まで悩んだんですが、懐の深い町長にお許し願って質問させていただきます。

今、世の中は総選挙一色です。その最中にこんな質問を持ち出すのはいかなものかと言われるかもしれませんが、選管に確認すると公職選挙法上の問題はないようなので、通告どおり質問をさせていただきます。

さて、天田町長は平成22年2月の町長選挙に立候補され当選なさっていますから、折り返しを過ぎ、そろそろ採点評価の時期になってきていると思います。そこでたしかマニフェストを発表なさっていたはずなので、町長のホームページでチェックしてみようと思ったのですが、万象我師というホームページというよりブログのページはありましたけども、開いてもマニフェスト自体は載っていません。というか、このブログは当選以降一切更新されていないのです。ほかにホームページがありましたら、失礼いたします。



質問の1つ目、ホームページとマニフェストはどうされましたかは、質問というより素朴な疑問みたいなものです。私は、町長の初心忘れるべからずの初心が書いているんだ、大事になさっているはずだと思っていましたので、確認しておきたいと思うのです。

今、改めて2年半余りの町長選挙を思い出してみますと、天田候補はマニフェストを掲げると同時に民主党推薦ということを前面に打ち出して戦っておられました。3年間の民主党政権が総括されようとしている現在、町長と民主党の関係は今どうなっているんだろうと改めて聞きたいと思うのです。

民主党所属国会議員の右往左往ぶりを見れば、党员でもない町長が同党との関係を維持して、いようが清算して、いようが節操のなさが問われることはないと思います。ですが、それでも今の立ち位置は明らかにしていただきたいと思うのです。

それは、原発に対する立場、TPPに対する立場の表明でもあります。国政の問題、一地方自治体の判断する問題ではないなどとは言わないでいただきたいと思います。東京都知事が大阪市長と組んで新党を立ち上げたり、滋賀県知事の新党に既成政党が吸収合併されたりと、今日ほど首長と国会議員の距離感が近い時代はないのですから。少なくとも今の民主党との関係だけは明らかにしておいていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） おはようございます。朝、最初からシビアな質問ということで、本当にまあ、ありがとうございます。

民主党推薦で当選した町長の今の立ち位置という中で、質問の1点目のホームページとマニフェストはどうされましたかについてであります。御質問にあるとおり、私、万象我師という言葉、これを座右の銘というか、しております。要するにいろんな物事が、全ていろんな事象が起こります。それは自分にとって全て先生なんだよという、そういう意味合いのものだと感じております。

そして現在、私はブログは、更新しておりません。町長就任して以来、私はブログよりも町民の皆様との対話を重視してまいりました。やはり、直接お会いすることで、町民の皆様からのお話をしっかりと聞かせていただきながら、私の考えもお届けしたいということで、そのために町民と懇談する機会として、広聴会を開催しているところであります。

また、私の考えは議会や各種会議などでの発言や、議会だより、広報あみななどの紙面、さらには実施している施策などを通して、町民の皆様十分に伝わっているものと思いますので、

現時点でブログの更新は考えておりません。もちろん、柴原議員がホームページを開設され、非常にすばらしいホームページであるということ、これは私も見て知っております。情報化社会の中で大変重要なツールであるということは私も理解しております。

マニフェストについてであります。こないだも、ちょうど第1日目に野口雅弘議員のほうから拓大での発表ということで、そのときもマニフェストを通しての1時間前後の講義ということで、やらさせていただきました。その内容を柴原議員、また藤平議員、3人で来ていただいて聞いていただいたと思いますが、私自身はマニフェストに沿って積極的な形で今政策を遂行しているということです。

今回の議案においてもですね、中学3年生までの医療費の無料化の問題等も出ております。またキットというなね、そういう高齢者に対しての問題等もまた進めておりますし、いろんな意味で子育て支援等も知っているとおり来年の4月1日にはさくら保育園、また保育ママ制度という家庭的な保育ってということで、こういうこともやはり待機児童ゼロを推進していくということで進めております。

食育に関しては、今学校給食センターが来年9月1日をやはり目途にして建設されているということで、やっぱりこれも地産地消という、これはまた私の1つのマニフェストだと思います。

そういうことを遂行していくってということで今徐々にですけど、着実に実現に向けて進んでいるのかなと。それは非常に私自身町長という立場、また前は議員でありましたけど、やはり町長であり、また議員であるということは、町民の1票をいただいてですね、こういう立場に立たせていただいているという、やはり1つ1つ信念を持って謙虚で、やはり政策を遂行していくというのが大事なのかなと、そういう考えを持って今町政に励んでいるところです。

2点目の今の民主党との関係を明らかにしていただきたいについてです。

確かにさきの町長選挙では、民主党の推薦を受けて選挙を戦ったわけでありまして。現在衆議院選挙の最中ということで、その人の名前はね、ここで述べることはできませんが、やはり三区選出の衆議院議員の民主党議員——今は民主党議員ではありませんが、その人間ですね、その人。やっぱり人と人とのかかわりは、政党とか……。私あんまり縛られるのは嫌いなんです。政党とか何かというのは余り入るのは、そういうのは嫌いなんですけど、やはり人と人とのかかわりというのが一番大事だと思うんです。

特に、彼は信念を持ってやっています。その信念は私より10歳下であっても、やはり尊敬できるものかなと。そういうものの、やはり人と人との信頼関係の中で培われたものであると私は思っております。約20年ぐらいの彼との関係はすばらしい関係になってきているのかなと。今後ともそういう関係は続けていきたい。

これはね、やっぱり政治家っていうのは山あり谷あり、それぞれのその時期その時期によって非常に苦しい、また非常にすばらしい時期も持てるでしょう。ね。やはり苦しい時期こそ、やはり友達としてね、少しでも支えていくっていう、これがやっぱり人と人とのかかわりかなと、そういう思いを私は今しております。

まあ彼には国土交通省の政務官という中でですね、阿見町もいろんな形で協力をいただきました。特にかわまちづくり、この事業はすぐ認定され、そして今年度ももう予算をつけていただいているし、また来年度も予算がつけられるという……。

〔「余りPRはしないほうがいいぞ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 静かにしてくれる。

〔「余りPR……」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 私が答弁してるんだから静かにして。

そういうこともやらさせていただいております。やはりPRとか何とかじゃなくて、現実にもそういうこともやっているということであるし、あと総務省との関係で今回売電事業の問題においてもね、課長と一緒に行ってね、国の考え方というものをよく聞いてきた。やはりそういうものを踏まえて私は売電事業に対しての提案をしたわけでありまして。

そういうこともあるので、政党がどういうことではなくて、やはり人と人とのかかわりの中で人間の信頼関係が培われてきたと、そういうことだと思います。

確かに民主党政権の3年間を問うということで、非常に厳しい今状況であると。今日あたりもそれこそ80人当選できっかできないかわかんないと。それはもう政党にしても何にしても栄枯盛衰はね、これは当たり前のことだと思います。きちんとやればそれだけの評価は受けるし、やっぱりきちんとやってなけりゃ評価を受けないと。

私もその大きな、一人のこの町長という立場でありますから、この何年間の中でね、やはり評価を受けると思います。それはやはりきちんとした形でね、町政を担っているかどうかっていうのは、もう町民は見ればすぐわかるわけですから、その審判はまず状況の中でどういう状況になるかこれはわかりません。それは真摯に受け止めて、と思います。

そういうことで、私の立場としては、人と人とのつながりの中で信頼関係を持ってやってるんだと。どういう状況になっても、彼は10歳年下であってもね、やはり信頼できるそういう人間であると、私はそう感じておりますので、そのことは御理解をいただきたいと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） ありがとうございます。町長がおっしゃったように、拓殖大学の客員教授の講義、私も野口議員、藤平議員と一緒に聞いてまいりました。その際、天田町長は

このマニフェストに沿って18の約束ということで生徒に説明しております、本当にマニフェストを大事にしてるんだなということは私自身はわかってたつもりなんです、とりあえずそういう声もあったもんですから、とりあえず質問とさせていただきます。

それから、前の公式ホームページ、前のコピーしてとってあるんですが、とてもいいと思うんですね。ですから、公式ホームページぜひ出していただければと私は思っています。

本当にね、これは単純な素朴な疑問ですので再質問なしでこれで終わりたいと思います。

続きまして……。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。

阿見町の生活保護受給の実態と今後の調査強化についてでございます。町民の方から生活保護について質問してくださいと言われました。阿見町における生活保護受給の実態をお知りになりたいということだと思います。で、阿見町と生活保護でネット検索すると、町のホームページに町長への手紙、御意見・御提案と回答というページがあります。そして、その平成22年度版に質疑応答が載っていました。これで大体問題の構造があらましわかりました。

御意見のほうからかいつまんで読んでみますと「現在阿見町は生活保護の申請が受けやすい。土浦より審査が甘く、すぐに受けられるとお聞きしましたが本当でしょうか」というのが第1点です。審査の問題です。次に、「離婚して子供を育てている母親に振り込まれる母子手当で、本当は書類の上だけ離婚して父親が毎日家にいる家庭や、男の方と一緒に住んでいて子供が増えたりする方がいるのはおかしいと思いませんか」が第2点です。不正受給の問題です。そして、「生活保護でパチンコに行ったり変じゃないですか。町はしっかり調べているのですか」というのが第3点です。調査をしっかりやっているのかというのが質問です。

で、私に質問をしてくださいと言った人はこの方とは別だと思んですけど、よく知っている人が生活保護を受けて競輪に行ってるよ、おかしいんじゃないのということから、私はこの質問を思いついたわけです。

それで、この、今の御意見に対して町は社会福祉課、児童福祉課扱いということで答えています。こちらをかいつまんで読んでみますと、第1点の審査の問題は、阿見町のような町村の場合は、町で相談・受付等を実施し、県の福祉事務所で審査決定することになっているという制度の説明をした上で、「相談から決定までの過程は市と町村では多少違いますが、国が定めた基準で行っており土浦より阿見町の審査が甘いということはありません」と答えています。

まあ、甘いか厳しいかは当事者の感覚あるいは立場の違いから生じる見方です。いずれも科学的あるいは定量的な根拠を持っていません。これはかみ合わないんだなというのが印象です。

次に不正受給の問題。これには「申請後の確認といたしましては、毎年現況届を提出いただ

く際に家庭状況確認の実施、各地区に配置されております民生委員からの情報及び一般住民からの通報等をもとに実態調査（訪問確認）を実施しております」という答えです。第3点の調査の問題とも絡むんですが、本質的には町には調査権限はないってことですね。警察署でも税務署でもない町はもちろん、福祉事務所のある県や市にしても個々の家庭に踏み込んで調査する権限はない。ですから、民生委員さんの御苦勞には敬意を払いつつもおのずと限界があることとなります。

回答では「今後の対策としましては、不正受給者の情報収集及び実態調査の強化を図っていきたくと考えております」と書いてあります。情報収集及び実態調査の強化に向けた具体的な手だてまでは示していません。

ここまで町長への手紙、御意見・御提案と回答にあったやりとりと、私の理解には間違いはないでしょうか。

以上のことを踏まえて、私の質問をしたいと思います。

実際、世知辛い世の中になっております。生活保護世帯は増加傾向で、茨城県は受給世帯の比率が全国的に余り高くないというデータがありますけれど、阿見町はどうなんでしょうか。不正受給の実態把握件数を含めて、直近の実態データと過去10年程度の推移でもわかれば御提示願いたいと思います。過分に増加傾向が出てくると思うので、町長にはどういう感想をお持ちになるか、その答弁をいただきたいと思います。

世の中がデフレ基調で景気が冷え込む中、増税が必至となって格差の拡大や不公平感の増長にはみんな敏感になっています。だから本来、相互扶助の福祉社会のために制度設計された生活保護にまで、受給者の増大に伴って監視と公開が強く求められていると思うんです。そうしてみると、生活保護制度は市町村、特に福祉事務所を持たない町村は余り熱心にやりたくない構造を本来的に持っていることに気づいてしまうんです。

現在支給されている生活保護を誰が負担しているかという、保護費の負担率は国が4分の3、地方自治体が4分の1の割合ということになっています。つまり地方自治体は不正受給の摘発をすると4分の3交付されている国負担分を返還しなければならず、積極的に対応すればするほど自治体には負担になってしまいます。

片や職員にとっても生活保護事務は事務処理の膨大さの一方で、審査や訪問調査などでは恫喝や脅迫を受ける恐れもあって、敬遠される傾向の高い業務の1つになっているそうです。これは間違いはないでしょうか。審査や調査で生活保護事務は市町村では余り積極的にやりたくない業務になっているということ、一般論でいいから確認しておきたいと思います。地方分権の拡大とは、こういう問題の扱いをはらんでいるということを改めてアピールしておきたいと思うからです。

今の4分の1対4分の3の負担率を2分の1対2分の1にするとか、地方の負担増に合わせて税源を移譲されたとしても、今後保護世帯数が増加すれば、その分が全て地方の負担となるわけですから、積極的に余りやりたくない業務のままにはおけない。地方分権法論者の町長には、そういう備えもしておかなければならないと指摘しておきたいと思います。

仮定の話で答えにくいかもしれませんが、受給者の増大を抑止しつつも生活困窮者に必要な支援が行き届かないことがないように、今政府の一部などで検討されているのが現金の支給にかわる現物支給の導入。これを地方自治体の判断で導入できるようにしたいということです。

つまり、審査という入り口をすり抜けてしまったものを受給という出口を絞って対処しようとするわけですが、判断を任せられた自治体も困ると思います。だって個々の自治体は調査視察できないのが現状なんだと思います。また、地方分権の話に絡んでくるんで、町長の意見・見解を聞いておきたいと思います。

実際どのような手だてで情報収集及び実態調査の強化を図るんでしょうか。民生委員からの情報及び一般住民からの情報等をもとにということ以上の取り組みを答えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 阿見町の生活保護受給の実態と今後の調査強化についてお答えいたします。

3点ほどあるということなんですけども、まず感想はどうなんだということなんですけど、非常に難しい問題ですよ。こっちがよけりゃこっちが悪いんじゃないんですけど、まず私も歩いて聞くのは、国民年金でこれほかもらってないのに何で生活保護者はこれだけもらってるんだっていう、それはよく聞きます。やっぱりそういう面での受給のアンバランスっていうか、そういうものが如実にあるっていうことは確かだと思いますし、今、柴原議員が自分の考えとかそういうものを述べてましたけど、私もそういう面ではやはりそういう思いはしております。

だけど、その思いが全て政策とかそういうものに通じるということとなるとなかなか、摘発するとかそういうのは難しいし、非常に嫌なお役ですよ。何かあったとき、こういうことをやるっていうのは。そういう面で本当にもう少しね、どういうふうにしたらいいのかっていうものは、本当にもうみんな考えていかないといけないなという、そういう感想は持っております。

それでは、1点目の受給世帯の推移と不正受給の件数についてですが、被保護世帯数と被保護人員、保護率の推移はということで、10年前からということ柴原議員のほうから言われておりますので、平成15年度は150世帯235人で5%です。16年度は153世帯252名、5.3%、17年度157世帯243人、5.1%、18年度は159世帯210人、4.4%、19年度は165世帯206人、4.3%、平

成20年度は187世帯233人、4.9%、これを見ると景気のリーマンショックとかそういうものを踏まえた中で、今後増えてきているという実態も明らかになってきます。平成21年度245世帯318人、6.7%、平成22年度299世帯391人、8.2%、23年度は347世帯457人、9.6%、平成24年度は10月末現在では371世帯486人、10.2%となっております。

保護率とは、人口1,000人あたりに生活保護受給者が何人いるかという割合を示すもので、平成23年度の保護率は町が9.6%に対して茨城県は8.5%、全国では16.3%となっております。県の平均と比べると町は高いということは、先ほども柴原議員が言われたとおりであります。

町における被保護世帯数、被保護者数、保護率ともに平成21年度から急激に増加傾向にあります。また、これまでの不正受給はないと県から報告を受けております。これは県から報告を受けているということ。

2点目の生活保護事務についてですが、現在、町で行っている主な業務としましては、県の指導のもとに相談業務・申請受付業務と生活保護決定後の県からの保護費の支給業務となっております。長引く不況による失業者の増加や急速な高齢化の進行等により生活困窮者が増加し、事務量も増加しているのが現状であります。保護の相談件数も年々増加し、今年度は11月末現在で93件の相談を受けており、保護申請件数は58件となっております。

今後も、県、町、社会福祉協議会、民生委員児童委員等の連携を図り、生活困窮者への適切な対応をしてみたいと考えております。

3点目の実態調査の強化に向けた具体的な取り組み方策についてですが、生活保護は町村の場合、町が相談・申請窓口となり、県の福祉事務所で申請受付・審査・決定します。申請後、県の担当者が町の担当者と民生委員とともに申請者本人の自宅等に伺い、生活状況等の聞き取り調査を実施します。県は、金融機関や年金事務所等に対して資産及び収入に関する調査と、扶養親族に対する扶養義務調査等を実施し、生活保護の要否判定を行っております。

また、保護決定後には、県のケースワーカーが1カ月から3カ月に1度程度、定期的に被保護者を訪問し、生活実態の把握や就労等生活指導を継続的に実施しております。また、必要に応じて、町でも担当者や民生委員が被保護者を訪問するなど、被保護者の状況確認に当たっており、県に状況報告をしております。

今後も、県、町、民生委員等との連携強化を図りながら、生活指導や保護費の不正受給がないよう指導してみたいと考えております。

本当にひどい事例もあります。やはり暴力団とかそういう人に囲われちゃって逃げ出せないという、そういう人を助けるっていうのは非常に大変なことで、町もそういう面でもそういう人に対しても苦慮してるっていう案件があつて、そういうことも解決に1件は導いたりして、職員は一生懸命やっている状況だと私は考えております。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） ありがとうございます。まず基本的なことをちょっと1つだけ聞いておきたいんですが、生活保護費っていうのは、支払い方法ですね、振り込みなのか手渡しなのかというのをちょっと、単純なことなんですけどちょっとお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

先ほど柴原議員の質問の内容で、保護費の負担割合についても私の認識とずれがないかというようなことがありまして、ちょっと答弁の中では漏れてた点がありますが、国が4分の3で地方が4分の1ということですが、町村の場合は町村が負担するわけではなくて県が4分の1を負担するというふうなことをございまして、福祉事務所を設置してる市のほうでは市が4分の1を負担してるというふうなことをございまして。

それと、保護費の支給方法ですが、これは毎月5日が支払い日となっております、県のほうから直接口座振り込みで行ってる方法と、町が直接現金払いで支払っていると、その2つの方法で支払っております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 支給方法ですけど、現金で払うと職員さんの手間暇かかるわけですね。振り込みですとそんだけ人件費——手間暇省けますけど、ただ窓口に来てもらって払う、もしくは民生委員さんが届ける、いろいろ形はあると思うんですけど、その方法っていうのは決まってるっていうか、その市町村独自で決めていいことなんでしょうか、それとも県のほうで決めてしまうことなんでしょうか。

と言いますのは、実態調査っていうかね、窓口に来てもらえば、それだけ今どういう状況かとか、民生委員さんが訪問すればそういう家庭がよくわかる。支給ごとにですね、支給日ごとにそれがどういう状況かっていうのが把握できると。ですから、どちらがいいのかっていうことをちょっと確認しておきたいんです。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長兼福祉センター所長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） はい、お答えいたします。

保護費の支給形態ですか、こちらのほうは県のほうからの指導で基本的に口座振替を利用させていただきたいというのがございまして、町のほうでも受給者に対してはそのように指導なりお願いしているところでございます。

町の受給者の方についても口座振替の件数のほうが多うございます。また、現金支給の方に



についても、毎月の支給のときに、私どもの担当者が窓口のほうで本人確認させていただいた中で現金の支給をさせていただいておりますが、そのときにも口座振替の依頼の伝達・御相談等させていただいております。

また、その支給のときにですね、本人と顔を合わせる機会がございますので、その中で変わった様子があるとか、あとは現在の状況であるとかいろいろ簡単ではございますけれども、そういうときにもお話をさせて確認をしているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 結論的に言いますと、不正受給がないということですので、結局そういうおかしいよということについてはアンテナを高くして、そういう情報ありましたら、何て言うんですか、その生活保護費も私たちの税金から行ってるわけですから、そういう疑問を持たれないようにね、皆さんでチェックしていただくのがよろしいんじゃないかと思います。

とりあえず、これもまた本当に素朴な疑問での質問ですので、今後とも社会福祉推進委員一區長さんが社会福祉推進委員ということらしいんですが、その区長さんと民生委員と役場職員さんのスクラムを組んでですね、不正受給防止に今後とも取り組んでいただきたいと思えます。

以上、質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで12番柴原成一君の質問を終わります。

次に、5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） それでは一般質問をさせていただきます。みんなの党の海野隆でございます。去る11月の16日にですね、解散がされまして4日に告示と。明日、あさついでいよいよ投票日となります。けさもですね、朝早くからそれぞれ支持する方々がですね、駅に立ったり道路に立ったりしていて、お互い、議会中ではございますけれども大変だなという感じをいたします。

今回の解散の前にはですね、特例公債法案がですね、成立しないということで、地方自治体にもですね、影響があるんじゃないかと、県も含めてですね、心配されておりました。解散に向かって一気にね、解決してしまったので、その点については安心したなと思っております。

先ほどね、柴原議員も民主党政権のことについてね、質問をされておりましたけれども、見解も表明されておりましたけれども、私もですね、もともと1996年にですね、この民主党の第1次民主党が結成をされました。その第1次民主党に私、結成に参加をいたしましてですね、民主党員だったんですけども、今は離党しておりますけれども、3年4カ月前の政権交代選挙

のときには既に私は民主黨員ではありませんでしたので、残念ながら政権与党にはなってはいなかったんですが、それにしてもですね、3年4カ月前非常にね、大きい期待を持って誕生したと思いますね。

最近他の政党といますかね、みんなの党もそうですけれども、その民主党政権のね、政権運営の手際といますかね、その未熟さについてはたくさんの方が言われております。まあ、言われておりますが、公平に見るとですね、公平に見ると、民主党政権が変わったことによって、政権交代されたことによって多くのね、こともできた。情報公開であるとか事業仕分け何かをやりましてですね、1つ1つの事業がですね、こういうふうになったとか無駄があったとかそういうこともやりましたし、またその高校授業料の無料化、これ大変にね、国民にとってはですね、よかったのではないかなと。OECDの中でもですね、日本の教育ってのは非常に少ない国ですから、それがそういうことによって実現したというのはですね、公平に見てやっぱり政権交代があってよかったなど。

それにしてもということですね、民主党政権は今国民の選択をですね、受けております。どの政党が勝つか、まあいろいろとね、世論調査では事前に予想がされているようですけども、どの政党がですね、新しく政権を担うことになってもですね、国家の利益を守って国民の安定した生活をね、やっぱり再建する、立て直しをすると、そういうことができることを祈っていたと思っています。

本題に入る前にですね、大体12月の今ごろになるとですね、今年の重大ニュースってのをね、よくマスコミで話題になります。これ質問通告をしてなかったんですが、今年1年を振り返ってみてですね、阿見町にとってのね、まあ町長にとってっていうかな、重大ニュースはどんなものがあったのか、もし思いつくままに挙げていただければありがたいなと思っています。これは、あとで回答してください。

ちょっと前置きが長くなって申しわけないんですけども、私自身にとってはですね、やっぱり3月にですね、議員に当選をしまして、この町の議会議員として町政に参画することになった。これは私の今年ですね、最大のニュースです。

これまでね、阿見町の中にはですね、町内に親しい方はたくさんおりました。町長もそのお一人です、尊敬する方々もですね、何人もおりまして、議員になる前、あるいは後で出しますけれども参与になる前にですね、何回も阿見町を訪れる機会があってですね、阿見町のことについてはひよっとしたら通常の方々よりはですね、よく知っていたのではないかなというふうに思います。

私は30代前半からですね、地方議員をやっております、もう25年以上——四半世紀以上ですね、県内——大体主にですね、茨城県内の地方議会といますかね、地方政治に携わってき

ました。それは常にですね、議会を通してやっぱり行政を見るとか町を見るとか、そういう形になっておりました。県議会議員も1期やらせていただきましたので、茨城県内の1つの地域ではなくて県内全体を見渡すようなね、そういう経験もさせていただきました。

議会の皆さんにはね、評判が悪かったんですが、参与という立場に立たせていただきましてですね、天田町長に参与職を、そういう行政に携わる機会をね、与えていただいたこと、これはね、大変にありがたかったなと感謝しております。予算の作成過程とかですね、それから内部評価のやり方、人事評価などですね、やっぱり議会から見ているのとは違ってですね、行政の内部で入ってですね、そういうことをつぶさに見させてもらったと、これは大変いい経験になりました。今度はまたもう一度ですね、議会議員に戻ってですね、天田町長と向き合うということになりましたので、これも大変な御縁だなと思っております。

前置きが長くなりましたけども、第1問の質問に入ります。

地方自治体を運営する仕組み、統治原理っていいですかね、これは議会とですね、長——町を代表する執行部といいですかね、長がそれぞれですね、選挙で選ばれ、つまり民意を代表する、民意を反映するですね、二元代表制によって特徴づけられた仕組みとなっています。

天田町長も就任から3年、ほぼね、1年の任期を残すということになりました。町長もね、もともとは議会の子、議会の一員だったわけですから、地方自治体がですね、二元代表制にあることはよくわかっているものと思います。しかし、私は町長ですね、特に私が議会になって、なる以前はわかりませんでしたけどね、なってからね、どうも首長優位、長優位という気持ちですね、根底にあるのではないかなと心配をしております。

特にね、10月にですね、これは前の議員もたくさん太陽光発電のね、ことについて、総括どうなってんだなんて話がありましたけども、その大規模太陽光発電事業をめぐる経緯をね、つぶさに見聞きといいですかね、議員としてあるいは議会としてね、拝見しておりますと、今後のね、議会との関係について、もう一度改めてね、心配をしております。

で、第1の質問は4つ用意させていただきました。

町の大きな行政課題や新規事業計画についてですね、議会をはじめとする議会側へのですね、説明責任と丁寧な経過説明について、どう考えているか、どうやってきたのか。

それから2番目は、議決機関である議会ですね、審議時間を十分に保障するという点について心を砕いてきたのかどうか。

それから3番目は、議会と執行部の、これ二元代表制ですから必ずしもいつもですね、議会と執行部が意見が一致する、意思が一致するということはありません。やっぱり異なる場合があります。その異なったときにですね、どのようにその異なった意見をですね、乗り越えていくのか。これ非常に重要だと思いますが、それについてどう考えているのか、どうしてきたの

か。

それから4番目、これ最後ですけども、佐藤議員がですね、初日でしたか、生活道路4メートル以下の道路について議会で条例を制定して進めるという道もあると、そうなったときにどうすんだという話で、まあ明確な答えはなかったような感じはしますので、改めて議会制定の条例、これについてですね、誠実に予算もつけてやっていくと、そういうことの誠実に実施する考えがあるのかどうか、このことについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） まず町長に申し上げます。通告されたものと通告されないものがありますけども、通告にあったものを優先的に答えて、あとは……。

それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議長にもよくたしなめられますので。るるね、本当に長い議員生活ということで、すばらしい実績を残してこられたということはよくよく皆さん理解できたかなと私は思います。海野議員の。

それでは、海野議員の1点目の質問についてお答えいたします。

地方自治は、議員御指摘のとおり、日本国憲法の定めにより、地方公共団体の長と地方議会の議員を住民が直接選挙で選出する二元代表制の仕組みとなっております。また、執行機関と議会は、独立・対等な関係にあり、相互に緊張関係を保ちながら、協力して自治体運営にあたる責任を有しております。

また、町の大きな行政的課題や新規事業計画について議長をはじめとする議会側への説明責任と丁寧な経過説明についてであります。議案として上程する案件につきましては、議会が開催する全員協議会等において、執行部が出席し、議員の皆様には詳細な説明を行い、また、質問等にお答えしながら、その上で、本会議において慎重な御審議をいただいております。

また、総合計画をはじめとするさまざまな行政計画等を策定する場合などにつきましては、附属機関の審議会の委員として、議会等からもいろんな意見をいただいているところであります。

このように、議員の皆様には、町の行政的課題につきまして、行政施策等を進める上でさまざまな形で参画いただいておりますが、今後とも議員各位の御理解と御協力により、町行政の諸課題に対応してまいりたいと考えております。

次に、議決機関である議会の審議時間を十分に保障することについてであります。地方自治法の規定により、議会の招集権は、普通公共団体の長にあります。議会の会期等の審議時間に係わる事項等については、阿見町議会会議規則の規定により、議会——皆さんが定めることになっております。

次に、議会と執行部の意思が異なったときにどのように乗り越えるべきだと考えているのかについてであります。地方自治法に議会と長の意見が対立した場合の調整方法に関する定めがありますが、基本的には、執行機関と議会の対立による行政の停滞が町民に不利益を与えることとなりますので、議会との適切な意思疎通を図るとともに、議員の皆様の御協力により、円滑な町政運営を行いたいと考えております。

しかし、やはり議会の一人ひとりがそれぞれ町を代表して来てるわけですから、その課題に対してこれは町に、町民に不利益を与えるということになれば、自分の意思の中でやはり決定をしていく。何でもなあなあではなくね、やはりそういう形のものじゃなくてね、やはりそれぞれ個人が決定をしていくと。これは私も十何年間議員をやってきましたけど、自分の信念のもとでやってまいりましたので、議員各位もそのような考えを持っているのではないかなと思います。

次に、議会制定の条例について誠実に実施する考えはあるかについてであります。これは条例の内容によっても、その対応は異なってくると思います。それが町民のために本当にね、いい条例になっているのかどうか。それは議会の中で議員の皆さんはそれぞれ提案権あるわけですから、議会の中でよく精査をしていただいて条例案を出していただき、執行部と協議した上で、提案していただきたい、そういう考えを持っております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。また、私のことについて褒めているのかおちょくっているのかよくわからないんですが、それはそうとしてですね、私は具体的にですね、10月の臨時議会で大規模太陽光発電事業、この事業がね、提起され、まあ否決はしましたね、これね。議会としては否決するのは相当であると思いましたが、否決をいたしました。しかしですね、この太陽光発電事業をめぐる議会との経過、これについてはね、非常に問題があると思います。

それはまずね、まず唐突にですね、通常ですね、20年間にわたって20億ものですね、債務負担行為をですね、実施するというような——1年1億ですけども、そういう大きな事業ですね、これはね。こういうものはですね、通常は当初予算に計上いたします。通常は。どういう経過でね、この事業を取り組んで、それで議会に提案するという事になったのか、これについてはね、よくお聞きもしておりませんが、しかし、こういう形でまず出てくる。

さらにはですね、当初全員協議会でペーパーが出ました。そこにですね、整備スケジュールというのが出ておりましたね。そこにですね、9月の末にですね、全員協議会をやる。で、10月の初旬にですね、臨時議会を行うと。こういうペーパーが出ておりました。

私はね、そのペーパーを見まして、こんなね、議案の出し方、あるいは議員に対する説明、

こういうものですね、全く議会を軽視していると、そういうふうに思いました。この点についてまずお伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○町長（天田富司男君） いつも言っているとおりなんですけど、この売電事業の42円というものが要するに3月31日と——来年の3月31日の売電事業だということで、非常にスピードを持ってやらなければいけないと思っておりました。そういう中で、ああいう結論に達したわけであります。

私は、やはりこの事業が町民のための利益になるという、そういう信念のもと出してきたわけですが、先ほども議員各位にはやはりなかなかそこまでの理解も得られなかったし、そんなにスピード感出してやる必要もないんじゃないかということでありました。

しかし、あくまでも地権者という相手がいるわけですから、その人のことを考えたときにやはりこの時点でこういう議決をいただかなければできないという……。これは町がやることはなかなか一足にできないのでね。民間がやれば契約すればそれで済んでしまうんですけど、町は其中でやはりプロポーザルにしても、そしてまた入札にしてもそういう1つの行程がありますから、そういう面では非常に時間の制約があったということです。

確かに海野議員もこの問題に対しては小林教授あたりともいろいろ話をして、ファンド形式でどうのこうのっていう話もいろいろやってたようですが、民間でうまくやれたらそれが一番いいんですけど、なかなかこの民間というのも、普通のね、ファンドをつくってやるということも非常に厳しいという、そういう状況だったのかなと思いますが、そういう経緯があつて、十分な説明ができなかったといえ、できなかったかもしれません。

しかし勉強する機会の皆様にもあったのではないかなと。どういうところでどういうふうにやって、今の状況の中でこういうシステムなら十分この太陽光発電の事業は成り立つんじゃないかっていう、そういう意味での理解を自分たちが深めていくっていう、そういう作業はできたのではないかなと。それはあると思います。ただ、そういう支障があったということです。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 昨日でしたか、おとといでしたか、今回のね、永井さんの質問だったかな、今回の太陽光発電事業についてね、どういうふうに思うかということで、今もそうなんですけど、結局ね、反省なき総括なんですよ。反省なき総括。言いわけばかり。ね。やっぱり悪いことは悪いということをはっきり言わないと。

なぜ今回11対6で、議会でね、否決されてしまったのか。そりゃあ、大変な御努力をされましたよ。町長はね。町長はじめ部長も課長もね。私のところには一度もね、来ませんでしたけれども、とにかくたくさん議員のところにはですね、お土産を持っていったのかどうかわかり

ませんけれども、そういうことも含めてやっぱりね、やっていったということは、大変な御努力された。

しかし、それはね、最初からのね、ボタンのかけ違いがあるからね、あんな努力しなくちゃいけないんですよ。多分町長としてもね、あのようなことをやるというのは本意ではなかったというふうに私は思うんですよね。ですから、どこに問題があったのか。ね、どこに今回の議案を出すに当たって問題があったのかっていうことをね、十分にね、わかってないんじゃないかってね、僕思っちゃうんですよね。

そこをしっかりと分析して反省して今後の町政運営に活かしていかないと、議会と町の関係——議会と執行部の関係もやっぱりまた問題が起きるかもしれませんよと、こういうことを言ってるんです、まずね。

それでね、いろいろとあれですけど、僕は前ですね、ISOの審査員をやっておりまして、マネジメントシステムは専門家です。はっきり言うとね。そこでね、ドラッガーというのがね、経営の神様と言われております。これ300、いや約500人でしたか、職員ね、それでなおかつ膨大な予算を使うね、これはトップです。経営者ですね。その経営者として、経営者の条件というのがあってね、これは必ずやっていたいなければならない、やらなければならないというのがね、8つほど出てるようですけども、そのね、第1にね、いつもなされるべきことを考えることなんですよと、経営者はね。なしたいことを考えるんじゃないんですよ。なしたいことじゃなくてなされるべきこと。この阿見町にとってどうしてもやらなければならないこと、そのことをまず考えなさいと。

それからですね、これ2番目抜かして3番目、緻密なアクションプランをつくりましょうと。ね、経営者としては緻密に計画して、そして状況が変化すれば直ちに變更していく。こういうですね、事業の展開、そういうシミュレーションをいつも行わなければいけませんよということを言ってます。

まあ、あと抜かしてもう1つだけ。もう1つはですね、コミュニケーションを行うべきであると。特にアクションプランについてはですね、十分なコミュニケーションを行わなければならないと、こういうふうに言っております。

今回のね、大規模太陽光発電事業をめぐる経緯をね、見ますと、どうもこのドラッガーが言っているね、経営者としての条件にどうも欠けていたのではないかと、私は思います。何か感想ありますか。

感想ないですか。じゃあ、はい議長。

○議長（倉持松雄君） 今の質問じゃないですよ。

○5番（海野隆君） いやいや、感想。ないのね。はい。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それとですね、これはですね、カルロス・ゴーン——これは日産のですね、再生を図ったカルロス・ゴーンが言ってることですけども、これね、昨日だったかな、浅野さんがね、男女共同参画社会の中で女性の管理職、あるいはその……。だったかな、について目標をね、出してみたらいいんじゃないかという話ありました。

僕は浅野さんにその後アドバイスをしてね、いやいや内部からだけじゃなくてこの中のね、何人か県から持ってきてもいいんじゃない、外から持ってきてもいいんじゃないって話をしました。ね。で、そうすると、やっぱりそのゴーンがですね、カルロス・ゴーンが何が一番大事かっていうとね、適度な、適度なですよ、正しい目標を設定することが大事だって、こういうふうに言ってるんですね。

そうするとね、目標の設定がなくて進んでいくっていうことはね、あり得ない。僕も昨日ね、その浅野さんとのね、やりとりを聞いていて、もうちょっとね、目標をしっかりと打ち立てて、それに向かって努力すると、そういうことをやっぱりやるべきだなというふうに思っております。

で、もう1つ。3番目なんですけど、3番目ってこの3番目言ったやつね。意思が異なったときという話をいたしました。それでね、まあてつきりですよ、私も議会報告に書きましたけれども、てつきり修正してね、その議案が出てくるんだと思ったんですよ。何でかっていうと、議会がね、何を反対してるかっていうことはみんなわかってるわけですよ、議員は。ここさえ直せば、ね、この議案は通るということはわかってる。わかってるのにそれを直さないで突き進んでいく、だから議会は否決したんですよ。否決すれば出し直すのではないかなと。

ところがね、これ結論は本当に僕らのね、思いとは違う方向だったですね。つまり、さっさと切り上げてですね、やめてしまったわけですよ。その途中でね、これが通んなかったらば、ほかのやつも一切やらないなどということをお走ったとか、知らないところで言ったらしいんですけど、さっきのですね、ドラッガーのね、そのことからすると、これはやっぱりね、もうちょっと町長もですね、修正ということね、そういうことをしっかりと頭に入れて、町政運営というかな、議会との対応というかな、そういうことをやらなければいけないと思います。

で、これはもう感想もないということだからこれで終わりにします。ぜひね、あと1年数カ月町長としてのね、任期が残っており、ね、それで僕民主党の政権はね、非常に意義があったというふうに僕言っているのと同じように、やっぱりね、今回天田さんがね、町長になられたっていうことは、町にとっても非常によかったんじゃないかと思ってるんですね。ですから、ぜひとも今後1年数カ月ね、任期中議会の意見も聞き、それから職員の皆さんにもですね、十分に相談しながら柔軟に政権運営をやっていただきたいと、町政運営をやっていただきたいと



ということで、この問題は終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） それじゃあ次いいですか。

○5番（海野隆君） いいですか。

○議長（倉持松雄君） はい。

○5番（海野隆君） それではね、続いて次の問題に移りたいと思います。

美浦村とね、阿見町の町村合併がね、平成17年でしたか、合併協議会を解散するということが破談になってしまったんですけども、それ以降のですね、広域行政、県南都市戦略というのかな、この県南部でのですね、阿見町における都市戦略についてね、自治体戦略というのかな、どういう構想のもとに進んでいるのか、これについて伺いたいと思います。

平成17年4月にですね……。

○議長（倉持松雄君） 海野議員に申し上げます。

もう1回質問やり直していただいて、ここで暫時休憩といたします。

○5番（海野隆君） ああ。

○議長（倉持松雄君） 最初からやっていただきますから。

会議の再開は11時17分といたします。

午前11時07分休憩

---

午前11時17分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それでは2番目のね、質問に入りたいと思います。

2番目はですね、美浦村と阿見町との町村合併、これが平成17年に破談となって以降、広域行政・県南都市戦略についてどのような構想のもとに進んでいるのか、これを伺いたいと思います。

阿見町はですね、単独市制施行を目指していくのか、また新たなですね、市町村合併を視野に入れて進んでいくのか、その場合の枠組みはどのような想定をしているかなどについてですね、現状での考え方をお示しくくださいますようお願いいたします。

1つとして平成の大合併以降のですね、広域行政の現状と阿見町の動向（消防行政・衛生行政・斎場・清掃行政等々）ですね、について。

2番目としてですね、近隣自治体との広域連携をですね、深化した形で進めていくべきではないかということについてですね、（採用及び職員等研修あるいは人事交流・購買及び入札等

の共同化・文化行政・市町村界を超えた通学等教育行政・放射能対策等) などなどですけれども、これらについてお伺いをしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、美浦村と阿見町との町村合併が破談になって以降の、広域行政・県南都市戦略について、どのような構想のもとに進んでいるのかについてお答えいたします。

まず1点目の平成の大合併以降の広域行政の現状と阿見町の動向について、ということであります。

平成11年から全国的に推進されてきた市町村合併により、茨城県内の市町村においても再編が行われ、平成18年3月には44の市町村に再編され、現在に至っております。この平成の大合併以降、共同処理方式による周辺市町村間での広域連携は、共同処理を行う一部事務組合の事務の効率化や合理化を目的とした解散や統廃合により、その件数が減少しております。

当町においても、広域圏の生涯学習における拠点として設置していた土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合が、所期の目的達成を理由に、平成22年3月をもって解散。また、市町村行政の効率化と均衡ある発展の促進を目的に設置していた土浦石岡地方広域市町村圏協議会が、市町村合併の進展に伴う国の広域行政圏施策の方針転換を機に、平成23年3月末をもって廃止したところであります。

現在の当町における広域行政の状況としましては、龍ヶ崎地方衛生組合における衛生処理、牛久市・阿見町斎場組合による火葬場の共同処理を行っております。また、稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会を共同設置しているほか、県内44市町村が加入している茨城租税債権管理機構、茨城県市町村総合事務組合、茨城県後期高齢者医療広域連合等において、事務の共同処理を行っております。

さらに、稲敷市及び稲敷郡内の市町村間において、公の——おおよけの、施設の相互利用に関する協定書を締結し、老人福祉センターや運動公園、公民館や図書館などの相互利用を可能とする取り組みを行っております。これに加え、現在稲敷地方広域市町村圏事務組合との間で消防組織の広域化を進めており、平成27年4月の広域合併に向け、協議を行っているところであります。

今後の広域連携につきましては、議員御指摘にもありましたように、清掃行政の広域処理も、霞クリーンセンター等の老朽化に伴い、今後の検討課題ではないかと考えております。さらに、今後は、こうした協議会や一部事務組合、広域連合といった地方自治制度上の仕組みに加え、現在国が推進している定住自立圏構想をはじめとする、地域活性化施策の活用等も視野に入れていく必要があると考えております。

今県南の中でですね、100万都市どうのこうのという話も出ましたが、大体各……。石岡から県南の首長さんが集まったときに誰も乗ってこなかったですね。やはり、もうそういう状況にはないんじゃないかと。阿見町のほうもやはり一番大事なのは、この稲敷というこの地域、この地域の広域化を進めていくのが一番いいんじゃないかという考えを持っております。

そして合併の総括っていうか、見てみると合併事態が決していい状況になってないっていうのが現状でありますので、今から阿見町が目指すのはやはり、これだけのポテンシャルを持っている町ですから6次総合計画においてやっぱり5万っていう市制施行へ向けてのやはり取り組みっていうことも考えていくべきかなという、そういう考えを持っております。

そこで、2点目の近隣自治体との広域連携を深化した形で進めることについてであります。

職員の採用及び研修につきましては、現在も近隣自治体等との広域連携を推進しております。まず、職員採用試験の一次試験である学力試験については、茨城県町村会が実施する統一試験に参加し、その実施を町村会に委託しております。そのほか職員研修につきましては、茨城県自治研修所に研修を委託するとともに、土浦市との合同研修を実施しております。

人事交流についてですが、現在も茨城県への実務研修を実施しているほか、茨城租税債権管理機構や茨城県後期高齢者医療広域連合にも職員を定期的に派遣しております。市町村間の人事交流は現在には行っておりません。過去には、稲敷郡地域での市町村間での人事交流を実施した時期はありましたが、近隣自治体との人事交流につきましては、その必要性等を含め調査研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、購買及び入札等の共同化についてですが、入札契約制度に関しては、茨城県及び県内市町村で構成する茨城県公共工事契約業務連絡協議会において、研修会や情報交換を行うなど連携を進めております。

入札等の共同化に関しては、茨城県及び県内市町村で構成するいばらき電子入札システム等共同利用運営協議会において、電子入札等の共同化を進めているところであり、当町におきましても、電子入札等の導入を検討していきたいと考えております。

次に、文化行政につきましては、町内出土遺物の町外への貸し出しや、美浦村主催の公演会の際に予科練平和記念館のPRブースを設けるなど、単発での連携は行っております。今後も、近隣自治体の機運の高まりや要望があれば、積極的に連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育行政についてですが、市町村界を超える学区を設定する等の構想は現在はありません。児童生徒の事情により市町村界を超える区域外就学が必要とされる場合は、学校教育法施行令第9条の規定に基づき、当該市町村の教育委員会と協議して対応しております。

次に、放射能対策に関する近隣自治体との広域連携については、今回の原発事故による放射

性物質の飛散状況、国の基準値等が明らかになった時期に、阿見町から同じような状況である近隣自治体に呼びかけ、稲敷地区6市町村放射能対策連絡協議会、県南放射線対策連絡協議会という広域連携の協議会を設置し、対応しております。

以上が各分野での広域連携の現状ですが、事務をより適切かつ効率的に処理するため、それぞれの市町村のニーズを踏まえながら、積極的な広域連携の推進を図っていきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 平成14年2月にですね、阿見町合併検討調査報告書ってのができてですね、15年3月には町民の意識調査をやって、その報告書も出てます。最終的には進んでいって17年1月だったかな、協議会を解消するっていうことで、4月のね、4月号にですね、「町は当分の間単独で地域づくりを進めなければなりません」と。当分の間ですよ。「これから町民の皆さんと一致協力して努力していきたいと」こういうふうに言って、経費の切り詰めとかいろんな話をしておりますけれども、私はね、この合併検討調査報告書、これをね、いろいろと改めて読んでみるとね、多分3期以上の議員の方々はね、町長も含めて——町長も当時議員だったでしょうけれども、その合併の必要性であるとかね、阿見としては合併しようということにしたわけですから、当時の町長の立ち位置はどういう立ち位置か私はわかりませんが、私は根っからの合併論者ですけどね。

そこにですね、メリット・デメリットっていうのがですね、書いてあります。「生活スタイルの変化で市町村合併により行政財政基盤の強化を図るのが必要になっている」とか、地方分権の推進でもですね、「市町村合併による規模の拡大は市町村中心の自治体制の確立のためには不可欠である」とかね、それから行財政改革の取り組みについても、「内部努力には一定の限界があるから市町村自らができる財政基盤を強化して市町村合併が有効である」と。そんなことが書いてあってですね、絶対必要なんだという話をしております。

たまたまですね、この美浦で住民投票という形になって、それでやりませんと相手に断られちゃったもんですからね、これは阿見としては急に相手を変えるというわけにはいかなかったということもあってですね、17年の4月、まあもっと前に多分議会で当時の町長が表明をして、それでもって当面単独でいくんだということですね、で、そのためには当然いろんな制約があるので徹底した行財政改革とか財政再建をやんなくちゃなんないと、こういうことが書いてありますけれども、私はね、じゃあ、その14年2月あるいは15年3月……。

まあ、町民意識調査でもですね、これは設問がですね、非常に巧妙にできているんですけども、すぐにも合併したほうがいい、あるいはいずれは必要だと思うっていうのをあわせるとですね、77%以上の町民が——特に中央から西にかけてはね、多いですね、非常にね。合併し

たほうがいいと。

そういうことを考えますとですね、状況は何ら変わっていないのではないかなと私は若干思うんですね。そうすると、町として単独でやるのかやらないのかということ含めて、先ほど町長はですね、単独で、稲敷台地に自立する単独市政をしくんだと、こういう結論を出してお話になったようですけども、これは議会も含めてそういう形になったんでしょうか。これはごめんなさい。僕は当時議員じゃなかったもんですからわからないんですけども、そういう目標で進んでいるんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今後の6次総の中でどういう立ち位置にするかっていうのは、私の考えとしてはそういう考えを持っているっていうことであってね。

先ほども言いましたけど、じゃあ今までの合併が本当にいい方向に行っているのかと。実際に合併を、そういう調査をしたときに一番阿見町の人たちが合併したいっていうのは牛久だったんですね。牛久としたいっていう。美浦は阿見とっていう——もしも合併するなら阿見とっていう形のもので出たと思いますが、ああいう形で御破算になったっていうことで、その後やはり合併をした、その地方自治体がどういう状況だったかっていうことを見ると、非常に成功例が余りにも少な過ぎるっていうか、ほとんど成功してないっていうようなね、状況だと思うんです。

それはやっぱり、確かに弱い自治体同士が合併しててっていうのは、そういうものも財源的にね、弱い自治体が合併してなかなか浮き上がれないっていう、そういう状況もあるかと思いますが、やっぱり全て合併がいいのかなっていう思いは今はしておりません。あと県南の首長が集まったときにもそういう100万都市で政令指定都市というような話を一人の人がしましたけど、ほかの人はほとんどそういう考えは持ってなかったと。私もそれは無理だと。最初から無理なことを——今確かに壮大なね、構想であるけど、全然無理な話を今してもしようがないんじゃないかっていうのが、私とあれは石岡の市長かな、二人でそういう話をしました。皆さん一緒にいるところでね。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 多分言い出しっぺはかすみがうらのね、市長だったんです。昨日お会いしました。で、選挙のことなんか話しながら合併の話なんかいろいろしたんですけども、彼非常に熱心でですね、土浦にですね、押しかけ女房的に合併しようと。まあ、それはかすみがうら市のね、生き残りということも含めてね、今後やっぱりかすみがうらがね、成り立っていくためには土浦の中に入って、もっと大きい枠組みでやったほうが旧出島・千代田も活けると。彼は彼なりのね、思いといたしますか、でやっているんだろうと思いますが。わかりました。

それでね、2番目なんですけども、当面ね、合併しないとなれば、広域連携をね、深めるといいですかね、よりつながりをつけると。それまあいろいろ挙げましたけども、その中で私は2つね、重要——重要っていいですかね、ぜひやってほしいなと思うことがあります。

さっきね、土浦との合同研修って、これ民間に多分ね、民間の会社に職員を研修に出すという、こういうケースだと思いますけど、これはね、ちょっと特異なケースだから置いといてですね、議会と比べるとですね、行政の仕事というのはですね、1,700以上ありますけれども、ほとんど同じような行政をやって、仕事をしております。議会はね、これ違いますね。一般質問のやり方から何から何まで違うっていう感じですね。2つとして同じものはない。まあ行政もね、そりゃあもちろん2つとして全く同じものはありませんが、議会と比べると行政というのはね、非常に仕事のには同じ、同様のものがあると思うんですね。

それで、美浦・牛久——まあ進んでいるところとだけ人事交流しろというわけいきませんよね、これは。ですからですね、もっと大胆にですね、職員の相互入れ替えをやってですね、まあ私はよそ者なんですけど、そのよそ者と若者とばか者が地域をね、やっぱり活性化すると同じようにですね、やっぱり外からでないと見る事ができないってものがたくさんあります。ですから、事業仕分けなんかでもですね、あの事業仕分けの仕分け人になってた人は各市町村でね、幹部クラスの人が来ておりましたね。で、よく見えていたと思います。ですから、人事交流をやっぱりもっと積極的に大胆に行っていたらいいなというのが1つ。

それからね、放射能対策ですよ。放射能対策ね、これ前回の議会でしたか、前々回だったかな、牛久の関係でね、少し町の放射能対策室にも少し御迷惑をかけたというか、だったんですが、やっぱりね、統一してやっぱりやりたいという気持ちはあると思います。牛久がね、やっぱり進んで——進んでいるって言うのか言わないのかわからないけど、とにかく積極的に内部被ばくの検査をする、あるいは甲状腺の検査をしていくと。

そういう中でね、やっぱり阿見町にいる心配している人たちがね、なぜ阿見でやらないんだということになりますね。そうすると、やっぱり放射能対策についてもこの地域、当時の放射能のね、高さからすると、ほぼ阿見・美浦から牛久・取手・守谷に行ったね、そこからすると、そこで統一的なね、放射能対策ができればよかったかなと。

その後ね、牛久・龍ヶ崎と非常に放射能対策が進んでしまって——進んでって言うか、積極的にやったもんですから、やっぱり阿見としてはね、若干新聞報道的にはおくられていると。こういう形になったと思います。

ですからね、こういった人事交流をもっと深く大胆に大規模にやる。それから、とりわけて放射能対策——個別の具体的なものでは放射能対策的なものですね、について、放射能対策について、もっとね、連携を深めて、深化して統一的にもうちょっとやるという考えがあるのか

どうかは聞きたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

人事交流をもっと大胆に広域的にというお尋ねですけども、今のところ先ほど町長が答弁しましたとおり茨城県への研修とかですね、それから租税債権管理機構、後期高齢者の広域連合等に職員を派遣しているというようなことでございます。それと市町村間の交流につきましては、合併の前ですね、稲敷郡の間の人事の交流はあったんですけども、稲敷市が合併してからは、ちょっと現在は行ってないというようなことでございます。

といったことでございますので、海野議員が言われましたように、もっと広い範囲で交流して職員にとって勉強になって効果があるというようなことが考えられた場合はですね、まあ相手があることですので、いろいろな市町村とも協議をしながら考えては、検討はしていきたいというふうに思います。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

先ほどのですね、御質問の中で牛久市の例、あるいは龍ヶ崎の例が出たかと思うんですが、その放射能対策につきましてですね、広域連携をとってきた今までの事例をですね、少し説明させていただきたいと思います。

阿見町を含めてですね、稲敷地区6市町村放射能対策協議会というものをですね、実は阿見が——天田町長の提案から発足した経過でございまして、6市町村の長の組織でございます。この集まりはですね、国への要望活動あるいは東電への速やかな損害賠償に応じるようなことを目的に発足したものでございまして、実は平成23年の6月25日に各市町村長の皆さんが参加しましてですね、東電のほうに5市町村で合計1億8,521万3,632円の請求をしまりました。そのうち阿見町の請求額がですね、3,142万2,304円というようになってございます。これが市町村長の集まりの中でやってきたことでございます。

また職員の中ではですね、幹事会を開きまして、除染の方法とかですね、町民の不安をどうしたら払拭できるかどうか協議してまいりました。しかし、先ほど質問にもありました内部被ばくについてはですね、各市町村の汚染状況あるいは市民・町民レベルのですね、住民ニーズの違いによりまして、全てが同調したと言いきれないんですけども、かなり有意義な会議であったことは確かでございます。

さっき牛久市からの情報なんですが、ある牛久市の市民団体の方々からですね、再度また強い要望があったそうでございます。その内容はですね、阿見町が23年3月までに除染をしたわけなんですが、その除染と同じように阿見町と同じように牛久市も再度もう1回やり直せとい

うような要望等あったようでございます。そういう意味では評価していただいたのかなということに思っております。

それもですね、議会議員の皆様やあるいは町民の皆様の御指導のおかげ、あるいは協力のおかげだったと思っておりますし、執行部のほうとしてもあらゆる地点の放射線の測定をしたということと、それからPRに努めたと、丁寧な説明をしたということが奏を効したのではないかなと思っております。

それからですね、もう1つ県南放射線対策連絡協議会っていうのがございまして、これも阿見町からさまざまな情報をですね、各市町村に問い合わせをしてる中で、たまたま土浦と協議をしていたところですね、6市町村やってるよという情報を提供したら土浦市あるいはつくば市のほうが、それじゃあ県南でちょっと大規模に事務研を開こうじゃないかということで始まってございます。これはもう六、七回……6回ぐらいですか、つくば市役所のほうで協議をしてございます。

ですから取手市の状況や守谷市の状況、あるいはもちろん龍ヶ崎、牛久市の情報なども取り入れながら、国の中でころころ方針が変わった中で、じゃあどうしたらいいんだろうということで頭を痛めながら、それぞれの担当者が協議をしてきたということです。それについてはかなり未知の世界ではありましたけども、情報交換とそれからそれぞれの知識についても大分研修してきたなと思っております。そのような地域連携を行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いろいろとね、御答弁ありがとうございました。そうは言ってもですね、やっぱり放射能の今回のね、事故の経験からすると、市町村の境ってのはほとんど意味をなさないと、こういうことだと思います。阿見がやって牛久がやらない、牛久がやって阿見がやらないとなるとですね、やっぱりほとんど境に住んでる人たちはどうするんだって話になりますので、そういったところをね、積極的になるべく高いほうに統一するような形でやっていただきたいと思います。

それから、さっきの人事交流の件もね、必要があればやりますというようなね、その答弁でございましたけれども、ぜひね、進めていただきたいなと思っておりますので、この件についてはまた今後ともお話ししたいと思っております。

続いてですね、次の質問に入ります。

先日ですね、上郷のある方からですね、電話があつてですね、実は家を少し直したいんだと。それでどうもうちは道路の計画に入っていて、まもなくというか、何年ぐらいでできるんだと。できるのであれば建てないでもうちょっと待つてようかと。こんな話があつたもんですから、



私もちょうどというか、その計画道路は都市計画道路の大きい道路だったものですから竜ヶ崎の工事事務所に行ってですね、いろいろ説明を聞いてきました。

しばらくはできないよと、こんな話だったものですから、その旨を伝えてね、そしたらまあ、じゃあやろうと、新しく直そうという話になったようですけども。私もね、選挙のときに申し上げました。この阿見町に限らずですね、道路体系をしっかりとつくっていくと。これは、このインフラをしっかりと整備するっていうことはですね、町にとって極めて重要なものだと思います。特にね、幹線道路・都市計画道路、こういったものはですね、集落と集落をつなぐし、人と物と金がですね、動くわけですね。まちづくりの基盤となる必要不可欠な社会資本だと思います。

で、改めて町内ですね、骨格道路体系の整備進捗状況と今後の整備計画について伺いたいと思います。昨日もね、道の駅について質疑が交わされておりました。その道の駅の整備もですね、阿見町の道路体系をしっかりと整備して、そこにアクセスすると。そういうことが成功の前提条件になるんじゃないかなと思いますので、1番から5番目、圏央道の今後の進捗状況について、2番目、圏央道アクセス道路について、3番目、国道125号線の4車線延伸について、4番目、都市計画道路について、それぞれお聞かせいただければありがたい。とりわけて重要視しているところでも結構ですけどね。5番目、これ一番最後なんですけども、先買い制度についてお伺いをしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、町内の骨格道路体系の整備進捗状況と今後の整備計画についてお答えいたします。

1点目の圏央道の進捗状況についてですが、圏央道は国土交通省が事業主体であり、茨城県内の整備状況としては、稲敷インターからつくば中央インターチェンジまでの23.8キロメートルの区間が平成22年度までに暫定2車線で開通しております。

現在、東西への延伸整備を進めており、稲敷インターチェンジから東関東自動車道までの20.5キロメートルの区間については、平成25年度以降の開通を、また、つくば中央インターチェンジから東北自動車道方面についても、平成26年度以降の開通を予定しており、これらの開通によって3本の高速道路間を結ぶ広域道路網が構築され、利便性の大幅な向上や地域の発展が期待されております。阿見町にとってもこの圏央道の開通は非常に大事な視点だと思います。

続きまして、2点目の圏央道アクセス道路の整備状況についてお答えいたします。

阿見町における圏央道へのアクセス道路は、牛久阿見インターチェンジへアクセスする土浦竜ヶ崎線バイパスと、阿見東インターチェンジへアクセスする竜ヶ崎阿見線バイパスの2路線があります。それぞれ茨城県が事業主体となって整備を進めております。

初めに、土浦竜ヶ崎線バイパスの整備状況についてですが、これまで竜ヶ崎方面から牛久阿見インターチェンジまでの区間が開通しており、現在、さらなる北側への延伸整備を進めている状況であります。整備内容としましては、県道牛久赤塚線からの延伸となる土浦稲敷線バイパスへ接続するまでの約1,200メートルの区間について、優先的に整備を行う計画であります。

土浦稲敷線バイパスについても約450メートルの区間を同時に整備していく予定であり、この整備によって牛久阿見インターチェンジからひたち野うしくまでの区間が連結し、幹線道路網の一部が構築されます。

次に、竜ヶ崎阿見線バイパスの整備状況についてですが、国道125号から阿見東インターチェンジまでの区間は既に通じておりますが、南側への延伸として計画している県道竜ヶ崎阿見線までの約1,200メートルの区間についても、圏央道の東関東自動車道までの開通を見据えて整備を進めている状況であります。

続きまして、3点目の国道125号バイパスの4車線化の予定についてもお答えいたします。

国道125号バイパスも、アクセス道路と同様に茨城県が事業主体であります。全体区間のうち、美浦村と稲敷市の一部区間において、未整備となっている状況であります。4車線化につきましては、この区間の整備が完了した段階で、交通量等の動向を確認しながら検討していきたいと考えております。

以上が国及び県が整備を進めている幹線道路の状況及び計画になりますが、これらの道路は阿見町の発展に不可欠な道路でありますので、今後も引き続き早期の整備を要望していきたいと考えております。

次に都市計画道路についてであります。

先ほど説明した路線以外の都市計画道路は23路線で、計画延長は約46キロメートルとなっております。昭和39年度より順次計画をし、都市の骨格を形成する道路として位置づけてきました。

整備状況としましては、これまでに21路線の整備を実施し、暫定形を含め約23キロメートルの区間が供用開始となっており、延長ベースで約50%の整備が進んでおります。今後の整備計画については、交通状況やまちづくりの進展、町民ニーズ、財政状況等を踏まえながら、必要性の高い路線から順次整備していく予定であります。

また、整備が未着手の区間については、将来の都市像を勘案しながら、計画の見直しを含めて検討していく必要があります。今後、都市計画の基本となる都市計画マスタープラン等で調整しながら、新たな整備プログラムを策定していきたいと考えております。

次に先買い制度についてお答えいたします。

土地の先買い制度は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共施設等の整備を円滑に進めるため、先行して土地の取得をする制度であります。

阿見町においては、昨年度に都市計画道路荒川沖・寺子線及び中郷・寺子線の2路線の事業化区間について、阿見町土地開発公社による先買いを行いました。今後も、事業の進捗等を見きわめながら、円滑な事業の推進を目的に、先買い制度を積極的な形で活用してまいりたい、そう思っております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 御説明ありがとうございます。それでね、都市計画道路の件なんですけど、5番目のね、先買い制度も絡むとか絡みますけれども、阿見町にとってね、全部大事ですよ、そういう意味じゃね、全部大事。

しかし、この阿見町のね、玄関がどこなのかっていう話はいろいろ議論はある。ね、これ土浦なのか荒川沖なのか、もうJRじゃなくて圏央道のインターなのかって話はあると思いますが、いずれにしても本郷——荒川本郷、本郷ですね、ここを区画整理で整備をして、さらに中央地区があって、それで東部のほうに工業団地があつてと。で、そこに南側に2カ所——2カ所というか工業団地は東インターのほうにね、寄ってますけども、そこをね、つなぐ道路ってのはやっぱり必要不可欠だと思いますが、この中で最優先で最重要の道路ってのはどこなんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

重要だつてということで、今整備を進めております荒川沖・寺子線、それから中郷・寺子線、これが今現在工事を進めているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうですよ。私から見てもね、地図を今眺めてるんですけども、この荒川沖・寺子線ね、そこで一たん切れて——切れてつていうか、終点があつて、そこに中郷・寺子線が入ってくると。またそこから基点があつて寺子・飯倉線ですか、これが入ってくるんですけども、この寺子・飯倉線ですね、これもですね、雪印が阿見東部工業団地にできるということからしたり、まあ道の駅の話はさっきしましたけれども、その他のですね、香澄の里とか阿見吉原とかですね、そういうことも含めてですね、東西をつなぐ極めて大事な横断道路ですよ。横断道路。

横断道路125号線が1本あつて、さらに玄関口である荒川沖に向かう、この横断道路を本当に最優先でやらなければならないと思うんですけども、荒川沖・寺子線の話聞くんですけども、その先つていうのはどういうスケジュールになるんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これはやっぱり町の状況をどうしていくかっていう中でね、その路

線を整備するのがいいのか、またほかの、人をどうしても住んでいただかなければならないという場所を整備するのがいいのかっていうことで、今いろいろ町の中ではね、話をしているところです。

だからやっぱり今からのまちづくりで、やっぱり5万人を目指すっていうことになれば、また違った視点で物事を見てこなけりゃいけないなっていう思いは、私はしておるんですけど、これはまあ部長もいろんな考え持ってるでしょうし、議員各位もいろんな考え持ってるでしょうから、そこら辺はやっぱりどういう皆さん考えを持っているのか聞いていきたいなと、そう思っています。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 5番目の質問に行き着くかどうかわかりませんが、つまりね、さっき町長がね、稲敷台地に自立する5万人のね、都市をつくる——市制、新市——新しい阿見市になるかどうかわからないけども、つくるんだということからするとね、非常に戦略的なね、これ道路だし、これをね、やっぱりね、最優先でつないでかないとだめだと思うんですね。

そのために、何が問題になってるのか、問題はないのかどうかわかりませんが、ぜひね、この終点から基点、阿見東部工業団地に至るね、この都市計画道路についてね、やっぱり力を入れてやっていただきたいなと思います。

それはそういうことで終わりにしたいと思いますが、もう1つ、5番目にかかわることなんですけど、この廻戸からですね、公民館の前を通る道路ですよ、これは前々回でしたか、同僚議員が交差点の改良の話もしておりましたけども、通学道路にもなっていると。確かに行ってみるとね、自転車なんかすれ違えないし、歩道ですね。自転車は車道と通るのかな、わからないけども、あそこは。非常に危険だし、そうするとね、途中でね、児童遊園がありますね、児童遊園が。五本松のね。あそこはちょっと下がっていて、あそこに来るとちょっと退避所みたいな形になってね、非常に道路としていいんですね。あれを考えるとね、先買いをしてですね、先買いできる場所から先買いをして、それでその歩道を広げておくと、そういうことをね、やってみたらいいんじゃないかなと私は思うんですけども。

この前ね、竜ヶ崎工事事務所にも聞いたら先買いをしているということもあるようです、この上郷のあたりでもね。ですからですね、やってできないことはないんじゃないかと私は思うんですが、この先買いをしない、あるいは先買いができないって何か事情があるのかどうか、それをちょっと聞かせてください。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

まずですね、この道路の整備計画の中で、この廻戸・若栗線でございますが、現在の幅員、

そういうものでいいのかどうか、都市計画道路そのものが先ほど町長の答弁にありましたように39年度、実際は40年になりますが、計画決定しております。そういう中で、その後平成に入ってからいろいろな道路——荒寺線なんかもそうなんです、そういう新しい道路も計画決定してございます。

そういう全体的な道路網の流れの中で、じゃあその古く決定したものがそのままの幅員でいいのかどうか、そういうことも含めて、今後町長の答弁にありましたように都市計画のマスタープラン、こういうことも作成しなければならないと。それを含めた中で道路の再編計画、こういうことも考えていきたいと思っております。その中で道路の現状の交通量、そういうことを踏まえて今の幅員でいいのかどうか、16メートルを12メートルでもいいんじゃないか、そういうことも研究しながら都市計画道路の整備計画はつくっていききたいと考えております。

そういった中で、この先買いに関しますと、事業認可——今の社会資本整備事業の中では5年間である程度のビーバイシーじゃないですけど結果が問われるような事業でございます。それをそういう計画、見直しなんかもある中で先買いをしていきますと、当面は事業認可とってればそうなんです、とらないでやってくと単独費というような形で買収せざるを得ないという部分もございますので、その事業が見通しが立った中でということで、事業認可が得られるということになればあれなんです、現在じゃあどこの路線も買収して先買いをして単独費をつぎ込んでやっていくのかということについてはちょっと難しいんじゃないかと考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これで終わりにしますけど、国の制度がね、そういう制度になっているということですから、国の制度を変えていくとか、そういうことを言うとか、いろんなことがあるかもしれませんね。それをね、ぜひさっき言ったように16メートルの道路を12メートルにするとか、しかしそれを都市マスタープランをつくって最終的に合意してやると相当長い期間になりそうだなあという感じはしますけどね。ぜひね、いろいろ研究していただいてやっていただきたいと思います。

じゃあ、次の質問に入ります。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時スタートします。

午後 0時01分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番平岡博君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。  
それでは、5番海野隆君。先ほどの質問に続いて。

○5番（海野隆君） 4番目の質問に入りたいと思います。

4番目の質問はですね、地域の資源をどう発見してそれを活かすかということでございます。阿見町内に存する自然的歴史的文化的資源を発見・発掘し、その利活用を図ることにより町の内発的発展を促すことについて伺いたいと思います。

1番目として、地域資源発見・発掘のための手段方法について。

2番目に遺跡発掘物や近代遺産に指定された遺産の保存や管理及び修復必要な状態になっていることについて。

3番、解体保存されている通称海軍将校クラブ——海軍士官クラブともいうそうですが、の利活用について。

4番目に歴史民族資料館等の拠点施設の整備計画について伺いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） まず、1点目の地域資源発見・発掘のための手段方法についてですが、町には文化財研究調査会があります。この文化財研究調査会は、平成4年に阿見町史研究の発刊が終了した際に、地域の歴史をさらに詳しく調査・研究して、町内の文化財資源の保護活用をするため、当時携わっていただいた方々に、各専門分野において活動を続けていただいたのが始まりです。

担当する分野ごとに、建造物調査班、石像物調査班、樹木調査班、古文書調査班、民話調査班の5つの調査班があります。各班、毎年新たな地域資源等の発掘の成果を文化財展にて発表し、その発表内容を小冊子にまとめております。

次に、第2点目の遺跡発掘物や近代遺産に指定された遺産の保存や管理及び修復必要な状態になっていることについてですが、阿見町内には、19個の町指定文化財と3つ県指定文化財があります。これらの指定文化財のほとんどは、個人または団体等が所有しており、その管理・修理等については、文化財保護条例の規定により、所有者が行うことになっております。

また、指定文化財の管理・修理に係る費用については、町が予算の範囲内で補助をすることができ、補助の額については、対象経費の2分の1で、補助限度額は200万円であります。なお、修理等が必要と思われる場合には、所有者と連携を図りながら、文化財の保護に努めております。

次に第3点目の、解体保存されている通称海軍将校クラブの利活用についてですが、この建

物は、霞ヶ浦海軍航空隊本部庁舎地区にあった第一士官宿舎に付随する建物で、昭和10年に建設され、戦後は茨城大学農学部の学生ホールとして長く使用された後、平成7年2月に解体されています。

予科練平和記念館では、資料として、この将校クラブの部材の一部のほかに、写真・アルバム・飛行場排水路のふたなど複数点を所蔵しています。この中から、暖炉の手彫りの飾りを展示しています。そのほかの資料については、年に2回行っている資料展において活用していく予定です。

将校クラブの解体時に、将来の再建を可能にするために、記録図面と部材が保存されています。しかしながら、木造であり、解体から18年間部材には何の保存処理もなされていないことなどから、再建は難しいと考えております。

4点目の、歴史民俗資料館等の拠点的施設の整備計画についてですが、現在町内には、2カ所の文化財倉庫があり、町内出土遺物や民具等を多数保管しております。これらの出土遺物や民具等を展示し、阿見町の歴史を広く紹介することは、必要であると考えております。

そのため、現在は、町内の各公民館・ふれあいセンターを利用した出土遺物の展示を行っているところであり、今年8月には、中央公民館2階に、文化財ミニ展示室をオープンいたしました。展示室内には、町の歴史に係る書物や発掘調査報告書、町内出土遺物などを展示しており、誰でも自由に見学ができます。

このように、既存の施設を活用しながら、町民に阿見町の歴史を知っていただく機会を提供しております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 答弁ありがとうございました。先日ですね、中央公民館で、11月でしたかね、展覧会があつてですね、私も今おっしゃられたですね、阿見町の文化財のですね、展覧会を見させていただきました。そこで、古民家の調査をやった結果とかですね、その他もろもろたくさん出ておりましたけども、大変よく調査をされているなというふうに思いました。

執行部から作品集ということで、21年、22年、23年度の冊子をいただいておりますけれども、これをね、ぜひともですね、もうちょっときちんとしたものにですね、まとめていただいて、長く伝えていただきたいなと思います。

それで、その中でね、山中家住宅というのが出ておりました。これはあれですね、福田にあるかやぶきのお宅ですけども、非常に見事な建物です。映画の「赤い鯨と白い蛇」というロケーションの場にもなったということなんですけれども、これもですね、何らか手を入れてですね、保存をしておかないと、なかなか個人の所有でそのままというふうにはいかないんじゃないかなというふうに思いました。

それで、実は私、観光ボランティアガイドの会に入っておりまして、少し町指定の文化財なんかも見させていただきました。茨大もこの前行ったんですけども、例えば方位盤ですね、これなんかも相当傷んでます。この方位盤が傷んでるのを誰が一体これ——条例ではですね、所有者だから独立大学法人かな、茨大が管理するのかもしれませんが、また掩体壕——山田さんのところですね、これもやっぱり相当ひびが入ってどうするのかななんていう話をしてたんですけども、ぜひですね、ひよっとしてですね、所有者から補助金ですね、申し出がないままになくなってしまうと、消滅してしまう、滅失してしまうと、そういうことがないようにですね、やっていただきたいなというふうに思います。

これはですね、次の紙井さんの質問もあるようですので、これで終わりにしたいと思います。続いてですね、JRひたち野うしく駅に隣接した中根地区及び荒川本郷地区整備の問題について質問します。

先ほどですね、町長がですね、単独市制を目指すんだと。当然これは5万人という人口要件がありますから、この要件をクリアしない限りですね、阿見市にはなりません。そうしますとですね、相当戦略的にこの阿見町にですね、人口を張りつける、あるいは産めよ増やせよというわけじゃないけれども、人口要件をクリアしないといけません。

それで、その阿見市実現のですね、最も重要な要素にですね、私はJRひたち野うしく駅に隣接した中根地区そして荒川本郷地区整備ですね、オルティエ本郷に隣接した。ここの地区整備があると思います。

質問に当たってですね、地元の先輩のですね、柴原議員さんにですね、いろいろとお聞きしました。なかなかいろいろ課題があったり問題があったりということもお聞きしたんですが、ここの構想についてお聞きしたいと思います。

1番目、荒川本郷地区の基幹道路及び上下水道のですね、インフラ整備の現状と今後の地区計画の整備構想について。

それから2番目に、中根地区について過去牛久市から一体開発の申し出があったと聞いていますけれども、開発計画のですね、経緯についてお伺いします。

3番目、その一体開発計画をですね、検討推進する協議会みたいな組織があるというふうにお聞きしているんですけど、行政・有識者・住民地権者等でやっぱりもう一度ですね、改めてこの中根地区のですね、JRひたち野うしく駅に隣接した一体開発のですね、構想をですね、改めて練るといいますかね、話し合うというか、そういうことが必要じゃないかと思われま。そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） この10年がやはり土地有効利用というか、そういうものに対しては



この10年が勝負だなどそう思っております。それを過ぎるとなかなか少子高齢化の中で土地の利用が図れていかないと、そういうこともまず頭に入れておいていただきたいと思います。

1点目の荒川本郷地区の基幹道路及び上下水道等のインフラ整備の現状と今後の地区計画の整備構想についての御質問にお答えいたします。

まず、都市計画道路の整備についてですが、荒川本郷地内には都市計画道路が7路線計画決定されております。そのうち、市街地形成の骨格となる3路線の荒川沖・寺子線の一部、南大通り線、センター通り線の一部を整備し供用を開始しております。

現在は、地区内で整備済の荒川沖・寺子線の地区外延伸部の整備を進めており、平成25年初夏に県道竜ヶ崎阿見線まで供用開始する予定であります。阿見・小池線につきましては、県に対し早期整備の継続的な要望を行っております。先ほども答弁しておりますね。

その他、都市計画道路につきましては、町の財政状況及び市街化の進展状況等の整合を図りながら順次整備を進めていきたいと考えております。

続いて、下水道の整備についてですが、現在供用開始しております都市計画道路荒川沖・寺子線、南大通り線、センター通り線の3路線には、下水道本管が既に整備されており、供用をするため南大通り線の既設人孔から県道土浦稲敷線までの流末幹線を接続する必要があり、今年度流末幹線のルートの検討及び実施設計を行っております。

工事については、平成25・26年度の2カ年で行い、区域内既設本管の供用開始を行う予定です。その本管と各敷地に設置する汚水柵までのサービス管については、平成26年度より、供用開始されている都市計画道路を中心に、町の財政状況及び市街化の進展状況等の整合を図りながら整備を進めていきたいと考えております。

続いて、上水道の整備についてですが、平成22年度に水道課で策定した阿見町水道施設整備基本計画をベースに水道施設整備を進めますが、本地区については工事費の削減を図ることから、下水道サービス管の整備時期に合わせて平成26年度より水道管理設工事を進める考えであります。

次に地区計画の整備構想についてですが、当地区は旧都市基盤整備公団による土地区画整理事業の中止・撤退により、計画的な面整備ができなくなったことから、骨格となる都市計画道路の整備を進めてまいりました。

一方で、地区計画の導入により、都市計画道路の整備効果を活かしながら、魅力ある町並みや住みよい環境づくりのため、まちづくりのルールを都市計画により定めているところであり、あわせて都市施設に係る段階的な整備イメージによる整備計画方針を示した荒川本郷地区まちづくり方針を平成22年度に策定しております。

さらに、将来的なまちづくりをイメージしながら、土地の利活用の方策等についての関心を

深めることやまちづくりに対する率直な意見を聞くため、多くの土地を所有しているUR都市機構を含めた、早期土地活用の実施が想定されている区域の地権者を対象にまちづくり勉強会を開催し、良好なまちづくりの円滑な促進が図れるよう支援を行っております。

次に2点目の、中根地区について過去牛久市から一体開発の申し入れがあったと聞きましたが地区開発計画の経緯についてという問いに対してですが、中根地区は、牛久北部地区との連携を図りながら開発を進める地区として当時の住宅・都市整備公団から申し入れがあったものであり、阿見町第4次総合計画において、住宅・都市整備公団施行、全体面積330ヘクタールの土地区画整理事業として位置づけるとともに、市街地整備基本計画において、荒川本郷地区とあわせた西部新市街地として位置づけを行いました。

町は、平成2年4月に阿見町西部開発事務所を設置し、地権者を対象にアンケート調査や説明会を実施し、平成8年3月に中根行政区を中心とする約100ヘクタールについて事業化を検討することとなり、代表地権者・公団・町で土地利用等についての協議を重ねてまいりました。

しかし、平成9年10月に公団より社会経済情勢の変動並びに行政改革による公団業務見直しの中で、中根地区の開発を進めていくという意思決定ができない旨の説明があり、事実上開発は断念することとなった経緯がございます。

次に3点目の、一体開発計画を検討推進する行政と有識者や住民地権者等で整備構想協議会をつくる必要性についてですが、平成9年6月に中根地区約100ヘクタールの事業を検討していくに当たり、中根・実穀・上本郷・下本郷の地権者代表による中根開発4地区連絡協議会が発足された経緯があります。

その後公団による開発の断念について中根地区まちづくり懇談会にて説明したところ、地元地権者の協力のもと町とともに乱開発を抑制し、地域として望ましい開発のあり方を検討するなど今後とも代表者会議は継続したいとの要望がありました。現在、同会議としての活動はなく、地権者や関係者からの中根地区の開発見通し等の問合せに対応しているのみの状況であります。

ついては、町としても現在までの経緯を踏まえた中で、荒川本郷地区の整備を早期に推進していく観点から、新たな市街地開発の計画は今のところ考えておりません。議員の御理解よろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 10年を見通しながら考えたほうがいいよと、こんな話だったですね。私も阿見はよく知らないもんですから、選挙のときにですね、牛久とですね、阿見の境の道路をずっと歩きながらですね、上からの写真を見ながらですね、これ本当に一体開発をすべきところではないかなというふうに、正直に実は思いました。

いろんな経過があつてですね、今のところ具体化はしないということになっているようですが、地権者はそれぞれね、お考えもあることかなと思いますが、私が歩いて聞いた範囲ではですね、やっぱり生活環境のね、整備なんかも含めて、この牛久と阿見のですね、1本の道で違うわけですけども、やっぱり望んでいるなという気はしました。

今後ですね、町から言わせればね、荒川本郷地区が市街化区域に指定をされておりますので、まずここからですね、進めるべきであるというのはもうわかっておりますし、また着々と、市街化区域ですからね、これは道路さえ通しておけばですね、あとは大きい区画でどうしようかっていう話はあるにしても、いずれにしても家屋はですね、自由に建つと。こういうことですので、この中根地区についてもですね、今後西部地区——当初は一体でURが開発しようという計画もあったようですし、実際に歩いてみるとですね、道路1本でこんなに違うかなというように感じになっておりますので、ぜひともですね、今後ともこの部分については町としてね、やっぱりきちんと位置づけていただいて、それでもってね、進めていただくと。こういう形で進んでいっていただきたいと思います。

これはまた後でやるとして、次の最後の質問に移りたいと思います。

最後の質問はですね、公有空間ということで、公有地だけではなくてですね、土地だけではなくてですね、公有空間のですね、利活用を図っていただきたいということで質問したいと思います。

公有空間のですね、利活用を図るということは、町活性化の大きなてこにもなり財政的にも寄与することになります。公用車やバス、封筒、利活用公用地を今後どのような利活用する計画があるのか伺いたしたいと思います。

1つ目は、町内の未活用公有地についてお伺いします。何点ぐらいあつてどのような面積があるのか、こういうことも含めてですね。

それから2番目はですね、これも前の、今回の議会の中でもですね、竹来の最終処分場の跡地について触れられておりましたけれども、最終処分場跡地、ここについてですね、答弁はわかりましたが、この竹来の最終処分場跡地について、今後ですね、どういう利活用する計画があるのかないのか。

それから3番目、これは小学校予定地ですが、3月の議会でしたか、柴原議員さんが暫定使用はどうなんだという話をされていたようですけれども、今回もですね、大規模太陽光発電の関係でですね、ピックアップしてですね、これについてという形で載っておりましたけど、改めてこの小学校予定地についてお伺いしたいと思います。

それから4番目はですね、これは土地ではなくてですね、封筒それから公用車・バス、ここにはホームページは載っていませんけれどもホームページ・広報誌、そういったところの広

告ですね、これをですね、どしどしとですね、開拓してですね、民間の方々に公有空間を提供すると同時にですね、財政的にもやっぱり収入を得ると。そういうことは積極的にやらなくちゃいけないと私は思います。

正直申しましてですね、阿見町のそういう努力は少ないと、少しね、足りないと思っています。で、この前町民手帳でしたっけ、町民手帳だったかな、ものについてはね、会社とね、提携して無料で全戸配布すると、そういう形になっているようですけれども、封筒類なんかを見ましてですね、やっぱりそこにですね、先進的なね、自治体ではですね、積極的に広告をとっていく。あるいはですね、広告入りの封筒をですね、無償で提供してもらおうと。こういうことをやっているようです。ですから、この現状とですね、今後の開拓についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは1点目の、町内の未活用公有地についてお答えいたします。

町有財産として、まず事務事業を執行するため直接利用する行政財産と、それ以外の普通財産がありますが、行政財産は用途・目的があるため公売等の処分ができず、公売や貸し付けができるのは普通財産であり、面積は約6.8ヘクタールであります。今般、うずら野地内の普通財産について、公売等の処分ができるよう事務手続等を進めているところであり、今後、売却条件等を設定したうえで公売していきたいと考えております。

未活用公有地については、引き続き活用方法や処分方法を検討していくとともに、利活用や公売等ができるところは積極的に対応していきたいと、そういう考えを持っております。

2点目の最終処分場跡地についてであります。

竹来地内の最終処分場跡地については、現在、竹来中学校付近に位置しているため、学校行事及び竹来中地区の町民運動会等に駐車場として開放しているのが現状であります。なかなかこの有効利用っていうのは、非常に今のところは難しいのかなと思っています。

3点目のオルティエ本郷内の小学校予定地についてであります。

同用地の利活用につきましては、本郷地区の人口増により、町民の皆様から「町長への手紙」等で小学校の建設要望を寄せていただいているところです。現在、同地区の児童が通学する本郷小学校は児童数が増加傾向にあります。しかし、町内には児童数が減少傾向にある小学校も複数ございます。町では平成25年・26年度に学校再編計画の策定を予定しております。同用地への新たな小学校の建設につきましては、本計画の策定に合わせて検討してまいりたいと思います。

4点目の封筒、公用車、バス、広報紙広告掲載等の現状と今後の開拓についてであります。

町では地元産業の振興を図るとともに広告料収入による財源確保のため、広報あみ通常版と

町ホームページに有料広告を掲載しております。掲載については、毎年、広報あみ1月号お知らせ版や町ホームページ等で周知するほか、商工会を通し、町内の商工会加盟店に周知し募集しております。

料金は、広報紙の最下段の半分を使用する半枠で1カ月1万5,000円、全部を使用する全枠で3万円、ホームページはトップページの最下段への掲載で1カ月2万円としております。申込状況につきましては、平成24年4月から25年3月までの間、広報あみが61半枠で91万5,000円、ホームページが24枠で48万円の収入見込みとなっております。

次に、窓口用封筒、公用車、行政バスなどへの有料広告の掲載については実施しておりません。この取り組みは、新たな財源の確保と町民サービスの向上、地域経済等の活性化を図る手段として有効なものであると考えておりますので、今後、導入している市町村の状況を調査しながら前向きな形で検討していきたいなど、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 3番目のですね、小学校予定地についてですけれども、3月の議論ではですね、教育長と柴原さんがやりとりをされておりましたけれども、新しい小学校をあそこにつくるという予定といいますかね、具体的にはなかなかそこまで行かないんだという話があって、暫定的にサッカー場にしろとかというようにいろんな話になっているようですが、いろんな多目的に使っているというような話もあったりして、本郷ふれあいセンターでね、何か用事があるときには駐車場で使っているようではありますが……

25年以降はそうするとこれ、あれですか。一様の方向性というものをきっちり出されるということになりますか、25年。今年24年ですよ。25年に学校再編化計画を出して、そのときには明確にあのオルティエ本郷内にある小学校予定地をどうするかということが明確になるっていうことで理解してよろしいんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 平成23年、それから24年度にかけましてですね、今、阿見町教育振興基本計画という形で進めているところございまして、その中で阿見町小学校と中学校ですね、その適正規模のガイドライン——指針ですね、今固めているところでありまして、それに基づいて今度予算要求している段階でございまして、これ喫緊の課題であります阿見町学校再編基本計画というもの、今御指摘のものでございまして、今の予定はなかなかこれは1年でこの計画を作成するというのは、当然物理的に難しいちゅうことでありまして、今のスケジュールとしては平成25年度に再編の基本計画を立てまして、それから26年度にはそれに基づいて今度は実施計画というような形になりまして、今の予定ですと、どのようになるかというのは、これちょっと想定はちょっと控えさせていただきたいんですが、予定では27年度地区の説

明会の開催、それから保護者・地域住民との合意形成、統合に向けた準備等が予定される見込みでいます。

ただ、実施計画自体は2カ年で完成して、これは当然方向性が見えてくると思っております。以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 学校再編計画とね、その小学校予定地ですね、これをどうするかっていう話、リンクしてるんだけど、ただ、先ほど荒川本郷地区のね、市街化区域をどうするかっていう話、10年先とかっていう話で、これ未利用地というふうにいうべきなのか予定地というべきなのか、この部分について少なくとも平成25年ぐらいには、あそこを使うとか使わないとかそういうことも含めて出るんですか、結論は。結論は。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 25年度ちゅうのはちょっと無理かと思えますけど。25年度はね。ともかく今は本郷ふれあいセンターちゅうことで300席ありまして、駐車場も137台ちゅうことで、広く芸術文化に使ってもらいたい。で、こないだもアームレスリング大会ちゅうことで阿見町で初めてこれやりましたけど、それはもういっばいで、あそこ開放してやったりとか、民間の保育所の運動会、そういうことで今そこをオープンして貸し出してるちゅうのが状況なんで、まだ教育委員会としては、そこはそういう草刈りやりながら町民皆さんに利用していただきたいちゅう考えでございまして、今の海野議員がおっしゃるように25年度にはちょっとそういう方向性は見えてこないかと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 10年後って言ったんじゃないんですよ。ここ10年が本当にこの阿見町にとって、政策として非常に大事な時点になるっていうことを言って、10年後の話じゃなくて、この10年間……

○5番（海野隆君） 10年後を見通してやるべきだって話でしょう。

○町長（天田富司男君） 見通しじゃなくて、この10年間でやっぱり本当に進めていくものをきちんと進めていかないと、やはり5万という、このね、市制施行に向けた人口増が図れないだろうと。やっぱり10年後になると、また違った視点が出てきちゃうと思うんですよ。人口動態も全然違ってきちゃうような状況ということが出るんで、この10年が本当に勝負じゃないかなと。そのためにはどういう地域のつくり方をしていくかっていうのは、大きな阿見町にとっては財産でもあるし課題でもあるという、そういう考えを私は持ってますという話です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） よくわかりました。それでね、今度は1番目に戻って申しわけないですけど、普通財産のね、未活用公用地、この前うずら野のね、土地が出てきましたけれども、そういう公有地については、積極的に処分をしていくと、こういう方針にあるんですか。つまり処分をするための整備をいろいろやるとか、そういう計画を立ててやられてるんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

行政改革大綱の中でも、未利用地については積極的に処分をしていくというような方針でありまして、処分できるものはやっぺいこうということで、取り組んではいるところでございます。それで、先ほど6.8ヘクタールが普通財産であるというふうに申しあげましたけれども、実は23年度の決算を見ていただくとわかるんですけれども、そのうち5.6ヘクタールが本郷第一地区の保留地でございます、そのほかは約1.2ヘクタールということなんですけれども、その中でほとんどの面積が、大部分が現在貸し付けということで貸しております。貸し付け料もいただいているんですけれども。

ということで、実際売れる——今売却可能かなと思われるのは3筆——うずら野も含めて3筆ということで、この3筆につきましては、なるべく早く処分していこうということで取り組んでいるところでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） よくわかりました。保留地もね、しっかり売っていかないとだめだなと。

それと4番目なんですけどね、さっきの町長の答弁ではですね、やっぱりこれは非常に今後ですね、取り組んでいくことによってですね、やっぱり町内の商業の活性化にもなるし、また町の財産にもなるということで、私の正直な感想を言わせてもらおうと、例えばホームページですね、ホームページ。これね、お客さん本意になってないんですよ。通常ですね、ホームページなんかを見ると、ぱっとあけたときに出てこない、これは商品価値余りありません。今選挙でホームページあけると必ず政党の広告が出てきます。それ右上か左上。つまり最初に見たときに全部そこに載ってきます。

残念ながら阿見町のホームページはね、ずっと……。これ阿見町だけじゃないんですけどね、ほかの市町村もおおむねそういうところが多いですが、ずっとクリックして下に行かないっていうと広告が出てこないんですよ。

で、非常に先進的にやっているところですよとですね、右肩とか左肩とか、ここに最初にクリックしたときに出てくるようになっていきます。ですから、やっぱり広告としてですね、お客様になりますね、お客様から収入をもらうというときにはですね、お客様本位で考えるということも私は必要なのではないかなと思います。

ですから、すぐにできるのかできないのか私はわかりませんが、そういったホームページのね、広告の位置、そういうものについてもですね、心を配って、それでもってお客さんにとってはやっぱり広告を出稿したらですね、何らかのやっぱり反響があったとか、商売としてだけじゃないかもしれませんが、収入増につながったとか、そういうことにしていきたいなと思っています。

封筒とかね、公用車・バス・その他ですね、広報誌もまだ少し余っているようですけども、こういうものについてもですね、町内外を問わずやっぱりふさわしいと思われるね、広告主を開拓していただいて、今後進めていただきたいと思います。

最後ですけども、お金がないお金がないっていう話をいつもします。それでこの前もですね、いろいろ議会の中でもそんなにたくさんいろんなことでお金ないじゃないかって話になりますよね。ですから、これはもう家計と一緒にですね。まず入りを図ると。それから無駄を省くと。行財政改革を徹底してやる。それから入札のやり方、補助金のあり方、こういうこともしっかりやる。

それから、入りを図るっていうのはね、大きいことじゃなくてもいいんです。小さいものの積み重ねが大事なんですよ。そういうことのね、小さいものの積み重ね、これを積み重ねることによってね、やっぱり山となっていくという形ですから、これさえ職員の人たち、それから役場全体、我々議員もそうだけでも、そこにしっかりと頭のね、切り替えをすればですね、相当なものが生まれるものだという事を申し上げましてですね、今回の私の質問、少し早口になりましたけれども、終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、5番海野隆君の質問を終わります。

次に11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔11番紙井和美君登壇〕

○11番（紙井和美君） それでは、阿見町の文化芸術振興基本条例の制定について、通告に従いまして質問させていただきます。

平成13年12月7日、国会で文化芸術振興基本法が制定されました。この条例は文化芸術の振興についての基本理念を定め、音楽・美術・演劇などの芸術、歌舞伎や能楽などの伝統芸能、アニメや映画等のメディア、茶道・華道等の生活文化、有形・無形の文化財等、さまざまな文化芸術と人材の発展、伝統文化の継承、心豊かな生活の向上を目的とするものであります。

この法律の前文では、文化芸術は人々の創造性を育み、表現力を高め、人々の心をつなぎ、理解し尊重し合う環境づくりと多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成と世界平



和に寄与するとし、文化芸術が人間に大きな恩恵をもたらすものであることが宣言されています。まさに物の豊かさから心の豊かさへの転換といえます。

現在、文化振興のための条例を制定した自治体が25都道府県、82市町村に拡大しました。現在はもう少し増えており、近隣ではつくば市と牛久市が制定しています。

経済不況ですさみがちな人々の心を潤すために芸術の力は重要であり、心の病もあらゆる世代に広がる時代だからこそ心に癒しと希望を与える文化芸術は大切にしなければならないと考えます。

文化芸術は、人に勇気と感動を呼び起こすだけでなく、1930年代のアメリカでは景気回復を目指して実施したニューディール政策——いわゆる新規まき直し政策の柱の一環として文化芸術産業の振興を据え国家プロジェクトを実施し、今日のアメリカの文化芸術産業の源となっていると言われております。この行き詰まった日本社会を打開する重要なかぎをも文化芸術は握っているのかもしれない。

当町にも文化や芸術、芸能という大きな貴重な財産があり、先人たちから継承されたまちづくりに活用すべき貴重な資源があります。今我々はこれを十分に活かし、新たな文化芸術を創造し、心豊かな地域社会の構築を図っていかねばならないと考えるのであります。

そこで第1点目として、当町の地域の特性に応じた文化芸術振興指針の策定と当町独自の文化芸術振興基本条例の制定についてお伺いいたします。

同基本法の第4条に、地方公共団体は文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し実施するとして、地方公共団体の責務が規定されており、第35条では、地方公共団体は、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるとして、地方公共団体の施策の推進が規定されております。

地域が育てる文化づくりとうたわれている阿見町では、地域の特性に応じた文化芸術振興施策についてどのように考えているのか。また、今後当町の21世紀の文化芸術振興を総合的・積極的・効果的に行うマスタープランやその実施計画は、どのようになっているのか。当町でも、独自の文化芸術振興基本条例の制定を図り、総合的に真に心豊かな活力のあるまちづくりを目指さなくてははいけません。町としての見解をお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 紙井議員の阿見町の文化芸術振興基本条例を制定し、心豊かな生活の向上をについてお答えします。

当町では、第5次総合計画に位置づけられた施策として、地域特性を活かしながら町民ニーズに対応した事業が展開できるよう、環境の整備を行ってまいりました。具体的には、町文化協会、各種同好会の育成や活動支援。また、生涯学習フェスティバルや音楽で元気にするまちづくり事業の展開などです。それから、各種講座等の開催もしております。

今後は、本年度3月策定予定の生涯学習推進計画に基づき、「みんながふれあう文化芸術のまちづくり」に資する事業を推進してまいりたいと考えております。なお、町独自の条例制定につきましては、町の持つ地域特色を活かした条例が制定できますよう、先進地の事例を参考にするなど情報を収集しながら、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。先ほどの答弁の中で、「みんながふれあう文化芸術のまちづくり」というふうにおっしゃいましたけども、具体的にどのようなものか教えていただけます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。

1つはですね、先ほど教育長が答弁いたしましたけど、5次総合計画に「いきいき学びのまち」っちゅう、これ5章なんですけど、その中でですね、目途としまして目指す姿ということがありまして、町民が芸術文化に触れる機会を増やし、積極的に活動し豊かな心を育てていまして、毎年予算を組んで予算の範囲内で今さまざまな事業を展開しております。

先ほど、みんながふれあうという部分でしょうか……。ああ、はいはい。これについてはですね、ともかく今回策定中のですね、生涯学習推進計画の案でですね、その中で今後の進め方として、「みんながふれあう文化芸術のまちづくり」ちゅうような形で、基本方針としては4つに分かれたちゅうことで、これはあとに議員さんのほうに策定段階で説明しますが、今後はこれで進めていくちゅうような形で教育長は説明しております。

ただ、今の段階ではですね、今現在現時点ではですね、おかげさまで町にもアップライトピアノっていうんですか、あれ6台、6台あるんですよ。それからグランドピアノ2台、電子ピアノ2台ありましてですね、ほんで音楽の元気にするまちづくり事業をやっているちゅう事態。これ中央公民館ばかりじゃなくて5つの地区館、図書館、予科練ちゅう形で、今そういう形で、ちょっと今度つくる生涯学習推進計画に目指した形の事業を今展開しているちゅう状況であります。

以上でございます。ちょっと長くなりましたけど。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。生涯学習推進計画、今からいろいろ考えていかれるということですが、どのようなメンバーで構成されているのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 生涯学習課長佐藤吉一君。

○生涯学習課長（佐藤吉一君） はい、お答え申し上げます。

生涯学習推進計画の策定につきましては、いきいき学びのまちAMI推進会議の中で策定しております。メンバーにつきましては、各種団体の代表、また公募のメンバー、それから議会からも入っていただいております。人数につきましては、20名以内ということで構成しております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。次にですね、この文化芸術基本法の第24条の中に、学校教育における文化芸術活動の充実というのがあります。

現在、当町の学校で取り組んでいる文化活動、芸術振興の取り組みを教えていただきたいんですけども、この24条というのは、学校教育における文化芸術活動の充実を図るために、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体による学校における文化芸術活動に関する協力への支援、その他の必要な施策を講じるというふうに記載しているんですけども、当町の学校の中でどのようなことをやっているか。

実はですね、私小学校のときに体育館に能楽鑑賞ということで能楽師——能・狂言師の方が来て能楽を鑑賞したことがあったんです。全く興味がなくて子供たちも最初始まるまでは全く興味がない感じで嫌々体育館の中に入ったんですけども、ところが物すごくおもしろかったんですね。こんなにおもしろいものかって。昔っぽいものなのに、こんなにおもしろいものかって生徒全員がびっくりしたことがあったんで、それから一度そういう本物のものを見てみたいということで、両親にお願いして連れていってもらったことが一度だけあったんですけども、そういったことで子供のうちにそういった本格的な芸能に触れるっていうことはすごく素晴らしいことだなということを身をもって実感したんですね。

そういったことから、当町でもそういった伝統芸能ですとかいろんな芸能に触れ合う機会を学校で行うことがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） その前に先ほど言い忘れてたんですけど、22年度にですね、阿見町が生んだ故長南一夫さんという方がいらっしゃるんです。これ油絵の大家なんですけど、この方小中学校、さらには役場、それから公民館に、本物の肉筆の絵を30点寄贈してあるっついで、各小中学校は本物の絵を鑑賞してるっついで、ちょっとつけ加えます。こ

れ言うの忘れましたので。

それからですね、先ほど24条ちゅうことでありまして、1つ、これ文化庁のメニューなんですけど、次代を担う子供の文化芸術体験事業ち形で——これ公募制なんですよ、1つは巡回公演事業がありまして、それから派遣事業——先ほど紙井議員さんがおっしゃられるように能とかそういう、派遣してそういう古典のやつを見るちゅうのありまして、たまたまうちのほうでは君原小学校が手を挙げましてですね、採択されまして、これは特別学習っていうんですかね、特別学習の時間にですね、本物の児童演劇を呼んだちゅう経緯がございます。

あと、またこれは別物なんですけど、今回の皆さん新聞で御存じかと思うんですが、茨城県のオペラの登竜門であります、これ200人も応募して10人しか選ばれないんですが、阿見町在住の長さんという方がいらっしゃいまして、その方、阿見町の音楽祭ちゅうことで小中学校が龍ヶ崎文化会館でやるんですけど、そのときにゲスト出演していただきまして、本物の音楽を聞かしたちゅう経緯もあわせてお知らせいたします。

ただ、今のこの24条関係については、今言ったように次代を担う子供の文化芸術体験事業ちゅう形で公演、今も皆さん手挙げてるんだけど、なかなか採択……。皆さん、これほとんどただですから。施設をあけば出張旅費もみんなただなんで、みんな手挙げてるんですが、なかなか今んとこ公募できてないというような状況です。ただ君原小学校だけはさっき言ったとおりでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。厚生労働省がやっている文化芸術基本の方針というのがありますけど、これは文部科学省がつくったものなんです。その中にもやはり同じように地域における文化芸術活動の場の充実ということがありまして、国民が身近に本当に充実文化に触れ合うことができるように講じるということなんです。各地域の文化施設——まあ文化施設うちはないですけども、だから龍ヶ崎文化会館までわざわざ行くことになると思うんですが、そういった文化施設や公民館等の社会教育施設について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民が円滑に利用しやすいように運営を推進するというのがあるんですね。

学校施設については、学校教育に支障のない限り学校教育以外の利用が認められているということとか、学校教育に利用される見込みのない教室や——これはうちの町には当てはまらないかもしれないんですけども、廃校施設についてはさまざまな用途への転用が可能となっていることを踏まえて、地域の芸術家、また文化の芸術団体、住民の公演とか展示の練習の場として、また文化芸術の保存の場所ということで利用を促進していこうということが、これ文部科学省から出されている指針なんですけれども、そういったことで学校とか文化施設以

外のさまざまな施設においても地域の芸術化とか文化芸術団体とか、住民の文化芸術活動への幅広い利用を促進するという事なので、先ほど私が申し上げた本物に触れるというのはすばらしいことであると同時に、地域の本当に芸能を継承していらっしゃる文化芸能に携わっている方々、そういう方々にボランティアで来ていただいたり、あるいはワンコインでそれを見るような感じで気軽に親しめるという、そういうことにも学校の施設の場を利用してはどうかということも思うんですけれども、そういう部分ではいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 御質問いただいていることに合致した答弁になるかどうかちょっとわかりませんが、学校には文部科学省が決めた学習指導要領というものにのっとって年間計画を立てて子供たちと学習をするというのが学校の施設で、今紙井議員さんがおっしゃってくださいましたようなことは、例えば各学校でお琴の先生に来ていただいて、昼休みに体育館でお琴を聞くとか、それからこの間——昨年でしたが、竹来中学校で竹来中学校を御卒業なさった方々が文化祭に特別出演して下さるとか、折に触れてできるだけそういうことはしていますが、毎日の学習の中でというのは難しいことだと思います。

それから議員さんがおっしゃいましたように、体育館等は夜間は一般町民に開放したり、できるだけ学校施設の有効活用はしておりますが、教室等は子供たちの持ち物も残っていたり、次の日の学習の準備等いろいろもろもろのことがありますので、教室等の開放は難しいと思っております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。ちょっと私の聞き方がよくなかったんですけど、授業の中でということではなく、先ほど教育長がおっしゃったように休み時間ですとか夏休みですとか、そういった授業に差しさわりのないところで、そういう活動ができればなということを考えています。

これは27条の中にも、このように文化芸術活動としての場の提供ということで、学校施設・社会教育施設を容易に利用できるようにするための措置を講じていこうということが載っておりますので、今までの規定を少し緩めながら、学校教育に支障のないという形の上でそういう文化の継承に携わっていただきたいなというふうに思いました。

それと、あと国際社会の中で日本文化を認識するというのは大変に重要なことなんですけれども、基本法の中の18条と19条の中に、国語の正しい理解と日本語教育の充実ということが載っておりますね。で、学校において、国語の正しい理解のために読書を推進してると思いますが。読書の推進はどこの市町村よりも進んでいるのではないかなというぐらい、本当に先進的

に行っていると思います。

ほかに国語の教育に力を入れていること、また日本語教育、今日本語も非常に乱れて何が正当な本来の日本語の言葉遣いなのかわからないような状況になっておりますけれども、外国の人に説明をする上で日本語また日本文化をしっかりと説明できるぐらいの、そういった教育の仕方っていうのは、当町の学校の中ではどのように行われているのかお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 18条の国語についての理解ですが、とにかく読んでわからないと全ての教科は学ばませんので、小学1，2年生は1週間に9時間国語の勉強をします。算数は4時間なんですけど9時間勉強します。週5日ですから毎日2時間ぐらいあるような感じです。そのぐらい国語には1，2年生は力を入れます。3，4年生になりますとこれが7時間，5，6年生になりますと算数と同じ5時間——1日1時間というふうな段階にだんだん年齢が進むにつれて少なくなってきますが、そういうふうにかなり文部科学省のほうでも力を入れるよという公教育への指導があります。

それから19条の日本語教育の充実ということなんですけど、今、普通の、通常の小学校には、日本語のしゃべれないお子さんが通学してきております。日本語のしゃべれないお子さんが5人以上いる場合には、国籍を問わず外国籍の方でも日本国籍の方でも——外国で生まれてまた戻ってきたとかいろいろね、国籍を問わず5人以上いる場合には県から日本語指導の教員を1人派遣してもらいます。

阿見町では昨年は阿見第一小学校に日本語教育指導の先生が1人おりました。ところが転校していったり少なくなってしまうしたり、日本語の指導が必要なく上手にしゃべれるようになったりということで、今年は解消になりましたが、本郷小学校に10名ほど日本語の指導が必要なお子さんが出て、指導教員を1名いただいております。11月——先月、県のほうから日本語教育の指導の様子を訪問指導がありまして——心配なく日本語指導が展開されているかどうかというような訪問指導がありました。そういう県の専門の方の指導を受けながら、日本語指導をしている教員も今現在派遣されております。そういう状況です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。その日本語の指導をやるときの様子、私は見たことがないんですけども、具体的にわかる範囲でいいんですけど、どんな感じで授業をやっているんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 1対1，1対2ぐらいの人数で、日常会話に必要な、まず単語から覚えていくようです。幼稚園生や保育所にいるお子さんが見ているような絵を見せて、これ

が例えばコップとかね、これは便所——トイレとか、そういうふうな単語から学んでいくようです。それと一緒に平仮名・片仮名を覚えていって、それで自分の思いをつづっていくっていうような段階にまでなっていくと、今度は心配なくどんどん進んでいくようですが、まずは3歳児・4歳児がしゃべるようなことから学んでいくようです。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） わかりました。外国の方に言葉を教えるというのも、これも1つ非常に重要なことかと思えますけれども、日本のお子さんに今あるべき日本語の本来の言葉を指導していくっていう場面もお願いをしたいので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） それは学校教員の使命でございますので、精いっぱい自己研修を積みながら頑張っているという現状です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） わかりました。どうぞよろしく申し上げます。先ほど冒頭に申し上げました牛久市ですけれども、私が何かこういうことやりたいなっていうことを議題に上げようとしたときに、ほかの市町村どうかと調べたら、必ず牛久市って出てくるのは、これはもうすばらしいなと思います。牛久市はいろんな部分で進んでいるのかなっていうふうに思いました。特に牛久のまねをしようという気は全然ないんですけども、必ず牛久市はこういうふうに先進的に行っているというところにおいては、見習うべきところかなというふうに感じました。

牛久市では平成15年の4月に牛久市文化芸術振興条例、芸術振興条例を制定いたしました。その中で、文科省また文化庁にのっとった内容で方針を決めているんですけども、この牛久市独自の内容をかなり大きく盛り込んで進めているんですね。これもいずれ我が町がそういうことを携わって制定しようというときには、ぜひともうちの町に応じた内容として参考にしていただきたいなと思うんですけども、先ほどメンバーはどういう方ですかということもお聞きしたように、そのメンバーがどういう方々かっていうのは非常にこれ重要な部分になってくると思うんですね。

その中で、文化芸術創造支援メンバーを募集しますということで、ホームページでうたっているんですけども、牛久の方に聞いたら各それぞれの人がそういうところに出向いて応募するんですけどおっしゃってましたけれども、内容としては、先ほど海野議員おっしゃいましたけど、文化遺産の継承ということで——私、海野議員がお話すると思って、その部分は完全に省かせていただいたんですけども、そういうところで、城跡とか古墳とか、いろんな文化資産とかそういうところをめぐるに当たっての散策路整備部会というのがあるんですね。あ、

こういうのもあるんだと。地域の中でどういうところをめぐっていけば、自分の町の歴史がわかるかなっていう、そういう専門のグループを設けている。

あと芸術活動支援部会ですとかね、あと文化財保護部会ですとか、景観計画部会というものもあるんですね。これは町なかの全部の景観を見直して、景観条例っていうのありますけれども、それよりももっと踏み込んで、本当に町全体の景観が統一されたものか、見てとってもいい気分になるものなのかというところを見る部会ですとか、芸術文化における広報部会ですとか、そういったありとあらゆるグループに分かれているんですね。各グループが10名程度で構成されていると。

これは本当にすばらしいなと。これは文化庁の中にも載ってない内容でしたので、こういった町独自、市独自でやっていくというのは非常に重要なことですので、今後つくっていただけるかもしれないということですから、そういったときにぜひとも参考にさせていただきたいと思います。

そういったことで、とにかく我が町は文化の薫りの高い町としてこれからもどんどん発展していくように願いまして第1回目の質問は終わらせていただきます。

○議長（倉持松雄君） それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時25分といたします。

午後 2時13分休憩

---

午後 2時25分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） それでは、先ほどに引き続きまして質問させていただきます。

次に、当町にあります本郷ふれあいセンターの利用基準を町独自で緩和し、新たに文化施設の役割として担うことができないかについてお伺いいたします。

住民生活の公共財産である文化施設のさらなる活性化を図ることで、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等を目指す、劇場・音楽堂等の活性化に関する法律が本年6月24日に施行されました。文化会館や音楽ホールは、地域も人も豊かにするための有効な施設であります。これには今まで社会的な役割などを定める根拠法がなく、施設整備が進んでいるにもかかわらず、余り有効的に活用されていないと指摘されていました。

文部科学省の2008年度調査によれば、固定座席数300席以上を有する劇場や音楽堂等の施設は全国で1,893施設で、その設置者は全体の9割以上が地方自治体となっています。施設の稼働率——利用可能日に対する利用日の割合は、社会法人全国公立文化施設協会の2010年度調査



では、全国平均約57.9%と半分強であります。文化施設としての機能が十分に発揮されていないことが明らかになっています。

また、文化庁の資料では、施設の使い道は全体的に企画から制作の全てを行う自主公演よりも、外部団体に場所を貸す貸し館公演が中心となっていることや、実演する芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中していることなどにより、地方で多彩な実演芸術に触れる機会が少ないことが課題になっております。それは当町でも既に認識されている問題として御承知のことと存じます。

今回設置された劇場法では、劇場や音楽ホールなどを文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場と位置づけて、自主公演に積極的に取り組むように明記しています。

また、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることを国民に認識されるよう、劇場運営者、活動団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組んでいくことや、国や地方自治体も、この法律の目的を達成するため必要な助言、情報の提供、財政上・金融上及び税制上の措置、その他の措置を講ずるよう努めるものとするなど、全国の劇場や音楽ホールを活性化させるため、国と地方自治体の役割なども明記されています。文化における地域間格差をなくしていく取り組みもなされています。

当町では、御承知のとおり残念ながら音楽ホールや文化会館などの文化施設がございません。建設予定地はあっても建設されるめどは立っておりません。300席を有するホールとなると、本郷ふれあいセンターがありますが、公民館としてのくくりがあります。一般に公民館は社会教育法の第5章、いわゆる公民館法により活動が規定されております。

特に第23条第1項に営利目的の事業を禁止する旨が書かれております。公民館のホールが公民館のまま音楽ホールとして使用し、コンサートなどの芸術活動を行った場合、営利目的かどうかという点において、芸術ホールや民間ホールとのすみ分けになります。すみ分けるにも民間の施設も当町では見当たりません。

そこで、本郷ふれあいセンターの利用基準、利用規則を緩和して当センターを文化施設のかわりとなるようにできないかと考えます。優良な団体で、かつ芸術性や教育性が高いと町が判断した場合、膨大な営利を見込むものでなければ多少の利益があっても、例えば使用料金の差別化を図るなど公平性に配慮して利用できるようにすることが、当町の現段階では最良の方法ではないかと考えております。

遠くに出かけることなく町の中にいながらにして多くの芸術文化に触れる機会を増やすことで、町民の心を豊かにし、地域の文化レベルを向上させることにつながると私は確信しております。当町の見解をお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 本郷ふれあいセンターの利用基準を町独自で緩和し、文化施設の役割を担えないか、についてお答えします。

現在、公民館及びふれあいセンター全館は社会教育施設として、設置運営しております。町民が利用しやすく、地域住民が気軽に生涯学習の機会を得られる環境づくりに努めております。御質問の本郷ふれあいセンターも、社会教育施設として平成14年10月に開館し、条例・規則等により利用基準を定めているところであります。

本郷ふれあいセンターは、昨年度の駐車場整備により、自動車による来客の利便性が良くなりました。300人収容できるホールは、音楽や講演等の集会施設としての利用も増えております。今後は、社会教育法に捉われない生涯学習の場としての利用枠拡大に向け、条例・規則等の改正を検討し、町民がさらに利用しやすくなるよう対応していく考えでおります。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 大変前向きな答弁をいただき、本当にありがとうございます。条例改正を検討するというお答えをいただき、本当に大変うれしく、また教育長及び執行部の方々の、本当に柔軟性を高く評価させていただきたいというふうに思っております。

これにより、当町の音楽とか芸能を愛する方々のみならず、先ほど私が申し上げたように、さほど興味がなかった方も触れ合うことによって、本当に今後身近で触れ合うことによって、意外な一面を発見して急にファンになったりするようなことっていうのがあると思います。それによって、文化の向上の裾野が広がっていくのではないのかなっていうふうに感じております。

先ほど、条例の利用規則の改正っていうことを言っていただきましたけれども、それはいつごろ実現する運びになるでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 一応条例改正च्छゅうことで、今進めているところでございまして、当然料金を取った場合には、当然普通のボランティア等とちょっと差をつけたいच्छゅう思いもありますんで、25年度中च्छゅうच्छゅうことで御理解をお願いしたいんですけど。よろしくお願ひします。

以上です。

〔「自信を持って、自信を」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これは、もう前から教育長にしても次長にも言っていたんですよ。町で、もうこれ社会教育施設を外してね、やっぱり誰もがもう使えるようにしてくれよと。そうじゃないとやはり、先ほども文化の薫り高いまちって、やっぱり気品のある——こないだも話

したんですけど、私は品はないですけど、やっぱり品のあるね、町をやっぱりつくり上げていくってというのは非常に大事だっていうことで、これは非常に大事な視点なんでね、何とか教育長と次長に頑張っていただいて、25年度中によろしくお願いします。

〔「よかった、よかった」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 本当にありがとうございます。よそから転入してきた方に必ず言われるんですね。ここから芸術関係のことを見に行くにはノバホールに見に行くしかない。あるいは東京まで行くしかない。どんどんどんどん文化に対する意識が薄れてきてっていうふうな話を本当によく聞きますので、こういうことが実現するのはいつのことやらって思ってたんですね。

文化会館が建つまでに私が生きているかどうかわかりませんから、そうなるといつになることやらって思っていましたので、本当にこれは皆さん非常に喜ばれると思います。どうかこれについては努力をお願いしたいというふうに思っております。

こういったことの、さっきの劇場法の法律ですけれども、これによって文化をどんどん発展させているところの先進事例があるんですけれども、そこを少し紹介させていただきたいと思います。

新潟県の新潟市、これはより多くの方にクラシック音楽を身近に感じてもらおうということで、平日の午前中入場料を500円と——ワンコインコンサートということで、2002年9月から始めて今までに50回行っているというふうにお話をされてきました。また、2004年には劇場専属の舞踊団を発足いたしまして、年2回の自主公演を行っている。この舞踊団は地域の学校で子供向けのワークショップなど、計66回行っているということで、延べ2500人以上の住民が参加をしているということなんですね。これ、今年の7月現在なんですけれども。

この同館——市民芸術文化会館という所ですけども、ここは。大きな所ですよ。最初はまごまごしていた子供たちがワークショップの終了後には表情が非常に豊かになったということで大盛況を図っていると。これは新潟県の話。

次は、岐阜県の可児市というところなんですけれども、可児市の文化創造センターというところ。ここのセンターではこのセンターが提携している新日本フィルハーモニー交響楽団という劇団があるんですけれども、文学座というところのメンバーが市内の公民館とか学校、また老健施設とかそういう施設、あとは病院とかに出向いてコンサートなどを開いているんですね。

こういったイベントは2011年だけで354回。だから本当に1年間毎日行っているぐらいの感じの、いろんなところで行っているような感じのようなんです。延べ1万3,996人参加してい

ると。ここのセンターは、地元の病院で入院中のお年寄りとかが一流の交響楽団の生演奏を聞いて、本当に表情が明るくなった——私も音楽療法をやっていますけれども、音楽の効用というのは医学でははかり知れない効用があるんですね、そういったことで、その効果を語っているということがありました。

また東京の世田谷区ですけれども、世田谷パブリックシアターというところで、これは8年前からジャズトランペットの日野皓正さんが講師に来て、中学校に通う生徒を有志を集めてジャズバンドを結成したんですね。約4カ月の練習を経てからコンサートを開いているそうなんです。参加した生徒たちは、みんな音を合わせるということのチューニングの楽しさとか、そういうことから本当に大事なことだということを実感しながら、1つの音楽をつくるにも細かいところが必要だということを学習したようでありました。

そういったことで、演奏を支える側に回る経験も子供たちはしたということですね、これもぜひ当町でも、この日野皓正さんは素晴らしいですけれども、もしかしたらすごい方眠ってらっしゃると思うんですね。そういった方々に、あるいは東京から知り合いを連れてきていただいてやるということも、また1つの手かなというふうに思いました。そういったことから、とにかく阿見町の文化施設を、また阿見町のいろんな施設を有効に利用しながら地域住民とか芸術関係者と一緒に取り組んでいくということが、これから先は大事なことではないかなというふうに思っています。

音楽とか舞踊とか演劇の舞台芸術の製作ですとか、あと教育の普及ですとか、あと人材も育成しなくてはいけないと思います。劇場とか音楽堂のスタッフの人たちの交流の場もやはり設けていくことによって、異文化——自分とは違う認識を持ったほかの芸術をまた認識するチャンスにもなるのではないかなというふうに思うんです。

そして、より優れた芸術の創造とか発信を自ら行うことによって、文化施設が町内で事業を展開していくことによって、芸術を創造する役割ですとか、あと地域の文化芸術活動の活性化につながるですとか、あとは住民の鑑賞の機会の充実を図るですとか、そういったことをどんどん広げていき、とにかく近隣市町村を牽引するぐらいの力でリードをしていっていただきたいというふうに思っています。

先ほども申し上げたように本当に文化の薫り高い、水準の高い町にしていくということは、これは本当に自分の心をレベルアップさせることにつながるというふうに私は本当に確信しておりますので、どうかそのことに力を注いでいただくように、今後も努力を重ねていただくよう心からお願い申し上げます、私の質問とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで11番紙井和美君の質問を終わります。

次に8番久保谷充君の質問を行います。

8番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔8番久保谷充君登壇〕

○8番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。

それでは、質問をさせていただきます。

テレビでおなじみお笑いコンビの雨上がり決死隊の宮迫博之さんが胃がんとわかり手術を受けることになったそうですが、がんは11月上旬の人間ドックで発見したそうです。6年位前に番組で人間ドックを受けてから全然検査を受けていなかったらしいですけど、急に思い立って胃カメラによる検査で異常が見つかり、精密検査の結果、早期のがんだったことが判明いたしました。早期にもかかわらず、約5時間にも及ぶ手術で胃の3分の1以上を切除した模様であります。

それと、今日の産経新聞でピロリ菌から胃がん発症の仕組み解明ということで新聞に出ていました。胃がんの原因とされるピロリ菌はがんの元となる性質を持つがん幹細胞に働きかけて胃がんを発症させることを慶応大学医学部の鈴木秀和准教授らのチームが突きとめた。ピロリ菌による胃がん発症の仕組みの一端を解明する成果で、新たな予防方法や治療法の開発につながる可能性があるということが、13日付のアメリカの医学雑誌に掲載されたそうであります。

今回の私の一般質問は、ピロリ菌予防を積極的に行い、がん予防対策を進めていただきたいということです。

まずピロリ菌検査の公費助成についてであります。近年、胃がんの原因としてピロリ菌の存在がクローズアップされております。各地の大学医学部医師の調査によりますと、ピロリ菌は主に親がかみ砕いた食べ物を子供に与えるなどした際に感染することも考えられており、大人になって症状があらわれるとされてきましたが、近年小児期にも胃炎などを起こすことがわかってきています。

小児期には多くが無症状ですが中学前後で慢性胃炎による鉄欠乏性貧血や胃潰瘍、十二指腸潰瘍を引き起こすことがわかってきました。ピロリ菌は、原因がかなり特殊な検査をしないとわからないため、診断がつかないまま貧血などを繰り返している患者もいるということです。

日本におけるピロリ菌感染は先進国の中でも際立って高率となっているようです。世代別では上下水道など衛生環境が十分に整っていない時代に生まれ育った人ほど感染率が高く、50歳以上は80%程度なのに対して10から20代は20%以下と著しく低くなっています。

現在はがん死亡率のトップは胃がんから肺がんになりましたが、胃がんは相変わらず日本人が一番多くかかるがんです。かかる割合も死亡率も若年層ではピロリ菌の感染率が低くなるに比例して減っているものの、逆に高齢者では増え続けております。特に人口の多い団塊の世代

のピロリ菌感染率は80%です。そのために今後20年間は胃がん患者がますます増えると予想されております。

こうした状況を把握した上で、40歳以上の方に集中的にピロリ菌検査を実施し、保菌者の徹底的な除菌を行うべきだと思います。具体的には、町が行っている特定検診——いわゆるメタボ検診時に血液検査でピロリ菌の検査を行えば、胃がんに対する有効な対応策を講ずることができると思いますが、どのように考えますか。

がんにかかる医療費を考えれば、ピロリ菌検査と除菌を行うことは、医療費抑制や町民の健康管理に不可欠な対策だと思います。さまざまな機会を捉えて検査を実施することが必要であり、阿見全町民の検査実施を目標として取り組んでいただくことが必要だというふうに思います。ピロリ菌の感染者の約3%は最終的に胃がんを発症するとの調査結果もあるようです。ピロリ菌を除去すると内視鏡手術後の胃がん発生リスクが3分の1になるような研究結果もあり、既に健康保険組合等で除去に助成金を出しているところがあります。

ぜひとも、ピロリ菌検査費用約5,000円の助成を行うべきだと提言をいたします。ぜひともお願いを申し上げます。

次に、来年1月13日に阿見町の成人式が開催されます。対象者は497人となるようです。胃がんの発生には食生活や喫煙とあわせてピロリ菌感染が原因として深くかかわっていることがわかっています。胃がん撲滅キャンペーンとして成人式に新成人に無料でピロリ菌感染検査を実施してがん予防の知識を深め、検診への抵抗感を減らし、その大切さを考える絶好の機会となると思いますので、ぜひとも実施をしていただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） ピロリ菌検査の公費助成ということで、お答えいたします。

私も町長という立場に立たさせていただいて、その8月には胃がんになり、それもピロリ菌がやっぱり胃の下のほうが非常にくちゃくちゃっていかね、そういうものであるんで、ピロリ菌がすむよってということで、やっぱり半分切ったのがいいってということで、半分切っていただきました。

その節はね、もう町長はあれだと、12月には亡くなっちゃうなんてね、そんな話までした人がいたような感じがしますが、おかげさまでこのように元気でいられるんで、幸せだと思っております。

それでは、ピロリ菌は、発がん性のある病原細菌として知られており、胃炎、胃潰瘍、十二

指腸潰瘍などの炎症性の病気の発生に関係があり、その延長上に胃がんの発生の危険性が高まるといわれています。

先進国の中でも日本のピロリ菌の保菌者の割合は、1992年の時点で20歳代の感染率は25%程度と低率ですが、40歳以上では7割を超えており発展途上国並に高くなっています。このピロリ菌の保菌者のうち、病気にかかるのは、保菌者の約3割程度であり、残りの7割は持続感染しながらも症状があらわれない健康保菌者だと言われております。

胃がん検診としての導入につきましては、国立がん研究センターの有効性評価に基づくがん検診ガイドラインで、ピロリ菌に関する検査法について、死亡率減少効果を示す根拠が不十分であるため、市町村で行う胃がん検診への導入については勧められないとされております。また、ピロリ菌については、菌によるメリット・デメリットについて、胃炎・胃潰瘍・十二指腸潰瘍などの病原体になるものと、体に害のないものがあるのではないかとされており、いまだ研究中です。

このような状況ですので、がん検診としての有効性が確立され、ガイドラインに検診として推奨すると示されてからピロリ菌検査についての導入を検討したいと考えております。

2点目の新成人者へのピロリ菌感染検査の実施についてですが、1点目でお答えしておりますが、やはり国の動向を見ながら、やはり考えていきたいなど。

議員御指摘のとおり、胃がんの発生には食生活や喫煙が深くかかわっておりますので、新成人に限らず禁煙指導や塩分の多い食生活や野菜や果物不足の食生活の改善について、引き続きさまざまな機会を捉えて健康教育を行いたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） ピロリ菌の仕組みच्छूँかそれわかってからということなんですが、今日の新聞でもね、発生の仕組みが解明されたってということなんで、そういうことで町のほうでもね、今後そういうこと考えてもらっていけるのかなというふうに思います。

そういう中で、阿見町の今の特定検診の受診率はどのくらいになっていますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） ちょっと今、手元に資料ありませんので、調べてお答えさせていただきますと思います。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それとですね、今、年間にですね、人間ドックですか、を町に申し込んでいる方は何名ぐらいいるか、ちょっとあわせてひとつよろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 大変申しわけありません。大体の数字では、ちょっと訂正し

ては申しわけないので、ちょっと今調べて御報告したいと思います。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あと、もう1つですね、阿見町で胃がんによる亡くなられた町民は大体何名ぐらい——まあ、ここ一、二年、そういう統計っていうか、あるのかどうかちょっとお願いします。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） がんで亡くなった方が一番死亡している方は多いんですが、その中で胃がんですね、胃の悪性新生物ということでございますが、21年に胃がんで亡くなった方が18名、22年が24名、それで23年が14名というようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 特定検診と人間ドックのやつ、まだ今からということなんですけど、そのとき先ほどね、私も言いましたが、本当にね、団塊の世代の方がね……。

私らの場合は井戸水飲んでね、そういう形でピロリ菌にかかっている割合が多かったのかなというふうに思いますんで、そういう部分ではね、40歳以上ぐらいにですね、助成をしてやって、それで、さっき3割ぐらいかかるってことなんで、そうするとやっぱり医療費の抑制にもなるというふうに思いますのでね、早期にそういうことをやっぱりね、特定検診とか人間ドックとかそういうところにやっぱり早期に助成をしてあげて、それで減らしていくっていうことが大事じゃないかなというふうに私は思いますので、じゃあ、その辺どう考えているか、ひとつよろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

先ほども町長答弁申し上げましたとおり、ピロリ菌の有効性というものがガイドラインのところで、がん検診協会の判断が推奨できるというようなことになれば、導入を考えていきたいというようなことでございます。あわせて、そういう特定検診とかがん検診、そういうものの受診率を高めるように積極的に町も周知広報をしていきたいと。あわせてがんにならないための食生活、生活習慣、そういうものを見直すような周知もしていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） さっきの2番目のほうなんですけど、阿見町の成人式のときにですね、ピロリ菌検査の、大体5,000円ぐらいかかるということなんですけど、そういう中で本当に、今成人式の記念品、金額は大したことないのかなというふうに思いますけれども、そういうね、1つの健康に対するね、それをやっぱりあれするには物すごく大事かなというふうに思いま



すのでね、ぜひともね、若いからかかるとかどうのこのじゃなくて、健康意識とかそういうものを高めるためには、やっぱり若いときからそういうことが大事なのかなというふうに思いますのでね、ぜひともこれからちょっと考えていただいて、まあ来年はすぐなんで、再来年あたりでも近いうちにひとつ何とかね、記念品じゃなくて、そういうものの健康意識とか早目にそういうものをみんなに、若い人にね、成人を迎えた人にそういう意識を持ちながらするには一番いい機会であるし、そのときにまた、成人式にいろいろな健康についてとかそういうものの、検査をやっているときに講習とかそういうものを行った方がいいのかなというふうに思いますので、ぜひともお願いをいたします。

一応これで1回終わります。

○議長（倉持松雄君） それでは、第2問目に。8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 2問目ですね、国体のセーリング競技等の誘致の進捗状況と総合体育館及び全天候型温水プール設置の整備についてお伺いをいたします。

まず1つ目として、去年の12月に私が議会で2019年の茨城国体開催に向けてセーリング競技誘致、公開競技、デモンストレーション競技についても誘致検討をお願いをいたしました。現在の進捗状況についてお聞きいたします。

また、国体開催を機会に総合体育館の整備を行い、町民スポーツの振興を図ってはどうかと質問をいたしました。その後の検討状況についてお聞きいたします。町民の大きな要望として総合体育館の整備を進めるべきであると考えますが、第6次総合計画の前期に入れて整備する考えがあるかどうかお伺いをいたします。

2番目、阿見町は霞ヶ浦湖畔の町という名称で自己紹介しております。私も子供のころは霞ヶ浦で水泳をした経験があります。しかし、現在は町民の水泳をする機会は阿見中学校プールを利用するという極めて限られたものになっております。学校プール利用も天候や夏休みの前の短期間に集中するなど、設備が十分利活用されておりません。私は水泳の授業も年間を通じて行うべきだと思います。町民も利用できるよう、ぜひとも全天候型温水プールを整備するべきであると思いますが、どのように考えておりますか。

3番目、学校プール11校及び町民プールの年間運営維持費、利用状況、薬品代、人件費、水道料金（軽微補修を含む）状況をお伺いいたします。

4番目、今後のプール大規模補修計画と改修計画の費用見込みはどのようになっているのか、またあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（倉持松雄君） 久保谷充君に申し上げます。先ほどの質問に対して、答弁不十分なところがございましたので、それを答弁をいたします。

○8番（久保谷充君） はい。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 大変申しわけありません。先ほどの特定検診の受診率でございますが、これ平成23年度34.7%でございます。そして人間ドックの申込者数ですが、これも23年度で542人というようなことでございます。

以上です。

○8番（久保谷充君） はい、ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、国体のセーリング競技等の誘致進捗状況・総合体育館及び全天候型温水プール施設の整備について、お答えいたします。

セーリング競技誘致のその後の経過であります。県セーリング連盟や、県国体開催準備室との協議の上、陸上自衛隊武器学校敷地の使用について、武器学校と調整をしましてまいりました。

自衛隊は国体支援については、敷地の貸し出しは前例がないとのことですが、協議の結果、武器学校の敷地を借り上げて開催できる方向に進んでいるということですが、県国体開催準備室と防衛省が調整をしているところであります。また、10月31日付で県から、宿泊施設等の関係により、土浦市との共同開催として、当町がセーリング競技の会場候補地として内定する予定である旨の通知がありました。もう10月31日ですから、もう。

次に、総合体育館整備についてであります。その後の進展はありません。私も、まず最初に総合体育館を建てて国体でバドミントンをやろうというようなことで、企画財政課長いますけども、言ったら怒られちゃいました。本当にこれは、まだまだそれだけの財源がないよっていうことだったんでね、それで私もすぐ引き下がりました。弱いときはもうすぐ引き下がるという。なかなかね、やっぱりそのとおり総合体育館の整備を第6次総合計画の前期に入れるということについては、現段階ではやっぱり難しいのかなという気はしております。

全天候型温水のプールを整備し、年間を通じて学校の水泳授業を行い、また町民も利用できるようすべきであると。これも私も、これはもう最高だなと思うんですけど、これもまたやっぱり総合体育館と一緒にやらないといけないということだ、本当にこれであるならばね、全校生徒が年間通じて練習ができるというか、教室ができるということだ、非常にすばらしいんですけども、すばらしい、すばらしいって、そんで、できねえ、できねえって言うんでは、本当に悪いんですけど。

そういう面だ、なかなか全天候型温水プールがあつて、本当にそういう形で学校教育ができるってことは本当にすばらしいことなんですけど、今の現況の中で温水プールをとということになると、やはり総合体育館とやっぱり一緒につくっていくってことが、やっぱり大事なのかなということなんです、今のところは全天候型をつくり上げていくってことの難しいっ

ていうことであります。

3点目の、学校プール11校及び町民プールの年間運営維持費、利用状況を伺いますということについてお答えします。

まず、年間運営維持費につきましては、現在までの今年度実績で学校・町民プールの合算で1,607万円です。このうち、薬品代は143万円、人件費は一般開放管理業務で約250万円、水道料金は約415万円、修繕・補修工事は約691万円、維持管理費・その他が約108万円と、そのような内訳になっております。

また、利用状況につきましては、いずれも今年度実績で、学校プールは6月1日～7月下旬に各小・中学校で延べ162日、小学校平均で16日・中学校平均で12日児童生徒が利用しております。町民プールは7月21日～8月26日に計25日間一般開放を実施し、延べ1,379人が利用しました。町民プール利用者の内訳は、いずれも延べ人数で中学生以下が1,206人、高校生が9人、大人が164人となっております。

次に4点目の、今後のプール大規模補修計画と改築計画とその費用見込みはどのように考えているのかについてお答えします。

プールを適正に長期間運用していくためには、ある程度の周期でプールの塗装、配管改修など大規模な補修工事が必要になります。この工事には、過去の実績から1校当たり2,000万程度の費用が見込まれます。しかしながら、現在のところ長期的な大規模補修工事の計画は作成されておりません。

今年度実施します特殊建築物定期報告調査に基づきまして、全小中学校の塗装・補修工事の年次計画を作成する予定ですが、プール施設につきましても、年次計画を作成し、順次大規模補修工事を行っていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） セーリングのほうは私も去年の12月でね、質問したかいがあり、開催に向けて本当にね、進んでるなということで、本当によかったなというふうに私も思いますんで、本当にね、皆さんのね、苦勞と、本当に感謝をいたします。

そういう中で、大体いつもお金の話じゃないけど、そういう話が出てきますが、本当にね、これ総合体育館とね、私は全天候型のプールと一緒にやる必要もないのかなというふうに思います。なぜかといいますと、これ、はっきり言って今、年間の維持管理費が1,607万円。これ本当に日数からしたら幾らも使ってなくて、本当に小中学校も十何日というような現状の中で、やっぱり本当にこれ、プールを利用して、ほんで、水泳というかそういうところで、子供たちに教育っていうか、それを本当にできるのかなというふうな形が思います。

これ10年かければ、ねえ1億数千万円、ねえ6,000万円ね。のほかに今度は大規模改修工事

とかやったりしていきますと、それなりのお金がかかるわけですよ。それで、やっぱりまずは……。

そうだ。学校のプールには、これ耐震とかそういうあれっっちゃうのは全然関係ないんですかね。一応聞きます。

○議長（倉持松雄君） 学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） プールの構造体——水槽ですね、これは耐震関係ございません。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 予算がないっていうかね、これ予算の大体総合体育館も室内プールもですね、金額っていうか予算、どのくらいかかるか1回試算したことあるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

これは大分前の運動公園の総合計画の中でございますが、体育館それから屋内プール、これ合わせて50億からの……。これ当初の計画ですと、100億からかかる事業でございます。総合公園。それで執行済が46億ということで、残事業としては55億。そうですね、55億ということでございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 総合体育館と、結局プールっていうのは、これ割合っていうか、どのくらいだかはわかりませんか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） これ本当にざっと概算でございますが、総合体育館が31億強ですね。それから屋内プールが20億強ということでございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 温水プールなどはですね、町民からもやっぱり入場料とか取れるわけですよ。使用料が。そういう中では、やはり何ていうか、これ県内でも調べると大体半数以上はもうそういう形で総合体育館もね、プールもかなりの部分でみんなそれぞれに、牛久も今度ひたち野うしく小学校入れれば2カ所かな、そういう形でやってるわけですから、やっぱり阿見町もさっき紙井議員が言われますようにね、本当によそと比べると悪いかもわかりませんが、やっぱりね、少しでもやっぱり少しずつお金が……。

じゃあ牛久があんですかって私は聞きたいんですが、これは状況はどこでも私は変わらないというふうに思います。そういう中で本当に町民のため、またね、児童生徒のために、本当に町のほうが利便性がよくそういうものをつくる気があるのかどうかの気構えの形かなというふ

うに私は思います。

そういう中で、やっぱり例えば今ね、現在建設中の給食センターも前はPFIっていうことで事業しようとしてね、考えてきましたがね、それ今違う形でやっておりますが、PFIと同じようにBOPというね、そういう形で民間がね、資金調達をし施設を建設し、一定期間施設運営をして、費用をそれで回収して、その後公共に施設を譲渡するというふうな、いろいろな手法があるというふうに思いますよね。そういうやつをいろいろ考えて、実際に本当にやる気があるかどうかの差だというふうに思いますんでね。

本当にこれね、お金がないのは本当にわかりますよ、俺。わかりますけど、いろいろなことを考えたらば、じゃあ、こういうことをやってたら年間に例えば3,000万ずつじゃあ20年間してどうかさ、4,000万でもいいですよ。そういう形ったらこのくらい積み上がったらかうなりますよとかさ。そうすれば、牛久のひたち野うしく小学校はプール6億つつたかな、あれね。だから、そういう形でできるわけですから、だから1つに統合してそういうものをやっていくっちゃうことを私は大事だというふうに思うんですよ。

だから、何もね、利用が本当に十何日ぐらいしか利用しないんだったら、始めっからこんなものね、大したこれ利用頻度のまま物すごく少ないですからね。したらば、年間を通じてやっぱり交互にみんなで使ってくとか、町民も使えるようにぜひとも考えてもらいたいんですが、もう一度ちょっとお願いします。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いろんな手法があるって言いますが、要するにじゃあね、民間にやっていただいて、そんでその温水プールを使ったときにどのぐらいの金額がね、出てくるのか。それこそ温水プールをね、幾ら幾らでお金をもらうよと、民間の人に。それは全然管理委託とかそういうものには全然足らないと俺は思いますよ。そんな計算には絶対ならないはず。

〔「町で試算してみたらいいじゃない」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君） いやいや、俺が聞くからいいです。

○町長（天田富司男君） 試算したって、それは最初から当たり前の話なんです。そんなにね、もうそういう事業がだめだっていうのはよくわかってるわけだから。そして今小学校のプールの話したけど、やっぱり小学校は建てるたびにプールはつくらざるを得ない、そういう学校施設なわけでしょう。それが何日使ってどうのこうの、じゃあそれは必要ないんだっつたら皆さん怒るんじゃないですか。

〔「市民も使ってたよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） いや、市民はほとんど使ってないです。学校プールは。

〔「全然使ってるよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 学校プールはほとんど使ってないの。

〔「ひたち野うしく小学校は使ってるじゃない」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） そこは使ってない。うちは、阿見町のこと言ってるんだから。

○8番（久保谷充君） いえいえ、後ろへ話しねえでくれよ。

○町長（天田富司男君） だから、やっぱり学校におけるプールのね、やっぱり重要度っていうのは何日であってもよ、16日であっても、それこそ必要ないっていうんなら最初からつくらないわけだから。必要があるから皆さんの要求だつて必ず出てくると思いますよ。議員。

だから、そういうことを考えたときに、必要頻度っていうのは、最初にみんな一緒くたんにプールをつくるんじゃないから。ほら、年代ごとにつくってるわけだから、それこそ一緒くたんにつくるんなら、温水プールを一挙に1つつくれるけど、そうじゃないですからね。そういうことをよく踏まえてもらいたいですよ。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） まあ、前後ろじゃないけど、いろいろ話して私も困っちゃうんですが、間に挟まって。

でも、いずれにしても1回試算をしていただいて、ほんでそういう中でこうだよって。まあね、今年、来年とかそういうことでつくれっていう話しているわけじゃないですから、1回例えばそういう方式もあったり、そういうところで結構ね、形でみんなやってる自治体があるわけですから、そういうものを1回どういうふうな状況かを調べて、また試算をしていただいて、それで町に本当に合わないんであればしょうがないというふうに思いますが、ね、片や市政を5万人を目指していくんだよという中で、じゃあ、そういうものは置いてけぼりにしてもいいのかなとかさ、そういうやつもあるわけですから、やっぱり実際にそういうやっぱり全体的にそういう施設を整備して、やっぱり阿見町はすばらしいとこだというふうに周りからもね、そういうすばらしいところだというふうに思えるように、ぜひともしていただきたいというふうに思います。そういうわけで、今後とも前向きな形でお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、8番久保谷充君の質問を終わります。

---

## 休会の件

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月15日から12月24日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時23分散会

第 5 号

[ 12 月 25 日 ]



## 平成24年第4回阿見町議会定例会会議録（第5号）

平成24年12月25日（第5日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
交通防災課長	建石智久君
税務課長	吉田衛君
児童福祉課長	岡田稔君
農業振興課長	村松利一君
環境政策課長	岡野栄君
水道課長	坪田博君

○議会議務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

## 平成24年第4回阿見町議会定例会

### 議事日程第5号

平成24年12月25日 午前10時開議

- 日程第1 議案の訂正について
- 日程第2 議案第84号 阿見町動物の愛護及び管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第85号 阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第86号 阿見町防災会議条例の一部改正について
  - 議案第87号 阿見町災害対策本部条例の一部改正について
  - 議案第88号 阿見町税条例の一部改正について
  - 議案第89号 阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について
  - 議案第90号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第91号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
  - 議案第92号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第93号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
  - 議案第94号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第95号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
  - 議案第96号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第97号 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第98号 訴えの提起について
- 日程第7 議員提出議案第4号 阿見町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第8 議員提出議案第5号 阿見町議会会議規則の一部改正について
- 日程第9 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

議案の訂正について

○議長（倉持松雄君） 日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

町長より説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。今日はこの冬一番の寒さということで、また、インフルエンザ等が非常にはやっているとということで、議員各位にも体、十分留意していただきたいと思います。

それでは、本定例会に上程いたしました議案第85号の阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定についてであります。条文の第5条に誤りがありましたので、お手元に配付いたしました議案の訂正についてのとおり訂正させていただきたく、阿見町議会会議規則第20条第1項の規定により議会の承認を求めます。

議員各位には大変御迷惑をおかけしましたことを心よりお詫びを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの議案の訂正については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案の訂正については、原案どおり承認することに決しました。

---

議案第84号 阿見町動物の愛護及び管理に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2、議案第84号、阿見町動物の愛護及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、去る12月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月18日午前10時に開会し、午前11時26分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

まず、議案第84号、阿見町動物の愛護及び管理に関する条例の制定についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、罰則規定はどうなっているのか、また、やむを得ず当該動物を飼養することが困難となった場合、新たな飼い主の見つからなかった場合は、何か対策があるのかという質問がありました。

動物愛護法の44条に「みだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」、また3項には「遺棄した者は、50万円以下の罰金」という罰則規定があります。来年9月からは、罰則が2年以下、200万円以下、100万円以下の罰金の増額が決定しています。また、動物が飼えなくなった場合は県が引き取ることになっていますが、80%が殺処分になり、愛護団体からは、そういうことをしないようにと、犬や猫が大変に問題になっており、現場ではもめごとの原因になっている項目ですという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第84号、阿見町動物の愛護及び管理に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。委員長報告といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第84号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第84号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第85号 阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3、議案第85号、阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る12月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） それでは、先ほどに続きまして、議案第85号、阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、第9条で、ペット霊園の設置をしようとする者に対し、手続がされていないと認めるときは必要な勧告をすることができる。との規定があるが、どの程度で勧告するのかという質問があり、条例がクリアしていることになれば、経済活動としての許可は与えることとなります。また、都市計画法、建築基準法上で、市街化区域は準工業地域、工業地域、工業専用地域に建てられますが、調整区域では原則は建ちません。例外として、小池でありましたように、既存の宅地、住宅には建つということです。今回、条例を設置しまして、町民の環境に配慮したということですという答弁がありました。

次に、附則の既設ペット霊園の特例の内容について説明をお願いしたい。また、パブリックコメントをやるべきではなかったかという質問があり、この条例が平成25年の1月1日から施行できるとして、施行日の前日までに霊園を設置している者は、町内に1カ所既にあるが、必要な書類を条例の施行日の日から3カ月以内に町に提出することで許可を受けたものとみなすということです。条例や法令ができる以前のものは、許可条例をつけることになっています。

また、パブリックコメントは本来実施するのが適切ですが、9月の中旬に県から、阿見町内にペット霊園の計画があり、建築、都市計画法、環境関係の法令等、特に何の支障もなくできてしまうという情報を得て、地元でも反対であることを開発者に伝え、白紙の状態になっていますが、指導要綱よりも規則の強い条例に今回改めるということで、急いで提出する必要がありましたという答弁がありました。

次に、第7条、第8条の中で、説明会の開催と近隣住民との協議は規則で定める日までとあるが、定める日とはいつなのかという質問があり、規則はこれから定めるものですが、申請予定日の60日前までに説明会の開催、説明会の開催から14日以内に結果を報告しなければならないということで検討していますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第85号、阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第85号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第85号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第86号 阿見町防災会議条例の一部改正について

議案第87号 阿見町災害対策本部条例の一部改正について

議案第88号 阿見町税条例の一部改正について

議案第89号 阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について

議案第90号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、議案第86号、阿見町防災会議条例の一部改正につい

て、議案第87号、阿見町災害対策本部条例の一部改正について、議案第88号、阿見町税条例の一部改正について、議案第89号、阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について、議案第90号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

本案については、去る12月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月17日午前10時に開会し、午前11時13分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員17名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第86号、阿見町防災会議条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、地域にかかわる防災に関する重要事項を審議するとありますが、これは、何かこれとこれとが重要だという項目があるのですかと質疑があり、今回の条例改正で、市町村長の諮問に応じて地域にかかわる防災に関する重要事項を審議するように改正がありました。いろいろなその災害に応じて、今までは諮問という概念がなかったもので、そのようなものをつけ加えたということの答弁がありました。

次に、防災会議の委員は35名以内となっていますが、現在は何名いるのですか、また、その中での男女の比はどれくらいですかとの質疑があり、防災会議の委員は32名で、うち2名が女性ですとの答弁がありました。

次に、防災会議の専門委員についての人数と選出方法、また、指定地方行政機関の職員のうちからとか、茨城県の公営企業の職員のうちからとありますが、企業の数と行政機関の数はどれくらいあるのですかと質疑があり、専門委員は8名で、選出方法は、防災計画を立ち上げるときに、委員会の中に専門委員会の名称があり、その委員は各部長さんが構成委員として入っており専門委員を構成しています。また、企業の方が14名、行政機関の方が17名おられまして、その中から選出されますとの答弁でした。

次に、先ほどの3.11震災の折、防災計画の内容に則して機能していなかった。前回なぜうまく機能していなかったのか。今回作成するのは、どのような形で作成するのか。また、防



災計画の見直しは、いつ完成する予定なのかとの質疑があり、防災計画は、国際航業というところを相手方として計画を進めています。改善点といたしましては、指揮命令系統の明確化、情報共有の手段ルート、適切な班編成や業務分担の職員の配置などを課題としています。いつごろ完成するのかについては、計画そのものを来年度9月を目標に整理しまして、その後、防災会議等々の策定委員会の承認をいただければ12月議会、多少のおくれがあっても3月議会までには終わらせたいとの答弁でした。

次に、この防災基本法の改定は、東日本大震災から得た教訓を今後いかに活かして防災対策の教訓にしていくのかというのが狙いだと思うのですが、本年も昨年も、町の防災訓練が実施されませんでした。どのようなことなのかとの質疑があり、21年度に開催しています。22年度は雨天のために中止。23年度は震災の同年だということで中止。24年度は震災の防災意識の向上を図ることも重要だということで、総合訓練にかわるものとして、今年度、町歩きワークショップを12月に中央北区で実施しました。3月には住吉で予定をしています。来年度以降は、地域の防災計画の策定を見ますので、計画に沿って総合訓練を実施していきたいとの答弁でした。

次に、自主防災組織は66行政区の中でどれくらい組織されているのかとの質疑があり、65地区に自主防災組織があります。しかし、地域間の中での機能のばらつきがあることも事実で、その辺につきましては、丁寧に指導していきたいとの答弁がありました。

次に、現在の避難所について、今までのままでよいのかという質疑があり、現在、避難所ということで21カ所が指定になっています。広域が3カ所。今あるものを第一に考えて見直しを図っていく。広域ということで、ヘリの離発着ということを含めて、グラウンド等が広域の中の指定になっています。若栗の運動公園、茨大、医療大、これを第一として基本にして考えていますとの答弁がありました。

なお、この防災につきましては大変幅が広く、町民にとりまして、安全安心の町として非常に大切なことであり、生活と密着していますので、委員会として改めて勉強会を開催することを要望いたしました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第86号、阿見町防災会議条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

それでは、先ほどに引き続きまして、議案第87号、阿見町防災対策本部条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、討

論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第87号、阿見町災害対策本部条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

続きまして、議案第88号、阿見町税条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第88号、阿見町税条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月17日午後2時に開会し、午後3時7分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員19名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第89号、阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、家庭的保育事業について、来年4月から実施ということですが、既に募集が始まっているのか、始まっているとすれば、その申し込み状況をお聞かせくださいとの質疑があり、募集については、広報あみの12月号のお知らせ版でお知らせしております。今後、広報を見て応募される方が出てくるのではないかとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第89号、阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第90号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、中学3年生まで自己負担分を所得にかかわらず助成していくということだと思うが、所得制限階層は阿見町の場合は何%ぐらいあるかとの質疑があり、町単独分は13%ですとの答弁がありました。

次に、中学1年生から3年生までの所得制限をかけない場合、どのくらいかかるかとの質疑があり、事務費を入れて2,100万円ほど上乗せになりますとの答弁がありました。

次に、所得制限をかけないで全所得階層の外来時の自己負担金を助成するということの意義を教えてくださいという質疑があり、所得制限を設けず、中学3年生までの子育て世代の家庭を積極的に支援していくということですとの答弁がありました。

最後に、これについては市町村間で競争になっているが、費用対効果もそれほどなく、意味がない。これは県全体として取り組むとか、国全体の制度の中で取り組むべきだと思うが、考えをお聞かせくださいとの質疑があり、国や県ができないことは地方自治体がやっていかなければならない。競争のない地域間、自治体はないと思う。町は子育て支援としてここに住んでいただけるよう、こういった政策をとっているのだから、決して悪いことではない。今後、子育て支援として何ができるかということ、また、待機児童等についても問題になっているので、そういうものについても力を入れていかなければならないと思うとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第90号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第86号から議案第90号までの5件についての委員長報告は原案可決であります。本案5件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第86号から議案第90号までの5件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第91号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号）

議案第92号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第93号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第94号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第95号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第96号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第97号 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第5、議案第91号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号）、議案第92号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第93号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第94号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第95号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第96号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第97号、平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る12月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第91号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のうち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、フラワーコリドールの現状について質疑があり、この事業は、平成15年から地権者31名の農地で、転作事業と町のフラワーコリドール事業を活用して実施しています。大室地区転作組合が菜の花の播種をしていますので、事業費210万円を謝礼という形でお願ひしています。ただ、違った形での土地利用をしたいというのが地権者の大方の要望ですので、何らかの形で早急に解決したいというのが、町のほうで考えている状況です。

これに対し、31名の地権者が安心するような形で事業を展開してほしいとの要望がありました。

次に、霞ヶ浦湖岸構想42ヘクタールは白紙になっているかとの質疑があり、平成10年に公園構想があり、親水公園ゾーンに位置づけてまして、当時、霞ヶ浦環境科学センターを誘致しようとの動きもあり、それに予科練平和記念館、霞ヶ浦平和記念公園、これを40ヘクタールでやっつけようという計画がありました。計画どおりにいかなかったのは事実です。ただ、今後、かわまちづくりを積極的に進めていこうと考えています。考え方としては、白紙といいますか、形骸化しているのではと考えています。湖岸の水辺空間をどのように利用していくかについては、第6次総合計画の中で位置づけをしていくしかないと考えていますとの答弁がありました。

次に、町民活動センターの全体像について質疑があり、センター長の報酬が年額240万、臨

時職員の賃金が4名で262万1,000円、講師謝礼が10万円、消耗品が32万8,000円、電話代20万6,000円、電気代が36万円、借上料が25万8,000円、家賃が年額180万7,000円、その他費用弁償、保守点検料などで総額833万5,000円ですとの答弁がありました。

次に、市町村間の職員の交流時の給料について質疑があり、現在は市町村間で職員の交流はやっていません。過去にやっていたときには、それぞれの職員については、地元の市町村で負担をするということで行っていたとの答弁がありました。

次に、外国人登録について、増えていると思うのですが減額になっている。ここ何年かの流れについて質疑があり、現在、11月30日の登録者数は629人です。7月9日に外国人登録法が廃止になりまして、今は住民基本台帳に移行しています。それに伴いまして、事務もそちらに移行したため減額となっていますとの答弁がありました。

次に、東京医大に対し、12月1日付でそのような処分がありました。その後、緊急外来は今までどおり受け付けてもらえているのかとの質疑があり、昨年度のデータでは、緊急搬送の66%を東京医大に搬送しています。今年度12月1日以降13日までのデータですが、61名救急搬送していき、38名が東京医大に搬送しています。率としては62%ですが、緊急搬送時に東京医大以外に搬送を希望されている方もいます。データ上は、若干搬送率が減っているということになります。東京医大の副センター長からも、緊急は100%協力して搬送を受け入れるということを確認していますので大丈夫だと思っておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第91号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のうち、総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに引き続きまして、議案第91号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のうち、民生教育常任委員会所管事項について、審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、教育費の学校施設整備事業の内容を教えてくださいとの質疑があり、君原小学校のプールと校舎の排水路を整備する事業ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第91号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のうち、民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第92号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につ

いて、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、東京医大について、関東厚生局では3つの条件が整わなければ短縮はあり得ないと言っているが、阿見町の対応は、短くしてくれということばかりで、本来、東京医大がやらなければいけないことをしっかり言っていないように思う。どういう形でやっているのかとの質疑があり、再指定に向けての3つの条件のうち、返還金については、県内市町村全部で振り込まれているかは確認しておりませんが、阿見町については12月5日に返還金をいただいております。再発防止策については、東京医大が対応しており、4名の外部委員を入れ、茨城医療センター保険診療検査委員会を設置したということです。地域医療として、その病院の果たす役割がどうしても必要だということを国にきちんと説明をしてくださいということについては、県の厚生総務課で対応しており、政策医療として、がんや肝疾患等については集中治療できる病院として東京医大を指定して担ってもらっているわけですので、県がその辺の資料を作成し、副知事が要望に行ったときに説明をしてきたと聞いておりますとの答弁がありました。

次に、町では、誰が幾らという返還金のリストはもらっているのか、また、個人への返還金はどうなっているのか把握しているのかとの質疑があり、返還金のリストはもらっている。個人への返還金については、郵送で返還金の通知をしていると聞いておりますとの答弁がありました。

次に、ある患者さんから、東京医大は基本的に来た人は全員診ますと言っているという話を聞きました。これでは全部が療養費払いになってしまうと思うが、そのチェック体制はどうなっているのかという質疑があり、療養費払いの請求については、東京医大から町に申請が上がってきます。レセプトに、なぜその診療をしたのか、基本的にはガイドラインに沿った診療しかできないことになっていますので、緊急性があるもの、継続的に東京医大でないと治療ができないもの、がんとか肝疾患等、ガイドラインに具体的に示されたものを診療した場合に申請が上がってきます。細かい内容については、国保連合会でレセプトの点検を行っており、余り緊急性のないものとかそういうものがその中に入っていれば、療養費払いの対象にならないということで、はじかれることとなりますとの答弁がありました。

次に、保険給付費の高額療養費が1,682万5,000円ということですが、これは例年に比べて増えているのか、増えているとすれば、どのようなものが多いのか、統計をとっていただければ教えてくださいとの質疑があり、平成23年度と平成24年度を比べて、平均で3.9%ほど増加している。統計については、高額まではとっておりませんとの答弁がありました。

次に、高額療養になるような長期入院になる前に、統計をとって予防する方法をとっていく必要があると思うが、その辺をお聞かせくださいとの質疑があり、健康づくりプラン21の中に、

町の死因ベスト3があります。1位ががん、2位が脳血管疾患、3位が心疾患という統計が出ております。これらの疾患については、高額療養につながってくるということで、療養費の削減のため、健康づくりに力を入れ予防をしていきたいと思いますということでプラン21を作成しています。当然、がんの対策も必要ですが、国や県の統計と比べると、阿見町の場合、脳血管疾患が多いという特徴があるので、高血圧とか塩分のとり過ぎ等に積極的に対策を打っていきましようという内容でプラン21を作成しております。そういう部分の指導が本当に医療費の削減につながっていくのかということについては、長い目で見えていかないと検証は難しいと思いますが、プラン21は10年が経過しまして、来年見直しするということになっておりますので、その成果について検証して、新たなプランをつくることになりましたが、議員がおっしゃるとおり、医療費のかかる病気について予防していくということは重要なことなので、今後、力を入れていきたいとの答弁がありました。

次に、療養費で東京医大の分はどのくらい見込んでいるのかという質疑があり、一般被保険者療養費で9,076万8,796円、退職被保険者等療養費で1,205万1,880円ですとの答弁がありました。

次に、それについては、何をもとに算出しているのかとの質疑があり、直近の8月分の東京医大の支払額に2カ月を掛けて計上していますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第92号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第95号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、介護給付費準備基金積立金ですが、既定額1,000円で補正が3,734万円となっているが、これについて教えてくださいとの質疑があり、今回の歳入の補正額が1億3,258万8,000円で、歳出額は9,524万7,000円となり、歳入額とイコールにするため、3,734万1,000円を基金に積み立てるということでございますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第95号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第96号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第96号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、議案第91号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のうち、産業建設常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、霞クリーンセンターの維持管理費1,000万円と平地林保全整備事業の700万円の補正の内容についてと、放射能対策事業の中の体育施設の除染工事はどこの場所ですかとの質問があり、維持補修工事の補正は、霞クリーンセンターの踊り場の改修工事です。また、平地林保全の増額は、県の身近なみどり整備事業を活用して、町内の荒廃した平地林や里山林の手入れをする事業で、申請地の面積が増えたことによるものです。当初、年間5ヘクタール程度の目標としていたが、上長地区、若栗2.5ヘクタール、吉原地区が2.9ヘクタールと3.2ヘクタール、上長地区が4.5ヘクタール、合計4地区13.23ヘクタールを実施する予定です。県補助が10分の10です。

また、体育施設除染工事は、若栗運動公園内のテニスコート及びフットサルコートの改修工事と、国の放射線量低減対策特別緊急事業補助金を利用した除染工事をあわせて行うものだという答弁がありました。

次に、農業振興推進事業の中の人・農地プラン図面作成委託料とは、どういう目的でつくるとのかとの質問があり、農業者の高齢化や担い手の不足、耕作放棄地の増加の人と農地の問題を解決するために、地域農業者の意見を聞きながら、農地図に農用地の情報及び耕作放棄地の利用農地の情報を重ねた図面を作成するための補正です。今回、開示して集積予定地等をかき込んでいく予定ですよという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第91号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のうち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第93号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第93号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第94号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）



について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第94号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第97号、平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第97号、平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第91号から議案第97号までの7件についての委員長報告は原案可決であります。本案7件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第91号から議案第97号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第98号 訴えの提起について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、議案第98号、訴えの提起についてを議題といたします。

本案については、去る12月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに引き続きまして、議案第98号、訴え

の提起について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第98号、訴えの提起については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第98号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第98号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議員提出議案第4号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、議員提出議案第4号、阿見町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

15番久保谷実君、登壇願います。

〔15番久保谷実君登壇〕

○15番（久保谷実君） それでは、議員提出議案第4号について説明をいたします。

阿見町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

阿見町議会議長倉持松雄殿。

提出者、阿見町議会議員久保谷実、同じく佐藤幸明、同じく諏訪原実、同じく紙井和美、同じく藤井孝幸、同じく柴原成一。

提案理由の説明をいたします。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律、平成24年8月29日、法律第72号の成立により、法律で定めていた委員の選任方法、在任期間等が条例に委任されたことに伴い、所要の改定を行うため、提案するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第4号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議員提出議案第5号 阿見町議会会議規則の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第8、議員提出議案第5号、阿見町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

15番久保谷実君、登壇願います。

〔15番久保谷実君登壇〕

○15番（久保谷実君） それでは、議員提出議案第5号について趣旨説明をいたします。

阿見町議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

阿見町議会議長倉持松雄殿。

提出者、阿見町議会議員久保谷実、同じく佐藤幸明、同じく諏訪原実、同じく紙井和美、同じく藤井孝幸、同じく柴原成一。

提案理由を読み上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律、平成24年8月29日、法律第72号の成立により、本会議において公聴会の開催や参考人の招致ができることとなっているため、所要の改定を行うとともに目次の追加及び引用規定の改正をあわせて行うため、提案するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第5号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第5号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第9、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所

管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 閉会の宣告

○議長（倉持松雄君） これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

議員各位におかれましては、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。これをもちまして、平成24年第4回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時00分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 持 松 雄

署 名 員 諏訪原 実

署 名 員 藤 平 竜 也

## 参 考 资 料

平成24年第4回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第86号 議案第87号 議案第88号 議案第91号</p>	<p>阿見町防災会議条例の一部改正について 阿見町災害対策本部条例の一部改正について 阿見町税条例の一部改正について 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第89号 議案第90号 議案第91号 議案第92号 議案第95号 議案第96号</p>	<p>阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号） 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第84号 議案第85号 議案第91号 議案第93号 議案第94号 議案第97号 議案第98号</p>	<p>阿見町動物の愛護及び管理に関する条例の制定について 阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号） 訴えの提起について</p>



## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成24年9月～平成24年12月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	10月16日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回臨時会会期日程について</li> <li>・その他</li> </ul>
	12月4日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回定例会会期日程について</li> <li>・その他</li> </ul>
総務 常任委員会	10月19日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
	11月8日 ～ 11月9日	山形県米沢市 埼玉県久喜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防組織の広域化について</li> </ul>
民生教育 常任委員会	10月17日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
産業建設 常任委員会	10月19日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
	10月22日 ～ 10月23日	群馬県太田市 山梨県南アルプス市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおた太陽光発電所の取り組みについて</li> <li>・公共施設への太陽光発電システムの取り組みについて</li> </ul>

議会だより 編集委員会	10月3日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第134号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	10月11日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第134号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	10月29日 ～ 10月30日	東京都千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第77回町村議会広報研修会</li> </ul>
全員協議会	10月25日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿見町メガソーラー事業計画について</li> <li>・その他</li> </ul>
	11月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
	12月3日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて</li> <li>・阿見町動物の愛護及び管理に関する条例の制定について</li> <li>・阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について</li> <li>・訴えの提起について（建物等撤去請求事件）</li> <li>・空き家対策における条例制定に向けての事前説明について</li> <li>・かわまちづくり計画の推進について</li> <li>・阿見町議会委員会条例の一部改正について</li> <li>・阿見町議会会議規則の一部改正について</li> </ul>

全 員 協 議 会	12月3日	全員協議会室	て ・その他
-----------	-------	--------	-----------

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	10月11日 ～12日	研修視察 ・視察先 宇美町・志免町衛生 施設組合 宇美志免浄化セン ター		藤井孝幸 平岡 博
	10月18日	第3回全員協議会 ・平成24年第2回組合議会定例 会提出予定案件について		藤井孝幸 平岡 博
	10月30日	第2回定例会 ・平成23年度龍ヶ崎地方衛生組 合一般会計歳入歳出決算につ いて ・平成24年度龍ヶ崎地方衛生組 合一般会計補正予算（第1 号） ・平成25年度龍ヶ崎地方衛生組 合分賦金割合について	原案認定  原案可決  原案可決	藤井孝幸 平岡 博
牛久市・阿見町 斎場組合	10月10日	全員協議会 ・平成24年第2回組合議会定例 会の議案説明について ・斎場運営状況報告について		佐藤幸明 吉田憲市 川畑秀慈
	10月10日	第2回定例会 ・専決処分の承認を求めること について（平成23年度牛久 市・阿見町斎場組合一般会計	原案承認	佐藤幸明 吉田憲市 川畑秀慈

<p>牛久市・阿見町 斎場組合</p>	<p>10月10日</p>	<p>補正予算（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛久市・阿見町斎場組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>・平成24年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第1号）</li> <li>・平成23年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について</li> </ul>	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案認定</p>	<p>佐藤幸明 吉田憲市 川畑秀慈</p>
-------------------------	---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------	-------------------------------